

ナザレン教会

マニュアル

歴史
憲法
政治
式文

日本ナザレン教団

序文

ナザレン教会の使命は、キリストの大宣教命令である「行って弟子を作りなさい」（マタイ 28：19）に対して応答することである。ナザレン教会の主要な目的は、聖書の示されているクリスチャンのホーリネスを保持し、宣教することによって神の国を進展させることである。

「ナザレン教会の最重要な目的は聖なるクリスチャンの交わり、罪人の回心、信仰者の全き聖化、ホーリネスにおける成長、初代新約聖書に示されるひたむきさと霊的力をどの生き物にも福音を伝えるものである」（25）

ナザレン教会は、世界中に福音を説教し、教育することにおいて神の国を進展させる道具となるために存在している。私たちのよく定義された命令は、聖書に示されているクリスチャンホーリネスを罪人の回心、背教者の更正、信仰者の全き聖化を通して保持し、宣教することである。

我々の目的は霊的なものであり、私たちの主の大宣教命令である「すべての国に行って弟子を作りなさい」（マタイ 28：19、ヨハネ 20：21、マルコ 16：15）への応答として伝道することである。我々はこのことが、一致された信仰の教理的声明と歴史の中で試されてきた道徳性と生活様式において実現されていくと信じる。

2001-2005のマニュアルは短い教会の歴史、信仰箇条や私たちの信仰理解を定義する教会憲法、聖なる生活への一般的規則、組織や政治原則、現代の社会に鍵となる問題を主張する特例、各個教会、地区、全体的な教会を取り扱う教会政治形態の政策を含む。

総会はナザレン教会の最高の教理形成及び法律形成体である。このマニュアルは第26回総会の牧師及び信徒によってなされた決定や判断を含んでいる。この総会は2005年6月26-30日、インディアナ州、インディアナポリスにおいて行われたものであり、行為の規範として権威あるものである。これは教会の信仰と実践の公式声明であり、聖書の教えと一致するものである。私たちは、各個人が教理の主張、それに含まれる聖なる生活の為のガイドや援助を受け入れることを期待している。これを受け入れないことは、公式にナザレン教会の会員の誓いをした後においては、教会の証しを損ね、良心を侵犯させ、ナザレンと呼ばれる人々の交わりを消散させることになる。

ナザレン教会の政治形態は明白である。政治においては、主教制でも、完全な会衆制でもなく代表制をとっている。教職と信徒は平等の権威を有するのであるから、教会の審議及び法律制定においては、好ましく有効な力の均衡が存在する。教会における参加と奉仕のチャンスになるのみでなく、教職者、信徒両者にとっての義務にもなる。

責任及び明確な目的意識は重要である。実践と過程において共通して一致した知的で学識のある人々によって神の国はより迅速に拡張し、キリストの証しもなされていくのである。それ故に、会員が理想的なナザレン教会の歴史、教理、倫理実践であるマニュアルに親しむことは義務である。各頁における命令に執着することは、神と教会への忠誠、忠実さを増し、

霊的な努力を有効に、効率よく増進させるものである。

最高の規範であり、聖霊によって靈感されている聖書と信仰、実践、政策の一致した見解であるマニュアルにおいて、私たちはイエス・キリストにおける喜びと不動の信仰を持って次期の4年間を過ごしたいと考える。

総監督局

ジェームズ・H. ディール

ポール・G. カニングハム

ジェリー・D. ポーター

ジェシー・C. ミッテンドルフ

ナイナ・G. ガンター

J. K. ワーリック

目次

第Ⅰ部

ナザレン教会史

1

第Ⅱ部

教会憲法

前文

信仰箇条

教会

組織と政治に関する条項

修正

第Ⅲ部

キリスト者行為の契約

A キリスト者生活

B 結婚，離婚，結婚の解消

C 人間の生活の聖性

D 人間の性について

E クリスチャン・スチュアートシップ

F 教会役職者

G 秩序の規則

H キリスト者行為の契約の修正

第Ⅳ部

教会政治

前文

I. 各個教会

A. 組織，名称，法人組織，敗産，制限事項・合併・解散

B. 教会員

C. 伝道・教会会員委員会

D. 会員所属の変更

E. 会員所属の停止

F. 教会会議

G. 教会年度

H. 牧師招聘

I. 教会と牧師の関係

J. 牧師招聘の更新

K. 教会役員会

- L. 執 事
- M. 役員会
- N. 日曜学校役員会
- O. ナザレン青年会 (NYI) NYI委員会
- P ナザレンデイケア/学校
- Q 各個教会国際宣教会
- R. 募金禁止
- S. 教会名の使用
- T 教会後援の団体
- U. 各個教会の有給補助者

II. 地区年会

- A. 区域および名称
- B. 部会会員および年会の日時
- C. 年会の業務
- D. 年会議事録
- E. 理事長
- F. 部会書記
- G. 部会会計
- H. 部会諮詢委員会
- I. 部会資格審査委員会
- J. 部会教職学修委員会
- K. 部会国内伝道委員会 伝道委員会主事
- L. 部会教会財産委員会
- M. 部会年会財務委員会
- N. 地区チャプレン主事
- O. 地区日曜学校委員会
- P. 地区青年会
- Q. 地区国際宣教委員会
- R. 地区有給補助者
- S. 地区の非組織化

III. 総会

- A. 職務と組織
- B. 総会の代議員
- C. 総会の時期と場所

- D. 臨時総会
- E. 総会準備委員会
- F. 総会の職務
- G. 総監督
- H. 名誉監督と隠退監督
- I. 総監督局
- J. 総会書記
- K. 総会会計
- L. 総会常議員会
- M. 一般教会関連常議員会
- N. クリスマンアクション委員会
- O. 神により召命された伝道者に関する委員会
- P. 国際研究コースの為の諮詢委員会
- Q. 国際ナザレン青年会
- R. 国際ナザレン宣教委員会
- S. 国内委員会
- T. 地域

IV. 高等教育

- A. 教会と単科大学・総合大学
- B. 国際高等教育委員会
- C. 国際教育理事会
- D. 教育コミッショナー

V. 牧会とクリスマンの奉仕

- I. 召命と牧会者の資格
- I I. 牧会の範疇と役割
 - A. 信徒牧会者
 - B. 牧師の牧会
 - C. 管理者
 - D. チャプレン
 - E. 女性教職者
 - F. 教育者
 - G. 伝道者
 - H. クリスマン教育の牧会者
 - I. 音楽牧会者

- J. 宣教師
- K. 牧会者
- L. 音楽伝道者
- M. 特別奉仕

I I I . 牧会者のための教育

- A. 牧会者のために
- B. クリスマン牧会のための準備のためのガイドライン

I V . 信任と牧会規則

- A. 各個教会の牧者
- B. 定住伝道師
- C. 伝道師
- D. 長老
- E. 長老の資格承認
- F. 隠退教職者
- G. 教職者の移籍
- H. 一般規則
- I. 牧会への登録、削除
- J. 長老の部会会員資格の回復

VI 法的管理

- I. 誤った行為と教会規則の調査
- II. 誤った行為への応対
- III. 信頼と権威を持った人物による誤った行為への応対
- IV. 異議申し立て信徒の規則
- V. 異議申し立て教職会員の規則
- VI. 手続きの規則
- VII. 部会々審判
- VIII. 一般審判
- IX. 地区審判
- X. 権利の保障

VII

式文

- I. 洗 礼 式

A. 信仰者の洗礼式	
B. 幼児洗礼式、子どもの洗礼式	
C. 献児式または幼児洗礼式・	
D. 献児式または幼児洗礼式(単一の親、保護者の為の)	
II. 教会会員の認知	
III. 主の晩餐の礼典	
IV. 結婚式・	206
V. 葬式・	211
VI. 役員任職式・	215
V. 献堂式	

VIII

補助的な憲法

I. ナザレン青年会憲章
II. 宣教委員会の憲法
III. 日曜学校細則

IX

形式

I. 各個教会
II. 年会
III. 責任費用

X

付録

I. 一般的な執行官
II. 教育機関の管理理事会、相談会
III. 管理政策
IV. 現代の道徳的、社会的問題
特別な改編目録
空欄の目録
マニュアル目録

第I部 歴史的声明

歴史的なキリスト教とウェスレアンホーリネスの伝統

1つの聖なる信仰 ナザレン教会は、創立の当初より、「一つの、聖なる、普遍的な、使徒的」教会の枝であることを告白し、それに忠実であるようにつとめてきた。「一つの聖なる信仰」という言葉は、旧新約聖書に記録された神の民の歴史としての告白であり、使徒の時代から現代にまで継承されてきたものである。教会に属する民として、彼らが、どのような1つの教会の表現形態を見いだしたとしても、イエス・キリストによって、時代をこえて贖われた神の民を包含する。また、それは、最初の5世紀にだされた信仰の表現としての共同の信条を意味している。ナザレン教会は特別な召命である全き聖化の教理と経験を宣証する責任を果たそうとしていると共に、教会における神の言葉の宣教、礼典の執行、信仰と実践において真実で使徒的な牧会、キリストのような生き方、他者への奉仕の教示を保持、また維持する事に関心を抱きつつ、使徒的な教会との一致を保持し、養おうとしてきた教会である。

ウェスレアンのリヴァイヴァル このキリスト教信仰は歴史的な宗教の流れ、特に18世紀のウェスレアンリヴァイヴァルによってナザレン人に入っていた。1730年代において、より広い意味での福音的リヴァイヴァルが英国で起こり、英国教会の司祭であるジョン・ウェスレーと彼の兄弟チャールズ、さらにホイットフィールドによって指導された。彼らの助力によって、多くの男女が罪から解放され、神の奉仕を行う力が与えられた。この運動は、信徒の説教、証し、訓練、「ソサエティ」「クラス」「バンド」として知られている熱心な弟子たちのサークルによって特徴づけられていた。ここから、フィリップ・ヤコブ・シュペナーのドイツ敬虔主義、17世紀英国ピューリタニズム、ジョンナサン・エドワード牧師によって語られるニューイングランドの霊的覚醒が起こった。

偉大なリヴァイヴァルのウェスレアンの特徴は、3つの神学的な目印によって特徴づけられる。信じることによる恵みによって与えられる再生、信じることにより恵みによって与えられるキリスト者の完全または聖化、信仰の確信のための聖霊の証しである。ジョン・ウェスレーの決定的な貢献の中には、神のクリスチャンへの寛大な摂理としての、生活における全き聖化の強調をあげることができる。英国のメソジストの初期の宣教の業は、この神学的な強調を世界中に広めるために始まった。北アメリカでは、メソジスト監督教会が1784年に組織された。その目的は「大陸を改革し聖書的ホーリネスをすべての土地に広める」ことであった。

19世紀のホーリネス運動 19世紀においては、クリスチャンのホーリネスの新しい強調がアメリカの東部で起こり、国全体に広まった。メソジストの牧師であるテモテ・メリットは『キリスト者の完全への手引き』の著者であるが、メソジストリヴァイヴァルの指導者の一人であった。この運動の中心的な人物はニューヨーク市のホーリネス促進のための火曜集会の指導者であるフィーベ・パーマーである。そこにメソジストの監督、教育者、

牧師がホーリネスを模索する元々の女性会に加わった。40年程、パーマー女史により、講演や著作、影響力のある『ホーリネスへの手引き』によってリヴァイヴァルのメソジストの側面が促進された。

ホーリネスのリヴァイヴァルはメソジストの境界を越えて進展する。チャールズ・フィニーとアサ・マハンがオベリン大学の教員であったが、長老及び会衆教会においてホーリネスの強調を行った。リヴァイヴァリストのウィリアム・ブロードマンもその一人であった。バプテストの伝道者であるA. B. アールはバプテストの中におけるホーリネス運動の指導者であった。キューカーのハンナ・フィットール・スミスは有名なホーリネスリヴァイヴァリストであり、『クリスチャンの幸福な生活の秘訣』（1875）を出版したが、これはキリスト教の霊性の古典である。

1867年メソジストの牧者である、ジョン・ウッド、ジョン・インスキップや他の者たちがニュージャージーのヴィンランドで国家的なキャンプミーティングを始めた。また彼らは国家ホーリネス連盟（現在はクリスチャンホーリネス連盟として知られているが）当時ホーリネス促進の為の国家キャンプミーティングを組織した。20世紀の初期に至るまで、この会がアメリカ中でホーリネスキャンプミーティングを主催した。地域や地区のホーリネス連盟も姿をあらわして、ホーリネス出版も多くの機関誌や本を出版した。

クリスチャンホーリネスへの証しはウェスレアンメソジスト教会（1843）フリーメソジスト教会（1860）英国においては救世軍（1865）の誕生の中で重要な役割を担い貢献する。1880年代においては新しい明確なホーリネス教会ができた。その中にはチャーチオブゴッド（インディアナ州アンダーソン）チャーチオブゴッド（ホーリネス）がある。幾つかの古い伝統の教会もホーリネス運動によって影響を受ける。その中には全き聖化のウェスレアンホーリネスの見解をとったメノナイト、ブラザレン、フレンド派も含まれる。キリストの教会のブラザレン、福音フレンズアライアンスは霊的な伝統をあわせもつ例である。

ホーリネスグループを結ぶ

1890年代においては独立ホーリネスの新しい波がおしよせた。これには独立教会、都会における宣教、救済事業、宣教団体、福音団体であった。これらの団体に属する数人が国家ホーリネス教会への合同を望んだのである。このような推進力からナザレン教会は生まれたのである。

アメリカペンテコステ教会連盟 1887年7月21日、F. A. ヒラリー師が牧師であるピープルエヴァンジェリカル教会がプロヴィデンスで51名の会員によって組織された。次の年（1888年11月25日）、C・ハワード・デイビス師が牧師マサチューセッツのリン市で、ミッション・チャーチが組織された。1890年3月13、14日には、これらの教会の代表者や他の独立ホーリネス教会の改宗が、マサチューセッツ州ロックで会い、セントラル福音ホーリネス連盟をニューハンプシャー州ロードアイランドの教会と共に組織した。

1892年にはセントラル福音ホーリネス連盟はアンナ・S・ハンスコームに按手をしたが、彼女は女性の中で最初にナザレン教会の母体から按手された女性となった。

1894年1月には、ニュー・ヨーク市の実業家、ウィリアム・ハワード・フープル氏が、ブルックリンに伝道所を創設し、その5月には、32名の会員で独立教会を組織し、ユチカ・アベニュー・ペンテコスタル・タバナクルと呼んだ。翌年末までにはベッドフォード・アベニュー・ペンテコスタル・チャーチが組織され、その少し後にイマヌエル・ペンテコスタル・タバナクルが組織された。1895年12月に、この3教会の代表者が集まり、憲法、教理概要、および内規を制定し、アメリカ・ペンテコスタル教会連盟を形成した。

1896年11月12日に、セントラルエヴァンジェリカルホーリネス連盟とアメリカ、ペンテコスタル連盟両方からの合同の委員会が、ニュー・ヨークのブルックリンで会合して合併計画を作成した。名前は後者の名前をとった。この教派の主な人物は、ハイラム・レイノルズ師、H・B・ハズレー師、ハワード・デイビス師、ウィリアム・ホワード・フープル師、故E・E・エンジェル師などがいた。この中の何人かは元来信徒伝道者であり、後に会衆によって牧会者として按手を受けた。教会は宣教的な教会であり、H・F・レイノルズの指導の下、インドのケープ・ヴァーデ・アイランドや他の土地に証しをした。公式の機関誌として、ビューラークリスチャンが出版された。

ホーリネスチャーチオブクライスト 1894年7月、R・L・ハリス師は死の少し前にテネシー州ミランに新約キリスト教会を組織した。ハリス師の未亡人、マリー・リー・ケゲルがこの業を継続し、最も有能な初期の指導者となった。教会は政治的には会衆制をとり、アーカンサスや西テキサスに広がり、アラバマやミズーリーにも信徒が散らばっていった。マリー・ケゲルと同労者であるE・J・シークスは、1899年に聖職叙任された。

1888年に始まってトーマスとデニスロジャース師がカリフォルニアから来てテキサスで組織されたホーリネス教会が始まった。

1901年独立ホーリネス教会の最初の会衆がテキサス州、ヴァンアルシュタインで、チャールズ・B・ジャニガン師により形成された。初期において、ジェームズ・B・チャップマン師がこの教派に協力して、繁栄し、迅速に発展した。その折り、デニス・ロジャースによって導かれた会衆が独立ホーリネス教会と連携を深めた。

1904年11月、新約聖書キリスト教会と独立ホーリネス教会の代表がテキサス州、ライジングスターで会い、一致の原則に合意しマニュアルを採用し、ホーリネスキリスト教会の名前を選択した。この一致は翌年テキサス州パイロットポイントで持たれた代表者総会で最終的な合意がなされた。ホーリネスエヴァンジェルが教団の機関誌となった。その他の指導者は、ウィリアム・フィッシャー、J・D・スコット、J・T・ウブチャーチであった。主要な信徒指導者はエドウィン・シークス、R・B・ミクタムとドニー・ミッチャムであった。

テキサスのホーリネス連盟においては、教会の指導者たちは積極的に活動を展開し、重要な超教派の団体が、テキサス週グリーンヴィル近郊で大学を経営した。この連盟は、ペンテコスタルアドヴォケートという雑誌の創刊し、この雑誌は南西部の主要なホーリネスの新聞

となったが、これは1910年に主要な組織の働き手であったE. C. デジェネット牧師とC. A. マコーネル信徒によってナザレンの組織となった。

ナザレン教会 1895年10月、神学博士フィニアス・F・ブリジー師、および医学博士J・P・ウイドニー氏の指導、アリス・バルドウィン、レスリ・ゲイ、W. S. とウイドニー一家、ルシー・ノット、C. W. マキー、ウイドニーとブリジー一家の人々を含む100名の他の人々と共に、135名の創立会員をもって、カリフォルニア州のロサンジェルスにてナザレン教会を立ち上げた。最初、彼らは教会をキリストにおける信仰による全き聖化の教理を説く一段であると考えた。彼らは信仰によって聖化されたクリスチャンは、キリストの模範に従い、貧しい人々に福音を宣教するべきだと考えた。特にこのわざに召されていると感じた。彼らは、不必要な華美さや礼拝所の装飾はキリストの精神にもとり、世的な精神と考えた。時とお金の出費は魂の救いと貧しい人々の救済のために用いられるべきであると考えた。このようにして教会を組織したのである。彼らは一般規則、信仰声明、制限された監督制度、役員になる段取り、長老の按手、儀式を採用した。これらは1898年にマニユアルとして出版された。「ナザレン」「ナザレンメッセンジャー」という機関誌を発行した。ナザレン教会は西海岸にそって広まり、ロッキー山脈はイリノイ州にも会衆を持っていた。

新しい教会に運命を委ねた牧師たちの仲には、H. D. ブラウン、W. E. シェパード、C. W. ルツ、L. B. ケント、イザヤ・ライド、J. B. クレイトン、C. E. コーネル、ロバート・ピアース、W. C. ウィルソンがいた。新しい教会によって按手を受けた最初の日とは、ヨセフ・P. ウイドニー、エルシーとデランズウォーレス、ルーシー・P. ノット、E. A. ガーヴィンがいた。

フィニアス・ブリジーの38年間の牧師・監督・編集者・大学理事会の一員、メソジズムのキャンプミーティングの説教者としての経験と彼自身の魅力は教会の政治的手腕により幾つかのホーリネスの教会が国家的な団体へと加入したのである。

合同の年 1907—1908年 アメリカペンテコスタル教会連盟、ナザレン教会とホーリネスキリストの教会は、ウェスレアンホーリネス運動において広範囲の友情をもっていたナザレン教会の副総監督であったC. W. ルツ師によって互いに合同へと導かれた。アメリカペンテコスタル教会連盟とナザレン教会の代表者はシカゴにおける総会において1907年10月10日～17日まで招集された。合同しようとしている団体は監督の必要性和個々の教会会衆の独立という教会政治について合意した。監督は既に設立された教会を促進し、ケアする為に存在し、教会を組織し、また教会組織を励ますためのものであるが、監督の権威は、個々の独立教会自治を妨げないことであった。さらに、総会は両団体からとられたペンテコスタルナザレン教会という名前を採用した。フィニアス・ブリジーとハイラム・レイノルズが総監督として選ばれた。ホーリネスキリスト教会からの傍聴者の代表者も臨席し、総会の働きに参画した。

翌年、二つの補助的なことが起こった。1908年4月、P. F.ブリジーはテキサス州ペニエルにペンテコスタルナザレン教会を組織した。この組織はテキサスのホーリネス連

盟の主導的な役割を担い、他のメンバーが加わる道備えをした。9月にはペンテコスタルホーリネスキリスト教会のペンシルヴァニア会議は、所属団体から脱退し、H. G.トルムバールの指導のもとペンテコスタルナザレン教会に加わった。

ペンテコスタルナザレン教会の第2回総会が1908年10月8日から14日まで、テキサス州パイロットポイントで行われ、ホーリネスキリスト教会と合同の会議を行った。合同の年は10月13日、火曜日の朝、R. Bミクナムが動議をだし、C. W. ルツが支持を表明して終了した。「2つの教会の合同は、このように完了した」。数人が動議に賛同を表明した。フィニアス・ブリジーは提案の結果の為に努力を惜しまなかった。午前10時40分、偉大な熱意のただ中で合同の動議が採択され、圧倒的多数の起立をもって証人された。

教派的な名前の変更 1919年の総会において、35の部会年会の提案によって、「ペンテコスタル」という名前の新しい意味との関連においてナザレン教会という名前に変更された。

後の新規加入 1908年以降、様々な団体がナザレン教会に加わった。

ペンテコスタルミッション 1898年に、カンバーランド長老教会の伝道者J・O・マクラークはナッシュビルでペンテコスタル連盟を形成し、テネシー州や近隣の諸州へとホーリネスの人々が誕生していった。この団体は、宣教の精神が高く、キューバ、ガテマラ、メキシコ、インドに牧師や教師を送った。マクラークは1914年に亡くなった。翌年、ペンテコスタルミッションという名で知られている彼のグループがペンテコスタルナザレン教会と合同した。

スコットランドペンテコスタル教会 1906年9月30日、グラスゴーのパークヘッド会衆教会のジョージ・シャープ師は、キリスト者のホーリネスのウェスレアンのの教理を説教したために、講壇から閉め出されてしまった。彼と共に教会をさった80名の会員は、即座にパークヘッドペンテコスタル教会を形成した。他の会衆も組織され1909年にスコットランド・ペンテコスタル教会が形成された。1915年11月に、スコットランド・ペンテコスタル教会はナザレン教会に合併した。

信徒ホーリネス連盟 信徒ホーリネス連盟は、S・A・ダントンにより、1917年ジェームズタウン、ノースダコタ、サウスダコタ州、ミネソタ州、モンタナ州でウェスレアンホーリネスのリヴァイヴァルに仕えるために組織された。このグループは「ホーリネスの信徒」という新聞を発行した。J・G・モリソンが1919年に会長に選出され、25人以上の伝道者や働き人の組織を指導した。1922年、これらの教役者達の指導のもとにあった「信徒ホーリネス連盟」に加入している1000名以上の信徒達がナザレン教会と合同した。

ヘフジバ信仰宣教師連盟 アイオワ州タボールに拠点を置く宣教師団体が1893年に長老ジョージ・ウィーヴァースによって組織され、80人以上の働き人を6カ国以上に送った。1950年頃、南アフリカへの宣教を行うタボールにおける働きと、組織内の他の働きがナザレン教会に移った。

国際ホーリネスミッション 実業家であり信徒伝道者であるデイビッド・トマス氏は、1907年にイギリスのロンドンに国際ホーリネス・ミッションを創立した。デイビッド・ジョーンズの指導のもと、南アフリカへの宣教の業が発展して教会は、1917年に国際ホーリネスミッションとなった。1952年10月29日、36人の宣教師を南アフリカに送ったJ・B・マクラークンの監督の下、28の教会と1000人以上の会員と共にナザレン教会との合併を完了した。

カルバリーホーリネス教会 1934年、ホーリネスミッションの中で巡回伝道の指導したメイナード・ジェイムズ師とジャック・フォード師はカルバリーホーリネス教会を形成した。1955年6月11日、ナザレンと合同し、約22の教会と600人の会員がナザレン教会に加わった。国際ホーリネスミッションと、カルバリーホーリネス教会のナザレン教会への加入は、ナザレンの地区理事長、サムエル・ヤングのビジョンと努力によって行われた。

カナダのゴスペルワーカーズチャーチ カナダのゴスペル・ワーカーズ教会は、1918年にオンタリオでフランク・ゴフによって形成された。この教会は初期にホーリネスワーカーズという呼ばれたグループからおこったものである。1958年9月7日ナザレン教会と合併した。5つの教会と200人がカナダ中央部会の会員として加わった。

ナザレン教会 (ナイジェリア) 1940年、ウェスレアンホーリネス教会が地元のグループの指導のもと、ナイジェリアで組織された。ナザレン教会という名前を採用し、国際ナザレン教会のマニュアルの一部から教理と名前をとった。エレミヤ・U・エカイデムの指導の下、1988年4月3日にナザレン教会と合併した。この部会の39の教会と6,500人の会員が新たにナザレンの会員となった。

地球的教会に向かって

ナザレン教会は設立当初から国際的な側面を持っていた。1908年の合同のための総会までには、北アメリカだけでなくメキシコ、ケープバーデアイランド、インド、日本、南アフリカで宣教活動が行われ、19世紀宗教団体の宣教運動の影響のもと、生きた証を行い、それによって今日のナザレン教会が形成された。

1898年にアジアにおいて新しい地域への拡張がアメリカペンテコスタル教会によって始まった。ペンテコスタルミッションは、1900年までに中央アメリカで働きが行われ、1902年までにカリブ諸国、1909年までには南アメリカで始まった。アフリカでは、ナザレン教会は、1907年においては既に活発に活動しており、後に教派の宣教師団体として認識された。

それに続くオーストラリア-南太平洋地域への拡張が1945年に始まり、1948年にヨーロッパ大陸に及んだ。これらのケースにおいては、ナザレン教会は、A・A・E・ベルグやイタリアのアルフレッド・デル・ロッソ等のようにすでにウェスレアンホーリネスのメッセージを説教し教えていたオーストラリアの地域の牧師たちと協力することによって地域に入っていた。

地球的な規模で牧会を発展させることにおいて、ナザレン教会は、歴史的に、説教や、恵みの言葉を教える業を、宣教師と共に現地の働き人の力に負ってきた。1918年には、インドの宣教師が、彼と共に働く現地の人には、「3人の説教者、4人の教師、3人の宗教書を運ぶ行商人、5人の聖書を重んじる女性も含まれている」と書いている。1936年までには、世界中のナザレン教会の宣教師の数に対する現地の働き人々の率は1対5以上であった。

2005年までにナザレン教会が入っていった国は150カ国に至っている。何千人もの宣教師と信徒の働き人はナザレン教会をそれぞれの文化に土着化させ、それによって多様な国家のアイデンティティにおいて国際的な交わりを形成している。

国際的な教会の特徴 歴史的にみて、ナザレンの地球規模の教会は伝道、コンパッション、ネイトミニストリー及び教育によってなされてきた。伝道の推進はH・F・シュメルツェンバハ、L・S・トレイシー、エステル・カーソン・ウィナンス、サミュエル・クリコリアンという象徴的な人物、さらに他の人々によってなされてきた。世界中で、ナザレン教会と部会はリヴァイヴァルと伝道の特徴を持っている。

ナザレンコンパッション、ネイトミニストリーの国際的なルーツは、インドにおける飢餓救援、孤児院に根源を持つ。この活動は、さらに、1920年に中国のブリジー記念病院で組織された医療宣教連盟によって強化された。スワージーランドにおいて大規模の医療事業が発展し、世界中にコンパッション、ネイトミニストリーが広まった。

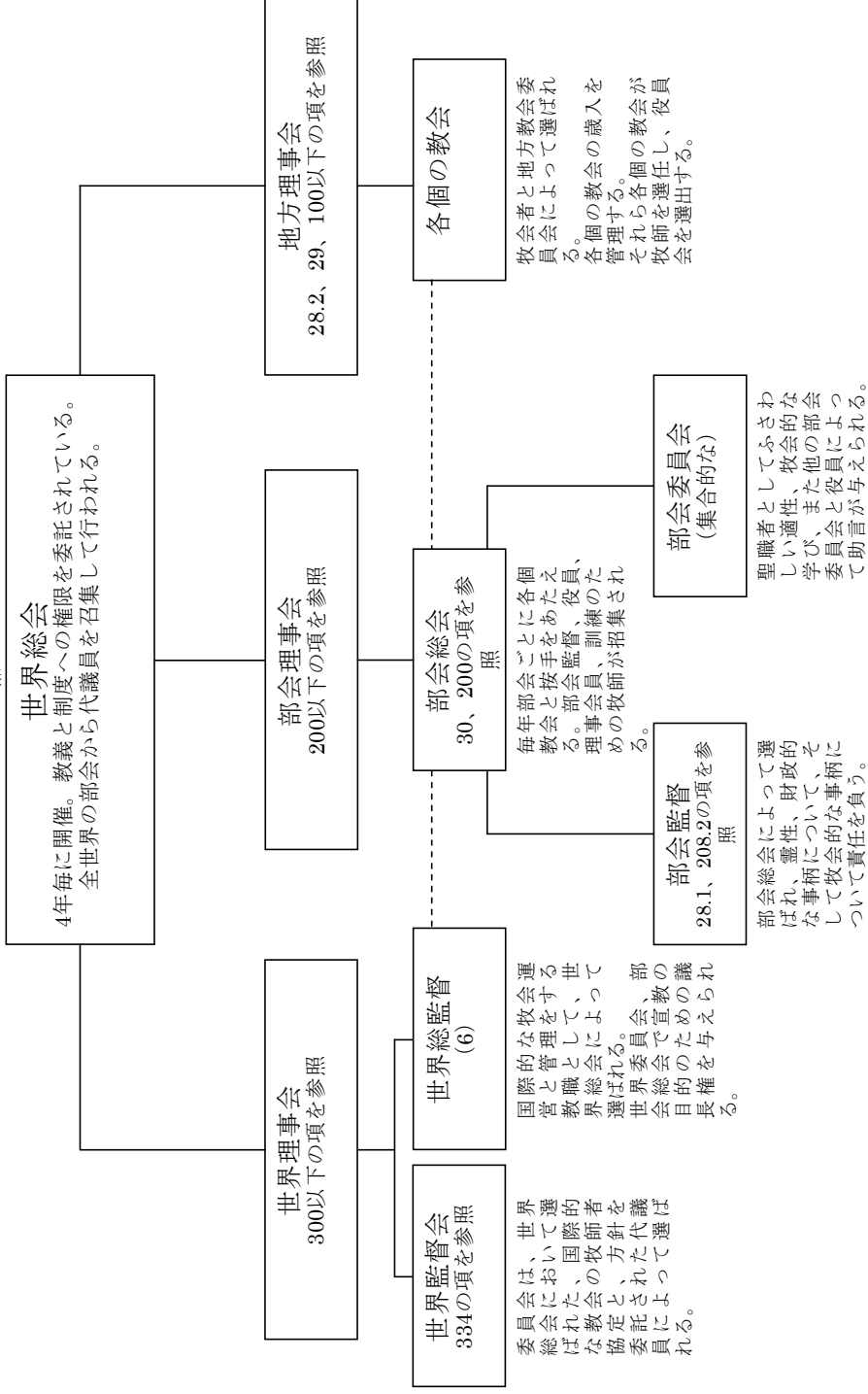
教育は初期の1905年にスコダ・バナルジによってカルカッタに創設された女子の為の希望学校の世界的な教会によって始まり、ナザレン教会によって翌年採用された。ナザレン教会は、北アメリカ以外において、初期教育や特別な教会訓練の為の学校を作った。コスタリカ、フィリピン、アメリカに大学院レベルの学校を持ち、アフリカ、カナダ、韓国、アメリカに大学、日本には短期大学を持っている。アフリカに1つの教育大学、アフリカ、インド、パプアニューギニアに3つの看護学校を持ち、世界中に37の聖書/神学の教育機関を持つに至っている。

教会はこれらの宣教が成長するに連れて、さらに繁栄している。2005年にナザレン教会は、1,496,296の会員を持ち13,600の会衆に分かれている。

この歴史的発展の結果、「国際的な存在」から「国際的な共同体」へと移行するという未完の課題を持っている。この事実を認識することは、1976年の総会において国際化という命題を採用したことに現れている。1980年の総会では、世界地域の創出を生み出すことになった。それ以来、元来の地域、地区は変更されている。以下が現在の地域区分である。アフリカ地域、アジアパシフィック地域、カナダ地域、カリブ地域、ユーラシア地域、メキシコ・中央アメリカ地域、中央アメリカ地域、南アメリカ地域、そしてアメリカ国内の8つの地域である。

教会組織図

・世界ナザレン教会 参照
 ・運営における規約と条項に則っている ーマニユアル28から32を参照



第1部 教会憲法

信仰箇条

教会

組織と政治に関する条項

修正

憲法前文

私たちは、神が私たちに与えられた嗣業、すなわち聖徒達にひとたび伝えられた信仰、特に、恵みの第2のみわざとしての全き聖化の教えと経験を保持し、また神の国を人々の間に推進する目的をもって、イエス・キリストの教会の他の肢々と有効に協力できるために、私たちナザレン教会の教職者と信徒は、私たちのうちに確立されている教憲教規制定の原則に従って、ここにナザレン教会の基本的法律、すなわち憲法として、信仰箇条、キリスト者の性質の契約、組織、政治に関する条項を次のように制定し、採択し、公布するものである。

信仰箇条

I. 三位一体の神

1. 私たちは、永遠にいます唯一無限の存在者、宇宙の主権者を信じる。彼のみが創造し、統治される神であって、その性質、属性、意志において聖でいますこと、彼が神として、本質的存在において三位一体であり、父、子、聖霊として啓示されることを信じる。

(創世記 1； レビ記 19:2； 申命記 6:4-5； イザヤ 5:16； 6:1-7； 40:18-31； マタイ 3:16-17； 28:19-20； ヨハネ 14:6-27； 1 コリント 8:6； 2 コリント 13:14； ガラテヤ 4:4-6； エフェソ 2:13-18)¹

II. イエス・キリスト

2. 私たちは、三位一体の神の第二位でいますイエス・キリストを信じる。彼は永遠から御父とひとつにいまし、聖霊によって受肉し、処女マリヤより生れ、それゆえ完全無欠なふたつの性質、すなわち、神性と人性とが、真の神であり、真の人である神一人の1人格の中に結合されていることを信じる。

私たちは、イエス・キリストが私たちの罪のために死に、真に死人の中からよみがえり、再び、完全な人性に属するすべてのものとともに肉体をとり、それをもって天に昇り、そこにおいて私たちのために執りなしておられることを信じる。

¹ 聖書の引用は信仰箇条を支持するのに適しており、1976年の総会において付加された。聖書の引用は教会憲法の一部としてみなされるべきである。

(マタイ 1:20-25; 16:15-16; ルカ 1:26-35; ヨハネ 1:1-18;使徒 2:22-36; ローマ 8:3, 32-34; ガラテヤ 4:4-5; フィリピ 2:5-11; コロサイ 1:12-22; 1 テモテ 6:14-16; ヘブライ 1:1-5; 7:22-28; 9:24-28; 1 ヨハネ 1:1-3; 4:2-3, 15)

Ⅲ. 聖 霊

3・私たちは、三位一体の神の第三位にいます聖霊を信じる。彼は常に在し・イエス・キリストの教会の内に、また共に力強く働かれ、世の人々に罪を自覚させ、悔い改めて信じるものを生れ変らせ信者をきよめ、イエスにあるすべての真理に導かれることを信じる。

(ヨハネ 7:39; 14:15-18, 26; 16:7-15; 使徒 2:33; 15:8-9; ローマ 8:1-27; ガラテヤ 3:1-14; 4:6; エフェソ 3:14-21; 1 テサロニケ 4:7-8; 2 テサロニケ 2:13; 1 ペトロ 1:2; 1 ヨハネ 3:24; 4:13)

Ⅳ. 聖 書

4・私たちは・聖書の十全靈感を信じる。すなわち、旧新約聖書 66 卷は神の靈感によって与えられ、私たちの救いに必要なすべての事について、私たちに対する神のみむねを誤りなく啓示する。それゆえに、聖書に含まれていないことは、いかなることであっても、信仰箇条として課すべきではない。

(ルカ 24:44-47; ヨハネ 10:35; 1 コリント 15:3-4; 2 テモテ 3:15-17; 1 ペトロ 1:10-12; 2 ペトロ 1:20-21)

Ⅴ・原罪または個人的な罪

5. 私たちは、罪が最初の両親の不従順を通してこの世に入ってきたことを信じる。私たちは二種類の罪を信じる。原罪、または腐敗性と実際に個人的な罪である。

5.1 私たちは、原罪・または腐敗性とは、アダムのすべての子孫の性質の腐敗を意味するものであり、それゆえ、すべての人は、創造された時の最初の人所有していた原義、または純潔な状態から遠く離れているものであり、彼は神にそむき、霊的生命なく、つねに悪へと傾く者であることを信じる。私たちは、さらに心が聖霊のパプテスマによって完全にあらわれるまでは、生れ変った者の新しい生命と共に存続するものであることを信じる。

5.2 私たちは原罪を神が供給する治癒が否定され、拒否されている状態で犯す、誰にとっても責任のない遺伝的な傾向の為に犯す実際の罪とは区別する。

5.3 私たちは、実際の、個人的な罪は、道徳的に責任ある人物による神の知り得る律法への意識的な違反であることを信じる。それ故に、それは、無意識の、不可避な欠点、弱点、過ち、過失、失敗、または墮落の影響のある完全な行動規範からの逸脱とは混同されるべきでないと思信する。しかしながら、そのような無意識の罪の結果は、霊の罪と呼ばれているキリストの霊と正反対の態度や応答を含まない。我らは、個人的な罪は、主に、本質的に

愛の律法への侵犯であり、キリストとの関係で言えば、罪は不信仰と定義することができる。

(原罪：創世記 3； 6:5； ヨブ 15:14； 詩編 51:5； エレミヤ 17:9-10； マルコ 7:21-23； ローマ 1:18-25； 5:12-14； 7:1-8:9； 1 コリント 3:1-4； ガラテヤ 5:16-25； 1 ヨハネ 1:7-8)

(個人的罪： マタイ 22:36-40 { 1 ヨハネ 3:4 とともに}； ヨハネ 8:34-36； 16:8-9； ローマ 3:23； 6:15-23； 8:18-24； 14:23； 1 ヨハネ 1:9-2:4； 3:7-10)

VI. 贖罪

6・私たちは、イエス・キリストがその苦難と、自らの血を流されたことにより、また十字架上の功績ある死によって、すべての人類の罪のために完全な贖罪をなされたことと、この贖罪のみが救いの唯一の根拠であって、アダムの子孫のすべての個人に十分であることを信じる。この贖罪は責任能力のないもの、無邪気な幼児にとっては、恵みによって有効であるが、責任を負うことのできる年令に達したものの救いは、彼が悔い改めて信じる時にのみ有効となる。

(イザヤ 53:5-6, 11； マルコ 10:45； ルカ 24:46-48； ヨハネ 1:29； 3:14-17； 使徒 4:10-12； ローマ 3:21-26； 4:17-25； 5:6-21； 1 コリント 6:20； 2 コリント 5:14-21； ガラテヤ 1:3-4； 3:13-14； コロサイ 1:19-23； 1 テモテ 2:3-6； テトス 2:11-14； ヘブライ 2:9； 9:11-14； 13:12； 1 ペトロ 1:18-21； 2:19-25； 1 ヨハネ 2:1-2)

VII. 先行する恵み

7. 私たちは、人類が神に似せて創造されたことは、善悪を選ぶことができることを含んでいると信じる。このようにして人間は道徳的に責任あるものとされている。アダムの墮落によって人間は墮落したので自分の自然の力では自分自身を信仰と神へ引き戻すことは出来ない。しかし、イエス・キリストにあらわれた神の恵みによって、すべての人々に無償で提供され、罪から義へと移りたいと願うことを可能にし、イエス・キリストが罪からの赦しときよめをなさることを信じ、主の目にとって受け入れ可能な喜ぶべき良き業をすることを信じる。

私たちは、再生し、全き聖化の経験を受けた後も恵みから離れ、信仰を捨てる可能性があることを信じる。彼らが自己の罪を悔い改めない限り、希望もなく全く失われた状態であることを信じる。

(神の似像及び道徳的責任： 創世記 1:26-27； 2:16-17； 申命記 28:1-2； 30:19； ヨシュア 24:15； 詩編 8:3-5； イザヤ 1:8-10； エレミヤ 31:29-30； エゼキエル 18:1-4； ミカ 6:8； ローマ 1:19-20； 2:1-16； 14:7-12； ガラテヤ 6:7-8)

自然の力の無能さ：ヨブ 14:4；15:14；詩編 14:1-4；51:5；ヨハネ 3:6a；ローマ 3:10-12；5:12-14，20a；7:14-25

自由な恵みと信仰の働き：エゼキエル 18:25-26；ヨハネ 1:12-13；3:6b；使徒 5:31；ローマ 5:6-8，18；6:15-16，23；10:6-8；11:22；1 コリント 2:9-14；10:1-12；2 コリント 5:18-19；ガラテヤ 5:6；エフェソ 2:8-10；フィリピ 2:12-13；コロサイ 1:21-23；2 テモテ 4:10a；テトス 2:11-14；ヘブライ 2:1-3；3:12-15；6:4-6；10:26-31；ヤコブ 2:18-22；2 ペトロ 1:10-11；2:20-22)

Ⅷ. 悔 改 め

8. 私たちは、悔改めとは、罪に関して、誠実、また徹底的な心の変化であり、個人的罪責感と、自発的に罪から離れることを伴うものであり、行為、または、意図において神に敵対する罪びととなったすべての人に悔改めが要求されていることを信じる。神の御霊はすべて悔い改めるものに、彼らが信じて赦しと霊的生命をうるため、懺悔の心と恵みにあずかる望みと恵み深い助けを与えられる。

(歴代誌下 7:14；詩編 32:5-6；51:1-17；イザヤ 55:6-7；エレミヤ 3:12-14；エゼキエル 18:30-32；33:14-16；マルコ 1:14-15；ルカ 3:1-14；13:1-5；18:9-14；使徒 2:38；3:19；5:31；17:30-31；26:16-18；ローマ 2:4；2 コリント 7:8-11；1 テサロニケ 1:9；2 ペトロ 3:9)

Ⅺ. 義認、新生、および、神の子とせられること

9. 私たちは、義認とは神の恵み深い司法的行為であり、これによって神は、イエス・キリストを信じて、彼を主、および救い主として受け入れるすべての者すべてに、罪責からの全き赦しと、犯した罪の刑罰からの完全な釈放を与え、彼らを義なる者として受け入れてくださることを信じる。

10. 私たちは、再生、または新生とは、神の恵み深いみわざであり、それにより、悔い改めて信じる者の道徳性は霊的に回復され、信仰と愛と服従を可能にする明確な霊的生命が与えられることを信じる。

11. 私たちは、神の子とせられることとは、神の恵み深いみわざであり、それによって義とせられ、再生した信者は、神の子とせられることを信じる。

12. 私たちは、義認、新生、神の子とせられることは、神を求める者が同時に経験するもめであり、それらは悔改めから生じる信仰を条件として与えられるもめであり、聖霊はこの恵みのみわざと状態をあかしされることを信じる。

(ルカ 18:14；ヨハネ 1:12-13；3:3-8；5:24；使徒 13:39；ローマ 1:17；3:21-26，28；4:5-9，17-25；5:1，16-19；6:4；7:6；8:1，15-17；1 コリント 1:30；6:11；2 コリント

5:17-21; ガラテヤ 2:16-21; 3:1-14, 26; 4:4-7; エフェソ 1:6-7; 2:1, 4-5; フィリピ 3:3-9; コロサイ 2:13; テトス 3:4-7; 1 ペトロ 1:23; 1 ヨハネ 1:9; 3:1-2, 9; 4:7; 5:1, 9-13, 18)

X. 全き聖化

13. 私たちは、全き聖化は、新生の後になされる神のみわざであり、それによって信者は原罪または腐敗性から自由にされ、神への全き献身の状態に導き入れられ、愛による聖なる服従が全うされることを信じる。

この経験は、聖霊のパプテスマによって与えられ、ひとつの経験において、信じる者は罪からの心の潔めと、聖霊の絶えざる内住とを体験し、また生活と奉仕のために上からの力が与えられる。

全き聖化はイエスの血によって備えられ、全き献身の後に、信仰により瞬間的になされるものであり、聖霊はこの恵みのみわざと状態をあかしされる。

この経験は様々な異った面を表わす各種の名称、すなわち、「キリスト者の完全」、「全き愛」、「心の清さ」、「聖霊のパプテスマ」、「祝福の満たし」「キリスト者のホーリネス」などによって知られる。

14. 私たちは、清き心と成熟した品性の間に明らかな区別があることを信じる。前者は全き潔めの結果であって、瞬間的に得られるものであり、後者は恵みのうちに成長する結果としてあるものである。

私たちは、全き聖化の恵みは、恵みのうちに成長しようとする衝動を包含するものであることを信じる。しかし、この衝動は意識的に養成されねばならず、またキリストに似た品性、人格において霊的に発達し、また改善される必要条件と過程に細心の注意が払われねばならない。そのような意図的な努力なしには、その人のあかしはそこなわれ、恵みも実を結ばず、やがては失われる結果となる。

(エレミヤ 31:31-34; エゼキエル 36:25-27; マラキ 3:2-3; マタイ 3:11-12; ルカ 3:16-17; ヨハネ 7:37-39; 14:15-23; 17:6-20; 使徒 1:5; 2:1-4; 15:8-9; ローマ 6:11-13, 19; 8:1-4, 8-14; 12:1-2; 2 コリント 6:14-7:1; ガラテヤ 2:20; 5:16-25; エフェソ 3:14-21; 5:17-18, 25-27; フィリピ 3:10-15; コロサイ 3:1-17; 1 テサロニケ 5:23-24; ヘブライ 4:9-11; 10:10-17; 12:1-2; 13:12; 1 ヨハネ 1:7, 9)

(“キリスト者の完全,” “全き愛”: 申命記 30:6; マタイ 5:43-48; 22:37-40; ローマ 12:9-21; 13:8-10; 1 コリント 13; フィリピ 3:10-15; ヘブライ 6:1; 1 ヨハネ 4:17-18

“心のきよさ”: マタイ 5:8; 使徒 15:8-9; 1 ペトロ 1:22; 1 ヨハネ 3:3

“聖霊によるバプテスマ”： エレミヤ 31:31-34； エゼキエル 36:25-27； マラキ 3:2-3； マタイ 3:11-12； ルカ 3:16-17； 使徒 1:5； 2:1-4； 15:8-9

“恵みの十全さ”： ローマ 15:29

“キリスト者のホーリネス”： マタイ 5:1-7:29； ヨハネ 15:1-11； ローマ 12:1-15:3； 2 コリント 7:1； エフェソ 4:17-5:20； フィリピ 1:9-11； 3:12-15； コロサイ 2:20-3:17； 1 テサロニケ 3:13； 4:7-8； 5:23； 2 テモテ 2:19-22； ヘブライ 10:19-25； 12:14； 13:20-21； 1 ペトロ 1:15-16； 2 ペトロ 1:1-11； 3:18； ユダ 20-21

XI. 教会

15. 私たちは、教会がイエス・キリストを主と告白した者の共同体であることを信じる。神の民の契約がキリストによって新しくされ、みことばを通して聖霊によって共に召し出されたキリストの体であることを信じる。

神は教会を聖霊による一致と交わりにおいて、御言葉の説教、聖礼典の遵守の礼拝の中で、キリストへの従順と相互責任における主の御名における牧会によって、いのちを表現するように召し出される。

この世における教会の使命は、聖霊の力による聖なる生活、伝道、弟子化、奉仕により、キリストの贖いの業を継続することである。

教会は歴史的な現実であり、文化的に制限された形式において、それ自体を形成する。そして地域の会衆として、普遍的なからだとして存在し、人々を特別な働きのために召す。主の支配の中で、来るべき主イエス・キリストの完成を期待しつつ生きることを要請する。

(出エジプト 19:3； エレミヤ 31:33； マタイ 8:11； 10:7； 16:13-19, 24； 18:15-20； 28:19-20； ヨハネ 17:14-26； 20:21-23； 使徒 1:7-8； 2:32-47； 6:1-2； 13:1； 14:23； ローマ 2:28-29； 4:16； 10:9-15； 11:13-32； 12:1-8； 15:1-3； 1 コリント 3:5-9； 7:17； 11:1, 17-33； 12:3, 12-31； 14:26-40； 2 コリント 5:11-6:1； ガラテヤ 5:6, 13-14； 6:1-5, 15； エフェソ 4:1-17； 5:25-27； フィリピ 2:1-16； 1 テサロニケ 4:1-12； 1 テモテ 4:13； ヘブライ 10:19-25； 1 ペトロ 1:1-2, 13； 2:4-12, 21； 4:1-2, 10-11； 1 ヨハネ 4:17； ユダ 24； ヨハネの黙示録 5:9-10)

XII. 洗 礼

16. 私たちは、キリスト教の洗礼が、イエス・キリストの贖罪の恵みを受け入れたことを表わす礼典であり、その救い主としてイエス・キリストを信じる信仰と、聖く正しく服従せんとする全き決意を表白する信じる者に施されるものであることを信じる。

洗礼は新約のシンボル（表象）であるから、幼い子どもらにも、彼らに必要なキリスト教訓育を与えることを保証する両親、または保護者の要求に応じて施してもよい。

洗礼は、注礼、滴礼、全身礼において、志願者の希望により行なうことができる。

(マタイ 3:1-7; 28:16-20; 使徒 2:37-41; 8:35-39; 10:44-48; 16:29-34; 19:1-6; ローマ 6:3-4; ガラテヤ 3:26-28; コロサイ 2:12; 1 ペトロ 3:18-22)

XIII. 聖餐式

17. 私たちは、私たちの主であり救い主であるイエス・キリストによって制定された記念と交わりの晩餐が、本質的に新約の礼典であり、それはキリストの犠牲的死を表わし、その功績によって、生命と救いとキリストにあるすべての霊的祝福の約束が、信じる者に与えられることを信じる。主の晩餐は明らかにその意義を尊び感謝して受ける備えをした者たちのためであり、これをもって、主が再び来られるまで主の死を示すのである。主の晩餐は交わりの祝祭であるから、キリストを信じる信仰と、聖徒への愛をもつ者のみがこれにあずかるよう招かれるべきである。

(出エジプト 12:1-14; マタイ 26:26-29; マルコ 14:22-25; ルカ 22:17-20; ヨハネ 6:28-58; 1 コリント 10:14-21; 11:23-32)

XIV. 神癒

18. 私たちは、聖書の教理である神癒を信じ、私たちの教会員が病人の癒しのために信仰の祈りをささげることが努めるよう勧める。しかし、摂理の与える方法手段が必要と認められる時にはそれを拒むべきではない。

(2 列王記 5:1-19; 詩編 103:1-5; マタイ 4:23-24; 9:18-35; ヨハネ 4:46-54; 使徒 5:12-16; 9:32-42; 14:8-15; 1 コリント 12:4-11; 2 コリント 12:7-10; ヤコブ 5:13-16)

XV. キリストの再臨

19. 私たちは、主イエス・キリストが再び来られること、その来られる時に、生きている私たちは、キリスト・イエスにあつて眠れる者に先だつことなく、また、もし私たちがキリストのうちにあるならば、よみがえった聖徒たちと共に携え上げられ、空中で主に会い、いつまでも主と共にあることを信じる。

(マタイ 25:31-46; ヨハネ 14:1-3; 使徒 1:9-11; フィリピ 3:20-21; 1 テサロニケ 4:13-18; テトス 2:11-14; ヘブライ 9:26-28; 2 ペトロ 3:3-15; ヨハネの黙示録 1:7-8; 22:7-20)

XVI. 復活・審判・永遠の運命

20. 私たちは、死人の復活、すなわち義しき者も不義なる者もそのからだによみがえって、それぞれの霊と結合され、善をおこなった人々は、生命を受けるためによみがえり、悪をお

こなった人々はさばきを受けるためによみがえることを信じる。

21. 私たちは、すべての人が神の前に立ち、この世においておこなった行いに従って審きを受ける未来の審判を信じる

22. 私たちは、栄光ある永遠の生命が、私たちの主イエス・キリストを信じて救われ、従順に彼に従うすべての者に保証されていること、また最後まで悔い改めない者は永遠に地獄で苦しむべきことを信じる。

(創世記 18:25; 1 サムエル 2:10; 詩編 50:6; イザヤ 26:19; ダニエル 12:2-3; マタイ 25:31-46; マルコ 9:43-48; ルカ 16:19-31; 20:27-38; ヨハネ 3:16-18; 5:25-29; 11:21-27; 使徒 17:30-31; ローマ 2:1-16; 14:7-12; 1 コリント 15:12-58; 2 コリント 5:10; 2 テサロニケ 1:5-10; ヨハネの黙示録 20:11-15; 22:1-15)

教会

I. 全体教会

23. 神の教会とは、靈的に再生し、その名を天にしるされたすべての人々によって構成される。

II. 個別的教会

24. 個別的教会とは、再生し、摂理の赦しにより、聖靈に導かれて、聖い交わりと奉仕のために相提携するようになった人々によって構成されるべきである。

III. ナザレン教会

25. ナザレン教会は、同教会の教理と政治形態に従って自発的に相連合し、すべての造られた者に福音を宣べ伝えると共に、聖いキリスト者の交わり、罪びとの回心、信者の全き潔め、潔さの中の成長、および、新約聖書の初代教会に見られた素朴さと靈的カとを追い求める人々によって構成される。

IV. 共通の信仰簡条

26. 教会員の権利と特権は、その人が生れ変っているという事実によるものであることを認め、私たちは、キリスト者の経験に欠くことのできない信仰の告白のみを要求する。それゆえ、次に述べる簡潔な信仰簡条を信じれば十分であるとする。

26. 1. すなわち、唯一の神—御父、御子および聖靈—を私たちは信じる。

26. 2. 十全靈感によって与えられた旧新約聖書は、信仰とキリスト者生活に必要なすべての真理を包含することを信じる。

26. 3. 人は生れながらに腐敗した性質をもっており、それゆえに絶えず悪への傾向をもっていることを信じる。

- 26.4. 終りまで悔い改めない者は望みなく、永遠に滅びることを信じる。
- 26.5. イエス・キリストによる贖罪は全人類のためのものであり、だれでも悔い改めて主イエス・キリストを信じる者は義とされ、生れ変り、罪の支配から救われることを信じる。
- 26.6. 信者は生れ変った後、主イエス・キリストを信じる信仰によって全く潔められるべきことを信じる。
- 26.7. 聖霊は信者の新生について、また全き潔めについてあかしをなされることを信じる。
- 26.8. 私たちの主は再び来られ、死人はよみがえり、また最後の審判が行われることを信じる。

V. 一般規則 キリスト者性質の契約

27. 可視的教会に加入することは、罪から救われ、キリスト・イエスにあつて完全を追求するすべての者の幸いなる特権であり、聖なる義務である。ナザレン教会に連なり、私たちとの交わりのうちに歩むことを願うすべての者は、信仰深い生活と生きた敬虔によって罪から救われたことを明らかに示し、すべての内住の罪から潔められ、または潔められることを熱心に求め、神への献身を次の事柄によって明らかに示さなければならない。

27.1 第1項 私たちの信仰と生活の規則である神の御言の中に命じられていることを行うこと、すなわち、

(1) 心をつくし、精神をつくし、思いをつくし、力をつくして主なる神を愛し、また自分を愛するように隣り人を愛すること（出 20 : 3-6 ; レビ 19 : 17-18 ; 申命 5 : 7-10 ; マル 12 : 28-31 ; ロマ 13 : 8-10）。

(2) 救われていない者が福音の主張に注目するよう配慮し、彼らを主の家に招き、救いにあずかるよう努力すること（マタ 28 : 19-20 ; 使徒 1 : 8 ; ロマ 1 : 14-16 ; II コリ 5 : 18-20）。

(3) すべての人に礼儀正しくあること（エペ 4 : 32 ; テト 3 : 2 ; I ペテ 2 : 17 ; I ヨハ 3 : 18）。

(4) 信仰にある者をも助け、愛によって互に忍び受け入れること（ロマ 12 : 13 ; ガラ 6 : 2, 10 ; コロ 3 : 12-14）。

(5) 人々の肉体および霊魂の益を求め、機会と能力に応じて、飢えた者を養い、裸の者に着せ、病人や囚人を訪問し、困窮した者の面倒をみる（マタ 25 : 35-36 ; II コリ 9 : 8-10 ; ガラ 2 : 10 ; ヤコ 2 : 15-16 ; I ヨハ 3 : 17-18）。

(6) 什一およびその他の献げ物により、伝道と教会、およびその働きを支持するために寄与すること（マラ 3 : 10 ; ルカ 6 : 38 ; I コリ 9 : 14, 16 : 2 ; II コリ 9 : 6-10 ; ペリ 4 : 15-19）。

(7) 神への公の礼拝（ヘブ 10 : 25）、御言の奉仕（使徒 2 : 42）、聖餐の礼典（I コリ 11 : 23-30）などすべての神の定めと恵みの手段に忠実に参加し、聖書を学び、黙想し（使徒 17 : 11 ; II テモ 2 : 15 ; 3 : 14-16）、家拝およびデボーション（申命 6 : 6-7 ; マタ 6 : 6）を行うこと。

第2項 次のようなすべての種類の悪を避ける。

- (1) 神の聖名をみだりに用いること（出 20 : 7 ; レビ 19 : 12 ; ヤコブ⁶ 5 : 12）。
- (2) 不必要な俗事にたずさわり、その聖性を否定するような行為に耽ることによって主の日をけがすこと（出 20 : 8-11 ; イザ 58 : 13-14 ; マル 2 : 27-28 ; 使徒 20 : 7 ; 黙 1 : 10）。
- (3) 婚前、婚外性交のような性的不道徳行為、あらゆる倒錯した行為、すなわち放蕩や不都合な行為（出 20 : 14 ; マタ 5 : 27-32 ; I コリ 6 : 9-11 ; ガラ 5 : 19 ; I テサ 4 : 3-7）。
- (4) 肉体的・精神的福祉に有害と見られる習慣や行為。キリスト者は自分自身を聖霊の宮と見做すべきである（箴 20 : 1 ; 23 : 1-3 ; I コリ 6 : 17-20 ; II コリ 7 : 1 ; エペ 5 : 18）。
- (5) 口論・悪をもって悪に報いること、ゴシップ、他人の名誉を毀損するような臆測を広めること（II コリ 12 : 20 ; ガラ 5 : 15 ; エペ 4 : 30-32 ; ヤコ 3 : 5-18 ; I ペテ 3 : 9-10）。
- (6) 不正直、売買において人をだまし、偽証およびそれに類似したやみのわざをすること（レビ 19 : 10-11 ; ロマ 12 : 17 ; I コリ 6 : 7-10）。
- (7) 衣服や生活の誇りに心を捉われること、私たち信者はその潔さにふさわしいキリスト者の素朴さと慎みをもって身を装うべきである（箴言 29 : 23 ; I テモ 2 : 8-10 ; ヤコ 4 : 6 ; I ペテ 3 : 3-4 ; I ヨハ 2 : 15-17）。
- (8) 神のみさかえを汚す音楽・文学・余興（I コリ 10 : 31 ; II コリ 6 : 14-17 ; ヤコ 4 : 4）。

第3項 教会の交わりに心から参加し、その教理や慣習を非難することなく、十分な理解と協調をもってそれらに全的に関与し、積極的に教会のあかしと救霊の働きに献身すること（エペ 2 : 18-22 ; 1 : 1-3, 11-16 ; ピリ 2 : 1-8 ; I ペテ 2 : 9-10）。

組織と政治に関する条項

第 I 項 政治形態

28. ナザレン教会は代議制政治形態をとる。

28.1. 私たちは、すでに設立された教会を育成・配慮し、また、あらゆる場所に教会を組織し、またその組織を助成することが任務ある監督制が必要であることに同意する。監督制は道徳心を打ち立て、動機を供給し、管理と補助の方法を与え、各地における新しい教会と宣教を組織し、励ます。

28.2 私たちは、監督に与えられた権限が完全に組織された教会主体的な行動を妨げてはならないということに同意する。各教会は、総会がよしとして制定する規則に従って、その牧師を選択する権限、各大会に派遣する代表の選出、自教会の財政、その他各個教会の運営、働きに関するすべての事柄を決定する権利を有するということに同意する。

第 II 項 各個教会

29. 各個教会は、教会を組織する権限を有する者によって、教会として組織された信者、

および、救いの経験、教会の教義への信仰、教会の政治に進んで従うとの意志を表明した上で、正式の権限を有する者によって公に受け入れられた者を会員として構成される。

[100-107]

第 III 項 部会年会

30. 総会は、ナザレン教会の会員をもって部会年会を組織し、総会が公正と認める信徒および教職者の代議員数と、それら代議員の資格を定める。ただし、長老であって、その身分にふさわしい者はみなその代議員の中に加えなければならない。総会は各部会の区域を定め、部会の義務権限を規定するものとする。〔200-5.6〕

第 IV 項 総 会

31.1. 構成 総会は、ナザレン教会の部会年会によって選出された教職者信徒同数の代議員、総会が随時指定する職務上の議員、および総会によって定められたナザレン教会世界宣教局およびアメリカ/カナダ、宣教/伝道委員会の代議員で構成される。

31.2. 代議員の選出 総会開催前 16 か月以内または、旅行者ビザや通常ではない準備が必要な地域においては 24 か月以内に開かれる部会年会において、教職者、信徒同数の代議員を総会の定めるところに従い選出する。ただし、教職者の代議員はナザレン教会の長老でなければならない。フェイズ 3 の各部会は、最少 1 教職代議員と 1 信徒代議員を派遣する資格があり、さらに部会内の会員数に応じて総会が定める代議員数算定規準にしたがい、代議員数を増すことができる。各部会は、代議員代理を選出しなければならないが、その数は代議員数を超過してはならない。〔202.23、301-1.1〕

31.3. 資格証明書 各部会の書記は、総会代議員および代議員代理に選出された者に当選証明書を交付し、部会閉会后ただちに同様な当選証明書を、ナザレン教会総本部書記に送付しなければならない。

31.4. 定数 総会の開会中は、選出された代議員の過半数をもって議事遂行の定数とする。いったん定数に達した後は、それよりも少ない数によって。その時まで承認されていない議事録を承認し、閉会することができる。

31.5. 監督 総会は、ナザレン教会の長老の中から、総会が必要と認める数の監督を投票によって選出し、選出された監督をもって監督局を構成する。総会と総会の間、監督の欠員が生じた時には、ナザレン教会のすべての部会の 2/3 の得票数で欠員を補充しなければならない。〔305.2,316〕

31.6. 総会 議長監督局によって指名された監督は、総会の各会議の議長となる。ただし、監督が指名されず、また、監督欠席の場合には、総会はその議員の中から仮議長を選出しなければならない。〔300. 1〕

31.7. 議事規定 総会は、総会組織、議事進行、各種委員会、その他議事を正しく運営するために必要な一切のことを規定する議事規定を定めなければならない。それによって総会の役員を選出および資格を審査しなければならない。〔300. 2〕

31.8. 総会上告審判委員 総会は、ナザレン教会会員より総会上告審判委員を選出し、その

管轄事項と権限とを定めなければならない。〔305. 7〕

31.9. 権限と制限事項

(1) 総会は、ナザレン教会のために憲法を制定し、教会に関連し、また、付随するすべての部局の規則、規約を制定する権限をもつ。ただし、それらは、この憲法に相反するものであってはならない。〔300、305-5. 9〕

(2) 各個教会は、その牧師を招聘する権利を奪われることはない。ただし、総会が適宜に定めるところに従って承認を受けるものとする。〔122〕

(3) すべての各個教会、役員、教職者、信徒は、公正また秩序ある裁判をうけ、また上告する権利をもつ。

修 正

32. この憲法の規定は、総会代議員の 2/3 以上の賛成投票を得、そして全ナザレン教会の正規部会および宣教部会の 2/3 以上の同意を得た時に、それを廃止または修正することができる。正規部会、宣教部会のいずれでも、そのような変更や修正を提案することができる。規定通りに変更や修正が採択された場合、監督はその投票結果を発表しなければならない。その後その変更や修正は完全に効力を発する。

第 I I I 部 キリスト教行動の契約

A. キリスト者生活

33. 教会は、私たちがすべての罪から救われてキリストにある新しい生命に入れられるという良きおとずれを、喜びをもって宣言する。神の恵みにより、私たちキリスト者は「古き人」一古き肉の心と共に古い行いの型一を脱ぎ捨て、「新しき人」一キリストの心と共に新しく聖い生き方一を身につけるべきである（エフェソ 4:17-24）。

33. 1. ナザレン教会は、その教理と規則が多く、異なった文化の中で知られ、理解されるような方法によって永遠の聖書の原理を現代の社会に適合せしめることを目的とするものである。

私たちは、新約聖書でも再是認されている旧約の十戒が、キリスト教倫理の基本を構成するものであり、あらゆる点で遵守されるべきものであると信じる。

33. 2. さらに、聖霊により啓発され教導された集団的キリスト者良心の統一見解には妥当性があることを認めるものである。キリストのからだの国際的な現われであるナザレン教会は、キリスト者生活をホーリネス倫理に導くべき方法を探求する責任を負うものであることを承認する。教会の歴史的倫理基準の一部は以下の条項に表現されている。それらは、潔き生活への指針および一助として、注意深く、良心的に遵守すべきである。教会の良心に違反する者は、自らの救いを危険にさらし、教会のあかしを傷つけることをあえて行う者である。文化の違いによって生ずる適応上の変更は、監督局に照会し、承認をうけなければならない。

33.3. 私たちが避けるべき慣習を列挙するとすれば、それがいかに包括的であっても、世界中のあらゆる悪を包含することはできないことを認識する。それゆえに、私たち会員は、「すべてのものを識別して、良いものを守り、あらゆる種類の悪から遠ざかりなさい」（Iテサ5：21-22）との訓戒を心にとめて、ただ律法の文字だけに拘泥（こうでい）することなく、悪に対する感覚を養う上に、聖霊の助けを熱心に求めることを欠いてはならない。

33.4. 私たちの指導者と牧師に期待することは、定期刊行物によって、また講壇から、善と悪とを識別する能力を養うために、聖書の基本的真理を強調することである。

33.5. 教育は社会の社会的、霊的福祉の為に最も重要なものである。公立学校は、すべての事柄を教育する責任を負う。しかしながら、公立学校の教育は、その範囲において、キリスト教の基本的な信条を教えることにより裁判所の規定によって禁止されており限界がある。ナザレンの教育組織と機関、たとえば日曜学校、（誕生から中等教育までの）学校、保育所、成人の為の学校、大学、神学院は、子ども、青年、大人に対して教理が理解できるような形で教育する責務がある。実践は、世俗的なヒューマニズムの故に聖なる生活に教育原則には満たない公立学校に付加する形で行われる。公的機関からの教育は家庭における聖なる教えによって補われるべきである。キリスト者は公的教育機関の中で、また共に働くことが奨励されており、神の国の為にこれらの機関に影響を与えるようにする。（マタイ5章13-14節）

34. 私たちは特に次のような慣習を避けるべきであると信じる。

34.1. キリスト教道徳を破壊する娯楽・私たちの会員、個人も家族も次の3原則によって自らを治むべきである。第1に、余暇に関するクリスチャン・スチュワードシップ。第2の原則はキリスト者として家庭に最高の道徳基準を施すべき責任の承認。私たちは道徳的に混乱している時代に生きており、家庭の聖域内に読み物、ラジオ、テレビジョン、パソコン、インターネットのようなさまざまな物を通して、現代の悪の浸入に直面しているのであるから、最も嚴重な防備が必要である。しかしながら、私たちは聖なる生活を保証し、励ますものでもあり、聖書的な価値が確認され、奨励されるべきである。われわれは特に青年が文化の中に浸透力のある影響を与えるようなメディアと芸術の賜物を使用することを奨励する。第3の原則は、何であれ、神を冒瀆したり、平凡なものにおきかけてしまう社会悪に適切な感化力をもって立ち向って立証する責任と、この種の娯楽の供給機関として知られている産業を支援し、それによって感化を与えることを拒絶することである。このことは、それと共に安価な、暴力的、官能的、ポルノ的な卑猥物やオカルト的、世俗主義の哲学、官能主義、物質主義導入する営利事業を避けることを含む。これらのものは心と生活のホーリネスに対する神の標準を低下させるものである。

キリスト者生活の道徳規準を教え、説教すること、聖なる生活の「高嶺」を継続的に選ぶことによって、祈りつつ見分けることを教えることが必要である。われわれは、牧師や指導者が機関誌や講壇からこれらの媒体の中で見いだされる善悪を正しく見分けることができるように強調していくことが重要である。

われわれは、ジョン・ウェスレーが母親によって与えられた原則「何でもあなたの理性を弱めるもの、良心を弱め、神に対する感覚を不明瞭にするもの、霊的な事柄の嗜好を取り去るもの、何でも心よりも肉体の権威を増そうとするものはすべて罪である」という言葉は、見分けることの基礎である。(33.2-33.4,903.12-3.14)

(ローマ14章7-13節、Iコリント10章31-33節、エフェソ5章1-18節、フィリピ4章8-9節、Iペトロ1章13-17節、IIペトロ1章3-11節)

34.2. 合法化されているとしないにもかかわらず、宝くじ、およびあらゆる形の賭事。わが教会は、これらを習慣的に行う結果は、個人と社会双方に害をもたらすものであると信じる。

(マタイ6章24-34節、IIテサロニケ3章6-13節、Iテモテ6章6-11節、ヘブライ13章5-6節、Iヨハネ2章15-17節)

34.3. 誓約する義務のある秘密結社、または協会の会員となること。そのような組織の準宗教的性格はキリスト者の献身を弱め、その秘密性はキリスト者のあかしの自由を妨げるものである。

(Iコリント1章26-31節、IIコリント6章14-7章1節、エフェソ5章11-16節、ヤコブ4章4節、Iヨハネ2章15-17節)

34.4. あらゆる形式の社交ダンス。それらの慣行は両性間の適切な抑制と慎みを破壊する傾向があると信じる。

(マタイ22章36-39節、ローマ12章1節-2節、Iコリント10章31-33節、フィリピ1章9-11節、コロサイ3章1-17節)

34.5. アルコール飲料を飲物として使用したり、販売したり、それらの販売所の許可を援助したり賛成投票したりすること。禁制の麻酔薬を使用したり、販売したりすること。あらゆる種類の煙草を使用したり販売したりすること。

聖書も人間の経験も共にアルコール飲料を飲物として使用することが悲惨な結果を生み、医学的、科学的な発見においても、アルコールと煙草が心と体の健康を悪化させることは明らかである。聖なる生活を標榜する共同体として、われわれの立場は、緩和よりも禁欲である。聖書はわれわれの体は聖なる宮であると教えている。自分と他者を愛ある関心において、われわれは、すべての酒を避けるべきであると信じる。

さらに、われわれのキリスト者として社会的責任は、アルコール飲料、煙草、他のものを最小限にすべき法的な規制を望むことを示している。この世におけるアルコール中毒による広範な事例は、われわれは他者に証しすべきことを語っている。

(箴言20:1、23:29-24:2、ホセア4:10-11、ハバクク2:5、ローマ13:8;14:15-21、15:1-2、Iコリント3:16-17、6:9-12、19-20、10:31-33、ガラテヤ5:13-14、21;エフェソ5:18)

(聖餐式には発酵していない葡萄液のみが用いられるべきである。)

[413.11,427.7,428.2,429.1,802]

34.6. 覚剤、覚醒剤、鎮静剤等を医者処方なしで用いたり、処方があってもその薬を誤用したり乱用してはならない。この種の薬剤は正規の医者診断と監視の下で用いられるべきである。(マタイ 22 : 37-39、27 : 34、ローマ 12 : 1-2 ; I コリント 6 : 19-20 ; 9 : 24-27)

(この規約の中の離婚は、法的な離婚の代りに用いられる結婚解消をも含む。)

35. イエス・キリストによって共に一つの絆に結ばれたキリスト者の家庭は、愛と交わりと礼拝のグループであって、それは、家族の連帯が容易にくずれがちな社会において熱心に養成すべきものである。私たちは、私たちの教会の教職者と会衆に、家庭の結びつきを強化し、開発させるような教えと実践を強調することを切望する。特に、牧会において、結婚の永遠性の聖書的計画を教え、説教することを推奨する。

結婚制度は、人類が罪を犯す前に神が制定されたものであり、使徒的權威に従えば、「すべての人の重んずべき」ことである。結婚はひとりの男子とひとりの女子が交わりと助け合いと人類の増し加えられるために一つとなることである。ナザレン教会員は、この聖なる身分をキリスト者にふさわしく維持し、結婚に際しては、神の導きを熱心に祈り求めて、その考えている結合が、ただ聖書の要求に合致したものであることを確信したうえでそうすべきである。

神が結婚にて定められた祝福、すなわち、聖なる伴侶との関係、子どもにとってふさわしい親になること、相互の愛などの家庭建設の要素を真剣に求むべきである。結婚の契約は、双方ともに生きている間、道徳的に拘束するものであるから、それを破棄することは神の永遠の計画を破棄することになる。

35.1 聖書的な教えにおいては、結婚は、キリストの教会の為の犠牲的な愛を彷彿させるしながら、男女が互いの人生の為に献身し合うことである。そのようにして結婚は永遠のものとして意図されたものであり、離婚はキリストの明確な教えに反するものである。しかし違反は、特に悔い改めと信仰と謙遜をもって求められるならば、神の恵みの届かないものではない。ある人は自分の意志に反して離婚せざるを得ない状態に追い詰められることもあり、法律上、身体上の保護の為に離婚においやられることもあるからである。

(創世記 2 : 21-24 節、マルコ 10 章 2-12 節、ルカ 7 章 36-50 節、16 章 18 節、ヨハネ 7 章 53-8 章 11 節、I コリント 6 章 9-11 節、7 章 10-16 節、エフェソ 5 章 25-33 節)

35.2 ナザレン教会の教職者は、結婚の挙式にかかわる事柄を慎重に配慮し、あらゆる方法によって、キリスト者の結婚の神聖なることを会衆に徹底させるべきである。牧師は彼らに、結婚の儀式を挙げる前にできる限り婚前カウンセリングを実施すべきである。結婚カウンセリングには、以前に離婚を経験した方々への霊的な導きも含む。牧師は聖書的結婚の資格を有する者のみの結婚式を司さざるべきである。 [107-7. 1]

35.3. ナザレン教会の会員は、結婚の不幸な問題に直面した場合には、彼らの誓いと明白な聖書の教えとに矛盾しないような問題の解決を、祈り深く求めるべきである。その目的

とすることは、家庭を救い、キリストとその教会の名誉を護ることである。結婚問題の危機にある夫婦は、彼らの牧師に相談して、その教導を求めることを切に勧告する。

良き信仰をもって上記の手続きを執ることをせず、またキリスト教的な解決を求める真剣な努力をもって事に当ることをせず、その結果非聖書的な離婚をし、また再婚をした場合は、片側の者、あるいは両方の側の者も 504-4.2 及び 505-5.12 に規定されている懲戒処分を受けなければならない。

35.4. 無知や罪や人間の弱さなどのために、私たちの社会では、多くの者がこの神の理想に達することができない。私たちは、サマリヤの井戸における女性になされたように、キリストはこのような人々を救うことができると信じる。神の結婚における計画は、その人を神の恵みの範囲外に追いやることはない。聖書的根拠がないのに離婚し、また再婚した場合、その配偶者たちが真実に自らの罪を悔い改め、共に神の赦しの恵みと夫婦関係における神の救いの力を求めるよう勧める。そのような人々は、その生れ変りのあかしが明らかになり、キリスト者の結婚の尊厳さが了解された時には教会の会員に受け入れることができる。(27、107.1)

C. 人間の生命の神聖さ

36. ナザレン教会は生命の神聖さを信じ、中絶、胎児幹細胞調査、安楽死、ハンディを持つ人々や老齢に在る方々に治療を行わないことを反対する

説得的な中絶 ナザレン教会は、創造者である神によってつくられた人間の生命の神聖さを承認し、その神聖さは、未だ生まれていない胎児にまで及ぶことを信じる。生命は神からの賜物である。すべての人間の生命は、子宮の中で成長している胎児も含めて神の像に似せて創造されるのであるから、養い、支えられ、保護されなければならない。受精した瞬間から子どもは人間であり、すべての人間の成長の性質を持っており、さらに継続的な成長において母親に依存している。それ故に、人間の生命は受精の瞬間から尊ばれ保護されなければならないと信じる。我らは、墮胎が人間的な便宜や人口調整の為に用いられることに反対する。また我らは中絶を是認する法律に反対する。確かに、母親や胎児が妊娠において命を落とす場合もあることを認識しているが、妊娠の停止は健全な医学的、キリスト教的なカウンセリングの後に行われるべきである。

中絶に責任を持って反対することは、母親や子どものケアの為に用意されるプログラムを開始し、支持することでもある。望まれない妊娠の場合には信仰共同体（危機的な知識は適切な有識者）によって愛、祈り、相談を行うことが重要である。その場合には、支えるということカウンセリングセンターや母親の自宅で行うという形を取ることもでき、キリスト教の里親制度を活用することも可能である。

ナザレン教会は、性の責任に関するキリスト教的な基準が無視されることにより、望まない妊娠を終わらせる手段としての中絶が起こることを認識している。それ故に教会は、人間の性について、中絶問題を道徳的な決定をくださいガイドとして提供する聖書原則のより大き

な範疇に置くことによって新約聖書の倫理を実践することを要求する。

我らは多くの者が中絶の悲劇によって影響を受けていることを認識している。教会の会員及び個人の信仰者は中絶経験者に神の赦しのメッセージをとりつぐことが大切である。我らの各個教会は、妊娠を意識的に終わらせることによる肉体的、感情的、霊的な痛みを味わっている人々にとって贖いと希望の共同体であることを希望する。(ローマ3章22-24節、ガラテヤ6章1節)

遺伝子工学、遺伝子治療 ナザレン教会は遺伝子治療を全うするための遺伝子工学の使用を支持する。我らは、遺伝子治療は病気を防ぎ、その結果、身体的な精神的な混乱を癒すことができることを信じている。我らは社会的な不正義を促進し、人間の尊厳を無視し、他者に対して人種的、知的、社会的な優位性を獲得しようとする遺伝子工学に反対する。(優生学) 我らはDNA研究の開始が、生きたままの誕生を停止するための代替的な処置として中絶を支持することになることを反対する。すべての場合において、謙遜、人間の生命の不可侵の尊厳、神の前における人間の平等性、あわれみと正義への信仰が遺伝子工学と遺伝子治療を支配することを信じる。(マラキ6章8節)

胎児幹細胞研究及び、受精の後、人間の生命を破壊する医学的/科学的な努力 ナザレン教会は強力に、成人の人間の組織、胎盤、へその緒、動物、他者の子宮等から幹細胞技術の進展につとめることを推奨する。それは人間の神聖さを侵犯することなく多くの人々に癒しをもたらす試みの終結である。我らの人間の胎児幹細胞調査に関する立場は、人間の胎児はすべて神の似姿に造られた人格であると信じている。それ故に、我らは、人間の胎児からとられた幹細胞を研究、治療を仲介する為や他の目的の為に使用することに反対する。

未来の科学的進歩は新しい技術を可能にする。我らはこの進歩を人間の生命の神聖さ、他の道徳的、聖書的律法を妨げない限りにおいて支持する。しかしながら、受精した後の人間の生命を奪う形のような研究も、それがどのような目的であれ人間の胎児の破壊につながるので反対する。この見解に一致して、中絶した胎児からとられた細胞組織の使用も、いかなる目的であれ反対する。

人間のクローンについて 我らは個々人のクローン化に反対する。人類はご自分に似せて我らを造られた神によって価値を与えられ、個人のクローン化は存在を対象物としか考えず、我らの創造主によって与えられた価値と尊厳を否定することになる。(創世記1章27節)

安楽死について (医者による自殺幫助) 我らは安楽死(病気の方の生命を意図的に終わらせるか、死は近くはないが不治の病にかかっている衰弱している場合に苦痛を終わらせる場合)はキリスト教信仰と合致しないと信じる。これは安楽死が死に行く人々によって要求された場合(自発的安楽死)、死にゆく人々が精神的に同意をすることが不可能な場合(意識的でない安楽死)にも適用できる。キリスト教教会による歴史的な安楽死の拒否は、聖書からとられ、主であるイエスキリストの信仰における教会の告白にとって中心的なものであるキリスト教の確信からのものであると信じる。安楽死は、自己に対する尊厳を主張するこ

とによって生命の莊嚴な主としての神に対する確信を侵犯するものであり、安楽死は、また、神の前に僕であることを侵犯するものであり、聖書が人間の生命や共同体に与える価値を侵犯してしまい、苦しみを取りさることだけに集中し、慈悲深い主なる神の前に人間を傲慢にしてしまう。我らは安楽死を合法化しようとするあらゆる努力に、教会員が反対することを推奨する。

死を許可する 人の死が近づいた時、キリスト教信仰と実践の範疇において人工生命維持装置を除去することも、使用しないことも許容できると信じる。この立場は永続的な植物人間の状態もしくはどのような延命措置の特別手段によっても健康な状態に戻れない場合に適用できるものである。死が近い時に、キリスト教信仰の何も死を人工的に延期することを支持しない。キリスト者として、我らは、神の忠実さと永遠の生命の希望を信じている。このようにしてキリスト者は私たちの代わりに死を克服し、勝利によって死を奪うキリストにおける信仰の表現として死を受け入れるのである。

D. 人間の性

37. ナザレン教会は、人間の性を創造主である神が創造時に意図された神聖さと美の表現であると考え。妻と夫間の契約時に印を押され、交わされることも、この表現の1つである。キリスト者は結婚において、人間の性が神によって清められることができ、かつ清められるべきものであることを理解しなければならない。人間の性は広範囲にわたる愛と忠誠のしるしとしてのみ完成される。キリスト者の夫と妻は、さらに大きな範囲で相互愛を見出し、キリストへの献身のしるしとして性を見つめなければならない。

キリスト者の家庭は子どもたちに人間の性の神聖さを教える場であり愛、忠誠、忍耐においてその意味が成就されることを示す場である。

私たちの教職者や教育者は人間の性のキリスト教的理解を明確に述べ、正しい優位性を喜び、裏切りや歪曲を防御することを厳格に強調すべきである。

性はそれが目的であるかのように取り扱われ、他の人に対してポルノ的、性的興味を満足させ為に用いられる時、その目的を見失う。我らは、結婚の誓約外でおこるすべての性的な密通を神が意図された神の美とホーリネスの罪深い歪曲であると考え。

同性愛は人間の性が倒錯した一つの形態である。同性愛に発展する人間性の倒錯の深さを認め、そのような行動が罪深く、神の怒りを受けるものとする聖書的立場を確認する。私たちは、神の恵みが同性愛の習慣を克服するに十分であることを信じる。(I コリ 6:9-11) キリスト者の道徳と同性愛行為が両立しうるかのような行動や声明があることは、まことに嘆かわしいことである。そこで私たちは、性道徳に関する聖書的標準について明確に説教し、また教えることを勧告する。

(創世記1章27節; 19章1-25節; レビ記20章13節; ローマ1章26-27節; I コリント6章9節-11節; 第1テモテ1章8-10節)

E. クリスチャン・スチュワードシップ

38. スチュワードシップの意味 聖書は、神がすべての人間と物の所有者であって、人間は、その生命と所有物の管理者であり、神の所有権と人間の管理職とが認められ、人間はその管理人としての働きについて、神に対して個人的に責任のあることを教えている。神は、すべての道において、体系と秩序の神であられ、神のすべてものとの関係に対する所有権を認める為の献げ物の制度を設けられた。神の子たちは、この目的のために忠実に什一をささげ、福音のわざを支持するために献げものをなすべきである。〔140〕

(マラキ 3章 8—12 節; マタイ 6章 24—34 節、25章 31—46 節; マルコ 10章 17—31 節; ルカ 12章 13—24 節、19章 11—27 節; ヨハネ 15章 1—17 節; ローマ 12章 1—13 節; I コリント 9章 7—14 節; II コリント 8章 1—15 節、9章 6—15 節; I テモテ 6章 6—19 節; ヘブライ 7章 8 節、ヤコブ 1章 27 節; I ヨハネ 3章 16—18 節)

38.1. 什一献金 什一献金は、会員がその所属する教会に忠実に、規則正しく自己の収入の十分の一をささげる聖書的、また実践的行為である。それゆえに、教会の財政は什一献金に基づいて立てられており、各個のナザレン教会は、そのすべての信者にとって（什一を納める）神の庫（くら）とみなされている。ナザレン教会に所属している者はみな、主への最小限の経済的義務として、その収入の十分の一を忠実にささげ、さらにその上自由献金をささげるよう勧告する。神は、各個教会、部会、地区、総会を支持するものを栄えしめられる。各個教会でささげられる月定献金は全教会の支持を受けて忠実な僕の心において、他の献金の機会の中でも優位性を持つものである。

38.2. 資金調達と配分 什一献金と福音のわざを支持するため、また教会堂の建築のためのささげ物に関する聖書の教えの光によれば、いかなるナザレン教会といえども、聖書の原則から離れ、福音の伝達を妨げ、教会の名を汚し、貧しいものを差別し、信者の努力を福音の推進からそらすような方法による資金調達をしてはならない。

各個教会、部会、地区、総会のプログラムの経費をまかなうために、各個教会は予算案を採用し、それに基づいて実行し、総会、地区、部会の教会割当経費を月々支払うよう努めるべきである。〔130, 154, 155-155.2, 413.21〕

38.3. 牧師の生活費 「同じように、主は、福音を宣べ伝えている人たちには、福音によって生活の資を得るようにと指示されました」（I コリ 9:14）。教会は、神に召され、教会の指示に従って教会伝道にすべてを献げて働いている牧師を支持する義務がある。それゆえに、教会の会員は、この聖なる事業のために毎週金を集めて、牧師給を毎週規則正しく支払うことに自発的に参加すべきである。〔115.54〕

38.4. 残余財産および遺産 クリスチャン・スチュワードシップを実行するに当って、主がその生涯中その管理人とならしめられた収入と財産の残余をどのように処理すべきかを注意深く考えることは重要なことである。ナザレン教会はこの世における奉仕を重要視しているが、未来のために遺産を残すことは神の与えられたビジョンであると信じる。このこ

とを通してナザレン教会の基礎をつくられ、計画され、据え置きで支払われる。民法は、必ずしも神に栄光を帰する方法で財産の配分を規定していない。各キリスト者は、遺書を注意深く、合法的に準備するよう配慮すべきであり、このことにおいて、各個教会、部会、地区、総会の各レベルに、伝道、教育、慈善等、さまざまな働きをもつナザレン教会を考慮に入れられるよう勧める。

F. 教会役員

39. 私たちは、各個教会がその教会役員を選出するとき、全き潔めの体験を明確にもち、生活が公に神の恵みを証しし、聖なる生活へと召し出す者であり、ナザレン教会の教理、政治、実践に合致し、教会に忠実に出席し、月定献金、礼拝献金をする者のみを選ぶよう指示する。

G. 秩序の規則

40. 適用できる法律、マニュアルにおける団体法、政治の細則に従い、集会や、ナザレン教会会員の議事録、個々の教会、部会、全体及び団体の委員会に関するものは、『新版ロバートの規則と秩序』（最新版）に従い議会の過程において規則正しく運営され管理されるべきである。

G. 特別規定の修正

41. 以上特別規定の諸規定は、その総会の会員の2／3の同意を得た場合廃止または修正することができる。

IV部 教会政治

教会政治に関する前文

ナザレン教会の職務は、すべての人に罪の赦しとイエスにおける心のきよさを通して神の変容の恵みを知らせることにある。最もそして最重要の使命は「弟子を作ること」により、信仰者を交わりと会員に導き、信仰において応答する者に対して牧会の為に整えることである。「信仰共同体」の究極の目標は、最後の日にキリストにおいてすべての者が完全になること（コロサイ1章28節）である。

救われ、完全とされ、教え、使命を与えられる事が起こるのは各個教会においてである。キリストのからだである各個教会は、我々の信仰と使命をあらわすものである。これらの教会は部会と地域に分けられる。

ナザレン教会の一致の基礎は、マニュアルに定義されている信条、政治、定義、とりきめである。

一致の核となるものはマニュアルの信仰箇条に宣言されている。我々はあらゆる地域と部会の教会がマニュアルを自国語に翻訳することを奨励し、それを広く頒布し、継続性をもってこれらを教えることを奨励する。これが我々がナザレンとしてあるべき、また行うべきすべての事柄が織りなされた黄金律である。

この一致の可視的な考察は総会において示されるものである。総会はナザレン教会の教理形成、法律規定、投票権の最高議決機関である。（300）

第2に考察しなければならないのは、すべての教会を代表する国際総本部である。

第3に考察しなければならないのは、総監督局である。総監督がマニュアルを解釈し、文化的な適用を行い、牧師の按手を行う。

ナザレン教会の政治は代議制であり、一方において極端な監督政治を、他方においては無制限な会衆主義を避けるものである。

教会が奉仕する世界の宣教地においては、文化的、政治的な相違が存在し、第4部、第1章、第2章、第3章に含まれる個々の部会と地域の政治形態の適応が為されることになる。そのような適用の要求は文書の形式で示され、総監督局によって承認されなければならない。

第I章 各個教会

A. 組織、名称、法人組織、財産、制限事項、合併、解散

100. 組織 各個教会は、理事長、管轄権をもつ監督、あるいは、それらのいずれかによって委任された長老によって組織される。新しい教会の公式報告書は管轄する事務所に提出され保管されなければならない、[29. 107. 208.1, 433. 12]

100.1 多民族教会 組織された各個教会は、様々な言語でのバイブルクラスを作ることによって、教会の建物を使用しつつ牧会を拡張することができる。このバイブルクラスは教会

型の宣教や組織された教会に発展する可能性がある。(100)一つの教会の名の下で、理事長の認可を受けて、一つ以上の会衆を持つ教会へと発展することもあり得る。このようなすべての会衆が組織されたものに至っていない個人の会員を持つ教会に関しては、部会諮詢委員会が、理事長および監督の権限の承認のもと、以下の条件のもとに教会を組織する権利と特権を認めることができる。

1. そのような会衆が組織された各個教会から分離していない共同体であること。
2. そのような会衆が、組織された各個教会とは別個の土地を所有していないこと。
3. そのような会衆が理事長・組織された教会の役員会、部会諮詢委員会の承認なしで借財をしないこと。
4. 理事長の早急な承認および各個教会の牧師との相談以外で組織された教会から交わりを引き離したり、関係をたつことがないこと。

101. 名称 新しく組織された教会の名称は、その教会が理事長と協議の上、部会諮詢委員会の承認をうけて決定される。

101. 1. 名称の変更 各個教会は、教会会員の年次会議か臨時会議における賛成多数票によってその名称を変更することが出来る。変更のための手続きは次の通りである。(a) 各個教会役員会は理事長に変更願いを提出し、理事長は部会諮詢委員会の書面による承認を得る。(b) 教会の投票。(c) 部会諮詢委員会は部会年会にその変更を報告し、部会はその変更に関する承認を投票によって決定する。

102. 法人組織 法令が許可している場合は、評議員は教会を法人組織にし、その評議員とその後継者はその法人の評議員とならなければならない。民法に抵触しない場合、法人組織の規約には法人の権限と、その法人がナザレン教会総会によってその都度権威づけられ、マニュアルに布告されるナザレン教会の政治に従うものである旨を明記するべきである。この法人のすべての財産は、各個教会の承認に従って評議員によって管理、運営されなければならない。

102. 1. 部会諮詢委員会によって各個教会のために財産が購入され、開発された場合、または新しい教会が形成され、その教会が諮詢委員会によって投資された金を返済した場合、諮詢委員会はその所有権をその教会に直ちに移管することが望ましい。

102. 2. 教会が法人組織にされた場合、取得されたすべての財産は、可能な限り法人名の教会の所有となる。(102.6)

102. 3. 牧師と教会役員会の書記は、その教会が法人であってなくても、教会の代表者と書記となり、制限事項〔104-4. 3〕に従って不動産、抵当証書、抵当権の譲渡、契約書、または、マニュアルに別段の規定のないその他の教会の法的書類を作製し署名しなければならない。

102.4. 各個教会の法人規約の条項は以下の計画を含まなければならない。

1. 法人名は「ナザレン教会」という名称を含む。「ナザレン教会」という名称が教会の看板、公文書、教会出版物に明記されなければならない。

2. 法人の細則はナザレン教会のマニュアルによる。

3. 法人規約は同じ地域において教会が利用可能な控除制度を妨げるような計画を含んではならない。

4. 解散に関して、法人の資産は部会諮詢委員会に分配されなければならない。

法人の条項は地域の適切な法律のもと、付加的な規定を含むことができる。しかしながら各個教会の財産をナザレン教会から流用するようないかなる細則も含んではならない。

(101-1.1,104.3, 106.1-6.3)

102.5 多民族教会で、2つ以上の組織された教会が同じ施設を共有する所では、地元の法律が認めるならば、共同法人化が行われてもよい。

102.6. 共同法人化が不可能な場所では、全ての合法的書類において、教会名は「ナザレン教会」という言葉を含まなければならない。しかし、財産行為と信託行為に限定されない。

103. 不動産 不動産の購入、教会堂建築、牧師館建築、またはそれらの大改築等を計画中の教会は、理事長と部会教会財産委員会に計画案を提出して、考察と忠告および承認を受けなければならない。理事長と部会教会財産委員会の書面による承認なしに、抵当の有無にかかわらず、不動産の購入、教会堂または牧師館の建築、また、それらの大改築に関して、理事長と地区財務委員会の許可なしに借金をしてはならない。

103. 1. 教会役員会と理事長および部会教会財産委員会の間で合意に達することのできない問題が生じた場合、その問題の裁決を得るために管轄権を有する監督にそれを提出することが出来る。その教会か理事長は、最終決定を求めて監督局に提訴することができる。すべての提訴、提訴の反駁は、監督の管轄権または総監督局に属するものであれ、文書によらなければならない。提訴、提訴の反駁、議論のコピーを、教会役員会に属するものであれ、理事長に属するものであれ、そこに含まれているもう一つの団体に送付しなければならない。教会役員会の提訴の議事録には提訴の解決、それを支持する議論、投票記録を含めなければならない。

104. 制限事項 各個教会は不動産を購入し、売却し、抵当に入れ、交換し、または処分することは年次総会あるいはその目的のために正当に召集された臨時会議において会員の3分の2以上の賛成投票、および、役員会の3分の2以上の賛成投票および理事長と部会教会財産委員会の書面による承認がなければならない。〔113-13.4.113.7, 113.14, 234.3〕

104. 1. 各個教会の不動産は経常費の支払いのために抵当に入れてはならない。

104. 2. 抵当や不動産の売却や不動産についている保険を受け取る教会は、購買や不動産の改善、不動産の借金を削減する為にのみ収益を使用しなければならない。理事長の承認と地区諮詢委員会の承認においてのみ収益は他の目的のために使用できる。

104.3. 評議員と（または）各個教会は、ナザレン教会の使用以外にその財産を流用してはならない。〔113-13.1〕

104. 4. 教会の脱退 かなる各個教会でも、総会の規約により、また同意された条件と計画による以外は、団体としてナザレン教会から脱退し、または、その関係を断つことはで

きない。

105. 合併 ふたつ、またはそれ以上の教会は、関係教会の特別に召集された会議において、出席者の2/3の賛成投票があれば合併することができる。その場合、合併がそれぞれの教会役員会の大多数投票によって支持され、合併が理事長、部会諮詢委員会、管轄権をもつ監督の書面による承認を得ていなければならない。理事長の通知によりナザレン教会総会書記は、有名無実の教会の名を教会名簿から削除する権限をもつ。このようにして新しく形成された組織が、全体、教育、部会の割り当てを一つとすることによって合併はが成立する。

理事長の通知によってナザレン教会の書記は教会一覧から不活発な教会の名前を削除する権限を持つ。

106. 教会の解散/休止の宣言 教会は、地区諮詢委員会の決議によって一定の期間休止することを宣言することができる。

106.1. ひとつの教会は、監督局の決定と地区諮詢委員会の3分の2の賛成投票によって解散される。そのような決定は理事長が管轄権をもつ監督とその教会の解散に関して協議し、監督からの肯定的な対応があった場合に行うことができる。

106.2. ひとつの教会が解散に至った場合、ナザレン教会（地区諮詢委員会によって証明を与えられている）からの脱会、もしくは脱会しようと試みる場合は、存在している財産は他の目的に転用してはならない。それは、その教会の所属している部会の代理人である部会諮詢委員会か、または他の権限を有する代理人に所有権を移し、年会の指示に従って、いずれかのナザレン教会のために使用される。解散した教会の財産を管理する評議員は、管轄権をもつ監督の承認の書面を受けた上で、部会諮詢委員会か、または部会の任命をうけた代理人の命令と指示の下で、財産を売却か、処分をする。前記の財産を譲渡か、売却によって得た収益は、部会か部会諮詢委員会の指示に従って引き渡さなければならない。（104.4,222.17）

106. 3. 解散した教会のいずれの評議員も、評議員会も、その財産をナザレン教会以外の用に流用してはならない。〔104.4,142-144,222.17〕

106. 4. このように公式に解散した教会のみが総会書記の登録簿から削除される。

106.5. 各個教会が活動していないと宣言された場合、教会の貨幣および保護口座の署名者および同じものを地区諮詢委員会口座に移行しなければならない。口座を閉鎖する決議案によって地区諮詢委員会の管轄権限に従うことを拒否したり、法律が許す場合にすべての資産の管轄権を引き受けることを拒否すべきである。

B. 教会員資格

107. 正教会員 各個教会の正会員は、教会組織の委任をうけた人々によってその教会に転入された者、および救われた経験、ナザレン教会の教理を信じる信仰、その政治に自ら従うことを表明した後、牧師、理事長また監督によって公に受け入れられた者によって構成される。ただし、活会員で満15才以上の教会員のみが年次会議、または臨時会議において投票権を有する。〔29, 35.4, 111, 110, 113. 1, 413.3, 417, 427.8, 433. 8-33.9〕

107.1. ナザレン教会への加入を希望する時には、牧師はその者に教会員の特権と責任、信仰個条、一般および特別規定、ナザレン教会の使命等について説明しなければならない。ナザレン教会にふさわしい教会員の候補者とならせるためには、特別な教育と指導が施されなければならない。

伝道・教会会員委員会と協議の後、牧師はその候補者を公の集会で規定の入会式文（801）を用いて教会員として受け入れなければならない。〔27, 33-39, 110-10. 4, 225〕

107. 2. 伝道書の会員：まだ教会として組織されていない伝道所の会員、伝道所は、107 および 107. 1 に則り、教会員として年次統計に報告しなくてはならない。

108. 準会員 部会がその規定を設ける所では各個教会は準会員制を採用してもよい。準会員には、投票権と役職につく権利を除いて正会員のあらゆる特権を有する。〔203. 24〕

108. 1. 準会員は、牧師と伝道・教会会員資格委員会の判断によって何時でも正会員に受け入れられ、また、そこから除かれる。

109. 休止会員 各個教会は109.1および109.2によって述べられている理由によって会員を休止とみなすことができる。（112.3、133）

109.1 各個教会の会員が別の地域に移り、会員として休止状態にある場合に、移り住んだ地域のナザレン教会に出席し、会員籍を移すことが推奨される。

109.2. 教会員が礼拝に、教会役員によって正当化される理由なく6ヶ月欠席した場合には、再び活動的になるように励まさなければならない。その人物の教会籍は伝道委員会、および教会籍委員会、役員会によって推奨され休止と宣言される。当該人物には役員会の決議が行われて7日以内に牧師からの救済の手紙によって知らされなければならない。役員会の決議後、牧師は会員の名前が「教会役員会（日時）によって不活動会員に入れられる」ことを該当者に書かなければならない。これらの行動の後、120間祈りと懇願をもって待機しなければならない。この間に非活動的な会員を再び役員会が活会員に戻す要請書を書く場合もある。要請は、会員の誓約に対する確信と各個教会の礼拝に再び参加することが必要となる。役員会は60日以内にその要請に対して応答しなければならない。伝道および教会会員委員会と役員会の決議によって正会員へと回復することができる。

109.3. 非活動的な会員は各個教会の会員名簿においては正会員として数えられなければならない。年会には（1）活会員（2）休止会員として区分して報告されなければならない。

109.4. 非活動的な会員は年次総会、臨時総会において投票できず、役職につくことはできない。

C. 伝道・教会会員委員会

110. 教会役員会は、3人以上の委員をもって伝道・教会会員委員会をつくらなければならない。この委員会の委員長は牧師であり、牧師の諮問機関として奉仕する。その職務は次の通りである。

110. 1. 各個教会の伝道を促進し、伝道の実を保持することに努める。〔107-7. 1, 129.〕

24]

110. 2. 教会の全機能の中で伝道強化を研究し、それを教会役員会や各部門にすすめる。

110. 3. 全体および部会を含む教派全体の伝道計画を実行する各個教会の委員会として奉仕する。

110. 4. 新しい回心者に正会員となる資格を与えるよう、調和のとれた信仰生活、聖書とマニュアルの研究などを個人的に、または牧師の新会員クラスを通して指導する。信仰告白によって受け入れられた会員こそ、伝道の実を保持したことになるからである。〔26—27, 35. 4〕

110. 5. つとめて、新しい会員が教会の交わりと奉仕に十分に参加するよう導く。

110. 6. 牧師と協力して、新しい会員の継続的な霊的指導計画を開発する。

110. 7. 牧師の指名を受け、教会の特別集会のための巡回伝道師を教会役員会に推薦する。少なくとも毎年1回は任命され、委任され、登録された巡回伝道師による特別集会を開催することが望ましい。

110. 8. 牧師が、あらかじめ伝道・教会会員委員会にはからずに何びとも正会員として受け入れてはならない。〔107. 1〕

D. 会員所属の変更

111. 転会 牧師は会員の要求に応じて、希望しているいずれのナザレン教会へでも転会状〔その書式は813. 4を参照〕を与えることができる。ただし、その転会状の有効期間は3か月限りである。転会が、受け入れる側の教会によって承認された時には、その者の以前の教会の会員籍はなくなる。〔813. 5〕

111.1. 薦書 牧師は会員の要求に応じて、希望している福音的教会への薦書〔その書式は813. 2参照〕を与えてよい。その後証書を発行した教会における、その人の会員の籍は即時消滅する。〔112.2〕

E. 会見所属の停止

112. 牧師 伝道師、按手礼を受けた牧師がナザレン教会以外の会員籍を持つか、教会の牧会をする場合には、その牧師の会員籍のある教会の牧師はその事実を牧師資格審査委員会に報告しなければならない。牧師資格審査委員会は、教職の会員としての状態を調査し、承認する。もし牧師資格審査委員会がその教職の会員籍を教会から削除することを決定したならば、対象者に対して「他の教派につながるようになったことによって削除した」旨を報告しなければならない(427.9,433.10-33.10)

112.1.信徒 教会の信徒が会員として受け入れられ、説教する免許を与えられ、他の宗教組織の按手礼を受けた場合、もしくは、単立教会および宣教の業に従事する場合、各個教会の教会籍は、その事実の故に、その人物が教会の役員会、もしくは、その教会の場所がある地区諮詢委員会の年ごとの文書での承認を受けている場合を除いて即座に停止する。

112.2. 退会 牧師は会員の要求があった場合、退会状〔その書式は、**813-3** 参照〕を与えても良い。その場合、直ちにその人の会員たることは停止される。〔111〕

112.3. 会員の籍が停止した日時より2年間経過した場合に、教会はその人物の名前を役員会の決定によって籍から削除することができる。教会役員会の決議の後、牧師は対象者に対して「役員会によって削除された」(日時)会員の名前を書かなければならない。(109,133)

F. 教会会議

113. 協議のため、また事務処理のために各個教会の会員が集まる会合を教会会議と称する。適応可能なマニュアルの法律、団体条項、政治の附則に則り、ナザレン教会の会議および議事録は、それが各個教会、地区、総会、委員会のものであれ、規則正しくロバートの最新版に従って議会的な過程を経なければならない。(40,104,113.7,115,415)

113.1. 教会会議において、正会員で満15才以上の者だけが投票権を有する。〔107, 109-9.4〕

113.2. 教会会議において不在者投票は認められない。

113.3. 議事処理 議事は、選挙を含めて、いかなる問題でも、教会の精神と秩序に反しないかぎり、また別段の定めがなくても、教会会議において処理することができる。

113.4. 民法遵守 教会会議を召集し議事を進行することについて、民法が特定の手続きを要求する場合はいつでも、その規定を遵守すべきである。

113.5. 議長 議長たる役職教会の職務上の代表者である牧師か、理事長か、管轄権をもつ監督か、または理事長か監督によって任命された者が、年次教会会議や臨時教会会議の議長となる。〔142〕

113.6. 書記 役員会の書記は、すべての教会会議の書記をつとめ、彼の欠席の場合は臨時書記を選ばなければならない。〔135.4〕

113.7. 年次総会 各個教会の年次教会総会は部会年会の前90日以内に開かれなければならない。総会の公示は、少なくとも、それ以前の二回前の聖日に講壇からなされなければならない。年次教会総会は、教会役員会の承認を受けて一日以上、ひとつの礼拝以上において行われる。

113.8. 報告教会の年次教会会議において、次の者は年間の報告を提出しなければならない。牧師〔413.15〕、教会学校校長〔146.6〕、NYI会長〔151.4〕、NMI〔153.2〕、女性執事〔406〕、定住伝道師〔426.1〕、書記〔135.2〕、会計〔136.5〕。

113.9. 選挙委員会 選挙年次教会会議において、投票によって以下の者の選挙を行う。係官、役員、年会代議員。これらの選出者はどこにも明らかにされてはならない。

選挙委員会は、牧師を含む、教会の3人以上7人以下で構成されなければならない。教会役員会が提案する方法によって構成されなければならない。牧師がその委員会の長とならなければならない。この委員会によって任命される人物は39節の教会係官に要求される資格を満たしていなければならない。

113.10 選挙 教会年次総会においては投票によって、執事（137）、理事（141,142.1）、教会学校長（146）、日曜学校教師会（145）を後継者が選ばれ、資格が与えられるまでその職を行なわなければならない。教会の役員として選ばれた人はすべて同じナザレン教会の会員でなければならない。

われわれは、各個教会が全き聖化を体験し、生活が、神の恵みの良き証を行い、聖なる生活に招き、ナザレン教会の教理、政治、実践を指示し、出席、月定と通常献金によって支えるものでなければならない。（39,127,145,146）

113.11 法律が許し、また適正に召集され、あるいは年次教会会議において出席教会員の過半数の賛成投票があった教会では、あらかじめ教会役員会の会員として特定数の教会員を投票で選出してもよい。137 と 141 に副って、執事として選出さるべき一定の人数、またさらに評議員として選出さるべき一定の人数を選出する。この方法によって教会役員会が選出された時には、役員会は各種の委員会を組織して、割当てられた責任を遂行しなければならない。教会は 145 に副って教育委員会を選出するならば、役員会の中で教育委員会を構成しなければならない。（145-45.10）各個教会において代理役員会及び委員会の構造を牧会と宣教の行動の為に使用することもできる。そのような代理機関は、文書にして理事長及び地区諮詢委員会の承認をとり、構造自体が市の要求と一致する形でなされなければならない。

113.12 法律が許し、あるいは年次教会会議において出席教会員の過半数の賛成投票があり、理事長の承認を文書において得た後に、2年の任期の役員会の半分または、3年任期の役員会の3分の1を選ぶことができる。両方の場合にも年ごとに選出される同等のメンバーを指名しなければならない。このような方法によって役員会が選出された場合、執事と理事会の会員は 137 及び 141 と合致しなければならない。

113.13 年次教会総会において、201-1.2 が示すように、教団総会で定められた代議員選出の基準によって、部会年会への信徒代議員を投票で選出しなければならない。

113. 14. 臨時教会総会は、牧師によって、あるいは牧師の同意を得た役員会か、理事長か、管轄権をもつ監督かの同意を得て、いつでも召集することができる。〔104〕

113. 15. 臨時教会総会の公示は、その会議以前、少なくとも2回の定例礼拝において講壇から、あるいは民法の定めるところに従ってなされなければならない。

〔115-15. 1, 122, 137, 139, 142. 1, 144〕

G. 教会年度

114. 教会年度は、その教会の統計年度と一致しなければならず、それを教会年度として認識する。

114.1. 統計年度は部会年会の開会 90 日以内に終了し、新統計年度は、その終了日の翌日から始まる。統計年度の終了日、開始日の日付は、部会諮詢委員会によって、以上の規定に準じて定められる。〔222. 1〕

H. 牧師の招聘

115. 長老、及び免許取得した伝道師（412）は投票可能な年代が出席した総会、及び臨時総会において3分の2の同意票によって承認され牧師となることができる。長老および免許取得した伝道師は教会役員会によって教会に候補として指名され、理事長との相談の後、会員の3分の2の投票によって指名が確定し、その候補の指定は、理事長によって承認されなければならない。地区諮詢委員会の承認なしで、当該教会の会員は長老、及び免許を受けた伝道師を候補としてはならない。この為の招集は、以下にあるものによって復唱され、継続されなければならない。（118,121-23,129.2,160.8,208.9）

115.1 牧師招聘の受託は、招聘の投票を行う教会会議から15日以内に、牧師によって為されなければならない。

115.2 教会役員会及び牧師は彼らの目標や期待する事を相互に文書にして連絡を取り合わなければならない。（121,129.3-29.4）

115.3 牧師が奉仕を実際に始めるやいなや、牧師と会衆は牧師就任礼拝、あるいは契約礼拝を行わなければならない。就任式の目的は神の意志に関して一致と導きを求めることにある。実践上、理事長がこれを司式しなければならない。

115.4 牧師が招聘される場合、その教会は牧師謝儀を特定しなければならない。牧師謝儀の額は役員会によって決定される。教会、または教会役員会と牧師の間に、謝儀に関して同意が成立した場合、牧師謝儀の支払いは、その教会の道徳的責務とみなされる。しかしながら、教会が、もし同意された謝儀の額を支払いを継続することが不可能になった場合には、その支払い不能および不履行は、牧師が教会を相手に民事訴訟を行う正当な理由とはみなされない。また、牧師の在任中に、他に指定されていないもので、実際に集められた超過金額に関して、教会は法律的责任を負うものではない。

各教会は、牧師の旅費、移転費も準備しなければならない。（38-8.3,129.8-29.9）

115.5 牧師の謝儀は教会の最初の公式礼拝前の月曜日から開始する。

116. 教会組織後5年未満、または投票資格者35名以下か、部会から定期的援助をうけている教会の牧師は、管轄権をもつ監督と部会諮詢委員会の同意を得て、理事長によって任命または再任命される。〔208. 1, 208. 3〕

117 牧師の配置に関して、教会役員会と理事長との意見が一致しない時は、教会役員会、または牧師は管轄権をもつ監督にその問題を提出して、監督の決定を仰がねばならない。その決定を受けて、教会役員会及び理事長は総監督局にその問題を上訴することができる。すべての上訴、上訴の反証、それに関連する議論は、監督権のある総監督であろうと総監督局であろうと、文書でなければならない。上訴、上訴の反証、それに関連する議論の複写は教会役員会であれ、理事長であれ、関連ある他の団体に送付しなければならない。役員会の上訴の議事録は上訴の結論、それを支持する議論、投票記録を含まなければならない。もし牧師が考慮して自己の名前を示さない場合、または牧師候補が考慮できる状態ではない場合に、

上訴の過程は即座に停止し、理事長および教会役員会は牧師の配置を継続しなければならない。

118. 牧師としての資格を持つ伝道師の招聘は、牧師の免許が更新されない場合に、年会において停止する。

119. 牧師が、教会の牧師職を辞任する場合、少なくとも 30 日前に書面で教会役員会と理事長に通達し、教会役員会に受理され、理事長の書面による承認を受けなければならない。辞任願いが受理された時には、その 30 日の内にいつでも辞任することができる

119.1 辞任する牧師は、教会書記と協力して教会会員名簿を整理し、正しい住所を記入する。この名簿はその年の会員の削除、増加を示している部会議事録の教勢報告と数字の上で合致していなくてはならない。

120 役員会の推薦と理事長の承認において、会衆は、協力牧師を選任しなければならない。この場合、以下の規定が適用される。

1. 協力牧師は理事長の指導の下、役員会と協力し、実践分野において責任と権威を持ちつつ特別の計画を発展させる。

2. 職務上、牧師同士は同等の立場であるが、一人を実務上の統括責任者として任命し、活動の長であり、役員会の議長としての役目を果たさせなければならない。

3. 牧会の解雇の過程はマニュアルの 122 にのっとってなされる。

120.1 協力牧師が辞退するか、辞任する場合には、他の協力牧師が教会の牧師として理事長によって任命されなければならない。しかしながら、60 日以内に、牧会の関係に関する問いが役員会に示されなければならない。その場合、教会は 115 に提示されている過程を経る必要がある。

I. 教会/牧師の関係

121. 毎年、牧師および教会役員会は教会の期待や目標を更新する計画のセッションを計画しなければならない。教会と牧師間の目標、計画、方針の文書化された理解は常に新たにされなければならない。そのような文書化された同意は理事長によってファイルされなければならない。(115.2,129.4)

121.1 牧師と会衆 牧師と会衆は相互の期待を明確に理解することを心がけ、教会内において和解の精神をもって相違を解決するマタイ 18 章 15-20 節およびガラテヤ 6 章 1-5 節を含む聖書的な原則に誠実に従わなければならない。

1. 顔と顔を合わせて彼らと議論することによって相違を解決することに努める

2. もし顔と顔をあわせる議論でも解決しない場合、相違を解決するために他の人の助言を求めなさい。

3. 顔と顔をあわせた議論と小グループの努力が失敗した場合には役員会に問題をもっていきなさい。

4. キリスト者は、愛、受容、赦しの精神において相違を解決するように定められている。

J. 教会/牧師の関係を更新する

122. 通常の教会/牧会の評価 教会と牧師の関係は役員会、理事長との会合、理事長によって任命された長老職の牧師または信徒によって、牧会年の2年目が終了する前の60日以内に、その後は、4年に一度評価されなければならない。理事長、理事長にによって任命された長老職の牧師または信徒は、役員会と牧会の評価を行う会議を調整し、持つ責務を負う。評価の会議は、牧師と相談の上決定されなければならない。評価の会議は、機密会議（牧師も含めた教会役員会）において行わなければならない。理事長の裁量次第では、評価のため一部は牧師ぬきで行うこともできる。牧師の伴侶が役員会に選ばれた会員である場合、評価に参加できない。

教会役員会の目的を説明する印刷された公の告知が、役員会および理事長が会う通常の教会/牧師の評価以前の日曜日に会衆に伝えられなければならない。

評価の会議において、教会と牧師の継続的な関係が議論されなければならない。この目的は教会役員会の公式投票なしに一致を見いだすことである。もし役員会が教会および牧師の関係を継続する問いのために投票しない場合に、教会と牧師の関係は継続する。

教会役員会は教会員に牧師の継続的な招聘を継続するかどうか投票を行なう。この会の目的は、役員会の承認の前に全体の総意を知るためのものである。もし役員会が、教会と牧師の関係継続に関する議題の提出をしないことに賛成したならば、教会と牧師の関係は継続する。役員会は、牧師の招聘に関する議題について、継続して教会に提示してもよい。役員会の投票は投票により、役員会の過半数が出席しなければならない。

もし教会役員会が、教会/牧師の関係を疑問視する投票を教会員にした場合には、この件に関して招集される教会総会にこの事を示し、決議から30日以内に持たなければならない。「牧師/教会の関係が継続すべきかどうかに関する件」という形で問いを提示されなければならない。当時国において民法が適用される場合を除き、出席者の3分の2以上の投票が議決には必要である。

もし教会員が教会と牧師の関係を継続するように投票したならば、教会/牧師の関係はその投票がなかったかのように継続する。それ以外の場合には教会/牧師の関係は投票後、理事長に決定された日より30日から180日の間に終了しなければならない。もし牧師が会衆の投票結果に同意しない場合は、辞任しなければならない。そのような場合には、教会/牧師の関係は理事長によって牧師が同意しないと決めた定められた日から30日から180日の間に終了する。通常の評価の一部として、教会の使命、ビジョン、価値を実現に至らせる為に、報告が牧師と教会役員会から理事長に為されなければならない。

122.1 投票管理の長は、牧師に個人的に、公の報告が行われる前に知らせなければならない。

123. 特別な教会/牧会評価

通常の評価の途中においては、理事長または理事長によって任命された長老が出席の下、

全教会役員会の大多数の投票がある限りにおいて、教会役員会の会議が公式の特別な評価になるべきである。もし理事長および教会役員会が教会/牧師の関係継続に疑問を呈する場合には、理事長および教会役員会のすべての委員が出席の下、当時国の民法が要求する以外に、出席者の大多数の投票によって、教会臨時総会において提示された疑問を投票するように命じられる。その問いは以下のような形式となる。「現在の教会/牧師の関係が継続すべきかどうかに関する件」特別教会/牧師の評価会議は機密会議として行なう。

投票可能な年齢が出席した教会員投票の3分の2の同意があった場合には、当事国の民法が存在する以外、教会が教会/牧師の関係を継続することを決定する。その場合、牧師の任期はそのような投票がなされなかったかのように継続する。

しかし教会が、現在の教会/牧師の関係を継続することに失敗した場合には、牧師に任期は理事長によって決定された、その日から180日以内に停止する。(122-22.1)

124. 危機状態にある教会 教会が危機に直面していることを知った場合には、理事長は地区諮詢委員会の承認によって委員会に状況を評価し、危機を乗り越えるように陪審委員会を持つ権限を保持する。陪審委員会は2人の長老と地区諮詢委員会の2人の信徒、議長として仕える理事長によりなる。

124.1 理事長および地区諮詢委員会の意見および管轄権のある監督の承認において、各個教会が財政的、道徳場、あるいは別の事柄で危機にあると宣言された場合、さらにこの危機が教会の未来と安定性にきわめて重大に影響を与える場合に

(a) 教会/牧師の関係を継続するかどうかの問いは、理事長または理事長によって専任された諮詢委員会の会員によって、役員会が122項で要求される投票を要求したとして教会員に提示される。(b) 牧師/教会役員会の在職期間は管轄権のある監督の承認および地区諮詢委員会の大多数の投票によって停止し、危機にあると宣言されている教会のために教会役員会を任命する。(208.3)

K. 教会役員会

127. 役員会の会員資格 各個教会は、牧師、日曜学校校長、青年会会長、国際宣教会(もし牧師夫人が長の場合で会の長として奉仕しない場合に副会長が奉仕する、しかしもし牧師夫人が長で奉仕することを望む場合には牧師の評価の時には参加しない)、執事、教会の理事会、教会年次総会において教育委員会として選ばれた委員からなる。25名以上の役員がいてはならない。長老職、または地区によって免許を与えられた説教者で地区によって認定されていない者は教会の役員として仕えることはできない。

我々は教会の職務を担う者が全き聖化を告白する者であり、聖なる生活に対する神の恵みを公に告白する者、ナザレン教会の教理、政治、実践と一致し、礼拝に出席し、献金を忠実に行なう者であることを指示する。(39,113.9-13.12,137,141,145,146,151,153.2,160.4)

128. 教会会議 教会役員会は、教会年度の最初に職務に入り、月例の会議を行い、牧師、牧師の同意のもと書記、牧師不在の場合に理事長によって招集された場合は臨時会議を行わ

なければならない。教会総会と教会年度の最初に、新しく選出された役員は、組織づくりの目的の為に会合を開き、その時に教会書記、会計を後期規約に順じて選び、その他選出すべき役員を選ぶ。

129. 職務 教会役員会の職務は次の通りである。

129.1. 牧師と一致協力して、規約に基づいて教会全体の利益と働きとその他の事について管理する。〔156, 415〕

129.2 理事長と協議の上、その教会の牧師に適すると思われる長老または伝道師を教会に指名する。その指名は理事長によって承認されなければならない。〔115, 208. 9〕

129.3 招聘する牧師と一致して、目標や期待の文書化を行なう。(115.2)

129.4. 1年に一度、牧師と共に期待、目標、目的の明確な文書をアップデートする為に計画案を立てる時を持つ。(121)

129.5. 牧師が正規に教会に招聘されるまで、理事長と協議の上、牧会的配慮を行う。(209,421)

129.6. 教会の収入と支出に関する予算案、補正予算、保育施設/学校(誕生から2年生まで)、収入、支出の計画のために準備する。

129.7. (a) 教会予算の監査と、(b) 教会の財政状態やその状況に関する報告を教会役員会へ提出するための責任をもつ委員を指定する。

129.8. 牧師給の額を決定し、少なくとも、1年に1度はその額の検討を行う。(15.4,122)

129.9. 牧師、牧師代理およびその他の教会の有給の働きびとのサポートのための財源を用意し、牧師や働きびとが絶えず研究を続けるための必要に注意を払う。〔115. 4〕

129.10. 健全な教会と牧師の生涯教育を奨励する為に、役員会は理事長と相談して、その牧師が、一会衆を連続して7年間牧会した後、有給休暇をとってあげなければならない。有給休暇の時期と期間は牧師、教会役員会、理事長の相談により決定される。牧師の謝儀は満額出さなければならない、教会役員会は牧師の有給休暇の期間、講壇に欠けがなく満たされるように配慮する。有給休暇のとり方、その過程を計画し実行するために、教団のしかるべき機関によって資料を作成し分配しなければならない。

129.11. 財政的援助と牧師館手当を決定する為に、伝道者は役員会によって招聘された場合に最小限のサポートを受け取り、通知しなければならない。

129.12. (a) 地域の牧師 (b) 信徒牧師になるように牧師によって推薦された人物は、自由裁量により免許を与えるか、更新する。(402.3,426.1,426)

129.13. 年會に、各個教会を越えて牧会に携わりたいと願う信徒の牧会候補者を含む、牧会の役割を担おうと望む者を、そのような推薦がマニュアルによって要求される場合には、自由裁量において、牧師の指名を経て推薦する。

129.14. 誰でも牧師としての免許を更新したいと願う者を、牧師の指名によって自由裁量において推薦する。

129.15. 406に照らし合わせて執事の免許を更新したいと願う者を、牧師の指名によって

自由裁量において推薦する。

129.16. 日曜学校委員会の指名により、牧師の承認を得て、子どもの牧会主事と大人の牧会主事を選ぶ。(145.6)

129.17. NYI 憲章に則り、教会青年会によって選ばれた青年会長を承認する。

129.18. ナザレンの育児施設（誕生から2年次まで）の管理人の選択を承認する。(152, 160.1, 208.12, 135.1-35.7)

129.19. マニュアル39に特定されている教会の執行役員としての資質に合致する教会書記を、新役員会の最初の会合で選ぶ。書記は、教会年度末まで、また後継者が選ばれ、権限が与えられるまで奉仕する。(39,113.6, 128, 135.1-35.7)

129.20. マニュアル39に特定されている教会の執行役員としての資質に合致する教会会計を、新役員会の最初の会合で、教会年度末まで、また後継者が選ばれ、権限が与えられるまで、新役員会の最初の会合で選ぶ。会計はその教会年度末まで、また後任者が選ばれ権限が与えられるまで奉仕する。牧師の直系家族（牧師夫人、子ども、親類、両親）は、理事長の承認、総会の承認がなければ会計として奉仕することはできない。

129.21. 教会の収入支出に関するすべての金銭の明細の記録を、保育所/保育学校（出生から2年次まで）に至るまで確保し、毎月の例会および年次教会会議において報告をする。
〔136.3-36.5〕

129.22. 2名あるいはそれ以上よりなる委員会を設けて、教会に入る金銭の計算と記録を担当させる。

129.23. 会計監査委員を指名し、少なくとも年に1度教会、NYI、教会学校、ナザレン保育所保育学校（出生から2年次まで）、およびその他の会計記録の監査を担当させる。牧師は教会のすべての記録を見ることができなければならない。

129.24. 3名以上よりなる伝道・教会会員委員会を設ける。(110)

129.25. もし適切であるならば、75名以下の教会における日曜学校教師会として機能する。(145)

129.26. 教会員に対して文書による告訴が係争中の場合、5名からなる小陪審委員会を任命する。(504)

129.27. 理事長に対する文書による承認および牧師の指名によって、各個教会の有給准職員を選定する。(151,152, 160-60, 208.12)

129.28. 毎年理事長から書面をもって承認が与えられた場合に限って、定住伝道師、または伝道師を無給の副牧師として選ぶ。

129.29. 牧師を運用上の議長として長期間の計画委員会を設立する。

129.30. 教会の中で権威の立場に個人が置かれる危険性を削減する計画を採用し実施することは、職権濫用を行う信頼や権威の立場を機能させることになる。各個教会への計画は独自の状況を考慮に入れなければならない。

130. 教会役員会は牧師と共に、総本部予算および、都会本部費の調達のために総会によっ

て採用され、部会によって承認された計画に従って、各個教会に課せられたそれらの割当金を調達しなければならない。(317.22,334.8)

131. 執事の意味 38-8.4に関する言及

132. 教会役員会は新しく組織された教会において日曜学校の牧会を日曜学校役員会が決定するまで行わなければならない。(145)

132.1. 新しく組織した教会の教会役員会と牧師は、いつ日曜学校校長を決定するかを決定しなければならない。(129.25,145.146)

133. 教会役員会は本人が不在であると宣言された時より2年たった会員を会員名簿から削除することができる。(109-9.4,112.3)

134. 教会役員会は定住伝道師の免許を停止したり、取り消したりすることができる。

135. 教会書記 教会役員会の書記の職務は次の通りである。

135.1. すべての教会会議、および教会役員会の議事録を正確に作成し、忠実に保管し、その他書記職に関するいっさいの職務を遂行する。〔119. 1, 129. 19〕

135.2 教会の年次総会に、会員に関する統計を含むすべての教会の行事に関する年間の報告を提出する。〔113. 8〕

135.3. 教会に関するすべての公式書類、記録、証書、法的書類を見るために、抜粋書類、保険証書、貸付金文書、会員登録数、歴史的記録、役員会議事録等は教会構内の防火または安全な金庫、もしくは、可能な場合には地方銀行や同様の施設の貸金庫に入れられなければならない。そのような文書は牧師や教会会計両者によって取り出すことができ、そのような文書を保護することは速やかにそれらを後任者に引継がなければならない。

135.4. 年次教会会議、臨時教会会議の書記となり、それらの年次教会会議または臨時教会会議の議事録や、その他の書類の保管者となる。〔113. 6〕

135.5. 牧師招聘、牧師招稗の更新、更新の延長等に関する投票の結果を理事長に書面をもって証明する。この証明書は投票後1週間以内に作製しなければならない。

135.6. 牧師がいない場合は、すべての教会会議、教会役員会の議事録の写しを、会議後3日以内に理事長に送らねばならない。

135.7. 牧師と共に不動産、抵当証書、抵当権の譲渡、契約書、マニュアルに別段の定めのないその他の教会の法的書類に署名する。〔102.3, 103-4. 2〕

136. 教会会計 教会役員会の会計の職務は次の通りである。

136.1. 特別の規定がない教会のすべての金銭を受納し、教会役員会の決定に従って支出する。〔129. 21〕

136.2. 特別の規定があるものを除いて、月々部会本部費を部会会計へ、総本部負担金を総本部会計へ送金する。〔413. 17〕

136.3. すべての金銭の収入支出の正しい記録をする。〔129. 21〕

136.4. 教会役員会に月々の会計報告をする。〔129. 21〕

136.5. 年次教会総会に1年間の会計報告を提出する。〔113. 8, 129.21〕

136. 6. 会計の職を辞める時には、完全な会計記録を教会役員会に提出する。

L. 執事

137. 教会の執事は3名以上13名以下でなければならない。執事は教会員の中から年次教会会議か臨時教会会議で投票によって選ばれ、次の教会年度の間、また後任者が選ばれ権限が与えられるまで奉仕する。〔39. 113. 7, 113. 10, 127〕

138. 執事の職務は次の通りである。

138.1. 他の委員会がなければ、教会成長委員会に属して仕え、牧師を議長としての外に向かつての伝道、拡張、新しい教会や教会型の宣教を援助する。

138.2. 貧困窮乏の者を援助する。聖書の教える信徒指導者の役割は、実際の奉仕の分野（使徒6:1-3；ロマ12:6-8）にある。それゆえに、執事は奉仕、管理、奨励、施し、訪問その他の働きにその時間と霊的腸物をささげるべきである。

138.3. 教会役員会の裁量によって、110-10.8に記載されている伝道および教会名簿委員として仕える。

138.4. すべての教会員にキリスト者の奉仕の機会が与えられるよう牧師を助けて教会を組織化する。また他の一番近い近隣の文化的、社会経済に対して牧会が発展するように特別の配慮が払われなければならない。

138.5. 地域社会におけるキリスト教の働きや奉仕団体への連絡係として奉仕する。

138.6. 各個教会において公同の礼拝およびキリスト者の育成において牧師を支える。

138.7. 聖餐式のパンとぶどう液を用意し、牧師の要請に応じて分餐の任にあたる。〔34. 5, 413. 11〕

139. 執事に欠員が生じた場合、正式に召集された教会会議において補充することができる。〔113. 14〕

140. 執事は、スチュワードシップ委員会を構成し、牧師および総本部スチュワードシップ局と協力して、各個教会のスチュワードシップの運動を推進することをその職務とする。〔38-8.4〕

M. 評議員

141. 教会の評議員は3名以上9名以下とし、教会会員の中から選ばれ、その次の教会年度の間、また後任者が選ばれ、権限が与えられるまで奉仕する。〔39,113.10,127〕

142. 教会評議員の選出に関し、民法による特別な様式がある場合には、正確にその様式に従うべきである。〔113. 4〕

142.1. 民法にその選出に関する規定がない場合には、評議員は年次教会総会か、その目的のために正式に召集された臨時教会総会で投票によって選出される。〔113. 7, 113. 10〕

143. 評議員の職務は次の通りである。

143.1 教会が法人組織をもたない場合、または民法に定められている場合、またはその他

の理由で理事長か部会諮詭委員会が最も適切であると考えられる場合、評議員は、教会財産取扱いに関する 102-4. 4 の規定に従って教会の財産権を保持し、その管理にあたる。

143.2. 教会役員会に別の指定がなければ、教会の施設充実計画、財政計画を指導する。

144. 評議員に欠員が生じた場合、正式に召集された教会会議で補充することができる。

[113. 14]

N. 日曜学校教会役員会

145. 各個教会は、教会役員会の一部として、年次総会において、教会のキリスト者教育牧会の為に責任を負うものとして、**日曜学校教会役員会**、もしくは**教育委員会**を設立しなければならない。会員数が、75名以下の場合、その責任は役員会によって行われる。委員会のメンバーは、教会学校校長(146)、牧師、NMI会長、NYI会長、子どもの牧会主事、大人の牧会主事、年次総会で選出された3人から9人から構成される。任期は、後継者が与えられ、資格を得るまでは、2年とする。選出された会員の空席がある場合には、適切に招集された会議において埋められなければならない。もし教会が役員会の一部として教育委員会を選出するならば、執事と評議員の最小限のためのマニュアルの要求に殉じなければならない。(137,141) 職務上のメンバーは教育委員会の一員でなければならないが、その内の何人かは役員会の一員である必要はない。

教会の職員は、全き聖化の経験をしたものであり、聖なる生活に召される神の恵みを公に証しし、ナザレン教会の教理、政治、実践と一致し、教会に忠実に出席し、礼拝献金、月定献金を定期的に行なうものであることを指示する。(39)

日曜学校教会役員会および教育委員会の義務は

145.1 教会のためにキリスト者教育の牧会を計画し、組織し、促進し、実行する。これは牧師の直接の配慮と日曜学校校長の指導、教会役員会の指示のもと、総監督局によって設立された教派の目的と標準に合致して行われ、日曜学校およびNYI委員会、子どものための牧会職を通して促進される。この働きは、大人と子どものためのカリキュラムおよびプログラムを方向づける牧会を含む。日曜学校は、説教の働きと共に、教理と聖書の教会における学びの核となる。保育所/学校（出生から2年次まで）、キャラバン伝道、休暇聖書学校、独身者への牧会のような通年おこなれる特別牧会と訓練は、会衆の生活において生きられ、統合されなければならない。(413.23)

145.2. この組織は、キリストと教会の為に、教会に属していない人々に福音を届ける為、彼らを交わりに導き、神の言葉を効果的に教え、彼らの救いを深め、クリスチャン信仰の教理を教え、態度や、習慣において、キリストが持たれたような性質を発展させ、クリスチャンホームの建設のための援助をする為に、信仰者を教会における会員として準備させ、キリスト教の牧会に備えさせる為に存在する。

145.3. 各個教会のキリスト教教育のプログラムを計画し、使用するカリキュラムの教材を決定する。ナザレン教会発行の教材が、聖書と教理の解釈の基本とならねばならない。

145.4. 日曜学校の細則を守り、各個教会の牧会において日曜学校の働きを計画し、組織する。

145.5. 定例教会総会に、日曜学校校長職の選挙の為に、牧師によって承認された一人なし二人を指名する。指名は、出席していない在職中の教会学校校長との会合によってなされる。

145.6. 教会役員会に、牧師によって承認された人々を、子ども伝道主事、成人伝道主事として指名する。

145.7. 牧師及び、教会学校校長の承認によって、子ども伝道主事、成人伝道主事の指名にり、評議会を選択する。

145.8. 全年齢の日曜日学校校長、教師を、キリスト者として告白している職であり、模範的生活、ナザレン教会の教理と政治に同意している者の中からも、NY Iの会長、子ども伝道主事、及び成人伝道主事の指名により選択する。指名は牧師および日曜学校校長によって承認されなければならない。

145.9. 規則的な訓練の機会を組織、促進、監督する為に、日曜学校教師および教会全員の信徒訓練継続の主事を選ぶ。教会学校役員会は継続信徒訓練主事の名称を自由に選択することが可能である。

145.10. 規則的な会合を持つ。職務にある者を秘書および他の必要と考えられる者を、日曜学校年度の最初に選ぶことによって組織する。その年度は教会年度と同一である。(114) 牧師および日曜学校校長は特別な会合を招集する。

146. 日曜学校校長

教会年次総会は、出席している者の投票による多数決により、すべての会員から1年間保奉仕する教会学校校長を、後継者が与えられるまで選出しなければならない。(39) 教会学校委員会は、牧師の承認により、現在の教会学校校長に関して「諾」「非諾」の信任投票を行わなければならない。空席の場合は教会年次総会において満たされなければならない。(113.10,145.5) 新しく選出された教会学校校長は、地区総会(201) 各個教会役員(127) 日曜学校役員会(145)の議員以外のものでなければならない。

教会学校校長は、各個教会において、全き聖化の経験を告白し、聖なる生活に召し出される神の恵みの公の証し人であり、ナザレン教会の教理、政治、実践に同意し、集会に定期的に参加し、礼拝献金、月定献金をささげる者でなければならない。(39)

教会学校校長の職務と権限は

146.1. 各個教会のすべての日曜学校の働きを監督する。

146.2. 日曜学校規定に従い、日曜学校を管理する。

146.3. 登録者数の増加促進、礼拝出席、指導者訓練のプログラムを促進する。

146.4. 日曜学校役員会の通常会合または、教会役員会の教育委員会、日曜学校役員会の司会を行う。

146.5. 日曜学校の働きのために予算案を教会役員会に提出する。

146.6. 月例報告を役員会に行い、教会年次総会に文書化された報告を行う。

147. 子ども/成人会議・主事

日曜学校の働きは、子ども、青年、成人という年齢別のグループによって最も良く組織される。各年齢別のグループにはその働きを組織し管理する委員会がなければならない。そのような会議は、日曜学校の年齢別主事と代表者、教会が年齢別のグループに供給する他の働きによって構成される。委員会の職務は、年齢別グループのために計画する為に年齢別主事と共に働くことであり、これらの計画をいかに導入するかを練ることにある。子どもおよび成人の働きは、主事および日曜学校委員会の承認によってなされなければならない。

147.1 その人物が示唆する年齢別のグループの司会を行い、委員会が年齢別のグループ内の全日曜学校の働きと協力して、グループを組織し、促進できるようにする。

147.2. 日曜学校委員会と協力して、青年、成人の登録、出席が増加するようにプログラムを促進することにより、適切な日曜学校年齢別グループを指導する。

147.3. 付随している日曜/保育（出生時から2年次まで）、その人が代表する年齢別グループの伝道、交わりの活動の年次、特別な働きをを指導する。

147.4. 日曜学校校長を含む、日曜学校役員会において、日曜学校の監督、教師、教職を指名するNYIを除いて、年齢別を担当する指導者、教師、委員を指名する。

147.5. 補助のカリキュラムを使用する前に日曜学校役員会の承認を得る。

147.6. 日曜学校役員会および継続信徒訓練主事と協力して年齢別の働き手のために指導者訓練を供給する。

147.7. 日曜学校役員会および役員会、予算案承認に一致して執行基金のための年次予算要求を行う。

147.8. その人物の指導の下、各個教会の各年齢別グループにおいて機能している様々な牧会の報告を受け取る。教会学校登録者数、出席数、牧会活動の月例報告は教会学校校長に提出しなければならない。

147.9. 教会学校役員会に提出する年齢別グループの活動は、各個教会の全体的日曜学校の働きと一致したものでなければならない。

148. 子どものための牧会委員会 子どものための牧会委員会は、出生から12歳までの子ども全ての為の日曜学校に対して責任を持つものである。会議は、日曜学校の代表、子どもの教会、各個教会で提供されている他の子どものための牧会主事、例えばキャラバン、休暇聖書学校、バイブルクイズ、小児科、必要とされている他の者も含まれる。委員会の大きさは必要があつて、指導者が可能であるかどうか、どれくらい各個教会で働きがなされているかによって変化する。

子どものための牧会主事に働きは

148.1. すべての年齢別主事の働きの義務は147.1-47.9に記されている。

148.2. NMIの各個教会の役員と共に、子どもの宣教主事の選任を行う。選任された人物はNMIおよび子どもの牧会委員会の会員となる。この地位への選任は牧師および日曜学校

校長によって行われなければならない。

149. 成人のための働きに関する委員会 成人科の為の働きは、各個教会における成人科の働きを計画する責任を負う。成人科委員会は、少なくとも一人の日曜学校代表、各個教会において提供されている、結婚、家族生活、老人会、独身者、小グループ、聖書研究、信徒のための働き、女性会、それ以外の必要と指導者が必要な活動を含む、その他の活動の主事によって構成さえる。

成人科主事の義務は以下のものである。

149.1. 147.1-47.9 に記される全年齢層主事に任じられている者が義務を行うようにする。

ナザレン青年会/青年会会議

150. ナザレンの青年会は、NY I の後援によって各個教会において組織する。各個グループは、ナザレン青年会憲章と各個教会役員会の権威において組織される。

150.1. 教会の NYI は、教会内の NYI 牧会計画に従って組織される。それは、青年会憲章およびナザレン教会のマニュアルと合致しているもので各個教会の青年会の必要性による。

150.2. 各青年会は、NY I 委員会と協力し、12 歳以上、大学生、成人した青年の牧会を計画し、組織するものである。さらに各個教会の青年のための働きにビジョンをもたらすものである。NY I 委員会のすべての働きは、日曜学校を含み、日曜学校校長および日曜学校役員会の承認が必要である。

150.3 NY I 委員会は各個教会の必要に従い会長および牧会を担う為に必要とされる他の職、青年の代表、牧会主事、教会の牧師もしくは青年牧師から成る。NY I 委員を担う者はナザレン教会の会員でなければならない。委員会は役員会において責任を担わなければならない。

150.4 NY I 委員および委員会の会員は、青年会によって選出される。ナザレン教会の会員のみが NY I 会長に投票することができる。

151. NY I 会長 各個教会の青年会長は教会の NY I 牧会計画に従って、出席するナザレン教会の会員によって、NY I 年次会議において選出される。任命された者は教会の牧師および役員会によって承認されなければならない。NY I 会長は役員会(127)、日曜学校委員会(145)、教団年会(201)の一員となる。「会長」という用語が、ある特殊な文化において適用できない場合は、より適切な名称が NY I 委員会によって投票によって考慮されなければならない。

NY I 会長の義務は

151.1 各個教会における青年会活動の発展を促進することにおいて NY I 委員会の議長となる。

151.2. NMI の会長と共に、青年の為に宣教の強調を発展する為に働く。

151.3. 147.1-47.9 に記されている年齢別に指定される青年日曜学校の義務を行なう。

151.4. 役員会及び年次総会に毎月報告を行う。

151.5. 青年牧師が教会によって雇用された場合、牧師は、役員およびNY I 委員会と相談し、青年牧師に対してNY I の為に責任を指定する。その場合、青年牧師はNY I 会長に本来的に課せられる責任を果たすことになる。しなしながら、NY I 会長の重要性は、信徒の指導性、サポート、各個教会の青年会活動を供給する事において残る。牧師、青年牧師、NY I 委員会は、その立場の役割と責任、および、教会の青年会活動のためにいかに益となるかを定義するために共に働くことが重要である。

P ナザレン保育学校（出生から2年次まで）

152. ナザレン保育学校（出生から2年次まで）は、子どものための牧会/日曜学校局によって設立された範疇に従い、理事長および地区諮詢委員会によって承認された後、組織することができる。主事および学校理事会は教会役員会に年次報告を行なう責任および義務がある。（129.18,208.12-8.13,222.11,413.23,414）

152.1. 学校閉鎖 各個教会が、保育学校を停止することが必要であると考えた場合、理事長、地区諮詢委員会において財政報告の後に行わなければならない。

Q 各個教会国際ナザレン宣教委員会

153. 教会役員会、国際ナザレン宣教委員会の形成は、国際宣教委員会会議、総監督局の世界宣教委員会によって承認された、NMI 憲法と一致して年齢層において為される。（811）

153.1 各個教会の国際宣教委員会は、教会内の一部であり、牧師および教会役員会の監督下にある。（414）

153.2. 各個教会の国際宣教委員会の会長は、議長である牧師によって使命された3名以上7名以下のNYI 会員からなる指名委員会によって指名される。委員会は、教会役員会の承認によって承認される1つ以上の名前を提出しなければならない。会長は（準会員を除く）会員の投票によって投票により多数決によって選ばれる。会長はNMI がある各個教会の会員であり、職務上役員会の一員となり（もし会長が牧師夫人であれば副会長が教会役員会の一員となる）、直ちに、職務につく前の年会の一員となる。会長は、教会役員会に年次報告をしなければならない。（113.8,114,122,127,201）

154. 世界ナザレン教会の為に各個教会の国際宣教委員会によってなされた基金は、委員会によって承認されてきた宣教特別プロジェクトを除き、10パーセント各個教会の世界伝道基金割当に適用される。

155. 全体の関心をサポートするための基金は以下の要領で集められなければならない。

155.1. 世界伝道基金と全体的関心のための贈り物や献金より。

155.2. イースターおよび収穫感謝祭献金より。

155.3. 上記の基金のいかなる部分も各個および地区の出費や慈善目的の為に使用されてはならない。

R. 財政的アピールの禁止

156. 各個教会、その職を担う者、会員が他の各個教会の職員および会員に、彼らが援助することが可能な教会の必要の為に金銭を懇願したり、財政的援助を要請することは法律に反することであるかもしれない。しかしながら、そのような懇願は対象が地区内に位置する教会や教会員に対して為されることもある。しかし、理事長および地区諮詢員会の承認においてのみ可能である。

157. 総監督局および委員会の一つによって承認されていないナザレン教会の会員は世界伝道基金、各個教会の会衆、そのような教会の会員から離れて宣教師や類似の活動のために基金を懇願してはならない。

S. 教会の名称の使用

158. ナザレン教団あるいは、各個教会は、ナザレン教団の1部をなすものであり、または、何らかの関係を有する法人あるいは団体の名称、あるいは、その名称の1部は、あらかじめ、ナザレン教会総会常議員会、あるいは監督局の書面による承認を得なければ、これを使用することはできない。単数または複数のナザレン教会員、あるいは、その他のいかなる法人、あるいは組合、組織、連盟、グループ、その他の団体が、商業的・社会的・教育的・慈善的、または、その他の性質を帯びたいかなる活動のためにも使用することばできない。ただし、本規定は、ナザレン教会の公式のマニュアルによって承認されているナザレン教会の諸活動については適用されるものではない。

T. 教会後援の団体

159. あらかじめ理事長と諮詢委員会の同意書を受けなければ、各個教会、各個教会役員会、部会所属の法人、部会諮詢委員会、または、そのいずれかに所属する2名あるいはそれ以上の者が、個人的に、あるいは共同して、直接間接に次のような法人、連盟、組合、グループ、あるいは、その他の団体を組織し、あるいは、その1員となることはできない。すなわち、主として、商業的・社会的・教育的・慈善的また、その他の活動を推進し、ナザレン教会の利益、あるいは便宜をはかる目的をもって後援し、あるいは経営しているものであると直接間接に主張される法人・連盟、組合に参加し、その顧客、居住者、依頼人、会員または会友になるように勧誘される団体を作ってはならない。

U. 各個教会の有給補助者

160. 教会には、非常勤、あるいは常勤で、何かの重要な信徒の奉仕に備えるよう召されていると感じる人々があるであろう。教会はそのような信徒の働きびとの職務を認めているが、教会とは基本的には自発的集団であって能力に応じて神と人々とに仕えることを全会員の義務特権とするものなのである。各個教会において、もし教会のより大きな発展のために教職者であれ信徒であれ有給職が必要となった場合は、それが、自由奉仕の精神を損なわず、

教会の財源に重い負担とならない場合に限って許されるべきである。〔129. 27〕

160. 1. 保育士（出生から2年次まで）を含めて教会の中で牧会のとつめを果たす、教会の有給、無休補助者で教会内において職業上の牧会に入る者は、牧師によって指名され、役員会によって選ばなければならない。すべての指名は、事前に、理事長の承認を得なければならない。理事長はその要請をうけた後15日以内に回答しなければならない。

(160.4,208.12)

160.2. 教会補助の雇用期間は1年を越えてはならない。その更新は、牧師の推薦と、理事長の書面による承認と教会役員会の賛成投票によらなければならない。牧師は補助者の年ごとの評価をする責任を負う。牧師は教会役員会と相談し、評価において示された職歴の修正、進展について推薦を行う。そのような補助者の任期完了以前の解雇は、牧師の勧告と、理事長の承認、および教会役員会の過半数の投票で決定されなければならない。解雇または未更新の知らせは、文書にして雇用停止の30日前までに行わなければならない。〔129.27〕

160.3. そのような補助者の職務と奉仕内容は牧師によって決定され監督される。明確で、明文化した責任の声明（職業の内容）が、教会への責任が始まる30日以内に補助者に伝えられなければならない。

160.4. 補助者は、教会役員会の会員に選ばれる資格はない。もし教会役員会の会員が有給補助者になった場合には、役員会の一員であることはできない。

160.5. 牧師転任の場合、各個教会の安定性、統一性、継続性が重要である。従って、牧師の辞任および職務停止に際して、役員会は理事長に対して継続的な補助者の奉仕の承認を得なければならない。この承認が認められる場合、新しい牧師がマニュアル160に基づき、新しい補助職を任命するまで、新しい牧師の義務の受託の90日以後まで行うことができる。保育所（出生時から2年次まで）の主事は、新しい牧師がその職を引き受ける年度の終わりまでに、有効な辞職願いを提出しなければならない。主要な執行役員及び他の二次的、関連のある団体は、新しい牧師が就任する契約期間の終わりに辞職をしなければならない。新しい牧師は、以前に雇っていた者を再雇用することもあり得る。

160.6. 牧師交代の際、スタッフ、教会役員会、会衆が、スタッフに関する160.5の効果について、連絡をとり合うのは、理事長の責任である。（208.12）

160.7. 100.1に従い各個教会として機能することを承認した会衆の牧師は、スタッフとして考慮されるべきではない。

160.8. 有給のスタッフは誰でも、地区諮詢委員会の承認なしでは、その人が会員である教会の牧師として招聘されてはならない。

第II章 部会

A. 区域および名称

200. 総会 教会会員をもって部会を組織する。部会の区域と名称とは、総会または該当部会により管轄監督の最終的承認を得て宣言される。〔30〕

200.1. 新部会の創設 ナザレン教会の新しい部会は以下のように創設される。

1. 1つの部会を2つ以上の部会へ分割する場合（年会の3分の2の投票が必要）
2. 異なった地区の構成から2つ以上の部会を創設することもありうる。
3. 既存の部会によって包含されない新部会の形成
4. 2つまたはそれ以上の合併
5. 新部会設立の推薦は、管轄総監督へ提出されなければならない。理事長および地区諮詢委員会、国の委員会は、その件を承認し、管轄総監督および総監督局の同意において年会にそれを差し戻す。（30,200,200.4）

200.2. ナザレン教会の働きは、開拓地域から始まり、新しい部会、年会の範囲の設置へと進展する。

第1局面 第1局面の部会は新しい地域に入っていく機会が提示された時に、戦略的進展及び伝道の為のガイドラインに則り、指定される。請求は地域ディレクターより行われ、地域諮詢委員会より部会または理事長、地区諮詢委員会によって責任を持つ総監督および総監督局に対してなされるものである。（200.1, #5）

世界宣教局と関連のある、地区における第1局面の理事長は、地区ディレクターより、局の主事と相談することによって推薦され、責任を持つ監督が指名を行う。地域は、発展のために利用できる資源について第1局面にある部会にガイダンスを行う。他の地域においては、理事長は地区理事長及び諮詢委員会と相談した上で任命する。（204.2）

地域戦略コーディネーターおよび地域ディレクターの意見において、地域内の国際宣教局と関連のある第1局面の部会が、財政的、道徳的、他のことにおいて危機にある場合、またこの危機が部会の安定性と将来に重大な影響を与える場合、その部会は責任ある監督の承認を世界宣教局ディレクターとの相談の上、危機と宣言することができる。地域ディレクターは、責任ある監督の承認および世界宣教局ディレクターとの相談の上、部会の管理を行う中間理事会を既存の理事会の代わりに、次回に予定されている年会に至るまでに指名する。地域ディレクター、地域諮詢委員会、責任ある監督によって奉仕されていない部会は、総監督局との相談によってそのような決定を行わなければならない。

第2局面 第2局面の部会は、十分な既に組織化された教会と長老、そのような指名を推薦するのに十分に成熟した部会の下部構造を持っている場合に指定される。

そのような指定は局のディレクター及び他の個人や理事長を選任する理事会との相談の結果、責任ある監督の推薦によって為される。理事長は選ばれるか、指名される。

資格を取得できる基準は最低10の組織された教会及び、500名の会員、5人の長老職の牧師を有すること、さらに、最低限、部会の牧会基金収入の50%が、指定時に地区牧会基金収入によって拠出されることがあげられる。地区諮詢委員会、理事会は、管轄監督にこれらの範疇の例外を要求しなければならない。（204.2）

地域戦略コーディネーターおよび、地域ディレクターの意見において、世界宣教局に関連する第2局面の部会が、財政的にも、道徳的、他のことにおいて危機的な状況にある時、そ

してこの危機が重大に部会の安定性と将来に影響を与える場合、その部会は責任ある監督の承認を世界宣教局のディレクターとの相談の上、危機と宣言することができる。地域ディレクターは、責任ある監督の承認および世界宣教局ディレクターと相談の上、部会の管理を行う、中間理事会を既存の理事会の代わりに、次回に予定されている年会に至るまでに指名する。地域ディレクター、地域諮詢委員会、責任ある監督によって奉仕されていない部会は、総監督局との相談によってそのような決定を行わなければならない。

第3局面 第3局面の部会は十分な組織された教会、按手礼を受けた長老、そのような指名を保証するための会員がいる場合に可能となる。指導性、下部構造、予算の責任、教理的な統一性が示されなければならない。第3局面の部会は、これらの重荷を負い、国際的な名教会の地球規模の内部において偉大な命令を分かち合わなければならない。

そのような指名は、管轄監督の推薦において監督局によって、局のディレクター、地域ディレクター、他の個人、理事長の指名においてなされる。(203.13)理事長はマニュアルの規定に従って選ばれる。

資格を取得できる基準は、最低20の組織された教会、1,000人の会員、10人の長老が必要である。地区諮詢委員会または理事会は管轄監督にこれらの範疇の例外を要求することができる。

第3局面の部会は地区管理において100%、自己サポートをしなければならない。地区監督はマニュアルの規定に従って年会において選ばれる。

第3局面は各自の地域において欠くことのできない一部である。地域ディレクターが存在する地域においては、管轄監督はその部会との連絡および監督を促進する為に地域ディレクターの支援を要請することもある。

管轄の監督の意見において、部会が、財政的にも、道徳的、他のことにおいて危機的な状況にある時、そしてこの危機が重大に部会の安定性と将来に影響を与える場合、その部会は監督局の承認および監督局の執行委員会との相談の上、部会が危機的な状況にあると宣言することができる。管轄監督は、監督局および、監督局執行委員会の承認において、以下の行動を取ることができる。(1)理事長を解任する。(2)次の規則的な年会まで既存の理事会の代わりに暫定的な理事会を指名する。(3)部会の健全さと効果ある宣教を回復するために特別介入を主導する。(307.8,322)

200.3 部会の区分および部会の教会の変更の範疇 地域の事務所、理事会、部会諮詢委員会による部会発展および部会の境界の変更の提案は管轄監督に提示することができる。以下の計画が考慮に入れられなければならない。

1. 提案された新しい部会は部会を形成する正当化する会員数を持たなければならない。
2. 部会の仕事を促進する為にコミュニケーションおよび交通手段が利用可能でなければならない。
3. 十分な成熟した長老と信徒指導者が部会の仕事に活用可能なこと。
4. 支える地区は、どこでも可能な限り、第3局面にある部会の状態を維持する為に十分な

部会牧会者基金の収入、会員と組織された教会を必要とする。

200.4. 合併 第3局面にある2つ以上の部会は相互の年会において3分の2以上の投票において合併することができる。合併は部会諮詢委員会（可能な場合は国家的な理事会）によって推薦され、合併に含まれる総合の管轄監督に文書によって承認される。

合併と、すべての関連する事柄は、相互の年会によって決定された時と場所および相互の管轄監督において結論づけられることにする。

このようにして出来上がった組織は、相互の部会の資産および負債を合計する。(200.1) 第1局面および第2局面の部会は、200.2に示されている新しい地区の形成と一致して合併することもできる。

200.5. もし一方の、または双方の年会において決定できない場合、また幾つかの年会が不一致の場合、推薦が次回の総会において、影響のある部会諮詢委員会の3分の2の多数決によって提出されなければならない。

200.6. 理事長は、地区の後援者および宣教地域のディレクターに援助をもらうこともできる。

1. その範囲や宣教地域の牧師たちに共同体、友情の意識を構築する。
2. 牧会の進展、教会成長、伝道、教会を出発また再出発させることにおいて、キリストの要素を促進する。
3. 理事長と部会諮詢委員会に代わって特別な課題を実行する。
4. 地域会衆と部会の連絡の橋渡しとなる。

B. 部会会員および年会時期

201. 会員 部会は、すべての長老 [429-29.3,430-30.1, 433.9] すべての執事 (428-28.4,433.9)、すべての伝道師 [427.8] , すべての引退した伝道師 [431-31.1] 、部会書記 [216.2] 、部会会計 [219.2] 、年会に報告する部会委員会の長、所属の部会内にある教会の会員であるナザレン大学の学長で信徒であるもの、部会キリスト者生活委員会委員長 [238. 2] 、部会年齢別牧会のディレクター（子どもと大人）、日曜学校委員会、部会 NYI 委員長 [240. 2] 、部会 NMI 委員長、副委員長 [153. 2] 、適切に選ばれた代理者が部会年会の補助組織を代表する、402-23.1に従って牧会の一定の役割を担う者、部会諮詢委員会の信徒会員(221.3)、各個教会の会員籍が部会にある、すべての引退した信徒宣教師、部会における各個教会の信徒代議員で構成される。(30,113.13,201.1-1.2.)

201.1. 教会会員総数 5, 000 名未満の部会にある各個教会は、次のように部会年会に代議員を派遣する資格をもつ。会員数 50 名、あるいはそれ以下の教会は、2 名の信徒代議員、50 名増すごと、および最後の 50 名の過半数に 1 名ずつ信徒代議員を追加する。 [30, 113.13,201]

201. 2. 教会会員総数 5, 000 名、またはそれ以上の部会の各個教会は、次のように部会年会に代議員を派遣する資格をもつ。会員数 50 名、あるいはそれ以下の教会は 1 名の信徒代

表、50名増すごと、および最後の50名の過半数に1名ずつ信徒代議員を追加する。〔30, 113. 13, 201〕

202. 時期 部会年会は、管轄監督の定める時期に、前年の部会年会で指定された場所か、理事長によって選定された場所において毎年開催される。

202. 1. 指名委員会 部会開催に先立って、管轄監督は部会年会開期中務める指名委員を任命する。この委員会は、部会、年会に先立って、通常の諸委員会と役職の候補者を推せんすることができる。〔212.2〕

C. 部会年会の業務

203. 命令順序 適用できる法律と団体の条例、マニュアルの政治形態の細則に従い、各個、地区、全体のナザレン教会の会員の会合および議事録、団体の委員会は最新版の『ロバートの秩序の規則』に従って議事会の過程の為に規則化され、支配されるべきである。

203.1 年会の業務は以下のようなものである。

203.2. 理事長より、新しく組織された教会も含めた部会の牧会の要約したものを聴き、受け取る。

203.3. すべての牧師、任命されたか、登録された巡回伝道師、その他の長老と伝道師、すべての女性執事、任命されたキリスト教教育管轄教師、認可されたキリスト教教育主事、任命された音楽教師、任命されたか登録された音楽伝道師などより報告をうける。部会年会の投票により、書記によって受け入れられる書面による報告も、活発な奉仕に拘束されず、他の長老、執事、女性執事、402-23.1.(418,427.8,433.9)における牧会の役割のための部会証書を持つ教会者からは、口述による報告の代わりに、部会書記に送付された書面による報告を受け入れることができる。

203.4. 教会役員会、または部会諮詢委員会によって推薦された者で、教職者となるべき召命をうけたと判断される者には、慎重な検討の後、伝道者としての資格を与え、資格審査委員会の良き推薦をうけている者には、その資格を更新する。〔129.14,426.5,427.1,427.3〕

203.5. 教会役員会によって推せんされた者で婦人執事職に召命をうけたと判断される者には、慎重な検討の後、婦人執事としての資格を与え、資格審査委員会の良き推せんをうけている者には、その資格を更新する。〔129.15〕

203.6. 資格審査委員会の推薦を受け、長老職の必要条件をすべて満たしたと判断される者を長老職に選出する。〔428.3,429.3〕

203.7. 資格審査委員会の推薦により、他の教派から転入し、ナザレン教会に配属される資格があり、また、それを望ましいと判断される者の職務資格を認める。〔427.2,430-30.2〕

203.8. 他の部会から転入した牧会証書を持ち、牧師会員であり、402,406-9.1に一致して継続的な牧会の役割を担う者を受け入れる。そこには、部会諮詢委員会で資格審査委員会の推薦により部会会員になることが望ましいと判断される者を受け入れる。〔228.9-28.10, 432-32.2〕

203.9. 資格審査委員会の良き推薦により、他の部会に転出することを望む長老、伝道師、キリスト教教育担当教師、婦人執事に転会状を交付する。〔228.9,28.10,432-32.1〕

203.10. 資格審査委員会の良き推せんにより、402-23.1 に定義されている牧会の役割に資格あると認められた者を任命または登録する。

203.11. 投票による 2/3 の賛成票をもって長老を部理事長に選出する。理事長は、次の部会年会の最終日まで、および彼の後任者が選出され、権限が与えられるまで務める。部長の再選方法は「諾・否」投票とする。教訓的な意味において、資格を放棄した長老は、選挙の対象になることはできない。70 歳の誕生日を超えたものは理事長として務めることはできない。

203.12. 第 2 局面、第 3 局面にある部会 (200.2) 理事長が部会において 2 年の年会を仕えた後、部会は前述の理事長は管轄する監督の承認のもと、さらに 4 年間再選することができる。一定の期間職につく為の選出の過程は「諾・否」投票による 2/3 の賛成票による。

203.13. 監督、部会の職、つまり部会諮詢委員会、部会 NMI、NYI 会長、部会書記、部会会計が部会の理事長の奉仕が現在仕えている年度を超えて継続されるべきでないと判断した場合、管轄監督および部会の職にある者は部会の投票のための質問をされなければならない。質問は以下のような形式で行われる。「部会の理事長は年会以後もその職務を継続すべきか」

もしも部会年会が、2/3 の投票で現理事長の留任を望むならば、現理事長はそのような投票がなかったものとしてその職務を継続する。しかし、部会年会が投票により現理事長の留任を望まないならば、彼の任期はその部会年会の閉会后、30-180 日以内に終了する。

(204.2,206)

203.14. 投票により、3 名の長老と 3 名の信徒の部会諮詢委員を 4 年を超えない範囲で選出する。彼らは次年度部会年会閉会時まで、およびその後任者が選出され権限を与えられるまで務める。

しかし、部会所属会員が 5,000 名を超える場合は、2,500 名ごとに、および最後の 2,500 名の過半数に長老 1 名、信徒 1 名の委員を追加選出することができる。(221)

203.15. 5 名以上 15 名以下の長老より構成される部会資格審査委員会を選出する。理事長はその内の一員である。彼らは 4 年間、および、その後任者が選出され権限が与えられるまで務める。部会資格審査委員会は、部会年会前に会議を開き、その権限に委ねられたすべての事柄を考慮し、できる限り部会年会前にいっさいの職務を完了するべきである。

〔226-28.10〕

203.16. 5 名、あるいはそれ以上の長老より成る部会教職学修委員を選出する。彼らは 4 年間、また後任者が選出され権限を与えられるまで務める。〔229〕

203.17. 按手礼を受ける牧師を推薦する為に、理事長は、より柔軟性をもって、牧会の部会理事として資格審査委員会および部会教職学習委員会に必要な、最も適切な人材を当別の職務に選任する。

牧会部会理事会の最初の会合において、理事長は部会資格審査委員会、部会教職学習委員会、復職委員会、その他、賢明と思われる委員会の為に一員を決定する。

203.18. 233 と照合して部会資産運用委員会を選任する。(204.1)

203.19. 随意に以下のものを選任する (1) 理事長を含めた 6 人以内の伝道委員会 (2) 伝道委員長。選任された人物は次年度部会年会閉会時まで、およびその後任者が選出され権限を与えられるまで務める。(204.212)

203.20. 237 に合致する教会学校委員会を認定する。彼らは、その後任者が選出され権限を与えられるまで務める。(204.212)

203.21. 随意に、信徒、教職同数で構成される部会財産委員を選出する。任期は、4 年を超えず、年会において、後任者が選出され権限を与えられるまで務める。理事長及び会計も職務上その委員となる。(235-35.2)

203.22. 理事長を含む 3 名の長老および 2 名の信徒より成る部会上告委員会を選出する。任期は 4 年を超えてはならず、次年度部会年会閉会時まで、またその後任者が選出され権限を与えられるまで務める。〔509〕

203.23. 総会の始まる 16 か月以内に開かれる会議で。または旅行ビザ、他の特別な準備が必要な地域においては 2 4 ヶ月以内の会議で、総会に派遣するすべての信徒代議員とひとりを除く教職者代議員 (ひとは部長を指す) を投票により選出する。第 3 局面にある部会年会同数の教職者、信徒代議員を総会に派遣する資格を有する。総会時、理事長は教職者代議員のひとりであり、他の教職者代議員は長老でなければならない。理事長が総会出席不能の場合、または理事長職が空席で、新理事長が未だ任命されていない場合、正当に選出された理事長代理が理事長席につく。指名委員会は、その部会から派遣する資格のある数の少なくとも、3 倍の数の教職、信徒の区別された指名投票用紙を提出する。これらの指名をうけた候補の中から、正代議員と代議員代理を 301.1-1.3 に殉じて同数選出する。選出された代議員は、総会開会時から閉会時までのすべての集会に、止むを得ない事情のない限り出席することが望ましい。〔31.1-1.3,301.1-1.3,303,331.1〕

203.24. 随意に、各個教会のために準会員制を制定する。しかし、代議員派遣の目的のため準会員を正会員に加算してはならない。(208)

203.25. 毎年部会会計簿を、部会諮詢委員会により選出された部会監査委員会か、監査事務所か公認会計士によって監査させる。(222.18)

203.26. 部会書記を通じて、装丁した、過去 4 年間の完全また公式な部会ジャーナルを総会に提出する。〔205.3-5.4,217.7〕

203.27. 資格審査委員会の推薦によって教職者に隠退牧師の身分を与える。地位の変化は年会において、資格審査委員会の推薦によって承認される。

203.28. 部会区域内のナザレン教会全体の働きを考慮し管理する。

203.29. ナザレン教会の精神、および規定に従って、別段の規定のないすべての事業を処理する。

204. 年会に付随する他の規則

部会年会は、民法が許す場合、部会諮詢委員会を法人組織にするよう権限を与えることができる。法人組織になった後、部会諮詢委員会はその決議に従い、その法人の目的達成に必要なまた有利となる不動産や個人資産の購買、所有、売却、交換、抵当、委託、担保、賃貸、譲渡などの権利を有する。〔222.5〕

204.1. マニュアルに特別の規定がない限り、部会委員会の役職は、できる限り同数の信徒、教職の委員で構成すべきである。

204.2. 第1および第2局面の理事長はマニュアル 200.2 に殉じて選出されなければならない。第2局面の部会は第2局面の立場への要求を満たした場合にのみ移行することができる。

204.3. 年会の司会者が年会の業務を招集、継続することが不可能と判断し、年会を延期、キャンセル、休会する場合、管轄監督は、監督局と相談し、年会が終了する前に、1年間奉仕する教会の仕事をする者を選択しなければならない。

D. 部会ジャーナル

205. 部会ジャーナルとは、部会年会の通常の議事録を指す。

205.1. 部会ジャーナルは、手書き、タイプ、印刷のいずれでもよく、堅実に綴じておく必要がある。

205.2. 異った議事は別個のパラグラフにまとめておくべきである。

205.3. 部会ジャーナルは、総会における検閲を考慮して注意深く編集する必要がある。
〔203.36,217.7〕

205.4. 各4年間の完全また公式な部会ジャーナルを装丁し、1部は部会ファイルに、1部は総会ファイルに永久保管される。〔217.5,217.7〕

205.5. 部会ジャーナルは、監督局との協議の上で、総会書記によって準備された目次に、できる限り従って編集されなければならない。目次は部会年会開会に先立って部会書記に送付される。

205.6. 部会ジャーナルは、各個教会への牧師配置表を記載するだけでなく、総会常議員会の謝恩金・厚生局に対して、援助の申請をした場合に考慮されるような権限を与えられている教团的任務に従事している部会年会所属の教職者、および信徒の、正規の、あるいは、特別の任務をも記載するものとする。〔115〕

E. 理事長

206. 部会年会時に選出された理事長の任期は、年会終了後30日後に開始される。任期は2年間に及び、第2年目の年会終了後30日後に終了する。前期の年会において、当事者である理事長が選出されこともあるし(203.11-3.12)、後継者が選出され、任命され、資格を与えられることもあり得る。管轄の監督によって任命された理事長の公式任期は、任命時に

はじまる。その場合に、理事長が任命され、以後2年間その職をつとめる。理事長の任期は丸2年つとめた最後の年会終了後30日とする。前述の年会によって理事長がもう一期選出されるか(203.11-3.12)もしくは後継者が任命され、資格を与えられる。(203.11-3.13)

207. もし、部会年会と次回部会年会の中間期に理事長不在の事態が生じた場合は、監督は共同で、部会諮詢委員会、部会日曜学校長、部会NMIの長およびNYIの長、部会会計と相談して、あるいは個人的にその空席をうめる。〔309〕相談は、委員会への招待も含み、全体において管轄権のある監督によって提出された名前に加えて考慮中の名前を提出しなければならない。(307.6.)

207.1. 第1局面、第2局面にある理事長職は、管轄の監督の推薦によって空席と宣言されることもある。第3局面の理事長職は、理事会、日曜学校委員会、NMI会長、NYI会長、部会書記、部会会計の多数決投票によって空席と宣言される。(321)

207.2. 在職中の理事長が突発的機能喪失に陥った場合、管轄の監督は、部会諮詢委員会と相談の上、資格のある長老を理事長として奉仕するように選任することができる。突発的機能喪失は管轄のある監督および部会諮詢委員会によって決定される。(307.7)

207.3. 理事長の辞任および職務停止に関して、部会事務室の職員、教団主事、有給、無給の部会の理事長助手、事務の秘書のような補助者、援助者は、理事長職務の最終の日付において辞任をしなければならない。しかしながら、メンバーの一人もしくは、それ以上は、管轄の監督、部会諮詢委員会への文書による承認によって残ることができるが、新理事長が職務につくと思われる日時以前まで残ることができる。(241.3)

207.4. 部会諮詢委員会および管轄の監督と相談後、新しく選出され任命された理事長は以前雇用されていた人々を再雇用することができる。(241.3)

208. 理事長の職務は以下の通りである。

208.1. 理事長は管轄監督の承認を得て、部会区域内の各個教会を組織し、認可し、監督する。〔100,433.12〕

208.2. 部会内の各個教会の要請に応えられるようにし、また必要な場合、教会役員会と会合をもち、霊的、財政的、牧全的問題に関して協議し、有益な忠告と適切と思われる援助を与える。

208.3. 理事長がその教会は不健全であり、下降気味であり、継続がその教会の成長と宣教の効果を脅かすと決断した場合、理事長は、牧師または牧師および役員会と接触を取り、状況を分析する。宣教の効果を損なっている原因を引き起こしている問題解決に向けて、あらゆる努力を惜しまず牧師と役員会と共に働かなければならない。

牧師、および役員会と共に働いた結果、理事長がさらなる介入が必要であると考えた場合、彼または彼女は、部会諮詢委員会および管轄の監督の承認によって、その状況と取り組む適切な行動をとらなければならない。そのような行為は以下のものを含むが、以下のものに限定はされない。(1) 牧師の移動(2) 役員会の解散(3) 教会の健全さと宣教の効果を回復するために必要な特別な介入の開始。(124-24.1)

- 208.4.** 122 の条項に従い各教会と連絡を取り合い定期的な教会/牧会評価を行う。
- 208.5.** 自己の部会内におけるナザレン教会の教会型の宣教を監督する。
- 208.6.** 部会諮詢委員会に、部会書記の空席が生じた場合に推薦する
- 208.7.** 部会諮詢委員会に、部会会計の空席が生じた場合に推薦する。
- 208.8.** 特別な牧会であるチャプレンの働きを通してホーリネス伝道を促進するチャプレンディレクターを指名する。(236)
- 208.9.** 各教会の牧師として、長老または伝道師を推せんすることに関して、教会役員会と協議し、その推薦について承認し、あるいは否認する。
- 208.10.** 教会/牧会の関係継続に関して特別教会/牧会評価(123)を教会から要請があった90日以内に計画する。
- 208.11.** 伝道師資格を更新したいと願うナザレン教会の会員および長老、伝道師を持たない各教会の役員会から伝道師の資格を更新したいと願う者の承認、不承認を行う。(426.1,426.3)
- 208.12.** 牧師および各教会からの文書による、無給の協力牧師、有給の関連者(副牧師、伝道師、キリスト教教育主事、子ども、青年、成人、音楽、保育所(出生から2年次まで)主事の要請の承認、または不承認を行う。有給のスタッフを雇用することに関する、承認または不承認は、概念における、理事長の決定の主要な範疇は、教会の各個、部会、全体の義務を喜んで行う能力による。牧師の協力者を選別し、選択するのは牧師の責任である。しかしながら、部会理事長は、候補者を承認しない権利を有する。(129.27,160-60.8)
- 208.13.** 部会諮詢委員会と共に、各教会からの全日制週日聖書学枚実施(出生時から2年次まで)に対する要請を承認、あるいは否認する。(152,222.11,414)
- 208.14.** 部会諮詢委員会の書記と共に部会の法律上の文書を執行またはサインをする。(222.5)
- 208.15.** 部会諮詢委員会に推薦をし、部会の補助者を任命する。(241)
- 208.16.** 116 条項によって牧師を任命する。
- 208.17.** もし教会が5年以内であるか、前年度の教会会議で35人の投票人数であった場合、部会から定期的に財政的援助を受けている場合、危機的な状況にあると判断される場合、理事長は、部会諮詢委員会の承認によって教会役員(執事、理事会)、日曜学校主事、他の教会事務職(書記、会計)を任命する。(116,124)
- 208.18.** 505-5.3 によって、自分の所属する部会からの牧師への文書による批判を調査する。
- 208.19.** 理事長は、407.4 項に従い終身伝道師と相談し、自己評価の日時を調整し実行する。
- 209.** 理事長は、牧師に欠員が生じた教会の教会役員会の同意を得て、次年度部会年会まで牧師代理を任命することができる。もし任命された牧師代理の働きが、その教会および教会役員会に不満である場合、その牧師代理は部長によって解任させられる。(129.5,421,426.6)
- 210.** 理事長は自分が属する部会で各教会が牧師不在または牧師の赴任が望めない場合

に牧師としての職務を遂行することができる。(412)

210.1. 理事長は各個教会の総会または特別な会議において司会を行なうか、そのような義務に代理を立てることができる。

211. 管轄の監督が何らかの理由で部会において自分の代理を立てることが不可能な場合、他の計画が立てられるまで、理事長が部会年会を招集し、司会をつとめることができる。(307.4)

212. 理事長は、部会年会財務委員会(203.21)、部会認可委員会(203.25)、部会教会財産委員会〔203. 21〕、部会資格審査委員会(226.1)、部会教職学修委員会(229.1)、部会伝道委員会または部会伝道主事(232)、部会教会財産委員会(233)、部会日曜学校委員会(237)、部会法廷委員会(509)、他のマニュアルや年会の決議に掲載されていない常備の委員会の欠員を補充する。

212.1. 理事長は、マニュアルや年会の決議に規定されていない委員長、書記、理事長の人員、常設の委員会を指名する。

212.2. 理事長は、部会諮詢委員会と相談し、年会に先立ち、通常の委員会や職務のために推薦する推薦委員会を任命する。(202.1)

213. 理事長は、職務上部会諮詢委員会(221)部会資格審査委員会(227.1)の議長である。

213.1. 理事長は、職務上、彼または彼女が仕えるすべての選択、常設委員会の会員となる。(203.20-3.21,233,237,810,811)

214. 部会理事長のすべての公式の行為は年会による批評、改訂、および上告の対象となる。

214.1. 理事長のすべての公的活動は、部会によって再調査、修正を受け、また、上告の対象になる。

F. 部会書記

216. 部会書記は部会年会によって選出され、次年度部会年会閉会時まで、また、その後任者が選出され権限を与えられるまで3年の任期を務める。(222. 16)

216.1 もし、いかなる理由であれ、部会年会の中間期に部会書記が執務不能になった場合、理事長は彼の後任者を任命する。〔208.6〕

216.2. 部会書記は職務上の部会年会の会員である。〔201〕

217. 部会書記の職務は次の通りである。

217.1. 部会年会議事を正しく記録し、忠実にその議事録を保管する。

217.2. 部会の統計をすべて正しく記録し、また保管する。

217.3. すべての統計表を、公式なジャーナルに掲載される前に、監査のため、総会書記に送付する。〔325.6〕

217.4. 部会のすべての書類を管理し、速かに彼の後継者に引継ぐ。

217.5. 各4年間の、完全で正式なジャーナルを装丁し、部会のファイルに永久保存する。〔205.4〕

217.6. 各部会の印刷したジャーナルを必要部数、総本部に送付し、ナザレン教会の総会の役職と総会常議員らに配付してもらう。

217.7. 部会として、過去4年間の完全で正式なジャーナルを永久保存のために総会に提出する。〔203.26,205.3-5.4〕

217.8. 彼の職務に関係するその他すべての務めを遂行する。

217.9. 彼のもとに寄せられるすべての問題を、それぞれの該当委員会、または、常置委員会に差しむける。

218. 部会書記は、部会年会の選出するところに従って、どれだけ補助者をもってもよい。

G. 部会会計

219. 部会会計は部会年会によって選出され、次年度部会年会際会時まで、また、その後任者が選ばれ権限を与えられるまで務める。〔222.15〕

219.1. もし、いかなる理由であれ、部会年会の中間期に部会会計が執務不能になった場合、理事長は彼の後任者を任命する。〔208.7〕

219.2. 部会会計は、職務上、部会年会のメンバーである。〔201〕

220. 部会会計の職務は次の通りである。

220.1. 総会または部会によって指示される所に従い、あるいはナザレン教会の必要に応じて、その部会からいっさいの資金を受領し、部会年会および部会諮詢委員会の指示と方針に従ってそれを支出する。

220.2. すべての金銭の収入、支出を正しく記録し、理事長が部会諮詢委員会に配布できようように月ごとの記録を報告し、さらに部会年会に年次会計報告をする義務がある。

H. 部会諮詢委員会

221. 部会諮詢委員会は、職務上その委員である理事長と、毎年、部会年会の投票によって選出される3名の長老と3名の信徒委員から構成され、次年度部会年会閉会時まで、また、その後任者が選出され権限を与えられるまで務める。ただし、奉仕期間は、年ごとに理事会の一部を選出することにより、一定ではない。ただし、教会会員総数が5,000名を超える部会では、2,500名どとに、および、最後の2,500名の過半数に長老1名、信徒1名の委員を追加選出する。〔203.14〕

221.1. 部会諮詢委員会の欠員は、その残りの委員らによって補充される。

221.2. 職務上、理事長は部会諮詢委員会の議長である。

221.3. 部会諮詢委員会の信徒委員は、職務上部会年会、部会日曜学校委員会大会、部会N Y I大会のメンバーである。〔201, 221〕

222. 部会諮詢委員会の職務は次の通りである。

222.1. 114.1の規定に従って、統計年度の始めと終りの日を定める。

222.2. 部会内の教職者と各個教会に関する情報を部長に提供し、また、それらに関して理

事長と相談する。〔416〕

222.3. 長老または伝道師に対する訴状が提出された場合、3名またはそれ以上の長老からなる審査委員会を任命する。〔505-5.3〕

222.4. 長老または伝道師に対して告訴がなされた場合、審判廷を設ける。〔505.5-5.6〕

222.5. 民法が許す場合、部会年会によって権限を与えられ法人の組織をする。法人組織になった後、部会諮詢委員会はその決議に従い、その法人の目的達成に必要であるか、または有利となる不動産や個人資産の購買、所有、売却、交換、抵当、委託、担保、賃貸、譲渡などの権利を有する。理事長、書記、部会諮詢委員会によって権威を保証された人物は、法人組織であれ、非組織であれ、部会諮詢委員会の不動産、抵当、抵当の放棄、契約および他の法律上の文書にサインをし、執行する。〔204〕

222.6. 民法がそのような法人組織を許さない地域においては、部会年会、部会諮詢委員会を部会の理事会（trustee）として選び、その決議に従って部会の働きを続行する目的に必要であるか、または有利である、不動産や個人資産の購買、所有、売却、交換、抵当、委託、担保、賃貸、譲渡などの権限をもたせることができる。〔102.6,106.2,222.5〕

222.7. 各個教会の法人化が許されている場所においては、部会諮詢委員会はしかるべき弁護士の助言を受けて、その部会の在る地域に適合した法人申請用紙を用意する。この法人申請用紙は必ず 102-2.5 に規定されている事項を含むものとする。

222.8. 部会のすべての局、理事会、委員会において理事長の監督を助言する働きを行なう。

222.9. 監督に部会センターを創設するための計画案を提出する。そのような計画は実行に移される前に監督の書面による承認を必要とする。〔319〕

222.10. 牧師として務めている伝道師の資格更新の推薦を行う。〔427.5〕

222.11. キリスト者保育所（出生から2年次まで）の働きの各個教会からの申請の承認、不承認を行なう。理事長および部会諮詢委員会、部会保育委員会（出生から2年次まで）、の裁量により委員会は設立される。その機能は、部会諮詢委員会に提出される申請時の政策、手続き、設立理念を推薦することにより、各個教会における保育所（出生から2年次まで）設立を援助し、支持する。（152,208.13,414）

222.12. 部会によって雇用されている有給の援助者を選択または解雇する。（241-41.1）

222.13. 理事長との相談において、年会間において、部会年会で必要とされる運用予算を調整する権威を持つ財政委員会として活動し、部会年会に報告する。（220.1）

222.14. 動〔不動〕産に関わらず、ナザレン教会以外の個人、団体に土地が転用されないように、すべての部会の土地を保護する。（102.4,106.5,204）

222.15. その人物の後継者が選ばれ、資格を有すると認められるまで、3年間奉仕する部会会計を選ぶ。（219）

222.16. その人物の後継者が選ばれ、資格を有すると認められるまで、3年間奉仕する部会書記を選ぶ。（216）

222.17. 106.2 節にある不動産の権利の移転を目的とするナザレン教会から各個教会の撤

退、または撤退の試みを証明する。

222.18. もし要求されるならば、203.26 に従って、部会年会が終わるまで奉仕する部会監査委員会を選出する。(203.26)

222.19. 議事の回数を含めて理事会の活動を要約し、年次報告を年会に行う。

223. 部会諮詢委員会は、他の部会に転会を望む長老、キリスト教教育担当教師(409)、女性執事(406)などに、彼らが所属する部会の年会前に転会状を発行することができる。そのような転会状は、受入れ側の部会諮詢委員会によって受理され、その長老、キリスト教教育担当教師、女性執事などは、その新しい部会のすべての権利や特権を与えられる。受入れ側の部会年会はそのような部会諮詢委員会の転会状受理に最終承認を与える。

[203.8-3.9,228.9-28.10,432-32.2]

223.1. 部会諮詢委員会は、申請に従い、推薦状(813.2)を別の教派と合同したいと願う部会の会員に出すことができる。

224. ある認可された女性執事の資格を停止することが教会のためになる場合、部会諮詢委員会は、その認可された女性執事が会員である教会役員会と協議し、彼女に公平な審理の機会を与えた後、部長の承認を得て、その資格を停止することができる。 [416. 4]

225. 他の福音的教団に属する伝道師または按手をうけた牧師が、部会年会の中間期にナザレン教会に入会を志願し、その資格証明書を提出するならば、部会諮詢委員会がその資格証明書を審査し、部会諮詢委員会の良い推薦があった場合にのみ、その志願者は各個教会の会員として受入れられる。 [417,427.2,430]

I. 部会資格審査委員会

226. 部会資格審査委員会は、5名以上15名以下の長老によって構成される。理事長はその内のひとりである。正当な数の役員は毎年部会年会で選出され、それに続く4年間、またその後任者が選出され権限を与えられるまで務める。 [230.15]

226.1. 部会年会の中間期に資格審査委員会の役員に欠員が生じた場合、理事長はその欠員を補充する。 [212]

227. 資格審査委員会の役員が選出された後、理事長は次のような組織のため会議を召集する。

227.1. 理事長は職務上資格審査委員会の議長を務める。理事長の希望によっては、資格審査委員会は議長代行を選出し、次年度部会年会閉会時まで、彼に議長を代行させることもできる。 [213]

227.2. 資格審査委員会はその委員の中から常任書記を選ばねばならない。彼は部会の費用によって、適当な記録方式を設ける。そしてその記録は部会の所有となる。書記は注意深く資格審査委員会の行事を記録し、資格審査委員会に関係ある他のすべての記録とともに忠実に保管し、また、速かに彼の後任者にそれらを引継ぐ。

228. 資格審査委員会の職務は次の通りである。

- 228.1.** 部会に正規に推薦されている長老、女性執事、伝道師の選出のために、注意深く検討し、考慮する。
- 228.2.** 各個教会を超えて、また、マニュアルによって設けられている役職に選出されるための牧会会候補者を含め、牧会の役割を担う証書を受け取りたいと願う者を注意深く検討し、考慮する。
- 228.3.** 各候補者の個人的救いの体験、聖霊のバプテスマによる全き潔めの個人的体験、聖書の教理の知識、ナザレン教会の教理一般規定、特別規定、教会政治などへの全面的受諾、恵みのあかし、賜物、知的・道徳的・霊的資格、その召命を覚えている職務への一般適性などに関して、各候補者にくわしく尋ね、必要と思われる調査をする。
- 228.4.** 候補者が任命後の部会年会の後も職を続けることが一致しない場合に、適切な行為を行っているかどうかを注意深く検討する。
- 228.5.** 牧師代行として任命された定住伝道師が、任命後の部会年会の後も、その職を続けるかどうか、再任命のために検討する。〔426.6〕
- 228.6.** 長老が2年間続けて部会年会に報告を怠った場合、その原因を調査、検討し、引続き長老の名簿にその名前を記載する件に関して、部会年会に勧告する。
- 228.7.** 長老がその教会会員の名簿を他の教会に移動したとか、他の教団かグループに加入したとか、あるいは、正式な許可なしに独立した活動に関与している、といった報告を調査し、長老の名簿に彼の名を保留するかどうかに関し、部会年会に勧告する。〔112,433.11〕
- 228.8.** 65歳に達したために自発的に退職を願い出た牧師、または身体的条件で牧会不能と資格審査委員会が判断する牧師に、隠退牧師の地位を与えることに関して、部会年会に勧告する。〔203,27,431〕
- 228.9.** 部会諮詢委員会によって承認された部会年会の中間期における転会状を含み、その部会から他の部会へ転会する者を年会に推薦する。
- 228.10.** 部会諮詢委員会によって承認された部会年会の中間期における転会状を含み、他の部会からその部会へ転会する者を部会年会に推薦する。(203.8,432-32.2)

J. 部会教職学修委員会

- 229.** 部会教職学修委員会は、総会の6か月以内に開催された部会年会によって選出された5名またはそれ以上の長老によって構成される。彼らは4年間、また、その後任者が選出され権限を与えられるまで務める。
- 229.1.** 部会年会の中間期に部会教職学修委員会に欠員が生じた場合、理事長によって補充される。〔212〕
- 230.** 委員会が選出された部会年会の閉会前、理事長か部会書記は、委員全員の集会を召集し、次のような組織と割当てを定めなければならない。
- 230.1.** 委員会は常任議長と常任書記をその委員の中から選出する。両名は直接の監督の仕事に携わらず、また、両名は職務上、資格審査委員会の委員である。(230.5,424.1-24.3)

230.2. 委員長は、各委員に、登録された家庭学修候補者を割当て、それぞれの責任をもたせる。その割当は、相互に他の取り決めをしない限り、各委員の任期の間、また、候補者が登録されている間中継続するものとする。

230.3. 委員長は、止むを得ない事情のない限り、委員会のすべての集会に出席し、その年の委員会の働きを監督する。委員長が止むを得ず欠席する場合は、書記が臨時に議長の務めをする。

230.4. 書記は、部会の費用により教職学修に関する適切な記録簿を作製する。この記録簿は部会の所有となる。また、それは、教職ハンドブックにある教示に従って用いられる。

230.5. 委員会の他の委員は、委員会の会に忠実に出席し、(1) 友愛の精神をもって激励し、カウンセリングやガイダンスを施し、(2) 例を示し訓練し、会話によって牧師の倫理を教え、牧師がいかにしたら性的な不法行為を避けることができるかについて特別な注意を払う。(230.1)

230.6. 委員会は、理事長および牧師成長局と協力して、研究過程諮詢委員会(COSAC)を通して、ナザレンの大学や神学大学院で学修課程をとっている候補者を激励し、援助し、指導する方法を考究する。

231. 委員会は伝道師や他の候補者の課程学修を援助するために、クラスおよびゼミナールを開くことができる。また必要に応じて、貸出しのできる中央図書館を、承認された部会予算から設立することができる。

231.1. 委員長および部会牧会研究委員会は、理事長と相談し、牧会教育のために有効な研究過程に学生を登録させる権威を有する。(230.1-30.2,424.1-24.3)

231.2. 委員会は公式の按手礼の原典と一致してその責任を運用する責任を有する。

231.3. 委員会は、候補者に関していかに教育が進展したかについて、資格審査委員会に関する有効なデータを年会前にデータを提供する時期がきたら報告する。部会牧会委員会は、様々な有効な研究における配置、進展、卒業する事に関して、部会に推薦する。そのような配置、進展、終了等は、研究過程諮詢委員会(COSAC)を通して牧師成長局によって供給されるガイドラインと一致して為されなければならない。

231.4. 部会牧会研究局は、公式に認識されているナザレンの機関と協力し、研究過程諮詢委員会(COSAC)を通して、理事長の全般的な指導のもと、長老の牧師および他の牧師たちの継続教育に責任を持つ。継続教育は、牧師がいかに性的不正行為を避けることができるかに特別な注意を払うことも含まなければならない。

K.部会国内伝道委員会

232. 部会国内宣教委員会は、部会伝道委員会、部会伝道委員長を選ばなければならない。選任された人物は、年会の終了時まで、また後継者が選ばれ資格あるとされるまで仕える。(203.19)

232.1. 理事長、伝道委員会、伝道委員長と協力して、ホーリネスの伝道を促進し、拡大す

ることを、神が召された伝道者によって各個教会のリバイバルが起こる必要を強調し、機会を与えることによって、あらゆる手段によって求めなければならない。それによってキリストの体としてイエス・キリストの大宣教命令を最優先するように刺激することが必要である。

L. 部会教会財産委員会

233. 部会教会財産委員会は、職務上、理事長および2名ずつの信徒、教職者の委員によって構成される。委員は部会年会によって選出され、次年度部会年会閉会時まで、また、その後任者が選出され権限を与えられるまで務める。部会諮詢委員会は、年会の賛成投票により、部会教会財産委員として仕える。

234. 部会教会財産委員会の職務は次の通りである。

234.1. 部会諮詢委員会と協力して、部会地域内に礼拝堂と牧師館の建設の働きを促進する。

234.2. 教会財産所有権を検証し、また保存する。

234.3. 不動産の購入、教会堂および牧師館の建設に関して各個教会から提出された提案の審議、およびその提案に関して助言を与える。〔103〕

234.4. 建物の建設に関して各個教会から提出された計画、および不動産の購入・建物の建設に伴う借財問題に関して、理事長との協議の上で承認または否認する。教会財産委員会は通常以下のガイドラインに従い、負債を増す要望を承認する。

1. 要望の2年前ににさかのぼり、財政的配当に支払われた各個教会の要望の承認
2. 総負債額は過去3年間のあらゆる目的のためにささげられた総額の3倍を超えてはならない。
3. 再計画または再構築計画の詳細は、教会財産委員会によって承認されなければならない。
4. 負債総額および支払い期間は、教会の霊的生命を危険にさらしてはならない。

教会財産委員会は、これらの4つのガイドラインに適合しない要求に関しては、理事長及び部会諮詢委員会の承認においてのみ承認できる。

234.5. その他、教会財産に関して、部会の指示することをすべて行う。

M. 部会年会財政委員会

235. 部会財政委員会の職務は

235.1. 年会に先立ち会合を持ち財政的割り当て、これらの配分を各個教会にどのように配当するかについて推薦する。

235.2. 部会財政に関して、年会が指示する分野において何事でも行なう。

235.3. 承認された予算において、予算の基礎を決定する適用された割合と使用された方法で新報を出版する。

N. 部会チャプレン主事

236. 理事長は部会チャプレン主事を任命する。理事長と協力して、チャプレン主事はチャプレンという働きを通してホーリネス伝道を、産業、機関、キャンパス、軍隊施設を通し、促進し広げなければならない。主事は軍に駐留する、ナザレンの従軍者、陸軍会員の為に特別な配慮を行い、基地の近くの教会の主任牧師を助け、従軍者および家族をキリストに近づくようにし、他国で従軍する人々をナザレン教会に結びつける。(208.8)

O. 部会日曜学校委員会

237. 部会日曜学校委員会は、理事長、部会 NMI 会長、部会 NYI 会長、実行委員会を形成する部会の日曜学校委員長、および、その他 3 名の委員によって構成される。その他の委員は年会または部会日曜学校委員会で選出され、後任者が選出され権限を与えられるまで務める。部会日曜学校牧会委員会の最初の組織において、追加の委員が 6 名の候補者より選出され、1 名は 3 年任期、1 名は 2 年任期、1 名は 1 年の任期とする。しかし、部会の教会会員総数が 5,000 名を超える場合、候補者、選出者は 2 倍となり、可能ならば、10 人の委員の内、4 名は信徒でなければならない。日曜学校牧会委員会で部会年会の会議中に空席が生じる場合に、理事長の指名によって満たされなければならない。(212)

日曜学校牧会委員会の職務は以下の通りである。

237.1. 選出された 1 週間以内に会合を持ち、書記、会計、成人伝道主事、児童伝道主事、継続信徒教育主事を選出する。彼らは、職務上、日曜学校牧会委員会の委員となる。必要とされる他の部会主事は、実行委員会によって候補者となり、委員会によって選出される。

237.2. 部会内の日曜学校関連事項を監督する。

237.3. 委員会は児童伝道委員 (Council of Children's Ministries) を選出することができる。その委員会の議長は部会児童伝道主事となり、その委員たちは、少年・少女キャンプ、キャラバン、休暇聖書学校、クイズ、小児科、その他必要に応じて設けられる諸活動の部会主事となるべきである。

237.4. 委員会は、成人伝道委員会を選出することができる。その議長は部会成人伝道主事となり、その委員は、結婚と家庭、熟年者牧会、独身者牧会、信徒修養会、小グループ聖書研究、女性牧会、男性牧会、その他必要に応じて設けられる諸活動の部会主事となるべきである。

237.5. 年に 1 度の日曜日学校大会のために準備する。(237)

237.6. 理事長と相談し、日曜学校牧会委員会と議長が年会で選出されるか、日曜学校委員会で選出されるかを決定する。

237.7. 各個教会の日曜学校校長およびすべての年齢別の牧会主事を励ます。NYI 会長は日曜学校委員会に出席し、機会があれば参画する。

237.8. 部会の日曜学校牧会を促進する為に部会を区分けし、その区分に従い議長を選出する。

237.9. 部会および区域に継続信徒教育のクラスを計画し実行する。

237.10. 監督局の日曜学校局を部会および各個教会の日曜学校の為の情報を確保することによって助ける。

237.11. 年次部会日曜学校委員会予算を部会財政委員会に推薦する。

237.12. 部会信徒修養会の責任を持つ。成人科主事は、職務上、部会信徒修養会委員会の委員である。

237.13. 部会年会に出席する議長の報告を承認する。

237.14. 部会理事長および日曜学校委員会の議長とできるだけ頻繁に会合を行い、委員会の責任を効果的に行なうようにする。

238. 部会日曜学校牧会議長 議長は部会指名委員会によって指名された2名またはそれ以上の候補者より毎年部会年会によって選出される。任期は1年ないし2年である。在職中の議長は投票が、理事長の承認のもと、部会日曜学校牧会委員会によって推薦する場合には諾、非諾の投票によって再選することができる。年会間の中間の空席は、条項 212 に即して補充されなければならない。(237.6)

日曜学校牧会委員会議長の義務と権力は以下のようなものである。

238.1. 部会の日曜学校の指導に責任を持ち、生徒数と出席が発展する学習計画を作成し、子ども、成人科の働きの為の学習計画成を調整する。またNY I と協力して青年日曜学校を調整する。

282.2. 職務上、部会年会の一員および部会日曜学校委員会の一員となる。

282.3. 監督局の日曜学校局に正確な毎月の統計を送付し、年会議事録に文書による委員会報告を送付する準備を行なう。

P. 部会青年会

239. ナザレンの青年の為の牧会は、ナザレン青年会の援助によって、ナザレン青年会憲章に則り、理事長、部会諮詢委員会、年会の権威のもと組織される。部会NY I は部会内の各個教会 NYI によって構成される。

239.1. 部会NY I はNY I 牧会計画に基づき組織され、青年の牧会の必要に呼応し、NY I 憲章およびナザレン教会のマニュアルと一致して採用される。

239.2. 部会NY I は部会NY I 役員会と連携しながら、12歳以上、大学生、若者等の青年牧会を計画し、組織し、部会青年の牧会のためにビジョンを明確にする。役員会は理事長、部会諮詢委員会に対して責任を負っている。日曜学校に関するNY I 役員会のすべての業は日曜学校牧会議長および日曜学校委員会の承認に殉じる。

239.3. 部会NY I 役員会は、会長、副会長、書記、会計、青年の代表、必要とされる牧会主事より構成される。部会NY I 役員とその委員は年次部会NY I 大会でNY I 牧会計画案に従い選出され無給で奉仕する。候補者は理事長によって承認されなければならない。役員という名称が、ある文化において適用できない場合には、より適切な名称が部会NY I 役員会の投票によって使用される。

239.4. NY I 会長の職務は、部会 NY I 役員会の投票に指示と指導を与え、部会の NY I 役員会の投票活動を活発にする為に、青年の牧会発展を促進し、年次 NY I 大会の司会をし、適切な部会理事会、委員会において NY I の関心事を示し、部会の各個教会における青年会活動の進展を励ます。NY I 役員会の投票会長は、理事長および部会諮詢委員会、年會に報告しなければならない。部会 NY I 役員会の投票会長は職務上年會の委員となる。(201)

Q 国際ナザレン宣教委員会

240. 部会ナザレン宣教委員会は、部会区域内の各個教会 NMI によって構成される。部会 NWI は、總會 NMI の補助的委員会である。〔811〕

240.1. 部会 NMI は、世界宣教委員会および監督局の世界宣教委員会によって承認された部会 NMI 規約により管理される。それは理事長、部会諮詢委員会、部会年會に従う義務がある。〔811〕

240.2. 部会 NMI の会長は無給で奉仕し、職務上、部会年會のメンバーである。〔201〕

R. 部会有給補助者

241. 部会の運営効率の為に有給補助者が必要な場合、担当監督への文書による承諾を保持した上で、牧師または信徒が、理事長の推薦によって候補者となる。有給補助者は、部会諮詢委員会によって選ばれる。そのような補助者の雇用は1年以内であるが、理事長の推薦と諮詢委員会の多数決によって更新できる。(208.15)

241.1. 雇用期間前にそのような補助者を解雇する場合には、理事長の推薦と諮詢委員会の多数決によって決定されなければならない。

241.2. 部会補助者の義務と職務は、理事長によって決定され監督される。

241.3. 理事長が部会の管理職務を引き受ける30日以内に、有給補助者の奉職期間は、国家の労働法によって規定されない限り終了すると考えられる。(事務所の書記としての牧師の補助は上記には含まれない。(207.3-7.4)

241.4. 有給の部会補助者としての奉仕は、別の部会において部会書記、部会会計として選出されたり指命されたりすることを禁じたりすることはない。

S. 部会の解散

242. 部会が部会として存続するべきでないことが監督局に明白となった場合、監督局の提案により、ナザレン教会總會常議員会の2/3の賛成投票により、それについての公式告示によって解散する。〔200〕

242.1. 部会が公式に解散された場合、存在する教会財産は、決して他の目的に使用されてはならない。それは總會の指示に従ってナザレン教会全体の使用に供されるため、總會常議員の権限に移管される。その財産の管理者である理事、または財産管理を委託された法人は、總會常議員会の任命した代理人の命令と指図の下に、その財産を売却するか処分するかし、

その資金を代理人に引渡すべきである。(106.2,106.5,222.5)

第III章 総会

A. 総会の職務と組織

300. 総会は、ナザレン教会の教理制定と立法と選挙の最高権威であり、教会の憲法の定めるところに従う。〔31.1-1.9〕

300.1. 総会は、監督が、合同で、また個別に議長となる。〔31.6,307.2〕

300.2. 総会は、その自由裁量をもって、事務処理のために、その他の役職を選び、それを組織しなければならない。〔31.7〕

300.3. 規則集 適切な法律、団体法、マニュアルの内規に殉じ、ナザレン教会の各個部会、全体の会員の会合と議事録、団体の委員会は、会議に関する『新版 ロバートの規則集』によって規則正しく行われ、支配されなければならない。

B. 総会の代議員

301. 総会は、以下のように、第3局面にある正規部会あるいは宣教部会からの教職者と信徒の同数の代議員によって構成される。教職代議員の一員として奉仕する理事長、ナザレン教会の部会によって選ばれた残りの教職代議員とすべての信徒代議員、名誉監督と隠退監督、監督・総会書記・総会会、ホーリネストゥデイ編集者、監督局の各局、牧会、奉仕の各主事、教育局コミッショナー、世界宣教各地域主事、カナダ、ナザレン教会の各国の主事、ナザレン国際宣教局長、ナザレン青年会委員長、宣教地域の大学/学長（2校がある場合には地域諮詢委員会によって選ばれる）、多数の部会代表によって選出される他地域機関の代表、ナザレン出版局長、ナザレン教会財団の会長、リヴァイヴァルコーディネーター、50人以下の地域からは、部会諮詢委員会によって選ばれた一名の生涯宣教師、51人以上の地域からは二人の生涯宣教師となる。そのような選挙において宣教師が欠席する場合には、世界宣教委員会によって選出されなければならない。

301.1. 各第3局面にある部会は次のように総会に代表者を送る資格が与えられる。2,000名、またはそれ以下の教会員数に対して、長老1名と信徒1名、次の1-3,500名ごとに長老1名と信徒1名、また最後の1-3,500名に対して、長老1名と信徒1名が追加される。「任命長老牧師」という名称には長老と執事が含まれる。

301.2. 各第2局面にある部会は、1名の長老と1名の信徒を送る。牧師の代議員は、理事長でなければならない。各代議員に代理者が選出されなければならない。その人物は、選出された時、また総会の時に、その部会の会員でなければならない。

301.3. 各第1局面の部会は、総会に一人の投票権のない代表者を送らなければならない。

部会理事長が代議員となるが、そこにおいては部会の会員の所有を分かち合う。もし理事長が、その部会の会員でない場合、部会の会員である代理者が選出されなければならない。

301.4. 部会を代表して総会代議員に選ばれた牧師代議員の権利は、総会の前に、その人が教会の会員籍を他部会の教会へ移した場合、または、もし代表者選出が総会の閉会以前に有効で責任のあるナザレン教会を去った場合には無効になる。部会によって公式に引退している状態であると認められる者は総会の代表者や代表に選ばれることはできない。

301.5. 部会を代表して総会代議員に選ばれた牧師代議員の権利は、総会の前に、その人が教会の会員籍を他部会の教会へ移した場合、または、もし代表者選出が総会の閉会以前に有効で責任のあるナザレン教会を去った場合には無効になる。

C. 総会の時期と場所

302. 総会は4年ごと、6月に開かれるが、その日取りと場所は、監督と監督局によって選ばれた同数の人によって構成された委員会によって決定される。監督と前記の委員会は、緊急の場合、総会の時期と場所を変更する権限をもつ。〔902.13-2.14〕

302.1. 総会は日曜日に開会し、まる1日のデボーショナルで靈感に満ちた集会をもたなければならない。秩序正しく慎重な議事運営のために準備がなされ、また総会が命ずるように、会期の終りの閉会礼拝のためにも準備がなされなければならない。総会は会期の閉会時刻を決定しなければならない。〔31.4〕

D. 臨時総会

303. 監督局、あるいはその過半数は、すべての理事長の2/3の書面による同意によって、またそれをもって、緊急の場合、臨時総会を召集する権限をもつ。その時期と場所は、監督と監督局によって選ばれた委員会によって決定される。

303.1. 臨時総会の場合、その前の総会の代議員とその代理人、または、その正式に選ばれ資格を与えられた後任者が、その臨時総会の代議員また代理人として務める。

E. 総会準備委員会

304. 総会書記、総会会計、および、少くとも総会開会1年前に監督局によって任命された3名の委員によって総会準備委員会を構成する。

304.1. 総会準備委員会は総会の事務所、展示会とその会場、接待と食事、および、その他総会の慰安と便益と能率のために必要なすべてを準備し、また以上のものを備えるに必要な契約をする権限をもつ。

304.2. 総会準備委員会は、監督と共に、総本部の各部局の記念行事、聖餐式、および、総会の初め3日間の霊的集会、あるいは、公の礼拝のために任命される委員が指名されるまでの霊的諸集会を含むところの総会のプログラムを作成しなければならない。それらすべてのプログラムは総会の承認を得なければならない。

F. 総会の職務

305. 総会の職務は、教会憲法の 31.9 に従う、次の通りである。

305.1. 照会する為に、照会委員会を通して、すべての決議案、推薦文、委員会、特別委員会報告、既存のまた他の総会の立法権のある委員会に関する登録を遂行し、総会に提出される前に地区委員会に考慮することを照会する。照会委員会は、特別な地域/言及された地域の総会代表の決議のために集まる地域に影響がある場合にのみ立法を行う。マニュアルに変化を及ぼす決議は全体の総会によって決議されなければならない。

305.2. 必要と思われる数の監督を、出席代議員が投票し、その 2/3 の得票によって選任する。監督は次期総会の閉会后 30 日まで、また、その後任者が選出され、権限を与えられるまで在職する。最初の投票は、その時、在職中の監督に対して「諾・否」の投票を行い、最初の投票の後に残存する欠員は、それらが満たされるまで続けて投票を行う。もし、この選挙方法で資格のない者が選任されることが起こった場合、その人物の名前は選出可能な投票名簿から削除されなければならない、最初の投票結果の報告には以下の報告をそえなければならない。「職務履行不可能により一名、ないし数名の名前が削除された」訓戒上の理由で資格を返却している者はいかなる理由であれ監督の職に選出可能ではない。監督の職に選ばれる者は、35 歳未満、また、68 歳に達した者であってはならない。(31.5,306,900.1)

305.3. 監督にして、その職に耐えられなくなり、あるいは、65 歳の誕生日に達し、それが当を得たことであると思われる時には、名誉監督の身分に選任する。それによって、彼は終身の名誉監督の身分に選ばれたものと理解される。(314.1)

305.4. 監督にして、68 歳に達し、あるいは、身体障害のため、あるいは老齢のため、あるいはその他、監督職を満足に行うことを妨げられると思われる障害のために、総会の判断によって不適格とされ、そして相当の年月の間、監督職にあった者を隠退監督の籍に入れる。総会は、65 歳に達した監督の要求をいれ、隠退監督の身分を与えることができる。

監督にして、65 歳に達した者が、総会と総会の間、隠退を要求した場合、監督局の勧告によって、総会常議員会の定例会議において、その要求を受け入れることができる。[314.1]

305.5. 314.2 に合致して隠退監督のために適当な謝恩金を決定する。

305.6. 333.1-32.4 の規定に従って、監督局を選ぶ。選ばれた監督局員は、次期総会の閉会まで、また、その後任者が選ばれ、権限が与えられるまで、在職しなければならない。

[330,901.2]

305.7. 総会上告審判廷を構成する長老 5 人を選ぶ。彼らは、次期総会の閉会まで、また、その後任者が選ばれ、権限が与えられるまで務めるものとする。[31.8,510,901.2]

305.8. いくつかの地域の為に奉仕する教育機関の為に理事会を選任する。理事会のメンバーは、その後任者が選ばれ、権限が与えられるまで在職するものとする。以下の項目に従って選出され、選任されなければならない。

- a.理事会は機関によって奉仕されている適切な地域からの人材によって構成される。
 - b.多国籍の地域に奉仕する機関の場合は、その理事の選出は、学校によって奉仕される主要地域の代表によって構成される総会時に地域会議で決定されなければならない。
- 305.9.** 何事を行うにしても、聖書と調和をして、ナザレン教会全体の恩恵にあたる智恵をもって、キリストの聖なる理由づけ、教会憲法に一致して行わなければならない。(31.9)

G. 監督

- 306.** 総会で選ばれた監督は、次期総会の閉会まで、また、その後任者が選ばれ、権限が与えられるまで務めなければならない。〔305.2〕
- 306.1.** 監督は、監督としての任期中、教会のその他の一般の職務についてはならない。〔307.10〕
- 306.2.** 監督は、その職務上、総会のメンバーであらねばならない。〔301〕
- 307.** 監督の職務は次のごとくである。
- 307.1.** 総会で採択された法規に従って、ナザレン教会全体を監督する。
- 307.2.** 合同で、また単独で、ナザレン教会の総会と総会常議員会の議長となる。〔300.1,334.3〕
- 307.3.** 正式に長老に選ばれた者たちに、列席の長老と連繋して、自ら挨拶を受け、または、挨拶を受けるために他の者を任命する。〔433.5-33.6〕
- 307.4.** 第3局面にある年会の司会を行うか、もしくは、もしその事が妨げられる場合には、その議長の務めのために適当な取決めをしなければならない。〔202, 211〕
- 307.5.** 一つの部の年会議長となった監督、その部会の理事長と諮詢委員会は、正規に牧師を招聘していない教会に、その教会の代議員の賛同を得て、牧師を任命しなければならない。〔214.1〕
- 307.6.** 監督は、合同または単独で、年会間で理事長の欠員になった部会に対して、部会諮詢委員会、日曜学校委員会議長、NMIおよびNYI会長、部会書記、部会会計と相談の上、理事長を任命することができる。〔207〕
- 307.7.** 在職中の理事長は一時的に職務続行不可能の場合、管轄権をもつ監督は、地区諮詢委員会と相談の上、理事長としてその期間奉仕する資格のある長老を任命しなければならない。職務実行ができないことの可能性の疑問に関しては、管轄のある監督および部会諮詢委員会によって決定される〔207.2〕
- 307.8.** 管轄権をもつ監督は、第3局面にある部会が危機的な状況にあることを監督局に推薦することができる。(200.2,322)
- 307.9.** 管轄権をもつ監督は各個教会の年次会議、あるいは、臨時会議の議長となり、あるいは、その代理者を任命することができる。
- 307.10.** 監督は、ナザレン教会のいかなる部局のメンバーにもなってはならない。(306.1)
- 307.11.** 監督のあらゆる公的な行為は、総会によって調査修正を受けなければならない。

307.12. 監督のあらゆる公的行為は、監督局の残りの全員一致の投票によって無効にすることができる。

307.13. いずれかの監督の職務、何かの原因のために、正規部会と宣教部会の全理事長のうちの多数の投票によって支持された時、その他の監督局の全員一致の投票によって、解任を宣言することができる。

H. 名誉監督と隠退監督

314. すべての名誉監督と隠退監督は職権上、総会議員であらねばならない。〔301〕

314.1. 名誉監督に選ばれた者、あるいは、隠退監督の籍に入れられた者は、監督局員となつてはならない。そして、あらゆる公的な責任を解かれなければならない。しかしながら、現職の監督が病気、入院、その他不可避的緊急事態によって止むを得ずその任務を果たせない場合には、監督局に隠退監督を一時的にその任務のために呼び戻す権限が与えられている。

〔305.3-5.5,900.1〕

314.2. 監督に対する年金は全体教会年金計画、資格のある年金計画のもと行われなければならない。(305.5)

I. 監督局

315. 監督はひとつの局を組織し、その局員それぞれに、その管轄権をもつべき職務を配分し、また指定しなければならない。

316. 欠員 総会の閉会中に、監督局に、死亡その他によって欠員が生じた場合には、監督局は欠員を補うための選挙を召集することを決定しなければならない。監督局の決定があれば、総会書記は、直ちにすべての正規部会と宣教部会の理事長に通告しなければならない。選挙のため召集された時には、正規部会と宣教部会の理事長は、その欠員を補うために、投票有資格者の 2/3 の得票によって、ナザレン教会の長老のうちから監督を選ぶ。選ばれた監督は次期総会の最終の閉会時に至るまでその職務を行わなければならない。(31.5,305.2)

316.1. 総会書記は、投票の結果を監督局に報告し、また、その同じものをナザレン教会に通知しなければならない。

317. 監督局の職分は次の通りである。

317.1. すべての国際ナザレン教会の宣教事業を監督する。監督局は第3局面にある部会に対して適切な指導、導き、動機を供給する。

317.2. 世界宣教局長及び、国内宣教局、地域ディレクターとの相談により、監督および監督局の承認によって地理的な割当の変更を勧告する。

317.3. 総会常議員会の各委員会および各局を監督する。各委員会および各局によって採用された施策および計画は、監督局の承認を得なければならない。監督は、適当と思う勧告を、総会常議員会に対し、またその各部局に対して行う権限をもつ。監督局は、ナザレン教会の総会常議員会に対して、宣教師として任命するための世界宣教局のすべての指名を承認

または否認しなければならない。

317.4. 総会書記、総会会計の選出のために監督局に対して一名またそれ以上の候補者を選ぶ為に、総会執行委員会と協力して、指名委員会としての役割を果たす。

317.5. 3/2 の投票によって総会書記、総会会計、ナザレン出版局長、各部局の主事の欠員を宣言する。

317.6. 総会の閉会中に総会上告審判廷の委員に生じた欠員を補う。審判廷の長、書記を選出する。〔305.7,511,901.2〕

317.7. 総会、または総会常議員会の閉会中に生じた特別委員会 (special commission or committee) に生じた欠員を補う。

317.8. ナザレン教会の総会常議員会の議員に生じた欠員を補うために、総会常議員会が行った任命および選挙を承認する。

317.9. ナザレン出版局の法人役員会 (corporate board) に欠員が生じたとき、その残余の役員による指名に基づいてその欠員を補う。(337)

317.10. 国際教育局との協力により、すべての高等教育機関の諮詢を行う監督および総会常議員会の各局の顧問として奉仕するために、それぞれに監督を任命する(901.5)

317.11. 牧師成長局と連携して、定住伝道師、伝道師、信徒および資格を持つ牧会者を調整する。(424-25)

317.12. 国際的な宣教の観点に立ち、監督局は、総会常議員会と共に、いくつかの部会へ総本部予算を割当てる権限と権能を与えられている。(130,334.8)

317.13. 要求があった場合に、長老職、執事職への復帰を文書によって承認する。(434.7,435.2)

318. 監督局は、総会へ上告できることを条件として、ナザレン教会の教理および条例、また、マニュアルのすべての規定の意味と拘束力の解釈の権威者である。

319. 監督局は部会センターの計画を審査して、判定を下さなければならない。その計画は、監督局の書面による承認がなされるまでは実行に移してはならない。〔222. 9〕

320. 監督局は、離婚した者がその離婚のための聖書的根拠を有する場合、その者をナザレン教会の長老に任職するか否かを裁定する権能をもつ。〔35.1-35.3, 428.3,429.3〕

321. 監督局は、第2局面、第1局面にある部会の理事長の空席を、管轄権のある監督の推薦により宣言することもができる。また第3局面にある部会の理事長の空席を、部会諮詢委員会、部会日曜学校委員長、NMI および NYI の会長、書記、地区会計の3分の2の投票により宣言することができる。(207.2)

322. 監督局は、第3局面の部会が危機的状態にあると宣言することができる。(202.2,307.8)

323. 監督局は、別段の定めがなくとも、英知をもって、全体教会の職制に一致し、また、教会の憲法に従って、ナザレン教会に奉仕するために、その他の事を行う権限をもつ。

J. 総会書記

- 324.** 規定されているように、総会において選ばれた総会書記は、次期総会の閉会に至るまで、また、その後任者が選ばれ、権限が与えられるまで、また 317.5 により辞めるまで務める。(900.2)
- 324.1.** 総会書記は、職務上、総会のメンバーである。〔301〕
- 324.2.** 総会の閉会中に、何らかの理由で、総会書記の職務に欠員が生じた時には、監督局の指名に基づいて、総会常議員会が 317.4 に従ってそれを補充しなければならない。(334.22)
- 324.3** 総会書記は、監督局、また、総会常議員会に従う義務がある。
- 325.** 総会書記の任務は次の通りである。
- 325.1.** 総会の議事を正しく記録して、その議事録を保存する。
- 325.2.** ナザレン教会のいっさいの統計を正しく記録し、また、それを保存する。
- 325.3.** 総会に属するあらゆる書類を保存し、また、それを後任者に直ちに引き継がなければならない。
- 325.4.** 総会上告審判廷において下されたあらゆる決定は、永久保存形式にして、注意深く保管しなければならない。〔513〕
- 325.5.** すべての返還された教職者の信任状を保管し、また、その信任状を発行した部会の年会の正当な指令がある場合に限りそれを再交付する。(434-34.1、434.6)
- 325.6.** 部会の統計表を公表するために監査する。〔217.3〕
- 325.7.** 部会の牧師資格を認められたすべての者の記録の永久保存データベースを維持する。
- 325.8.** 部会、世界宣教地区、地域事務所を通して代表者が要求する時の為に、総会の議事録を利用できるようにする。これらは、デジタル形式で行わなければならない。
- 325.9.** <http://www.nazarene.org> よりマニュアルのテキスト最新版をパーソナルコンピューターや、PDA形式、その他の様々な形式によりダウンロードできるようにする。
- 325.10** その他その職務を遂行するために必要なすべてを忠実に行う。
- 326.** 総会書記は、全体教会に属する法的文書の保管者であって、それらを管理しなければならない。
- 326.1.** 総会書記は、ナザレン教派の起源と発展に関するあらゆる歴史的資料を蒐集する権限を与えられており、また、かかる記録また資料を保管しなければならない。
- 326.2.** 総会書記は、902.10 に則り、歴史的な遺跡や建造物を記録しなければならない。
- 327.** 総会書記は、監督と共に、総会の開会に先立って、議事規則 (Rules of Order) 、訂正のためのマニュアル抄本などを含む必要なすべての書式、その他、総会の働きを促進するためにすべてのものを準備しなければならない。そのために要する経費は、総会の経費資金から支給される。
- 327.1.** 総会書記は、この働きのために、総会が選ぶ数の、または、総会の開会中は、監督

局が任命する数の補助者をもつことができる。

K. 総会会計

328. 規定されているように、総会において選ばれた総会会計は、次期総会の閉会に至るまで、また、その後任者が選ばれ、権限が与えられるまで、また 317.5 により辞めるまで務める。〔900. 3〕

328.1. 総会会計は、職務上、総会のメンバーである。〔301〕

328.2. 総会会計は、監督局財務局、監督局、総会常議員の為に、管轄のある監督に従わなければならない。

329. 総会会計の職務は次の通りである。

329.1. ナザレン教会全体の利益に属するあらゆる資金を保管する。

329.2. 指令に従って、以下に掲げる各資金の受入れと支出とを行う。アメリカ/カナダ宣教/伝道委員会、財務委員会、日曜学校、青年会委員会、世界宣教局の基金や、監督局および各局のいずれかに所属する基金、監督の資金、総本部の臨時資金、総会経費資金その他の教会全体の福祉資金、国際ナザレン青年会総本部資金、ナザレン世界宣教会総本部資金〔330. 3〕

329.3. 総会常議員会の指示に従い、その職務を忠実に遂行するために、信頼できる保険会社に、相当額の契約を結ぶ。

329.4. 各部局から要求があった時、彼が保管者であるそれぞれの資金について報告をする。

329.5. 出資金をも含めたナザレン教会のあらゆる財政上の 1 年間の報告を総会常議員会に提出する。〔334.13〕

329.6. 不動産に投資した年金資金の安全をはかるために、適当な保険に付し、その保険が無効にならぬように注意する。

329.7. ナザレン教会のすべての学校、孤児院、救護ホーム、その他のナザレン教会の施設を確保する。

L. 総会常議員会

330. ナザレン教会の総会常議員会は、ミズーリ州カンザス・シティにおいて、ミズーリ州法の下に組織された宗教的奉仕団体である。それは、331.1-32.4 に規定された方法によって指名された人々の中から、総会の投票によって選ばれる議員から成っている。教会地区の代表として総会常議員会の議員として選ばれる人は、その地区にある教会の会員であると共に、その地区に居住する者でなければならない。〔305.6.,333〕

330.1. 総会常議員会の職員は同常議員会の議員として選ばれる資格をもたないし、議員として在任することもできない。総会常議員会の監督の下にある局、あるいは施設の職員、あるいは、同常議員会、または、総本部教会基金から、運営資金の大部分を得ているもの、あるいはまた、ナザレン教会の教育関連の職員も同様である。部会および別の団体からの個人

で全体教会から営業基金を受領している者も同様に適格者である。

330.2. 総会書記、職務上、総会常議員会の書記である。

330.3. ナザレン教会の総会会計は、職務上、総会常議員会の会計であり、その中にある各局の会計でもある。【329.2】

331. 総会常議員を選ぶ指名は以下の規定に従ってなされなければならない。

331.1. 総会代議員が選ばれた後、各正規部会と宣教部会の代表は次の方法で総会常議員に指名される人々の候補者を選ばなければならない。第3局面の部会は2名の長老と2名の信徒の名前を提出しうる。各宣教部会は1名の長老と1名の信徒の名前を提出しうる。投票する部会が幾つも重なった場合には、投票の為の名前を選択しなければならない。部会諮詢委員会を持つ地域においては、これらの候補者の名前は直ちに総会書記の事務所に送付され、各地区からの総会代議員に提供するため投票用紙に印刷に付されなければならない。

(203.23)

331.2. 各地区の総会代議員は、これらの候補者のリスト中から、次のように総会に指名しなければならない。10万人、あるいは、それ以下の会員をもつ地区は長老、1名と信徒1名を指名し、10万人以上20万人以下の会員をもつ地区は長老2名と理事長1名、牧師または伝道師1名、信徒2名、そして20万以上の地区は、さらに信徒1名、長老1名を指名しなければならない。

(1) 20万人以上の地域においては、長老1名は牧師または伝道師でなければならない。もう一名は、理事長、また他の長老の牧師は、そのどちらに入ることもできる。

(2) いずれの部会も、2名を超えて被指名者をあげてはならない。さらにいずれの地域も、6名を超えてはならない。(例外として、機関の代表、補助会員) 同じ地区にあるひとつの部会からの2名を越えた候補者がそれ以外の部会の候補者より多い得票があったとき、他の部会の次点の候補者がその地区の被指名者として選ばれなければならない。(305.6,901.1)

(3) 各地域において、信徒/信徒達、牧師/伝道師、そして、または尊敬すべき区分において最も高い得票を受けた理事長は、多数決において総会に指名される。6人選出すべき大きな地域においては、次票となる長老や信徒が追加の指名となる。(902.9)

(4) もし、地域諮詢委員会が選出された代議員が総会に出席することを妨げられるべきと判断した場合、総会時に地区会議における投票は、総会が開始される6ヶ月前までに、郵便または電子手段によってなされなければならない。総会代議員の選択における特別な過程は、地域諮詢委員会によって提案され、それを実行する前に総会秘書事務室に連絡されなければならない。

331.3. 国際教育委員会は、総会に対して、教育諸団体から4名の者を指名しなければならない。そのうち2名は長老、2名は信徒である。〔330.1〕

331.4. 国際ナザレン青年会総会協議会はその中から2名を総会に対して指名しなければならない。〔341.1〕

331.5. ナザレン世界宣教委員会は、その総会協議会から2名を総会に指名しなければならない。

ない。〔342.3〕

332. 総会常議員の選挙は次の規定で行われる。

332.1. 各地区によって総会に提出された被指名者の中から多数決の諾投票によって選ぶものとする。(902.9)

332.2. 国際教育委員会によって提出された被指名者の中から総会は2名を選出する。その一名は長老で、一名は信徒でなければならない。

332.3. 総会は国際ナザレン青年会によって提出された被指名者の中から、1名を選ばなければならない。(341.4,901.3)

332.4. 総会は、ナザレン世界宣教会の総会協議会によって提出された被指名者の中から、1名を選ばなければならない。(342.3,901.4)

333. 総会常議員会の議員は、次期総会の閉会宣言がなされるまで、また、後任者が選ばれ、権限を与えられるまで在任しなければならない。総会常議員会のある議員が、4年の任期中に彼の所属する教会から転籍したり、彼が代表する地区から移住した場合、その資格は直ちに失われる。しかし、それによって生じた欠員は直ちに補充されなければならない。しかし、もしその事が、4年の任期中の第2の年次会議のあとで起った場合、彼は全任期を務めることが出来る。(330)

333.1. 総会常議員会および各局に欠員が生じた場合、 監督局の指名によって補充されなければならない。監督局からできるだけ速やかに2名の適当な人物の名前を総会書記に告げる。欠員が生じた、各地区の諮詢委員会は、1名を選出しなければならない。各第2、第3局面の地区は一票を投じる。教育の指名に関しては、候補者は、多数決によって、1名を選出しなければならない。NY Iの代表に関しては、候補者は、世界委員会に1票を投じる。ナザレン宣教委員会に関しては、候補者は、総ナザレン宣教委員会の実行委員会から担当の監督と相談しつつ、監督の理事会の承認を受けて、多数決によって1名を選出しなければならない。

総会常議員会の権限と義務

334. 総会常議員会は、全国家、全地域、全部会、全各個教会の役員会がナザレン教団の使命を全うすることを期待する。それは、ウェスレーの伝統の中でホーリネスを宣証することであり、各国家や地域において地球規模の教会を発展させることである。総会常議員会は、総会の指示に従って、ナザレン教会のすべての局の財政的実質的用務を推進しなければならない。同常議員会はナザレン教会と関係があるか、提携しているすべての局や諸施設の会計の監査を括示する権限をもっているが、それは、そのような統一的な方法と十全な形式が最も有効であると考えからである。常議員会は、それぞれの局、また、この教団の一部であり、それと関係をもつか、提携しているすべての組織や施設の事業や管理事項について助言しなければならない。これらの局や組織や施設は同常議員会の助言や勧告に対して充分考慮を払う必要がある。

334.1. 総会常議員会は次の権限をもつ。すなわち、不動産ならびに動産が売却に付され、

遺贈され、寄付されたとき、あるいはそのほか法律上の目的のために信託に付されたとき、そしてまた、その信託を遂行する上で、すなわち、法律上の目的を遂行する上で金銭の貸借をするとき、その買収、所有、保有、管理、抵当の設定、売却、譲渡、寄付、あるいはそのほか、取得、債務保証、処分などの権限である。

334.2. 総会常議委員会は 316 および 305.2 に照らして監督の欠員を埋める。

334.3. 総会常議員会は、総会の開会前か、あるいはその直後に会議を開き、同常議員会の法人の法規とその付則の条項にしたがって、諸役職と諸委員を選出し、また各局のメンバーを選出することによって組織化しなければならない。選ばれた人たちは、総会常議員会の次期年次会議が開かれ、彼らの後任者が選ばれ、権限を与えられるまで務める。監督は共同、あるいは単独で、同常議員会に出席し、それを司らなければならない。

334.4. 各種の会議・総会常議員会は、ミズーリ州カンザス・シティにおいて、上記常議員会の付則に定められた時期に年次会議を開かなければならない。しかし、年次会議の日時、場所は、定期または臨時の会議で宿場一致で決定されるならば、同常議員会と各局の最も都合のよいように変更することができる。

334.5. 総会常議員会の特別会議は、その議長か会長、あるいは、書記によって召集される。

334.6. 財務委員会 総会常議員によって選出された財務委員会は、各種信託基金を適切に投資する責任がある。総会常議員会は、その後 1 年間のためにそれぞれの局が要求するすべての予算をこの財務委員会に提示した後、その要求に対する財務委員会の意見に関する報告書を受理しなければならない。この委員会は、総会常議員会から付託された他の職務を遂行しなければならない。この委員会は正確に会議の議事録をとり、総会常議員会の承認を得なければならない。

334.7. 世界伝道基金 世界伝道基金は、すべての局の予算と、教団の全般の活動をサポートし、維持し、推進するために、全ナザレン教会から集められたその他の基金との総計であるべきである。

総会常議員会は、各種の局や機関から出された予算要求書と総会会計の報告書に基づいて、総予算から各局、各基金に割当てられる額を決定しなければならない。総予算が各局に提示された割当額と一致したとき、それが総会常議員会によって最終的に承認される前に、監督局に提示され、十分な考慮と助言と修正を受ける必要がある。

334.8. 世界伝道基金の総額が総会常議員会によって次の会計年度のために決定された時、総会常議長会と監督局は、その世界伝道基金を各部に割当てる権限と権能をもつが、その場合、部会関係と総会関係の予算額は公平を期する必要がある。【130,317.12】

334.9. 総会常議員会は、各局あるいは基金から要求された額を殖やし、または削る権限をもつ。総会において採択された財政の細目は総会常議員会に提示され、同常議員会は、ナザレン教会の施設、機関に対する配分を、その時の経済的事情に合わせて調整する権限をもつが、それは、全教会から委託された財政を健全に保つためである。

334.10. 総会常議員会は世界伝道基金をナザレン・セオロジカル、セミナー（米国）および、ナザレン・バイブル・カレッジ（米国）に対して、総予算の中から充当金を承認しなければならない。その場合、各種基金を有効に利用することが望ましい。

334.11. 総会常議員会は、総会と総会の間、監督の俸給や給付金を検討し、必要に応じて調整しなければならない。

334.12. 報告 総会常議員会は、定期的な会合において、会計報告を含む過去1年間の各局の活動の詳細な報告を受理しなければならない。各局もまた、次年度の歳費の予算案を提出しなければならない。

334.13. 総会会計は総会常議員会に対して、毎年、彼が過去1年間管理したすべての基金の収入と支出の詳細な会計報告書を繰出しなければならない。それには信託基金と株式投資を含む。それと共に、総会常議員会の各局の予算の中に含まれない基金の次の会計年度の歳費の予算案の明細表を提出しなければならない。総会会計は総会常議員会に対して、彼の義務を忠実に果たす責任がある。〔329.5〕

334.14. 総会常議員会は、世界総会終了前か、終了直後に集まり、総会書記と総会書記を総会常議員法に則り選出しなければならない。彼らは、後任者が選ばれ、権限が与えられるまで次の総会の終了時まで行う。

334.15. アメリカ地域を代表する総会常議員は、謝恩金委員を選出しなければならない。彼らは各地区の代表からなり、各地区一名を選出する。候補は総監督局に提出され、謝恩金規則に則って提出される。(336)

334.16. 総会常議員会は総会ごとに、ナザレン出版局理事会の理事を選出しなければならない。その理事会は次期総会が閉会となり、彼らの後任者が選ばれ、権限を与えられるまで務めなければならない。(337)

334.17. 総会常議員会は、334.20に定められている方法および総会常議員法に則ってナザレン出版局長を選出しなければならない。

334.18. 一部の地域/国家にのみ関連する総会常議員会の議案は、総会常議員会および監督局の執行委員会の承認のもと、地域会議内の総会常議員会のメンバーに差し戻すことができる。

334.19. 総会常議員会は、総会か総会常議員会で何かの委員会が認可されたとき、それをひとつか、それ以上の局、あるいは、全体としての常議員会に関連づけ、その職務と責任と予算を指定しなければならない。

334.20. 各局の主事 各局の主事。総会常議員会は、各総局/各局の総主事を投票によって選ばなければならない。彼らは、317.5に記載されている項によって排除されない限り、次期総会が閉会となり、彼らの後任者が選ばれ、権限を与えられるまで務めなければならない。**彼らは以下のような過程で指名される。**もしそこに在職中の主事がいた場合、投票委員会は、「諾」「非諾」投票または、現在の様々な候補者の中から推薦する。これらの職務の為に可能な候補者を模索することは、総会常議員法によって、候補者指名委員会によって為さ

れる。指名委員会は2名またはそれ以上の者を指名しなければならない。その際に、承認書を得なければならない。

指名委員会は6名の監督およびしかるべき委員会の会員によって構成され、総会常議員会に対して2名またはそれ以上の者を指名しなければならない。ただし、そのため監督局の承認書を得なければならない。

334.21. 役員の給与 総会常議員会は、「職務遂行評価」文書を作成し、各局の主事、牧会サービス主事および、総会常議員会によって選ばれ、責任と功績を認める給与体系を決定しなければならない。総会常議員会は、年ごとに各局主事、ナザレン出版局長、総会常議員会によって選出され権限を与えられた他の局の給与を評価しなければならない。

334.22. 総会常議員会は、総会あるいは総会常議員会の会期の途中で、総会常議員法と317.4に記されている法によって定められた指名によって、334.14,334.20に記されている役職と、総会、総会常議員会、また、それらが設けた各局、各総局によって創設された役職に欠員が生じた場合、監督局の指名に基づいてそれを補充しなければならない。

335. 334.14,334.20に記されているすべての役職、ならびに、総会あるいは総会が選んだ委員会と総会常議員会とその局によって雇用されている他の総主事の引退年令は、総会常議員会開催の時点で満70歳を過ぎた場合である。そこで欠員が生じた場合、それはマニュアルの手続きに従って補充されなければならない。

M. 総会常議員会の組織単位

年金局

336. 年金局、または、同等の権威ある局がなければならない。これらの局は教会に関連する信用発行の年金計画に責任を負う。年金計画は、組織、部会、超部会、国家、地域、地域間で必要に応じてなされる。(334.15)

336.1. 総会常議員会は、世界中の年金計画のプログラムの支持されたガイドラインを設立し、維持するようにつとめなければならない。総会常議員会は、損失や、下落の責任は持たない。総会常議員会は、年金計画にある人物が支払わなければならない保険金の支払いの義務はなく、各年金計画の資金不足の責任を負うものでもない。

336.2. すべての年金計画は、国際年金・恩恵委員会を通し、指定の形式において、総会常議員会に提出されなければならない。

ナザレン出版局理事会

337. ナザレン出版局(NPH)は、アメリカミズーリー州カンサスシティの企業であるが、9人による理事会を構成し、主要な執行役員であるナザレン出版局長、出版局の職務上の秘書となるナザレン教団の書記、日曜学校委員会及びNY I委員会より選出された一名の常議員会のメンバー、その他監督局から指名され、総会常議員会によって選出された多くても6名よりなる。その理事会は次期総会が閉会となり、彼らの後任者が選ばれ、権限を与えられ

るまで務めなければならない。欠員は、監督局によって候補となった者より会員の多数決によって決められなければならない。

337.1. 主事の理事会は、ナザレン出版局の政策、計画、ビジネス状況を調査し、指示を与えなければならない。そのようにして監督局によって作成されたNPH（ナザレン出版局）の規則に仕えなければならない。

337.2. 出版局理事会は、出版局規則にのっとって一年に一度、またはより頻繁に行わなければならない。

337.3. 総支出予算額および、年次予算は、常議員会によって採用される前に主事理事会によって承認される為にナザレン出版局長によって準備されなければならない。

337.4. ナザレン出版局長は、企業体の業務全体の責任を主事理事会に対して負い、年次報告を主事理事会および、常議員会に行わなければならない。

337.5. ナザレン出版局長は、334.20 にのっとって選出されなければならないが、主事理事会は、彼らの中から一名を選び、新しい局長が選ばれる為の指名委員会のメンバーとして仕えなければならない。候補者委員会は、6名の監督、職務上の会員ではない3人の主事理事、常議員会の実行役員の中から3名選ばなければならない。本人は、管轄権のある監督に従わなければならない。

337.6. ナザレン出版局長は、本部主事フェロシップおよび計画、予算委員会のメンバーでなければならない。

N クリスチャン活動委員会

338. 総会の直後に、監督局は、キリスト者活動委員会を任命しなければならない。その中の一人は総会書記であり、委員会の働きを総会常議員会に報告しなければならない。

クリスチャン活動委員会の義務は

338.1. アルコール、たばこ、麻薬、ギャンブル、および他の最近の道徳的、社会的問題に関して、教会の教理と合致するような建設的な情報を教会員に対して供給し発展させる。また教派のコミュニケーションの為に流布する。

338.2. 結婚の神聖さ、クリスチャン・ホームの聖性を強調し、離婚の問題とその悪を指摘する。特に、強調点は、死においてのみ破られる聖書的な生涯の契約としての結婚に関する聖書的計画についてなされなければならない。

338.3. 市民として社会的正義の為に働く組織において指導的な役割を担う人々を励ます。

338.4. 安息日遵守、誓約の義務のある秘密結社、劇場、キリスト教倫理に反する娯楽、その他の世俗的なこと。また、その類（たぐい）の戒むべき点につき人々に警告する。

338.5. 各地区にクリスチャン行動センターを形成するように援助し、現在の道徳的問題に関して、情報を共同体に提供できるようにし、各個教会がそれを利用することができるようにする。

338.6. 人々の考察の為に国内、国際的な道徳的問題の為に、適切な組織を示すことができ

るようにする。

O. 神にめされた伝道者の為の委員会

339. 神に召された伝道師の委員会は、その委員会の職務上の委員長であるリヴァイヴァルコーディネーター、4名の在職巡回伝道師と1名の牧師より構成される。アメリカ/カナダ宣教/伝道主事は、リヴァイヴァルコーディネーターと相談の上、承認と任命の為に監督局に出す候補者リストを提出しなければならない。委員会、および、その立案者はその人が所属する部会によって、在職伝道師として推薦された候補者を面接する。(408.3) またナザレン教会において、巡回伝道師の状況を評価し、リヴァイヴァルおよび伝道師に関して適切な総会常議員会にはかる。欠員は、総監督局の任命によってアメリカ/カナダ宣教/伝道主事から受けた推薦を、リヴァイヴァルコーディネーターと相談の上決定する。(317.7)

P. 国際教育コース諮詢委員会

340. 総会終了後、牧師成長主事は、地区の教育コーディネーターと相談の上、国際教育コース諮詢委員会(ICOSAC)で働く者を推薦する。委員会の候補には、牧師、管理、教育、信徒代表を含めることができる。国際教育諮詢委員会は、実質的に全体教会の代表である。監督局は、国際教育コース諮詢委員会の一員として働く者を4年任期で任命しなければならない。

国際教育コース諮詢委員会は、二年に一度以上は会合を持つべきであり、会合の場所は牧師成長主事によって決定されなければならない。(424.1-24.2)

Q. 全体ナザレン青年会

341. ナザレン青年会は、地球規模で国際ナザレン青年会の後援によって、国際ナザレン青年会憲章の元、管轄権のある監督の権威のもと組織される。全体青年会は、世界中のナザレン教会員、地域団体、部会組織によって成り立っている。全体NY IはNY I憲章および、総会によって承認された地球牧会計画によって規定される。

341.1. 監督局によって決められた時に、NY I国際委員会と相談の上、地球規模の4年に一度の大会を行う。4年に一度の大会はNY I全体牧会計画によって設定される会員によって為される。(810)

341.2. 大会は、全体の委員長、副委員長を選出しなければならず、彼らはNY I委員会の職務上のメンバーであり無給で奉仕しなければならない。

341.3. 全体NY I委員会は、会長、副会長、全体メンバー、全体牧会計画によって定められた地域からの代表青年によって構成される。(810) ナザレン国際青年会主事は、職務上、相談役として奉仕する。委員会は、総会常議員会およびNY Iの為の管轄権のある監督に、日曜学校牧会及びNY I委員会を通して責任を持ち、NY I憲章およびNY I全体牧会計画のもと行動しなければならない。NY I委員会のメンバーは、次回の総会の結末まで、また

彼らの後継者が与えられるまで責任を持つ。

341.4. 全体ナザレン青年会は、ナザレン教会の総会常議員会を代表するものであり全体NYI委員会が推薦する候補者より総会によって選ばれる。

341.5. NYI 全体はNYI 会長の最後の年に総会に出席しなければならない。

R. 全体ナザレンミッションインターナショナル委員会

342. ナザレンミッションインターナショナル委員会は、会長、主事、ナザレンミッションインターナショナル憲章に記され選出されたメンバーによって構成される。

342.1. 全体委員会は、NMI 憲章によって統治されなければならない。全体委員会は、総会評議会の世界宣教委員会の補助的なものである。

342.2. 総会主事は、世界宣教局主事によって、世界宣教局の管轄権のある監督との相談において候補となる。そして多数決によって監督局によって電子投票され、推薦される前に、世界宣教局に推薦されなければならない。その候補が承認されない場合、世界宣教局主事および監督局は総会委員会の多数決の投票によって一人の者が承認されるまで、他の候補の推薦をしなければならない。総会主事は、総会NMI 委員会の職務上のメンバーであり、世界宣教局の一員、スタッフでもある。

342.3. 総会ナザレン・ミッション・インターナショナルは総会常議員会にナザレン・ミッション・インターナショナルの総会委員会によって候補となった者の中から再提示される。

342.4. 総会終了後、直ちに、ナザレン・ミッション・インターナショナル委員会の指示のもと、4年に一度の大会がある。この大会は、憲章と照らし合わせて、ナザレン教会の世界ナザレン・ミッション・インターナショナルの委員会を選出する。この大会は、ナザレンミッション・インターナショナルの職務上の会員である総会議長を選出しなければならない。

S 国家の理事会

343. 必要とされるならば、伝道、弟子化、教会設立、部会発展、牧師の隠退貯蓄資金の為に統一された戦略を示す教会の使命の成就を可能にする為に、国内の土地を取得、売却、譲渡したり、その国のナザレン教会に関連する管理、職務上の事柄を取り扱う国家理事会を設立しなければならない。それは、マニュアルにそのような対策がない場合の為である。そのような理事会は、その国のナザレン教会の法律上の権威として認識しなければならない。もし、その国に一つの部会しかない場合、部会諮詢委員会は、上述したような職務を行わなければならない。

もし、その国に2つ以上の部会がある場合、国家理事会は、任命または選任された理事長または、部会年会で選出された諮詢委員会から、または、総会常議員会と監督局の承認をへた一名の長老、二名の信徒代表者を持たなければならない。会員は、理事長として、また同意された教職、信徒の会員によって選出され、任命されなければならない。

一国家の中に一地域以上が存在する場合、その地域の選出された代表者及び、同意された

教職、信徒理事は、国家理事会を構成する。(331-31.2)

その組織や理事会の文書のコピーは、総会書記によって行わなければならない。その国の理事会によって処理された主題は、総監督局の承認を受けなければならない。その国の理事会の地域の諮詢委員会の承認、非承認によって評価されなければならない。それは、総会常議員会の前での朗読、承認する以前に為されなければならない。

T. 地域

344. 起源と目的 世界における教会成長の為に、地理的な領域に組織された部会を区分けすることによってできたものを地域という。部会の一集団は、ナザレン教会の全体的な政治形態をおっており、地域性と文化的な同一性を持つ地域が、総会常議員会と監督局の承認によって形成される。

344.1. 地域の政策 組織に対して不釣り合いな取り扱いをし続ける場合、監督局は、必要と考えられた場合、地域諮詢委員会と相談した上で、特定の必要、潜在する問題、既存の現実、世界の地域性において異なった文化的、教育の背景に従い、管理上の地域を構成する。そのような状況の中で、監督局は、妥協不可能な事柄、たとえばホーリネスの教理と生活様式を主張する信仰箇条及び、宣教的な拡張努力を含めたものを設立する。

344.2. 義務 地域の主要な義務は以下のようなものである。

1. 既存の開拓地域、部会、機関によるナザレン教会の設置。
2. 大宣教命令を成就する為に地域としての自覚、交わり、戦略を発展させ、定期的に部会と機関の代表を招集し、計画、祈祷、霊的な交わりを行なう。
3. 総会常議員会の為に総会および、世界大会に送る人材の候補をあげる。
4. マニュアルに一致して、彼らが決定する学校、大学、他の機関を設立する。
5. 政策(344.3)と一致して地域からの宣教師候補者を募集し、学習させる。
6. 地域諮詢委員会を計画する。
7. 343 及び 344.3 に規定される国の理事会を促進する。

344.3. 地域諮詢委員会 (RAC) 地域は、その地域の為の戦略を発展させる為に、地域ディレクターをサポートし、総会書記に送る前に各部会の年会の議事録を批准するか、しないかを決定し、世界宣教局に宣教師候補者を地域の地域または総会常議員会の宣教師として配備するか、推薦するかどうかを決定し、地域主事、現地戦略コーディネーター、牧会コーディネーターより報告を受け取り、マニュアルと一致して宣教師の代表を総会に送り、総会に送る代表として国際教育機関の議長/理事/会長を選出する。

RAC のメンバーは、個々の必要、発展、要求に応じて弾力的に構成される。地域主事は世界宣教主事および管轄権のある監督に人数を承認の為に推薦する。職務上のメンバーは、地域の管轄権のある監督、世界宣教局主事、議長として奉仕する地域主事である。世界宣教局と契約を行なう人物は、RAC の選挙の候補者になることはできない。RAC のメンバーは総会時の地域集会において投票によって選出される。総会間の空席は埋めなければならない。

地域ディレクターは、RACと相談の上、地域集会または地域伝道会議を必要に応じて招集しなければならない。

344.4 地域ディレクター 必要であれば、地域は世界宣教局ディレクターとの相談の上監督局の承認のもと、総会常議員会に批准され、ナザレン教会の政策と実践に調和して部会、教会、部会の機関に対して指導を為し、宣教、戦略、教会の実現をめざす。

地域ディレクターの再選出において、評価が世界宣教主事および管轄権のある監督によって、地域諮詢委員会との相談のとなされなければならない。積極的な評価は、再選出の為の保証となる。

各地域ディレクターは、世界宣教局、総会常議員会、監督局の責任となる管轄権のある問題に管理的な責任を負う。

344.5. フィールド・戦略コーディネーター 必要と考慮されるならば地域の分野構造を考慮し、世界宣教局に、世界宣教政策及びマニュアルの過程において、フィールドコーディネーターの選任を推薦することができる。フィールド戦略コーディネーターは、地域ディレクターが責任を負う。

344.6. 地域研究コース諮詢委員会 地域研究コース諮詢委員会(RCOSAC)は、職務上の議長である地域教育コーディネーター、地域ディレクターによって選任された代表によって構成される。RCOSACのメンバーは、地域のための牧会教育（例えば牧師、管理者、教育者、信徒）にかかわるすべての団体を代表する。

344.7. 地域研究コース諮詢委員会の義務 RCOSACの主要な義務は

1. 地域の按手のための原本(SOO)となるものを発展させる。地域のナザレン教会の按手の為の最小限の基準をあげる。地域SMDはマニュアルに設立された最低限の基準を考察し、按手の発展基準の国際的な原本を考察する。
2. 彼らの地域のための牧会上の教育プログラムの経過を、それがCOSACおよびICOSACと合致するか精査する。
3. 牧会上の教育プログラムにおいてこれらの基準を解釈する地域教育供給局と協力する。
4. 地域の原本と国際原典に従属する牧会上の教育を評価する。
5. 国際教育コース諮詢委員会が採択、承認する地域牧会教育プログラムを保証する。

第4章 高等教育

A. 教会、大学/総合大学

380. ナザレン教団は、当初より高等教育を熱心に行ってきた。教団は、単科大学/総合大学を学生の為に形成し、管理的、能力的指導性、財政的、霊的なサポートを提供している。単科大学/総合大学は教会の青年および成人を教育し、霊的成熟に導き、教会を豊かにし、世界に、考え深く、愛を持ったキリストの奉仕者を送り出す。教会の単科大学/総合大学は、各個教会の会衆ではないが、教会にとって欠くことの出来ない一部であり、教団そのものを示している。

ナザレン教会は、人間の生命の価値と尊厳を信じ、人々が贖われ、霊的、知的、肉体的に豊かにされ、聖くされ、主に役立ち、よきわざを行なう準備をさせる。(第2テモテ2章21節) 各個教会の主要な職務と伝統的な働きは、伝道、宗教教育、コンパッションエイトミニストリー、礼拝であるが、神に対する教会の愛と人々への関心を、まさに示すものである。

各個教会のレベルにおいて、青年と成人教育による人間の様々な発達段階は、福音の効果を増大する。会衆は、多くのレベルが存在する中で、誕生から2年次までの子どもの牧会/学校教育の目標および機能を達成する働きに動員することができよう。全体の教団レベルにおいては、高等教育または、牧会準備の為に既存の機能の歴史的实践は維持されるべきものである。そのような機関は、総会によって設立され、マニュアルの中で表現されているナザレン教会の哲学的、神学的枠組みの中で機能する。

380.1. 教育のミッションステートメント ナザレン教会の教育は、ウェスレアン、ホーリネス運動の聖書的、神学的指針に根ざし、教派の既に表明されている使命に責任を負う。社会的、個人の矛盾のない、首尾一貫したキリスト教の理解において、教会と世界の中で奉仕をしたいと表現することを受け入れ、求めている者を教育する。さらに、高等教育のそのような機関は、カリキュラム、指導の質の高さ、学術的業績の証拠を要求される。それは、卒業した者が選択できる職業で効果的に行う為である。

380.2. 総会の権威のもと、高等教育局の推薦によってその機関を認可する条件を決定する必要がある。

既存の機関の立場を発展させ、変化させる権威は国際教育局の推薦のもと、総会常議員会によって認められる。

いかなる各個教会、複数教会、各個教会の代表者、教会のグループも、二次的なレベルや牧会の準備の為に機関を、国際教育局の推薦がない限り設立することはできない。

B. 国際高等教育理事会

381. 各ナザレン教会の国際教育局の学長、校長、神学校長、主事(個人が代表をつとめる)、

地域の教育コーディネーター、教育コミッショナー、世界宣教局ディレクター、国際教育局の管轄権のある監督によって構成される国際高等教育理事会が存在しなければならない。

C. 国際教育委員会

382. 国際教育委員会は、世界中のナザレン教会における教育機関の全体的な教会の主張を行わなければならない。

この委員会は13名よりなり、その内の8名は、総会常議員会によって選ばれ、5名の職務上のメンバー、2名の総会常議員会からの教育代表、世界宣教局主事、牧師を教育する主事、教育コミッショナーよりなる。(383) 教育コミッショナー、世界宣教局主事、国際教育委員会に管轄権のある監督、世界宣教局から成る指名委員会は、監督局および常議員会から選ばれた8名の候補者を提示する。

全体教会の広範な候補者の中から選択する過程において、指名委員会は、候補者を以下のように提示しなければならない。一名の地域教育コーディネーター、3名の信徒、2名の長老を世界宣教局の地域の中から、教育コーディネーター以外から選択する。その場合「最大でも」2名を選出する。世界宣教地域は、各地域が代表者を決定するまで、国際高等教育機関において2名以上を持つべきではない。

指名および選出の過程において、文化を超えた見解を持ち、教育者としての経験を持つ者を選ぶように注意が払われなければならない。

国際教育委員会の職務は以下の通りである。

382.1. その機関が敬意を表すべき理事会のもと、その憲法と法律が、ナザレン教会のマニュアルと調和を保つようにする。

382.2. ナザレン教会に関する教育施設の経営母体が、ナザレン教会の中においてもよい立場を保持すべきである。彼らは、信仰箇条、全き聖化の教理、教会のマニュアルにあるナザレン教会の指針に同意していなければならない。可能な限り、高等教育委員会のメンバーは教職と、信徒半数であることが望ましい。

382.3. 教育目的のためにささげられる寄付金や寄贈品、または、総予算による教会の基金を受領する。なお、それらの教育水準、組織の計画、財政的な報告がファイルされる場合、毎年、各教育施設に対して教育・教職局によって決定される援助額を、それらの施設の経常運営費の補助を目的として割り当てる。

382.4. 国際教育委員会に属する機関として、教育コミッショナーより以下の情報を得て、報告をまとめなければならない。(1) 年次統計報告 (2) 年次監査報告 (3) 次年度の予算。

382.5. その機関、監督局、総会常議員会に対して指示と助言を与える役割を負う。

382.6. その機関と、教会の絆を強める為にナザレン教育機関に属する事柄において教会全体に仕える。

382.7. 総監督局および総会常議員会に対して総会常議員会の委員会の推薦と職務と同様

にその職務と推薦を批准する。

D. 教育コミーッショナー

383. 国際高等教育委員会の責任者は教育コミーッショナーであり、コミッショナーは、監督局によって承認され、総会常議員会の中の2名の教育代表および、国際教育委員会に管轄権のある監督、世界宣教局、世界宣教局主事、国際高等教育理事会の議長によって構成される指名委員会の投票により3分の2の投票によって選出される。(382)

教育コミッショナーは、指名委員会の承認より総会常議員会の「諾、非諾」投票によって再選することもできる。

教育コミッショナーの義務は、総会常議員会の規則に定められている。(382)

384. すべての機関の規則と法律は、教団の教育奉仕の為に資産が用いられるべきであるという条項を含んでいなければならない。

第五部

職務 (Ministry) と奉仕 (Christian Service)

職務者 (Minister) の召命と資格取得の条件 (訳注 1)

職務 (Ministry) の種類と働き

職務者となるための教育

資格の認定と職務規定

(訳注 1) Minister の訳語として、先の日本語『マニュアル』は「教職者」と訳している。しかし、ここでの Minister は「教職者」よりも広い意味と概念を含んでいるので、「職務者」または「牧者」と訳した。使い分けは文脈に基づく、石田の恣意的な判断によるので、今後の検討が必要である。

第一章

職務者 (Minister) の召命と資格取得の条件 (注1)

(注1) 『教会規定 (Manual) 』編集委員会は、第400項の冒頭の定義を踏まえた用語表現を用いるよう心がけてきた。しかし、『教会規定』のこの部分の性質上、この箇所では、「職務者 (minister あるいは the minister) 」という用語は通常、伝道師、長老、および任職された有資格者を指すものとする。

400. ナザレン教会は、すべての信者が、すべての人々に仕えるようにとの福音を広める使命を委ねられていることを確信し、主張する。

わたしたちはまた、教会のかしらであるキリストが、特定の男性および女性を、より公的な職務の遂行へと召しておられることをも確信する。わたしたちの主が、御心にかなった者たちをご自分のもとの召して、「彼らを自分のそばに置くため、また、派遣して宣教させ」(マルコ3:14) するために、彼らを十二使徒として選び、任職したのと同様に、主はいまも、福音の使者を召して、遣わされる。教会は聖霊の照明を受けて、この主の召しを確信するのである。

また教会は、聖書と経験に基づいて、神はある人々を、説教者としての召命を受けてはいないが、生涯にわたって主のための職務を遂行するようにと召されることを確信する。

教会は、この聖なる召命を受けている者が見出されたなら、その召命を認知して確証するために必要な手順をふまえ、職務につくことを志願している者のために道が開かれるよう、あらゆる適切な援助を与えるべきである。

401. ナザレン教会が永続し、効果的な働きをおこない続けることができるかどうかは、ひとえに、その職務者の霊的な質と、人格、そして彼らの生活態度にかかっている(433.14)。

401.1. キリストの職務者は、規律正しさ、思慮深さ、勤勉、熱心などのあらゆることがらにおいて、群の模範となるべきである。「純真、知識、寛容、親切、聖霊、偽りのない愛、真理の言葉によって、左右の手に義の武器を持ち、そのようにしています」(2コリント6:6~7)。

401.2. ナザレン教会における福音の職務者は、わたしたちの主イエス・キリストをとおして神との平和を持ち、聖霊のバプテスマによって全く聖化されていなければならない。職務者は、滅び行く魂のためにキリストが死なれたのであり、自分が神に召されたのは、彼らに救いの良いおとずれを宣べ伝え、知らせるためであるという深い自覚がなければならない。

401.3. 職務者はまた、信者が完全を目指し、キリストの恵みを実生活において深め、彼らが「知る力と見抜く力を身に着けて、愛がますます豊かになる」(フィリピ1:9) ことの必要性を深く理解しているべきである。ナザレン教会において職務を遂行する職務者は、救いとキリスト教倫理の両方を強く確信していなければならない。

401.4. 職務者は、その働きのため、恵みと共に、賜物をも持っていなければならない。彼もしくは彼女は、知識に対する渇きを抱き、特に神の言葉に対してそうであり、適切な判断力と良い知識を持ち、聖書に示されているあがないと救いのご計画について、適切な判断力と良い知識と、明確な見解を持っていなければならない。彼もしくは彼女の働きをとおして、聖徒たちは建て上げられ、罪人は回心させられることとなる。さらに、ナザレン教会における福音の職務者は、祈りの模範となるべきである。

401.5. 職務者は、将来の職務者となるべき人々の霊的な養育者となる機会があれば、それに応え、職務者のための賜物と恵みを持っていることが明かな者や、キリストのための職務者となるようにとの召命を受けている者を養わねばならない。

401.6. 按手の神学 聖書的な主張である信仰者の万人祭司説を信じる一方で、按手礼は聖書的な信念である、神は、ある男女を主の教会のために指導者として召し出され、賜物を与えられる。按手礼は、僕としての職務上の指導性を認め、確認し、真性を証明することであり、教会の権威ある行為であり、福音とイエス・キリストの教会両方を宣証するものである。結果的に按手礼は、普遍的で世界的な教会に、候補者が、ホーリネスの生活を歩み、共同の牧会の為に賜物と恵みを保持しており、知識、特に神の言葉に対する渴望を持ち、健全な教理を伝える能力を証しすることである。

第二章

職務の種類と働き

A 信徒職務者 (Lay Minister)

402. すべてのキリスト教徒はキリストのための働き人であり、自分たちにどのような務めが委ねられているか、神の御旨を尋ね求めるべきである (400)。

402.1. ナザレン教会の会員であって、開拓伝道計画、代務牧会、教育、信徒伝道、信徒音楽伝道、教会財務管理、教会事務、あるいはその他の、教会のための働きへの召命を受けているが、現時点においては按手礼を必要とする職務者となるための召命を受けていない者は、信徒職務者と認定されるための課程を選択することができる。

402.2. 教会役員会は、牧師の推薦に基づいて、その信徒職務者の、救いについての個人的体験と、教会の働きに対する実質的な参加の様子と、教会の働きについての知識の程度などを、予め吟味し、その信徒職務者が働きにふさわしい者であることを確認するべきである。

402.3. 教会役員会は、それぞれの信徒職務者に対して、牧師および教会書記が署名した認証書を発行することができる。

402.4. 信徒職務者が、継続信徒訓練の中に述べられている信徒職務教育プログラムの科目から、少なくとも二科目を修了したなら、牧師の推薦に基づいて、教会役員会は信徒職務者の認定を毎年更新することができる。信徒職務者は教会役員会に対して毎年報告書を提出しなければならない。

402.5. 部会の任命によって、開拓伝道、代務牧師 (supply pastor)、兼業牧師、あるいはそ

他の特別な職務に従事している信徒職務者に関しては、その者が必要な課程を修了している場合、部会諮詢委員会と部会書記が署名した認証書を、部会諮詢委員会から受けることができる。この認証書は、部会理事長の推薦に基づいて、毎年、部会理事会による更新を受けることができる。

402.6. 信徒職務者が、彼もしくは彼女の所属する各個教会を越えて教会の働きに従事する場合は、部会理事長および部会理事会による任命および監督のもとで活動し、部会理事長及び理事会に年次報告書を提出しなければならない。部会からの委任が終了した場合は、その信徒職務者が所属して資格更新を受け、報告をおこなう義務のある各個教会に対して、その旨を通知しなければならない。

402.7. 職務者教育の課程を修了した信徒職務者は、彼もしくは彼女の選択する職務のための専門的な学びへと進むべきである。（職務者の向上のための手引き書」を見よ）。ただし、教育の第一段階の課程への準備と成績評価および記録管理は、信徒継続訓練オフィスでおこなうべきである。

402.8. 信徒職務者は、洗礼および聖晩餐の秘跡と、結婚を執り行う資格を有しない。

B. 牧師職

403. ナザレン教会は、説教職(the preaching ministry)を担う長老職(the elder)を、唯一の職制と認める。さらにナザレン教会は、聖職者たちがさまざまな能力を用いて教会に仕えるものであると考える。キリストは「ある人を使徒、ある人を預言者、ある人を福音宣教者、ある人を牧者、教師とされたのです。こうして、聖なる者たちは・・・キリストの体を造り上げてゆき」（エフェソ4：11～12）と記されているとおりである。教会には、牧師、巡回伝道者（evangelist）、宣教師、教師、事務担当者、チャプレン、その他の特別な職務担当者などの働きの種類があり、部会総会（district assembly）が、長老もしくは執事、あるいは必要に応じて伝道師（licensed minister）を、それらの職務に任職する。これらの「任職される職務者」の中には、職務者のための訓練と按手が要求される、もしくは強く望まれるものが含まれている。それぞれの「任職される職務者」にはどのような資格が必要かということについては、各部会は『The Sourcebook for Ministerial Development』を参照すること。任職される職務者だけが、部会総会での投票権を有する。

403.1. なんらかの務めに任じられているすべての者は、所属する部会に対して年次報告書を提出する義務がある。

403.2. なんらかの務めに任じられているすべての者は、部会監督および部会書記の署名した職務認証書の発行を、毎年、所属の部会に求めることができる。

403.3. 牧会に関する特定の務めに任じられている者が、医療機関の認定によって職務遂行が不可能であると判定された場合、「任職されている休職者（assigned disabled）」として登録されることができる。

個々の職務の役割については、便宜上、以下にアルファベット順に記載する。

C. 事務担当者 (The Administrator)

404. 事務担当者は、教会総会において本部事務職として選出された長老もしくは執事であるか、教会全般の働きのために総本部によって選出されもしくは雇用された聖職者であるか、部会において部会理事長として選出された長老であるか、部会の働きのために専任職として選出された聖職者である。彼らは任職されている職務者 (assigned minister) である。

D. チャプレン (The Chaplain)

405. チャプレンとは、軍隊、組織、あるいは企業などに専属して牧会の職務をおこなうための召命を受けている長老もしくは執事のことである。すべてのチャプレンは、所属する部会の部会監督によって承認されなければならない。アメリカ合衆国国軍の専任チャプレン職に応募する者は、チャプレン職諮詢委員会および監督局に出頭しなければならない。この職務に専従していて、教会もしくは教会の部署あるいは関連機関から引退してはいない者は、すべて任職されている職務者であり、部会総会に毎年報告書を提出し、部会監督および部会諮詢理事会の助言および判断を尊重しなければならない。チャプレンは、正規に組織されているナザレン教会と協議した上で準会員を受け入れ、『教会規定』427.7~427.8に基づいて秘跡を執行し、牧会をおこない、悲しむ者を慰め、叱責し、励まし、あらゆる手段を尽くして罪びとの回心と信徒の聖化を求め、神の民を聖なる信仰に基づいて建て上げるべきである。(416,433.9,433.11)

E. 女性執事 (The Deaconess)

406. ナザレン教会の会員である女性であり、神によって、病める者と貧しい者に仕え、悲しんでいる者を慰め、その他のキリスト教的慈善活動に従事するように召され、そのための能力と恵みと有用さが認められ、1985年以前に、女性執事として認証を受け、あるいは任職された者は、その地位を継続することができる。しかし、専任の職務者へと召されているが、説教職へと召されてはいない女性は、執事職の按手のために必要な課程を完了すべきである。救済活動 (Compassionate ministries) のための資格認定を望む女性は、信徒伝道者 (lay minister) のための課程を選ぶことができる。(113.8,402.2.8)

F. 教育者 (The Educator)

407. 教育者とは、教育に従事する聖職者もしくは信徒である。職務者としての資格を有する教育者が、ナザレン教会の事務職もしくは教育機関の教職で働いている場合、その者は部会によって任職されている職務者としての地位を受ける。

G. 巡回伝道者 (エヴァンジェリスト) (The Evangelist)

408. 巡回伝道者である長老もしくは伝道師とは、各地を回って福音を説教することを務めとし、イエス・キリストの福音を国内外において宣べ伝え、信仰復興を促すために、教会によって認定

された者である。ナザレン教会は、部会総会によって職務者として任職されるべき巡回伝道者として、登録伝道者、任命伝道者、終身伝道者の三段階を認める。福音伝道のために、自らの働きのおもな時間を、彼もしくは彼女の属する各個教会以外での活動に用いる巡回伝道者で、その者が教会あるいは教会の特定の部署もしくは関連機関との関係で引退扱いとされていない者は、任職されている職務者である。

408.1. 登録伝道者は、長老もしくは伝道者であって、福音を宣べ伝えることをおもな職務とすることを望む者である。この登録は一年間とする。登録の更新は、部会総会までの一年間における福音伝道の働きの質と度合いに基づいて、部会総会が承認を与える。

408.2. 任命伝道者は、登録伝道者のあらゆる義務を二年間にわたって完了した長老である。この任命は一年間であり、この務めのための義務を継続して果たしている者に対しては、部会総会によって任命が更新される。

408.3. 終身伝道者は、任命伝道者としてのあらゆる義務を、終身伝道者としての資格を申請する直前の四年間連続して果たした者であって、部会資格審査委員会 (the District Ministerial Credentials Board) の推薦を受け、「神によって召された巡回伝道者についての委員会」 (the Committee on the Interests of the God-Called Evangelist) と監督局 (the Board of General Superintendents) によって承認された長老である。この務めへの任職は、巡回伝道者が、もはや伝道者として任職されるために必要な義務を果たすことができなくなるか、彼もしくは彼女が引退するときまで継続される (228.2,431)

408.4. 巡回伝道者は、終身職に選任された後、部会理事長と協力して、自己評価および、牧師報告と同様の報告書を定期的に、少なくとも四年に一度ごとにおこなわなければならない。部会理事長は、その会合を招集し計画しなければならない。会合は伝道者と相談の上行わなければならない。評価の終了時に、結果の報告は神に召された巡回伝道者の委員会に対して継続的な承認のための要求に合う資格を評価する。

408.5. 長老もしくは伝道師であって、教会もしくは教会の部署での働きから引退した者で、信仰復興集会あるいは伝道集会のための奉仕者となることを望む者は、「引退伝道者」の認定を受けることができる。この認定の期間は一年であり、部会理事長の推薦に基づき、部会総会における票決によって与えられる。この認定は、次の部会総会までの一年間になされた伝道活動に基づいて、部会総会ごとに更新することができる。

408.6. 部会総会終了後、次の部会総会までの間に巡回伝道の働きに従事することを望む長老もしくは伝道師は、部会理事長の推薦に基づいて、本部「牧師成長局 (the general Clergy development) による認定を受けることができる。この登録もしくは任職は、部会理事長の推薦に基づいて、部会総会において票決されなければならない。

408.7. 巡回伝道者の役割を認定するための手引きおよび手続きについては、「職務者の向上のための手引き書 (Sourcebook for Ministerial Development) 」を参照すること。

H. 教会教育のための職務者 (The Minister of Christian Education)

409. 各個教会における教会教育の職務のために雇用されている聖職者は、教会教育主事 (a Minister of Christian education) として任職されることができる。

409.1. 1985年以前に教会教育主事の資格を受け、あるいは任命された者は、その資格を保持することができる。しかしながら、それ以後に教会教育の職務に従事することを望む者は、この職務を遂行する資格を有すると認定されるために、執事職の按手を受けるのに必要な課程を修了することが望ましい。

I. 音楽伝道者 (The Minister of Music)

410. ナザレン教会の会員であって、音楽伝道への召命を受けている者は、1) その者が教会籍を有する教会から、この分野での働きについて推薦を受け、2) 恵みと賜物と有用性を保有していることが証明され、3) 少なくとも一年間、音楽伝道に従事した実績があり、4) 一年以上、有資格の教師のもとで声楽の訓練を受け、音楽伝道もしくはそれに準じる教育課程に在籍するか、それを完了しており、5) 音楽伝道者としての働きに常に従事し、6) 彼もしくは彼女が会員である教会が所属する部会の部会総会の指導のもとで、彼もしくは彼女の知性と、霊的資質と、この働きへの適性などが注意深く吟味されたうえで、部会から、一年間の音楽伝道者としての資格認定を受けることができる。

410.1. 音楽伝道を主要な働きとしている者で、この働きを職業として専従していて、聖職者の資格を有する者のみが、任職されている聖職者とみなされる。

J. 宣教師 (The Missionary)

411. 宣教師は、「世界宣教局 (the World Mission Department)」もしくは「教会成長局 (the Church Growth Department)」を通して、教会の宣教の働きに従事するために、「総本部 (the General Board)」によって任命された、聖職者もしくは信徒である。聖職資格を有する宣教師は、任職されている職務者とみなされる。

K. 牧師 (The Pastor)

412. 牧師は、神とその民から召され (115)、各個教会の監督の務めを担う職務者である。

413. 「牧師の務め」は、以下の通りである。

413.1. 神の言葉を宣べ伝えること。

413.2. 聖徒たちを神の働きのために整えること。

413.3. 107 および 107.1の規定に基づいて、人々を各個教会の会員として受け入れること。

413.4. 秘跡を執行すること。

413.5. 牧会的訪問、特に病める者と貧しい者を訪ね、人々をケアすること。

413.6. 悲しむ者を慰めること。

413.7. 忍耐強く、注意深い指導を通して、人々を正し、戒め、励ますこと。

413.8. あらゆる手段を用いて、罪びとの悔い改めと、回心した者の完全な聖化と、神の民を最

も聖なる信仰へと建て上げることを追求すること。(25)

413.9. 各個教会のあらゆる働きへの配慮をすること。

413.10. 145.8に基づいて、教会学校教師を任命すること。

413.11. 聖晩餐を、少なくとも年に四回執行すること。427.7(802をも見よ)の要件に適合していない伝道師の場合は、按手を受けている職務者によって執行されるよう、取り計らわねばならない。

413.12. 『教会規定』1-22,33-39に収録されている、ナザレン教会の教会憲法および特別規定を、毎年(114.1)会衆に対して朗読し、もしくはその部分を印刷して、毎年教会員に手渡すこと。

413.13. 各個教会の全ての組織による統計報告の準備を監督し、全ての報告書を、速やかに、部会書記をとおして、部会総会に提出すること。(114.1)

413.14. 部会及び教会の掲げる目標と計画に合わせて、伝道、教育、祈り、そして教会成長の働きを指導すること。

413.15. 年次教会総会に報告書を提出すること。その中には、各個教会およびその各組織の現況報告と、教会および教会の職務者もしくは各組織が、将来の成長と発展のためにとるべき方針を探求し(あるいは)実行するために何が必要かについての提言の概要を含む。

413.16. 教会員に対する譴責が申し立てられたとき、三名によって構成される調査委員会を指名すること(501-1.2)。

413.17. 各個教会の国際宣教会(NMI)が集めた世界宣教基金が、速やかに本部に送金されていることを確認し、すべての部会費が速やかに部会会計に送金されていることを確認すること(136.2)。

413.18. 各個教会の職員として採用されるべき候補者を指名し、職員を監督すること(160.1-60.3)。

413.19. 『教会規定』に特に規定されていない限り、教会書記と連名で、すべての不動産譲渡、抵当、抵当の譲渡、契約、その他の法的書類に署名すること(102.3,103-4.3)。

413.20. 各個教会の教会員もしくは客会員が同じ部会内の他の地域に転居し、これまでの教会での活発な交わりが困難になった場合、最寄りの教会の牧師に、その教会員もしくは教友の住所を連絡すること。

413.21. 教会役員会と協力して、世界総会で採択され部会総会で合意された計画に沿って、世界宣教基金と部会伝道基金(District Ministries Fund)のための負担金額を定め、これらの基金を集めること(38.2,130,154)。

413.22. 牧師は、教会員から要請された場合は、教会籍の移籍を認め、推薦書もしくは転籍書を与えることができる(111-11.1,112.2,813.2-13.5)。

413.23. 牧師は、その職権上、各個教会の議長(president)であり、彼及び彼女が奉仕する選出され、また固定された理事会、委員会の会員となる。牧師は教会のすべての記録に通じている。(127,145,150,152,153.1)。

413.24. 教会の職務への召命を感じている者を養い、教導すること。この務めには、彼らが職務者となるための適切な備えをするよう導くことが含まれる。

413.25. 神とキリストの教会の求めに応えうる生涯学習の計画を立てること。(433.15)

413.26. 牧会の年月をとおして、牧師自身の召命感を養い、自身の魂を豊かにするために個人の祈りの時を守り、もし結婚しているなら、夫婦の一致と親密さを失わないようにすること。

414. 牧師は、各個教会のあらゆる組織およびナザレン教会の運営する平日学校(Nazarene weekday school organization)の長を選出するにあたって、発言権を有する。

415. 牧師は、教会役員会あるいは教会会議において過半数の賛成票によって権限を与えられ承認されるのでない限り、各個教会のために売買契約を結ぶこと、経済的負債を生じさせること、経理作業をおこなうこと、支払いをおこなうことをしてはならない。もしこうした行為が牧師によっておこなわれる場合は、書面によって部会諮詢理事会の承認を受け、教会役員会もしくは教会会議の議事録に明記されねばならない。すべての牧師は、部会理事長の承認がない限り、教会会計のいかなる小切手にも署名する権限を持たない(129.1,129.21-29,29.22)。

416. 牧師は、部会理事長と諮詢理事会の一致した助言を尊重しなければならない。(222.2.433.2)

417. 伝道師もしくは按手を受けた職務者が、部会総会后、次の部会総会までの間に、他教派からの資格証明書(credentials)を提示して、各個教会の会員となることを申請した場合、牧師は、部会諮詢理事会から申請者を受け入れることを了承する推薦書を獲得するまで、受け入れをしないでおくことができる。(107,225)

418. 牧師は職務の遂行にあたって、所属する部会の部会総会に従う義務を負う。また、牧師は部会に年次報告書と、個人的な信仰体験の簡潔な証を提出しなければならない。(203.3,427.8,433.9)。

419. 牧師は、自動的にその牧会する教会の教会員となる。もし牧師が複数の教会の責任を負っている場合は、彼もしくは彼女の選択する教会の教会員となる。(203.3.427.8,433.9)

420. 牧会職には、以下の職務者が含まれる。牧師、副牧師(associate and/or assistant pastor)、教会もしくは伝道事業において以上の何らかの働きへと召された者は、任職された職務者とみなされる。教会との関連で牧会の奉仕の各レベルに召された者は、任命された牧師として考慮される。

421. 代務牧師 部会理事長は、以下の規定に基づいて活動する代務牧師を任命する権限を有する。

1. 代務牧師は、ナザレン教会に属する聖職者であるが別の職務に従事している者、ナザレン教会の地域伝道者もしくは信徒伝道者、他教派から転籍手続きの途上にある職務者、あるいは他教派に所属する職務者のいずれかである。

2. 代務牧師は、説教者を確保し霊的牧会を提供するために一時的に任職されるのであって、任命者が別の根拠に基づいて認定しない限り、秘跡を執行することと結婚式を執り行う権限を有しない。代務牧師は、部会理事長によって権限を与えられるのでない限り、報告書を作成する以

外の牧師としての管理職務には従事しない。

3. 代務牧師の教会籍は、彼もしくは彼女が仕える教会に自動的に移籍されることはない。

4. 代務牧師に対しては、規定の書式による信任状が付与されるが、部会総会における投票権は、他の身分による投票権を保持していないかぎり、有しない。

5. 部会理事長は、いつでも代務牧師を解職あるいは変更することができる。

L. 音楽巡回伝道師 (The Song Evangelist)

422. 音楽巡回伝道師とは、ナザレン教会の会員であって、伝道師としての働きのおもな時間を音楽伝道に捧げる意図を持っている者のことである。職務者としての資格を持ち、伝道師としての働きに専従し、教会のいかなる部署あるいは機関に対しても引退者扱いとなっていない者は、任職された職務者である。

422.1. 巡回音楽伝道者として認定されるための手引きと手順については、Sourcebook for Ministerial Development を参照すること。

M. 特任者 (Special Service)

423. 以上に規定されてはいない働きに従事する聖職者は、その働きが部会総会において承認され、部会によって任職された職務者と認められた場合は、特任者と認定される。

423.1. 長老もしくは執事であって、教会のために奉仕する教会関連組織に職員として雇用されている者、もしくは、教会とは直接関係しない教育機関、伝道あるいは宣教団体での働きに携わる者は、彼もしくは彼女の所属する部会総会において注意深く吟味した上で、433.11の規定に基づいて特任者と認定することができる。

第三章 職務者の教育

424. 職務者の教育は、伝道の機会が与えられる新しい地域にホーリネスのメッセージを伝える為の、拡張と進展の為に神が召された職務者の準備を手助けする為に計画されたものである。われわれはマタイ28章19-20節にある「行って弟子とみなさい」というキリストの教会への大宣教命令に基づいたわれわれの宣教の明確な理解を認識するものである。準備のほとんどは、性質上、神学的、聖書的であり、ナザレン教会の職務の按手礼を目指すものである。部会教育研究会は、彼および彼女の学習コースを認可する各学生の状況と進展を評価する。

424.1. 按手礼の職務者のための教育基礎の成就

様々な教育機関およびプログラムが世界中のナザレン教会によって供給されている。ある世界の地域は、別の地域よりも一つ以上のプログラムを職務者の基礎の為に提供する。基準となる期待は、各学生が世界の彼および彼女の地域の中に教会によって提供される認可された最も適切なコースの恩恵を被ることである。ある例においては、学生の特別な状況が理想を不可能にする。教会は、教会の為に神によって召されて職務者に適合するような柔軟性のある教育提供システムを有効にしなければならない。部会の教育研究機関によって承認され教育の認可されたコースおよび、教育機関によって発達した大学/セミナリープログラムが使用され得る。それらは、按手礼のための発達基準の為に国際原典および、地域の按手礼の為に原典の基準に合致しなければならない。巡回伝道者は、按手礼のプログラムが地域の学習諮詢委員会によって認可され、牧師成長のための国際学習コース諮詢委員会によって推薦され、総会事務局によって採用され、監督局によって承認されるような単科大学/総合大学、セミナリーによる聖書、神学的により按手礼にむかって導く承認された学習コースを満足がいくように完了しなければならない。

424.2. 按手礼を受ける牧会のための教育基礎の文化的適用 世界中の様々な文化様式は、一つのプログラムがすべての地域に適用できるのを不可能にしている。世界の各地域は、世界の地域の期待と人材力がある方法で反映する牧会の教育的基礎を供給する特別のカリキュラムの発展に責任を負う。国際学習コース諮詢委員会、総会常議員会、監督局の承認を地域において、牧会のための教育的基礎のプログラムを導入する前に受けなければならない。

(424.5) 世界領域においてさえも、様々な文化的な期待と人材がある。結果的に文化的な敏感さと柔軟性が牧会のための教育基礎を供給するために特色となる。これは部会牧会者のための研究委員会によって支持され、監督されなければならない。牧会者の為に教育基礎を供給する各地域のプログラムの文化的適用は、地域教育コーディネーターとの相談のもと、牧師成長と国際研究諮詢委員会によって承認を受けなければならない。

424.3. 牧会者の準備の為に一般的カリキュラム分野 カリキュラムはしばしば学術的な

ものと考えられるが、コースの内容はより広大なものである。教師の性質、コースの内容における学生、教師、環境、学生の過去の経験との関係が完全なカリキュラムを創造する。にもかかわらず、職務者の準備のためのカリキュラムは、職務者の教育基礎を供給する最低限のコースを含むであろう。

教育内容の文化的な相違はカリキュラム構造の相違する詳細を必要とする。しかしながら、牧師成長によって承認を模索する按手礼の牧者の教育基礎を供給するすべてのプログラムは、内容、能力、性格、文脈に十分な注意が払われなければならない。承認された学習コースの目的は、様々な程度における4つの要素を含み、以下の監督局によって同意されたナザレン教会の使命を牧者が成就するのを助ける。

ナザレン教会の使命は、キリストの大宣教命令である「行ってすべての民を弟子とせよ。」（マタイ28章19節）に応答することである。ナザレン教会の主要な目的は聖書に記されているクリスチャンのホーリネスを保持し宣証することによって神の国を進展することになる。

ナザレン教会の重要な目的は「聖なるクリスチャンの交わり、罪人の回心、信仰者の全き聖化、ホーリネスにおいて建て上げ、初代新約聖書教会にしめされる純粋さと霊的力の顕現、すべての生き物に対する福音の宣証」（25）である。

承認をうけた学習コースは以下の要領で述べることができる。

内容-旧新約聖書の内容の知識、キリスト教信仰の神学、教会の歴史と使命が牧者には本質的なものである。聖書をいかに解釈するかという知識、ホーリネスとウェスレアンとしての特徴の教理、ナザレン教会の歴史と政策がこれらのコースには含まれていなければならない。能力- 口頭、筆記のコミュニケーション能力、管理と指導性、財政的な資質、分析的な思考が牧会の為には本質的なものである。これらの領域における全般的な教育に加えて、瀨教の技術、牧会ケアとカウンセリング、聖書釈義、礼拝、効果的な伝道、生活の資質の聖書的な下僕性が必要とされる。キリスト教教育および教会管理も含まなければならない。検証された学習コースから卒業するには、牧会実践と能力発達の為の教育を行なう者と各個教会の協同による学生への指示が必要。

特徴-性格、倫理、霊性、家族関係における成長が牧者には不可欠である。キリスト教倫理、スピリチュアルフォーメーション、人間性の生育、牧者の人格性、結婚および家族ダイナミックスも含まれるべきである。

文脈-牧者は歴史的、現代的な文脈の理解をし、教会が証しをする文化の世界観、文化の環境を解釈しなければならない。人類学、社会学、比較文化、コミュニケーション、使命、社会学が含まなければならない。

424.4 非ナザレン教会または非ナザレンの賛助で為された按手の為の準備は地域/言語グ

グループによって開発された按手礼の為の原典に述べられているカリキュラムの要求と一致して部会の牧者研究委員会で評価されなければならない。

424. 5. すべてのコース、学術的要請、公式の管理規則は、地域/言語グループによって開発された按手礼の為の原典の中でおさめられなければならない。この地域の原典と必要になるそのような改訂は国際学習コース諮詢委員会によって推奨され、牧師成長委員会、常議員会、監督局によって承認されなければならない。原典はマニュアルおよび国際学習コース諮詢委員会と共に牧師成長委員会によってうみだされた、按手礼の為の成長基準の原典と一致しなければならない。国際学習コース諮詢委員会は監督局によって任命されなければならない。

424. 6. 牧者の為の認証された学習コースを終了した牧者は、彼および彼女は、神が彼らを召し出す牧会を促進するために生涯学習の類型を継続しなければならない。最小限必要なものは、各年20時間（2時間の認可をうけたユニットの継続教育(CEU)）または地域/言語グループによって決定され、地域按手礼規定の中で述べられる。すべての契約をしている、また非契約の巡回伝道師および長老の牧師は、彼らの生涯教育の進展を部会年会への報告の中で報告しなければならない。彼および彼女の最新の生涯学習の報告は、牧師招聘の過程で教会/牧会評価において使用される。地域/言語グループによる按手礼の為の地域原典は認可、報告過程の詳細を含む。少なくとも20時間の接触時間、またそれと同等な時間が年ごとに期待される。(115, 122, 413. 25, 433. 15)

B. キリスト教牧者の為の準備の一般的ガイドライン

425. キリスト教職務の準備の一般的ガイドラインは

425. 1. 長老、執事、職務者の役割において証明を求めている者の終了と共に、按手礼の為の地域原典に見いだされなければならない。

425. 2. 世界宣教局に管理上関連する地域においては、按手礼の地域原典に述べられている、すべて認可された学習コースは、地域の按手礼の為の原典によって統治されなければならない。(424. 2-24. 3, 424. 5)

第五章 資格の認定、および聖職者規定

A) 定住伝道者 (The Local Minister)

426. 定住伝道者は、ナザレン教会の信徒であって、牧師の指導のもとに、各個教会の役員会が伝道者としての認可を与え、機会あるごとに、職務者としての賜物と有用性を実証し、用い、発展させる者のことである。彼もしくは彼女は、生涯学習の過程に加わることとなる。

426.1. ナザレン教会の会員であり、説教者への召命を感じているか、教会での働きをとおして生涯にわたる職務者となるようにと召されていると感じる者は、長老である牧師がいる各個教会の場合は、牧師の推薦に基づく教会役員会から認証され、また、長老である牧師のいない各個教会の場合は、牧師が認証を推薦し、部会理事長によって承認されて教会役員会から認証されて、定住伝道者としての認証を一年間受けることができる。定住伝道者の候補者はまず、個人的な救いの体験と、聖書の教理および教会規則についての知識が吟味されねばならない。彼もしくは彼女は、召命が明らかであることを、恵みと賜物と有用性によって示さなければならない。定住伝道者は、各個教会の年次総会において年次報告をしなければならない。(113.8,129.12,208.11)。

426.2. 各個教会の役員会は、牧師および教会書記が署名した認証書を定住伝道者に対して発行しなければならない。部会の伝道師と認定されてはいない者が代務を務めている教会の場合、その者は、部会理事長の推薦に基づいて、部会諮詢理事会 (District Advisory Board) から定住伝道者の認証 (license) を受け、もしくは認証を更新することができる。(208.11,222.10)。

426.3. 定住伝道者の認証は、長老である牧師のいる各個教会の場合は、牧師の推薦に基づいて教会役員会によって更新される。長老である牧師のいない教会の場合は、牧師の推薦および部会理事長の承認を得て更新される。(129.12,208.11)。

426.4. 定住伝道者は、部会職務者教育委員会 (District Ministerial Studies Board) の指導に従って、職務者のための教育課程を受けなければならない。定住伝道者が、二年経過した後に、教育課程の少なくとも二科目を修了していない場合は、部会理事長が書面で承認しない限り、伝道者の認証を更新することはできない。

426.5. 定住伝道者が一年間その職務を全うし、必要とされる課程に合格した場合は、教会役員会から部会総会に、伝道師資格の推薦を受けることができる。しかし、もし推薦が受け入れられない場合は、彼もしくは彼女は、これまでの立場にとどまる。(129.12,424,427.1)。

426.6. 定住伝道者である者が代務牧師に任職された場合、任職後に開かれる部会総会以後もその働きを継続する場合には、資格審査委員会 (Ministerial Credentials Board) の承認を得なければならない。

426.7. 定住伝道者は、洗礼と聖晩餐の秘跡を執行すること、および結婚を司ることはできない。(427.7)。

B. 伝道師 (The Licensed Minister)

427. 伝道師とは、部会年会によって職務者としての認証 (license) を受けることによって、職務者への召命と賜物が公に承認され、長老もしくは執事の按手を受けるに至る過程の一つとして、定住伝道者よりも広い領域において、より大きな権限と責任をもって職務に携わるための権威を与えられた、任職された者のことである。部会が伝道師に与える職務認証書 (the district ministerial license) には、その者が長老の按手と執事の按手のどちらのための備えをしているかが明記される (427.7)

427.1. 生涯にわたる職務者としての召命を受けているナザレン教会の会員は、以下の要件を満たしているならば、伝道師の認証を受けることができる。(1) 彼らが定住伝道者の資格を満一年以上受けていること。(2) 職務者となるための教育の初年度課程を修了しているか、その者がナザレン大学もしくは神学院 (seminary)、聖書大学に在学中の場合、その教育課程の四分の一以上の単位を取得し、ナザレンの政治またはナザレン史を学んでいるか、地域の訓練センターの牧師養成課程の場合は課程の四分の一以上を修了していること。ただし、認証を申請する者が、正式に組織されている教会の牧師であり、認定されているいずれかの教育課程に登録されていて、資格更新のために『教会規定 (Manual)』が定めている最低限の年間教育課題を修了し、部会理事長によって例外措置が認められているという要件を満たしている場合には、部会資格審査委員会 (the District Ministerial Credentials Board) の要請に基づいて、例外措置を認めることができる。(3) その者が会員である各個教会の役員会が伝道師資格を推薦していること。この推薦状には、必要事項が正しく記入されている「伝道師資格申請書」が添付されていなければならない。(4) 恵みと賜物と有用性が実証されていること。(5) 申請者の霊性、知性、その他この職務にふさわしいことが、その者が会員として所属する教会の部会総会の指示に基づいて、注意深く吟味されていること。その中には部会諮詢委員会により決定された背景の調査も含まれる。もしその人の救いに先立ち、犯罪不正行為が見いだされた場合には、この事実は、条項 435.8 節のもと以外、部会資格審査委員会によって理解され、資格のある職務者からその者を除外しなければならない。(6) 伝道師資格および按手礼対象者となるための教育課程にすみやかに取りかかると約束すること。(7) 過去に伝道師資格が停止されるか、不適格とされたことのある者の場合、その判断を下した部会理事長および部会諮詢理事会 (the District Advisory Board) からの書面による事由説明に基づいて、資格停止決定が取り消されていて、その者の結婚生活が伝道師資格および按手礼の妨げにならないこと、(8) 過去に離婚して再婚した者の場合、その事実が、伝道師資格あるいは按手礼の妨げとなる事由とはならないことが、証拠を添えて部会資格審査委員会からの推薦状として、管轄権を持つ監督に提出されていること。

(35.1-5.3,129.14,205.6,426.5)

427.2. 他の福音的教派の伝道師であって、ナザレン教会に加入することを望む者は、以前に所属していた教派が発行した伝道師認証書を提示するなら、以下の条件を満たす場合、部会年会によって伝道師として認証されることができる。(1) 少なくとも、ナザレン教会の定住伝道者が

必要とする教育課程を修了していること、(2)その者が会員である各個ナザレン教会の教会役員会による推薦を受けていること、(3)恵みと賜物と有用性が実証されていること、(4)その者の霊性、知性、その職務にふさわしいことなどが、部会年会の指示に基づいて注意深く吟味されていること、(5)伝道師および按手礼対象者となるための教育課程にすみやかに取りかかると約束すること。(203.6)

427.3 伝道師資格は、次の部会年会が閉会する時点で満了する。その資格は、以下の条件を満たす場合、部会総会における投票によって更新することができる。(1)資格更新を希望する者が、注意深く記入した資格申請書を部会年会に提出すること、(2)申請者がその年に求められている課題の内、読書科目を除く、少なくとも二科目の単位を取得していること、(3)申請者が所属する各個教会の牧師による指示に基づいて、資格更新が教会役員会によって推薦されていること。もし、彼もしくは彼女が、所定の教育課題を満たしてはいない場合、その理由が書面によって提出されている場合に限り、部会総会において資格を更新することができる。この説明は、監督が議長を務める部会資格審査委員会の承諾を得るに足るものであって、そこでの承認がなされていなければならない。ただし、部会年会は、その見解と裁量に基づいて、伝道師資格の更新を否決することができる。

伝道師のための教育課程をすべて完了した者で、部会年会において引退者と位置づけられている者は、部会資格審査委員会の推薦に基づいて、伝道師資格申請書を提出することなしに伝道師資格の更新を受けることができる。(203.4)

427.4. 按手礼を受けるためには、受按候補者ははじめて部会伝道師の認証を受けてから十年以内に、すべての教育課程を修了しなければならない。何らかの特別な事情のために例外措置が必要な場合は、資格審査委員会によって、期限を明示した上で、その旨の推薦を受けなければならない。この措置は担当の監督による承認を必要とする。

規定の期日以内に教育課程を修了することができず、按手礼を受ける資格を失った伝道師は、部会諮詢理事会および資格審査委員会の推薦に基づいて、伝道師資格を更新することができる。

427.5. 牧師の務めに従事している伝道師の場合は、資格更新のための推薦は、各個教会の役員会によってではなく、部会諮詢理事会によっておこなわれる。(222.10)

427.6. 管轄の監督は、それぞれの伝道師に、監督自身、部会理事長、部会書記が署名した資格認証書を交付しなければならない。

427.7. 長老職への備えをしている伝道師は、神の言葉を宣べ伝える権威を委ねられている。その者が、年ごとの教育課程を修了し、牧師としての務めを果たし、もしくはその者が所属する部会が承認する職務に専従している場合には、その者の牧する会衆に対して洗礼と聖餐を執行する権威が付与される。また、法律が禁止していない限り、結婚式を司る権威を有する。

(34.5,35.2,409-10,413,413.4,413.11,800,802,803)

427.8. すべての伝道師は、彼らが所属している教会が属する部会の部会総会に、職務者として所属しており、その部会に年次報告書を提出しなければならない。(201,203.3,418)

427.9. 伝道師が他教派の会員もしくは職務者となった場合は、その事実のゆえに、彼もしくは

は彼女のナザレン教会の会員および職務者の身分は、ただちに失われる。部会総会は、議事録に以下の通り記述させなければならない。「他教派に所属したため、ナザレン教会の会員および職務者から除籍」。(107,112)

C. 執事 (The Deacon)

428. 執事とは、キリスト教の職務への召命と賜物、有用性が示され、それらが適切な教育と経験によって強められた者であって、部会総会による投票と厳粛な按手の行為によってキリストの働きのために分かたれ、キリストのための特定の職務が委ねられた者のことである。

428.1. 執事は説教職への召命は受けていない。教会は、聖書と経験に基づいて、神が説教職という固有の職務以外に、個々人をその生涯にわたって教会の職務へと召されることを認め、そのような様々な職務への召命が、教会によって承認され、確証されるべきであると信じる。そのためには、必要とされるべき課程を修了し、責任が付与され、教会によって職務者として認定されるべきである。執事職は恒久的な職務者身分 (permanent order of ministry) である。

428.2. 執事は、教育課程を修了し、適切な賜物と恵みが与えられていることを示し、教会による承認と認証を受けていなければならない。執事は、秘跡を執行する権威と、必要に応じて礼拝を司り説教する権威が付与される。主イエスと教会は、その者の賜物と恵みを、関連する様々な職務のために用いられる。そこで、キリストの聖なる体が果たすべき奉仕の職務を象徴するものとして、執事はその賜物を、教会組織の外部で用いることができる。(34.5,35.2)

428.3. 神によって執事職へと召された者であって、そのために必要な課題をすべて果たし、伝道師資格に必要な教育課程をすべて修了して執事職への受按候補者となり、二年間部会の伝道師であって、部会の伝道師資格更新のために、彼もしくは彼女が所属する各個教会の役員会もしくは部会諮詢理事会による推薦を受け、資格審査委員会によって注意深く審査され、部会総会に対して肯定的な報告がなされた者は、以下の条件を満たしている場合、部会総会による投票で三分の二以上の承認を受けて、執事職に選出されることができる。彼もしくは彼女が、少なくとも二年以上継続して任職された職務者であり、何らかの理由で部会によって資格が承認されなかったことがある場合には、部会理事長および部会資格審査委員会が書面によって、不承認の事由が取り除かれたことを表明していること。彼もしくは彼女の結婚生活が、按手礼を受ける妨げとなっていないこと (35.1-35.3,203.6,320,424)。

428.4. 執事の按手を受けた者が、その職務を遂行する内に、説教職への召命を受けた場合には、彼もしくは彼女は、認証に必要な課題を満たし、執事の認証を返還することによって、按手を受けた長老 (ordained elder) となることができる。

D. 長老 (The Elder)

429. 長老は、説教のために神に召された職務者であり、賜物と有用性が示され、それらが適切な教育と経験によって強められた者であって、部会総会による投票と厳粛な按手の行為によってキリストの働きのために分かたれ、キリストのためのすべての職務が委ねられた者のことである。

429.1. わたしたちは、長老職のみを、唯一の説教職と認める。長老職は教会の恒久的な職務身分である。長老は、教会を良く治め、神の言葉を説教し、洗礼と聖晩餐の秘跡を執行し、結婚を司ることのすべてを、教会の偉大な頭であるイエス・キリストの名において、キリストの権威のもとにおこなうべきである。(34.5,35.2,412-13.3,413.11,433.12)

429.2. 教会は、この職務に召された者が、み言葉に仕える僕として、生涯を通してみ言葉の宣教にすべての精力を傾けることを期待している。

429.3. 神によってこの職務へと召された者であって、そのために必要な課題をすべて果たし、伝道師資格に必要な教育課程をすべて修了して長老職への受按候補者となり、三年間以上部会の伝道師であって、部会の伝道師資格更新のために、彼もしくは彼女が所属する各個教会の役員会もしくは部会諮詢理事会 (the District Advisory Board) による推薦を受け、資格審査委員会 (the Ministerial Credentials Board) によって注意深く審査され、部会総会に対して肯定的な報告がなされた者は、部会総会による投票で三分の二以上の承認を受けて、長老職に選出されることができる。選挙の対象となるためには、候補者は少なくとも継続して二年間、牧師あるいは登録された伝道者 (おもな時間をこの働きのために用いていること) として任職された職務者であるか、または候補者が三年以上継続して副牧師 (associate or assistant pastor) であるか、または一年間牧師であり継続して二年間任職された副牧師であるか、四年間いずれかのナザレン教会の高等教育機関の宗教学部の教師として任職されて務めるか、監督局によって承認され任職されて他の機関においてキリストのための職務に従事していなければならない。さらには、何らかの理由で部会によって資格が承認されなかったことがある場合には、その職務者が長老職への選挙対象者となる前に、部会理事長および部会資格審査委員会が書面によって、不承認の事由が取り除かれたことを表明していなければならない。さらに、候補者の結婚生活が、按手礼を受ける妨げとなっていてはならない。(35.1,-5.3,203.6,320,424)

E. 資格の認定 (The Recognition of Credentials)

430. 他の福音的教派において按手礼を受けた職務者で、ナザレン教会に加入することを望み、按手礼証明書を持した者は、部会資格審査委員会において、その者の振る舞いと個人的経験および教理について肯定的な審査結果が出された後、以下の条件を満たすならば、部会総会においてその者の按手礼を認定することができる。(1) 彼らが『教会規定 (マニュアル)』およびナザレン教会史の試験に合格すること。(2) 「按手礼および長老職候補者の資格認定を申請するための調査書」 (the Questionnaire for Candidates for Ordination and Elders Requesting Recognition of Credentials) に正確に記入して部会に提出すること。(3) 429-29.3

(203.6,225,424) に示されている按手礼のための規定すべてに適合していること。

430.1. 管轄責任のある監督は、受け入れが承認された長老に対して、その監督と部会理事長、および部会書記の署名した認証書を交付しなければならない(433.6)。

430.2. 他教派からの移籍が認定された職務者に対しては、その教派の発行した認証書の表面に、下記の印を押して必要事項を記載し、その認証書を返却しなければならない。

ナザレン教会 部会年会において、
年 月 日に、新資格認定の根拠として承認。

監 督
部会理事長
部会 書記

F. 引退職務者

431. 引退職務者とは、その者が職務者として所属する部会総会との関係において、部会資格審査委員会の推薦に基づいて引退者となった者である。その身分が変更される場合には、部会資格審査委員会の推薦に基づいて、部会総会の承認を必要とする。(203.27,228.8)

431.1. 引退それ自体は、部会総会の一員であること、および、職務に従事することの停止を強制するものではない。「任職されている」状態にあった職務者は、「任職されていた引退者」である。しかし、引退時に「任職されていない」状態にあった職務者は、「任職されていなかった引退者」とされる。(201,433.9)

G. 職務者の移籍 (The Transfer of Ministers)

432. 聖職者である部会会員が他の部会への移籍を希望する場合、聖職者籍の移籍の承認は、彼もしくは彼女の所属する部会総会の投票によっておこなわれる。総会后、次の総会までの間に起こった場合は、部会諮詢理事会によっておこなわれる。こうした移籍は、それが次の部会総会までの間に生じた場合、部会諮詢理事会によって受け入れられ、その職務者に対して、受け入れる部会の部会会員としてのすべての権利と特権が与えられる。この移籍の最終的な承認は、部会資格審査委員会および部会年会がおこなう。(203.8-3.9,223,228.9-28.10)

432.1. 伝道師の移籍の場合は、移籍する者の伝道師としての教育科目の詳しい成績表が、発行する部会の職務者教育委員会書記によって適切に作成され、受け入れる部会の職務者教育委員会書記に送付されている場合にのみ、有効である。部会職務者教育委員会書記は、部会書記に対して、移籍志望の伝道師の成績表が送られてきたことを報告しなければならない。移籍する伝道師自身も、彼もしくは彼女の成績表が受け入れる部会に報告されるよう、積極的に働きかけなければならない。(230.1-30.2)

432.2. 移籍を受け入れる部会総会は、移籍者を転出させる部会総会に、その者の会員籍を受理したことを報告しなければならない。この移籍が、受け入れ側の部会総会における投票によって承認されるまでは、移籍する者は転出する部会の会員である。この転籍状は、発行日の後に開かれる移籍先の次の部会総会の閉会時まで有効である。(203.8,223,228.10)

H. 一般規則 (General Regulations)

433. ナザレン教会の職務者に関する一般規則では、用語を下記の通り定義する。

聖職者 (Clergy) --長老、執事、および伝道師。

信徒 (Laity) ---聖職者ではない、ナザレン教会の会員。

活動 (Active) --与えられた務めに従事していること。

任職されている (Assigned) --第II章第五部に表記されている役割の一つに従事している聖職者の身分。

任職されていない (Unassigned) --職務にふさわしい状態であるが、現在は第II章第五部に表記されているいずれかの役割に従事してはいない聖職者の身分。

任職されていた引退者 (Retired Assigned) --引退希望が出された時に任職されていた、引退聖職者の身分。

任職されていなかった引退者 (Retired Unassigned) --引退希望が出された時に任職されていなかった、引退聖職者の身分。

懲戒中 (Disciplined) --懲戒の対象となる何らかの行為のために、聖職者としての権利、特権、責任を剥奪されている聖職者の身分。

資格保留 (Filed Credential) --職務にふさわしい状態であるが、職務に従事してはいないために、自発的に総本部書記に対して、彼もしくは彼女の資格保留申請書を提出して、一時的に聖職者としての権利と特権と責任を放棄している聖職者の資格の状態。資格保留をしている者は聖職者の一員としてとどまっているのであり、435.2に基づいて資格回復の申請が行われれば、その権利と特権と義務を回復することができる。(434,434.2,434.8)

留保されている資格 (Surrendered Credential) --何らかの不当行為、告訴、告白、懲戒委員会による処罰、もしくは職務の不活動以外の理由によって、聖職者としての権利と特権と義務を停止された聖職者の資格の状態。資格を停止されている者は、懲戒中であるが聖職者の一員である。聖職者としての権利と特権と義務は回復することができる。

辞任 (Resigned) --聖職者としての資格にふさわしい状態にあるにもかかわらず、個人的な理由のために、聖職者とみなされることを望まず、聖職者の一員としての権利と特権と義務を、恒久的に放棄して信徒となった聖職者の資格の状態。(434.1,434.8) 牧師の一員であり、ふさわしくない状態である者が434.3に基づいて彼および彼女の権利を放棄することができる。辞任した者はもはや牧師の一員ではなくなる。聖職者に一員としての権利、特権、責任は435.3に基づいて復職することができる。

除籍 (Removed) --規定434.3に基づいて、聖職者登録から除籍された聖職者の資格の状態。

資格の返却 (Return of Credential) --資格を保留していた者に対する、保留されていた聖職者の権利と特権と義務の回復。

資格の回復 (Restoration of Credential) --資格を停止されていた者に対する、聖職者の権利と特権と義務の回復。

更正 (Rehabilitation) --懲戒を受けたか、自発的に聖職者の権利と特権と義務を停止した聖職者が、霊的、感情的、精神的、身体的な健康を回復し、有用で建設的な働きへと立ち戻ることができるようになるための過程。更正には、必ずしも聖職者の権利と特権と義務の回復は含まれて

はいない。

告発 (Accusation) --もし事実であることが証明されるならば、ナザレン教会の『教会規定 (Manual)』に基づいて懲戒の対象となるであろう、ナザレン教会員の行為を告発する、少なくとも二名のナザレン教会員によって署名された文書。

知識 (Knowledge) --自らの感覚を用いることによって得られた事実の認識。

情報 (Information) --他者から得られた事実。

確信 (Belief) --適切な信仰によって、知識と情報に基づいて達した結論。

調査委員会 (Investigating Committee) --申し立てられている、あるいは疑われている不当行為 (misconduct) についての情報を収集するために、『教会規定』に基づいて指名された委員会。

告訴 (Charges) --もし事実であることが証明されるならば、ナザレン教会の『教会規定』に基づいて懲戒の対象となるであろう、ナザレン教会員の具体的な行為を告発する文書。

資格停止 (Suspension) --懲戒処分的一种で、聖職者に対して、聖職者としての権利と特権と義務を一時的に停止すること。

職務にふさわしい状態 (Good Standing) --未解決の告発について係争中ではなく、懲戒中でもなく、資格が停止されておらず、辞任してもいない聖職者の状態。

433.1. 聖職者が、彼もしくは彼女が職務者として所属している部会の理事会か、もしくは監督局からの、文書による承認なしに、ナザレン教会の監督の下にない独立した教会の活動を定期的に指導するか、ナザレン教会ではないグループに属する独立した教会の責任者の一人として活動しているならば、その者は懲戒の対象とされる。(433.11,505.1)。

433.2. 聖職者は、部会理事長と部会諮詢理事会の一致した助言に対しては、常に当然の敬意を払わねばならない。

433.3. 聖職者もしくはその扶養家族が、障害を負った、もしくは高齢となった牧師のために、何らかの支援もしくは援助のための計画あるいは基金を教会に依頼する場合は、部会総会の認可のもと、その聖職者が、任職された牧師か伝道者かその他の認められている職務に常に専任者として活動してきた実績に基づかなければならない。この規則には、一切の非常勤および臨時の奉仕は含まれない。

433.4. ナザレン教会の牧師、もしくは専任の副牧師 (associate or assistant pastor) として任職されている伝道師は、部会総会において投票権を有する。(201)

433.5. 長老もしくは執事へと選出された按手礼候補者は、議長を務める監督の指導のもと、監督および適切な働きを担っている按手を受けている職務者がその者に手を置く方法で、按手を受ける。(307.3)

433.6. 管轄権のある監督は、按手を受けた者に対して、管轄権のある監督と部会理事長、および部会書記が署名した按手礼証書を発行しなければならない。(430.1)

433.7. 長老もしくは執事の資格認証書が、紛失、切断、もしくは破損した場合は、部会理事会の推薦に基づいて再発行することができる。この推薦は、管轄の監督に直接なされるべきであり、その監督の承認のもとに、総本部書記が認証書の再発行をおこなう。この認証書の背面には、原

本と同一の番号を付し、「再発行」と記すこと。もし、最初の認証書に署名した監督と部会書記が署名することができない場合には、認証書の再発行を依頼している部会を現在管轄している監督と、部会理事長、および部会書記が、再発行される認証書に署名しなければならない。この認証書の背面には、手書きもしくは印刷、あるいは手書きと印刷両方によって、下記のとおり記入し、管轄の監督と部会理事長、および部会書記が署名しなければならない。

この認証書は、先に (氏名) に、 年 月 日に、
(按手を授ける組織名) によって与えられた按手礼証明書の代替えとして与えられるものである。この者は上記の日に按手礼を受け、先の認証書には、 および が署名した。
以前の認証書は、(紛失、切断、破損) した。

監 督
部会理事長
部会 書記

433.8. すべての長老および執事は、いずれかの各個教会の会員でなければならない。もし、長老あるいは執事が資格を持っている部会の各個教会の会員を持っていないならば、その者は、長老および執事の役割からおりなければならない。

433.9. すべての長老および執事は、会員となっている教会が所属する部会の部会総会に、職務者である会員として所属し、この部会総会に年次報告をしなければならない。いかなる長老もしくは執事も、直接もしくは書面による報告を二年連続しておこなわなかった場合は、部会が投票によってそのように決定した場合、その時点以降、会員資格を失う。(30.201,203.3,418,431.1)。

433.10. 按手礼を受けた職務者が、他教派の会員となるか、他教派の職務に携わるようになった場合は、彼もしくは彼女の、ナザレン教会の会員であることおよび職務者としての会員資格は、その事実のゆえに、直ちに失われる。部会総会は、議事録に次のように書かなければならない。「他教派に所属したため、ナザレン教会の会員および職務者名簿から除籍」(107,112)

433.11. 按手礼を受けた職務者は、部会理事会もしくは監督局による書面での承認を毎年受けるのでないかぎり、ナザレン教会の監督の下にない独立した教会を定期的に指導すること、独立の宣教活動や承認されてはいない教会活動に従事すること、独立した教会もしくはその他の宗教団体や他教派の運営責任者と結託することがあってはならない。上記のような活動が、二つ以上の部会に渡るか、職務者として所属している部会以外の部会においておこなわれる場合は、そのような活動が開始される前に、書面による監督局の承認を得なければならない。監督局は、該当する部会の理事会に、そのような承認要請が出されていることを告知しなければならない。

按手礼を受けた職務者が、上記の義務を遵守しない場合は、資格審査委員会の構成員全員の三分の二の評決による推薦に基づき、部会総会の行為として、ナザレン教会の会員から除名することができる。ある特定の活動が「独立宣教活動」もしくは「承認されていない教会活動」に当たるとどうかの最終的な判断は、監督局に委ねられる。(112-12.1)。

433.12. 任職された職務者は、部会理事長もしくは管轄の監督によって承認されるならば、新たに各個教会を設立することができる。正規の設立報告書は、部会理事長によって、「宣教および教会成長部」に提出される。(100,208.1)

433.13. 牧師、もしくは第二章に規定されている任職された職務をおもな職業として従事し、その働きをなし、その働きのために雇用されている任職された職務者は、その事実のゆえに、部会総会の構成員である。

433.14. ナザレン教会のすべての職務者は、ナザレン教会の伝道師もしくは長老としての職業的活動に従事しているときに知り得た、彼もしくは彼女の会衆である相談者との内密の情報について、守秘義務を負う。こうした情報を、当事者の書面による同意なしに公表することは、明確に非難されるべき行為である。この規定に違反したナザレン教会の職務者は、『教会規定』第六部、下部項目五部に定められている懲戒処罰の対象となる。

433.15. すべての長老および執事は、毎年、継続教育講座 2 単位もしくはそれに相当する単位を、部会職務者教育委員会 (the District Ministerial Studies Board) の管理のもと、継続することが奨励される。(424.6)

I. 職務者の登録あるいは移動

434. 総本部書記は、聖職者としてふさわしい状態にありながら、一定期間職務者としての働きに携わっていない職務者の、聖職者としての資格 (the credentials of clergy) を、本人が望むなら、地位保全 (for safekeeping) のために、総本部に保留者として登録する権限を有する。この登録に際しては、資格保留の登録を希望する聖職者は、聖職者としての懲戒を避けることを目的としてはいないことを、総本部書記に証明しなければならない。総本部への登録が、聖職者の懲戒を妨げることがあってはならない。総本部に聖職者の保留登録をおこなった者は、**435.2** の規定に基づいて、登録の返還を求めることができる。

434.1. 聖職者としてふさわしい状態にある聖職者で、ナザレン教会の聖職者としての働き以外の召命もしくは天職に従事するために、任職されている職務を辞任する者は、総本部書記の管轄に置かれるために、所属する部会の資格を返還し、権利と特権と義務から辞任することができる。部会議事録には、「職務を辞任したことにより、聖職者登録 (Roll of Ministers) から削除」と記さなければならない。こうした手続きによって辞任した聖職者の資格は、**435.3** に基づいて、資格の返還を受けることができる。

434.2. 聖職者である者が、少なくとも四年以上に渡って職務に就くことをせず、聖職者としての責務を果たさない場合、この者はもはや、聖職者として活動してはいない。したがって、部会資格審査委員会は、この事実に基づいて、この者が辞任したとみなすかどうかを決定することができる。この場合、部会資格審査委員会は部会総会に対して、「(当事者である長老もしくは執事の) 資格は、部会資格審査委員会によって、辞任扱いとした」と報告しなければならない。この決定は、当事者の人格に対する予断を与えるものと見なされてはならない。辞任した者は、規定 **435.2** に基づいて、資格を回復することができる。

434.3. 以下のような場合、聖職者は聖職者登録から抹消される場合がある。聖職者が、所属する各個教会からの推薦書を受けていて、次に開かれる部会総会までに別のナザレン教会に加入するとき、その推薦書を使用しない場合。彼もしくは彼女が、書面によって、ナザレン教会を退会することを表明した場合。彼もしくは彼女が転居して、一年以内に部会資格審査委員会に対して、その旨を新住所と共に報告しない場合。彼もしくは彼女が他教派に、会員もしくは職務者として加入した場合。彼もしくは彼女が、427.8 および 433.9 に要求されている年次報告を提出しない場合。上記の場合、彼もしくは彼女の各個教会における会員資格と、ナザレン教会の聖職者登録を取り消すよう、部会資格審査委員会は勧告し、部会総会は命じることができる。

434.4. よい状態にない牧師は、諮詢委員会の推薦によって、彼もしくは彼女の聖職者資格を辞することができる。(435)

435. 聖職者をナザレン教会の職務から除くことは、聖職者自身が資格を辞職するか、もしくは505-8に基づく懲戒によっておこなわれる。

434.6. 長老もしくは執事が職務から除かれた場合、その者の聖職者資格は、その者が除かれたときに所属していた部会の部会総会の指示に基づいて、総本部書記の下で記録され保管されなければならない。(325.5)

434.7. 牧師、各個教会役員、およびその他、教会内の働きに従事する者を選任する立場にある者は、職務にふさわしくない状態にある聖職者を、その者の資格が回復されるまで、代務牧師、音楽主事、教会学校教師、もしくはその他の、信用と権威を伴う働きに従事させてはならない。この禁止項目に対する例外措置のためには、資格が失われた部会の部会理事長および管轄の監督の、文書による承認を必要とする。(435.5-35.6)

434.8. 引退していない長老または執事が、聖職者として活動することを止めて、世俗の職業に専従した場合、二年が経過した後、彼もしくは彼女は、部会資格審査委員会から、聖職者としての身分を辞任するか、もしくは総本部書記に資格を返還して保留登録するよう求められる。その四年間は、聖職者としての働きを停止してから最初に開かれる部会総会から数えられる。部会資格審査委員会は、その決定を部会総会に報告しなければならない。この決定は、当事者の人格に対する予断を与えるものと見なされてはならない。

434.9. 聖職者であって、結婚相手との離婚請求をするか法的に結婚を解消するための文書を提出した職務者、もしくは共同生活を打ち切る目的で結婚相手と物理的に別れた職務者は、48時間以内に、(1) 部会理事長に連絡してその行動について報告し、(2) 部会理事長および部会諮詢委員会(District Advisory board)との面会を、双方が同意できる時と場所を選んで設定することに同意し、もし双方が同意できる時と場所の設定ができない場合は、部会理事長によって指示された時と場所で面会することに同意し、(3) 上記(2)によって設定された面会において、当の聖職者は、こうした行動を取るに至った経緯と結婚上の問題について説明し、なぜ自らが聖職者としてふさわしい状態にあつて働きを継続することができるかと考えるのか、その聖書的根拠を示さなければならない。当の聖職者が以上の要件を満たすことができない場合は、懲戒の対象となる。

Ｊ 聖職者の、教会員およびふさわしい状態への復帰

435. 職務にふさわしくない状態にある聖職者が、各個教会の会員から追放され、もしくは辞任した場合、彼もしくは彼女が辞任もしくは追放された部会の部会総会の同意によってのみ、再度ナザレン教会に加入することができる。もし、教会員あるいは職務者としての復帰申請に対して、否決請求が二人以上から出された場合は、監督局はこの回復の役割を別の部会に移す申請を承認することができる。もし、資格回復の申請がすべて否決された場合、按手を受けた聖職者は、監督局の承認を得て、信徒になることができる。(434.4)

435.1. いかなる理由であっても、長老もしくは執事が部会の登録から抹消された場合、その長老もしくは執事は、435 項に規定されている場合を除いて、登録が抹消された部会総会による書面での同意を得ることなしに、他の部会に受け入れられてはならない。

435.2. 職務にふさわしい状態にある長老もしくは執事が、その資格を保留している場合、部会理事長と部会諮詢理事会による推薦があるならば、その長老もしくは執事が職務にふさわしい状態にある限り、以後いつでも、保留された部会の総会の指示によって、その資格を当該の長老もしくは執事に返還することができる。

435.3. 職務にふさわしい状態にある長老もしくは執事が、434.1-434.8 の規定に基づいて、その職務の身分を辞任した場合、按手礼質問書に記入し、職務への制約を再度おこない、部会資格審査委員会によって吟味され推薦を受け、管轄の監督が承認するならば、部会総会においてその身分を回復することができる。

435.4. 職務にふさわしい状態にあつて資格を保留していた、按手を受けた職務者が死亡した場合、その職務者の家族は、総本部書記に対して、資格保留のなされている部会の理事長の承認のもとで、書面によって、その職務者の按手礼認証書を受け取ることができる。

435.5. 聖職者が、聖職者としての権利と特権を行使する資格を停止された場合、資格審査委員会はただちに、その者の身分変更に関する事実関係と状況説明を記した報告書を用意しなければならない。この報告書には、更正措置を設けることが適切かどうかについての、資格審査委員会の見解が含まれていなければならない。もし更正措置を設けることが適切である場合、資格審査委員会は、当該者と協力して、現実的な期間を設定して、更正処置の計画を立てなければならない。この計画は、当該者の霊的、感情的、精神的、身体的健康を回復することを目的としていなければならない。この計画を遂行するおもな責任は、更正措置を受ける当人にあるが、更正措置の助力者（たち）が、教会を代表して支援する。更正措置の助力者（たち）もしくは計画設定者は、四半期ごとに、資格審査委員会に対して更正の進捗状況を報告しなければならない。報告書は資格審査委員会の定める様式であること。資格審査委員会は、状況に応じて更正計画を修正することができる。

435.6. 職務にふさわしい状態にない聖職者は、部会諮詢理事会、資格審査委員会、部会理事長、および管轄の監督が、その者は十分に更正して、信用と権威を伴う職務に復帰を認めても良いとの決定を下すのでない限り、説教すること、教会学校で教えること、あるいは教会もしくは礼拝

において信用と権威を必要とするいかなる務めにも携わってはならない。承認を与えるかどうかを判断する者たちは、職務にふさわしい状態ではなくなった者が、自分自身の不適切な行為について適切に悔い改めたかどうかを、注意深く考察しなければならない。真の悔い改めには、個人的な深い罪責感と同時に、振る舞いが改められて十分な期間が経過することによって、態度の変化が恒久的なものであるということが証明されていることが必要である。信用と権威を必要とする地位への復帰には、一定の制限が加えられる場合と、そうではない場合とがある。

435.7. 職務にふさわしい状態を喪失した聖職者は、その状態を喪失した部会から資格回復の推薦を受けて、監督局が決定した場合においてのみ、職務にふさわしい状態へと回復されることができる。資格回復の推薦は、部会理事長および部会資格審査委員会の承認と、部会諮詢理事会の三分の二以上の承認を必要とする。資格回復の推薦をおこなうかどうかを検討するにあたっては、更正計画の進展が主要な問題となるが、時間の経過をも考慮の対象とすべきである。

しかしながら、聖職者が性的に不適切な行為をおこなった場合は、四年が経過してからでなければ、その聖職者は資格回復の申請をおこなうことはできない。(505.1-5.2,505.5,505.11-5.12)

435.8. ある種の性的不適切行為、たとえば、子供と関係すること、あるいは同性愛などは、一回限りの道徳的墮落である事例は、きわめて希である。したがって、繰り返される可能性の高い性的不適切行為をおこなった者は、職務にふさわしい状態へと回復されるべきではない。

(505.1-5.2,505.5,505.11-5.12)

第V I部 審判の手續き

教会の懲戒

信徒の懲戒

教職者の懲戒

手續きの規定

部会上告廷

総会上告廷

権利の保証

I. 起こり得る不品行な行為の調査と教会規則

500. 教会の懲戒の目的は、教会の統一性を維持し、無垢な人々を害より守り、教会の証の有効性を保護し、不注意の人に対して警告及び修正を与え、罪を犯した者を矯正し、救済し、教会の評価と資質を保護することにある。教会の会員で、クリスチャンの人格規則、クリスチャン行為の規則に違反し、会員としての宣誓を故意に、また継続的に破る教会員は、犯した罪の軽重に応じて、やさしく、しかし忠実に処置されなければならない。心と生活のホーリネスは新約聖書の基準であるから、ナザレン教会は汚れのない牧師職を重視し、教職の資格を持つものが教理においても、聖なる生活において正統的であることを要求する。それ故に、教職の懲戒の目的は刑罰的あるいは応報的なものでなく、あるまじき行為について訴えられた教職者に対して、教職の身分とその教會的諸関係について判決を下すことにある。

II. 起こり得る不正行為への対応

501. もし対処すべき権威ある人物が、信頼のおける思慮深い人物であると信じていた人物によってなされた不品行の結果として、損害が教会、不品行の犠牲者、教会の中の信頼でき、権威ある人物に及ぶという情報を得た時には、それに対する適切な対応が必要である。

501.1. 教会の対処の権利のない人物が、信頼のおける人物で思慮分別のある人物によってなされた不品行の結果として損害が教会、不品行の犠牲者、教会の中の信頼でき、権威ある人物に及ぶという情報を得た場合には、情報を持っている人物は、その情報を知る対応できる人物である教会の代表に知らせることが重要である。

501.2. 対処する権威を持つ人物は、個々の教会内の立場、不品行に含まれている人物によって以下のように決定される。

かかわりのある人物	応答すべき権威ある人物
非会員	疑問とする行為が起こった各個教会の牧師
信徒	信徒が会員であるところの各個教会の牧師
牧師の一員	かかわりのある人物が会員であるところの部会理事長またはその人物がスタッフである各個教会の牧師
部会理事長	管轄権のある監督
定義されない他の場合	総会書記/本部で職務している書記官

対応する人物は事実確認や対応の為の援助できる他の者の名前をリストアップする。

501.3. もし、何の叱責もなされない場合、調査の目的は、それ以前に行われた損害を防止し、損害の衝撃を緩和する為の行為が必要であったかどうかを決定するためのものとなる。分別ある人物が損害を防止し、衝撃を緩和する為にそれ以上の行為が必要でないとした場合、訴えが確定されるまで調査を進行しなければならない。調査の間に学んだ事実は訴状の基礎

となる。

I I I . 信頼と権威ある立場にいる人によるあるまじき行為への応答

502. 対応するにふさわしい人物が、信頼と権威ある人によるあるまじき行為によって、無垢な一団が害を被ったという事実を知った時には、適切に対応する為の教会の行動が起こされなければならない。適切な対処とは、あるまじき行為の被害者に付加的な損害を与えられないように模索し、被害者、叱責されている者、あるまじき行為によって損害を受けている他の者に対応する。対処は、公的關係、責任からの保護、教会の統一性の保護の為に各個教会、部会、全体教会の必要を主張する為に為される。

教会のために対処する者は、彼らが語り行うことが民法のもとにおいても、ある結果を生じることを理解しなければならない。対応すべき教会の責任者はキリスト者としての関心に基づいてなされなければならない。何者も、役員会の議決および部会諮詢員会の決議なしに部会から財政的責任を負うべき権威を持っていない。どのような議決が適切であるかがわからない場合には、適切な専門家と相談すべきである。

502.1. 各個教会において、役員会が起こり得る危機に応答するあり方を検討することは重要である。役員会が行われる前に行動を起こさなければならない場合もある。各個教会が危機管理計画を持っていることは必要である。

502.2. 各部会において、危機に対する対処の主な責任は部会諮詢員会にある。しかしながら、委員会が開催される前に対応することも必要であろう。部会が危機対応計画を採用することは賢明である。計画はカウンセラー、ソーシャルワーカー等のコミュニケーションの訓練を受けている者、適用できる法律に詳しい資格を持った者を含む人々によって構成される。

503. 同意による訓告の事柄に関する解決 マニュアルに述べられている訓告の過程は告訴された者によって主張が争われた場合、不品行な行為の主張を解決するための適切な処理過程を提供しなければならない。多くの場合、同意によって懲戒の事柄を解決するのが望ましい。同意によって懲戒の事柄を解決する努力が奨励され、実践的な場で遂行されなければならない。

503.1. 懲戒委員会の裁定内の事柄に関しては、役員会および部会理事長によって承認された場合には、告訴された人物と牧師の間で、文書による同意によって解決されなければならない。同意の期間は部会懲戒委員会の決議と同等の効果を生じる。

503.2. 懲戒委員会の裁定内の事柄に関しては、部会諮詢委員会および監督によって承認された場合には、告訴された人物と部会理事長の間で、文書による同意によって解決されなければならない。同意の期間は部会懲戒委員会の決議と同等の効果を生じる。

I V . 信徒の懲戒

504. もしある信徒がキリスト者としてあるまじき行為について訴えられ、少なくとも6ヶ月忠実に礼拝に出席している会員によって、文書化され、署名される形で審査の請求がなさ

れたとき、牧師は、3名の教会員からなる審査委員会を理事長の承認のもと、設置しなければならない。彼らは審査の結果を多数決によって文書をもって役員会に提出しなければならない。

審査の後、それに準じて、教会の中で信望のある2名の会員が、訴えられた者に対する訴状に署名し、それを教会役員会に提出しうる。教会役員会は理事長の承認のもと、直ちに、5名からなる懲戒委員会を設置しなければならない。この人々は偏見にとらわれず、公平無私的態度で訴訟を受理し、処置しなければならない。もし理事長の意見において、教会規模の5名の懲戒委員を準備することが実際的でない場合には、主張の本質、告訴されたものの影響を与える立場は、部会理事長は、牧師と相談の上で、同じ部会の別の教会より5名の懲戒委員会を設けなければならない。この委員会は出来るだけ早く、審問会を開き、そこに含まれている問題に判決を下さなければならない。〔136. 28〕証人の証言を聞き、証拠を考慮した後、被告を赦免するか、あるいは、事実に対応する懲戒を執行するかしなければならない。その判決は全員一致によらなければならない。懲戒は、譴責、権利停止、あるいは教会の会員からの除名という形を取りうる。また、悔改め、謝罪、あるいは補償などが要求される。

504.1. 各教会の懲戒委員会の判決に対して、被告あるいは教会役員会は30日以内に部会の法廷に上告しうる。

504.2. 信徒が懲戒委員会によって各個教会は除籍になった場合に、彼または彼女は部会諮詢員会の承認によってのみナザレン教会に再加入することができる。そのような同意が承認されるならば、彼および彼女は教会員加入の承認された形式の用紙を使用し、各個教会の会員になることができる。

V. 教職者の懲戒

505. ナザレン教会の永続性と効果は牧師の霊的資質、性格、生活様式に依拠している。牧師は教会の信任を得ることができる神かの召命を受け、聖別された人格として機能する。彼らは自分が牧会する人々に対して高度な個人の水準を保持することによって召命を受けている。彼らに多大な期待がかけられているが故に、牧師とその牧会は、不正行為の叱責に関しては、攻撃を受けやすい。それ故に教会員が、神の人々に与えられる聖書の知恵と成熟さをもって以下のような過程においてはなしをすすめる義務を負う。

505.1. 牧師のある者が、牧師ににつかわしくない行為、または、ナザレン教会の教理的な声明にそぐわないことを教えたり、クリスチャンらしさや教会のクリスチャン的な行為の契約履行において重大な過失を犯すような不正行為の為に訴えられた場合、その状況において、品行方正と考えられる少なくとも2名のナザレン教会の会員によって文書形式にて署名をし提出されなければならない。性的な不正行為について訴えられた場合には、申し立てられた不正行為に参画していたどのような者からも署名をとるべきではない。文書による訴状は、告訴された者が牧師職の名簿を持っている場所で提出されなければならない。この訴状はそ

の場合に記録の一部となる。

部会諮詢委員会は、訴えられた者に訴状が届いていることを、できるだけ実際的な方法で文書で伝えなければならない。もし、訴状の告知が実際的でない場合には、その地域性において、法的文書の一般的な形式をとることによってなされなければならない。訴えられた者、彼および彼女の相談役は訴えを調査し、同じものの文書化したものを、要求があるときに、即座に対応できるようにしなければならない。(435.6-35.8)

505.2. 牧師の一員に対する訴状上の人物の署名は、署名人の知識、合理的な調査の後形成される信念、訴えが事実に基づいて行われる為に署名人の証書によって構成されなければならない。

505.3. 訴状が提出されたとき、部会諮詢委員会は事実とその事情を審査するため、諮詢委員会が適当だと考える3名あるいはそれ以上からなる長老の牧師と2名以上の信徒からなる委員会を設置し、事実と関わりのある状況を調査し、彼らの答申を文書にしなければならない。その際、その文書は上記委員会の過半数によって署名されたものでなければならない。もし、委員会の報告を吟味した後、告訴に相当する根拠があるとされるなら、その告訴は文書に付され、2人の長老によって署名されなければならない。部会諮詢委員会は、訴状が提出されてから被告宛てに通知書を適切な実際的な方法で送らなければならない。その場合、内容証明か書留郵便、あるいは、親展書として送付しなければならない。被告とその弁護人は訴状とその細目を吟味し、その写しを要求し、受取る権利をもつ。いかなる被告も、これまで詳しく述べられたような通知書を受けずに告訴に答える義務はない。〔222.3〕

505.4. 調査後、牧師に対する告訴が事実に基づくものでなく、悪意のある信念のもとになされたものであることが明らかになった場合に、告訴状のファイルそのものが、告訴にサインした者に対して懲戒行為の基礎となる可能性もある。

505.5. 訴状が提出されたとき、部会諮詢委員会は訴訟を受理し、その問題に判決を下すために、部会の中から2名以上5名の長老を任命しなければならない。指名を受けた5名の長老は部会懲戒委員会を組織し、審問会を開き、ナザレン教会の規則に従って訴訟を処理しなければならない。いかなる理事長も、長老あるいは伝道師の裁判において起訴者あるいは起訴者の補助者となってはならない。この懲戒委員会は上述の告訴に関連して被告を弁護したり赦免したりし、あるいはまた、違反に相当する懲戒を執行する権限をもつ。この懲戒は悔改め、罪の告白、補償、停職、資格証明の剥奪、教会の職務あるいは会員であることからの除外、あるいは公的個人的懲戒、またはそれに類するもの、たとえば、1年以内を試みの期間として、停職あるいは懲戒の延期といった事を定めることができる。

〔222.4,435.6-35.8,505.11-5.12〕

505.6. 告訴された者、部会諮詢委員会がそのように要求した場合には、懲戒委員会は、地域の懲戒委員会となる。各々の場合の地域の理事会は、告訴された会員が会員を持つ部会に管轄権を持つ監督によって指名されなければならない。

505.7. いかなる場合においても、第1局面の部会によっては宣教師に対する懲戒の執行は

行われるべきではない。

505.8. 懲戒委員会の判決は全員一致によらなければならない。その場合、それは全員によって署名され、個々の告訴とその細目に関して「有罪」あるいは「無罪」の判定を含むものでなければならない。

505.9. ここに規定された懲戒委員会による審問は、常にその訴訟が行われる部会の区域内で行われ、その場所は委員会によって指定されなければならない。

505.10. 審問の手続きは、以下に定められた「手続きの規定」に従って行われなければならない。 [222.3-22.4,427.9,433.11,508]

505.11. 教職者が、牧師にならないという理由で告訴された、有罪と認めた場合または、懲戒委員会に告訴される以前に罪を認めた場合、部会諮詢委員会は、505.5 に準じて懲戒を精査しなければならない。(435.6-35.8)

506. 懲戒委員会の判決が出た時点で、部会諮詢委員会、あるいは訴状に署名した人々は、総会上告廷に上告する権利をもつ。上告はその判決後 30 日以内に開始されなければならない。総会上告廷は、申立ての全記録と、事件の全過程を再審理しなければならない。もし法廷が被告の権利を侵害するような本質的な誤りを見いだしたなら、新たに審問会を設置することによって、その誤りを正さなければならない。審問会は被告が先の訴訟手続き、あるいは判決によって不利をこうむったならば、その人物を救済する形で行われなければならない。

507. 懲戒委員会の判決が訴えられた教職者に不運な結果になり、その判決が教職者の職務停止、あるいは資格証明の剥奪を定めた場合、その教職者は、そこで直ちにすべての教職活動を停止しなければならない。もし彼がそれを拒否した場合、その理由のゆえに彼の上告の権利は失われる。

507.1. 懲戒委員会の判決が停職あるいは資格証明の剥奪を決定し、被告の教職者が上告することを望むとき、彼は総会上告法廷の書記にその上告書を提出し、同時に彼の教職者としての資格証明をも提出しなければならない。上告の権利はこの規定に従うことが条件となる。資格証明が提出されたとき、それはその訴訟の結論が出るまで、上記の書記によって安全に保管されるか返還されなければならない。

507.2. 総会上告廷へのアピールは、地域法廷の決断により、告訴された者および懲戒委員会によって為すことができる。そのようなアピールは、他の総会上告廷へのアピールと同様、同じ規則と過程を通らなければならない。

VI. 手続きの規定

508. 総会上告廷は、懲戒委員会および上告廷での訴訟手続きを統括する一定の手続きに関する規定を採用しなければならない。その規定が採用され公布された場合、それはすべての審判の手続きにおける最終的権威となる。印刷された手続き規定は総会書記によって配布されなければならない。規定の変更あるいは修正はいつでも総会上告廷によってなされうる。それが採用され公布されたとき、すべての訴訟において効力と権威をもつ。それ以後に取ら

れる手続きの過程は、それがどのようなものであれ、この変更と修正に一致しなければならない。〔505.1〕

VII. 部会上告廷

509. 正規に組織された各部会には、203.22 に従って年会によって毎年選ばれる 2 名の信徒と理事長を含む 3 名の長老からなる部会上告廷がなければならない。この法廷は教会員の訴えを審問しなければならないが、それは、上告者がその教会あるいは教会役員会がなした決議によって侵害され、不利な立場に立たされた場合である。上告の通知はその決議がなされてから、あるいは、上告者がそれについて認知してから 30 日以内に文書でなされなければならない。その通知は部会上告廷か、あるいはその構成員に通達され、その写しを教会の牧師と教会役員会の書記に通達しなければならない。〔203.22〕

509.1. 部会上告廷は、ある信徒を懲戒するために設置された懲戒委員会の決議に関して、信徒あるいは教会が上告した場合、そのすべてを審問し、それに判決を下す権限をもつ。

VIII. 総会上告廷

510. 総会はそれに続く 4 年間、総会上告廷の構成員として奉仕する 5 名の長老を選ばなければならない。彼らは後任者が選ばれ、権限が与えられるまで務める。〔510.1〕 この法廷は次のような権限をもつ。

510.1. 部会懲戒委員会の決議、あるいは、その判決の結果出されたすべての上告を審問し判決を下す。アペールが上告廷で決定された場合、その決定は権威的なものであり、最終的なものである。(305.7.)

511. 総会と総会の間、総会上告廷に欠員が生じた場合、監督局の任命によって補充される。

512. 総会上告廷の構成員に対する旅費、日当および必要経費の支給は、総会常議員のそれと同じである。ただし、それは、法廷の構成員が法廷の公的職務にたずさわる時に限る。支払いは総会会計が行う。

513. 総会書記は、総会上告廷のすべての記録と判決を永久に保管しなければならない。〔325.4〕

IX. 地域上告廷

514. アメリカ、カナダ地区以外には地域上告廷が存在しなければならない。各地域上告廷は総会後に監督局により選出される 5 名の長老によって構成される。空席は監督局によって補充されなければならない。過程に関する規則は、教会のマニュアル、法律上のマニュアルのように総会上告廷と同じ規定によって行われる。

X. 権利の保証

515. 告訴された教職者または信徒が公平無私な訴訟の審問を受ける権利は拒否されてはな

らないし、その審問が不当に延期されることがあってはならない。無罪者の赦免と有罪者の懲戒を決定するため、訴状は、なるべく早く審問に付されなければならない。すべての被告は有罪が証明されるまでは無罪であると推定される権利をもつ。個々の訴状とその細目に関して、起訴者側は、確実さをもって、また万々誤りのないように、それが有罪であることを実証する責任がある。

515.1. 総会上告廷に上告する事を目的とした訴訟の文書を準備するための費用は、審判におけるすべての証言の逐語的復写の費用をも含めて、その審問が行われ懲戒が執行される部会によって負担されなければならない。上告するすべての教職者または信徒は、その上告について文書または口頭をもって弁論する権利をもつ。しかし、被告は、この権利を書面をもって放棄しうる。

515.2. 不品行のゆえに教会のマニュアルに違反した、として告訴され、その訴訟が未決中の教職者または信徒は、告訴人と対面し、告訴の証人に反対尋問する権利をもつ。

515.3. 懲戒委員会における証人の証言は、その証言が宣誓または厳粛な確認の下になされない限り、証拠として受理されたり尊重されたりしてはならない。

515.4. 告訴に答えるために懲戒委員会に出た教職者また信徒は、常に自らが選んだ弁護人を代表に立てる権利をもつ。その弁護人は信望あるナザレン教会員でなければならない。正規に組織された教会の正会員で訴状で、訴えられていない人は信望があると見なされる。

515.5. 教職または信徒が告訴された場合、その告訴の提出が5年以上前の行為に対するものであるならば、それに答える必要はない。また、告訴がなされる5年以上前に起った事柄に対する審問に当っては、いかなる証拠も取上げられてはならない。しかしながら、そのように行為によって不当に権利を侵害された者が18歳以下であったり、精神的に告訴することが無理であった場合には、5年間の制限期間は、不当に権利を侵害された者が18歳になるか、または、精神的に可能になるまで始まらない。子どもへの性的虐待の場合、時間制限は適用されるべきではない。

もし教職者が、資格ある法廷によって重罪とみなされた場合、彼または彼女は、資格を部会理事長に返却しなければならない。教職者のそのような要望があった場合、そこに懲戒委員会が含まれていない場合、部会諮詢委員会は、罪の状況を調査し、適正であるとなされたならば資格を回復しなければならない。

515.6. 教職者または信徒は、同じ罪に対して、二度も有罪として受刑することはない。ただし、上告廷が懲戒委員会の最初の訴訟の中で、取り消しできる誤りがあることを発見した場合は別である。

第 VII 部 式文

洗礼式

入会式

聖餐式

結婚式

葬式

役員任職式

献堂式

800. 洗 礼 式

800.1. 信徒の洗礼式

親愛なる兄弟〔姉妹〕、バプテスマは、新しい恩寵の契約のしるしであり保証であります。その重要性については、使徒パウロのローマ人への手紙に次のようにしるされております。「それとも、あなたがたは知らないのか。キリスト・イエスにあずかるバプテスマを受けたわたしたちは、彼の死にあずかるバプテスマを受けたのである。すなわち、わたしたちは、その死にあずかるバプテスマによって、彼と共に葬られたのである。それは、キリストが父の栄光によって、死人の中からよみがえらされたように、わたしたちもまた、新しいいのちに生きるためである。もしわたしたちが、彼に結びついてその死の様にもひとしくなるなら、さらに彼の復活の様にもひとしくなるであろう」（ロマ 6：3-5）

キリスト教信仰の、もっとも初期の、また、簡潔な信条は使徒信条であります。あなたがた〔がた〕はそれを信じて、バプテスマを受けようとしています。

「われは天地の造り主、全能の父なる神を信ず。われはその独り子、私たちの主、イエス・キリストを信ず。主は聖霊によりてやどり、処女（おとめ）マリヤより生れ、ポンテオ・ピラトのもとに苦しみを受け、十字架につけられ、死にて葬られ、陰府（よみ）にくだり、三日目に死人のうちよりよみがえり、天に昇り、全能の父なる神の右に坐したまえり、かしこより来たりて、生ける者と死ねる者とを審（さば）きたまわん。「われは聖霊を信ず、聖なる公同の教会、聖徒の交わり、罪の赦し、からだのよみがえり、永遠（とこしえ）のいのちを信ず。アーメン。」

問 あなた〔がた〕はこの信仰をもってバプテスマを受けることを願いますか。

答 願います。

問 あなた〔がた〕は生涯、神の聖なるみむねに従い、その戒しめを守ることを願いますか。

答 願います。

牧師は志願者の姓名を呼び、その希望により、滴礼、注礼、浸礼のいずれかによりバプテスマを授ける場合、次のように言う。

・・・、父と子と聖霊とのみ名によって、バプテスマを授ける。アーメン。

800.2. 幼児洗礼式

保証人らが呼ばれて子供（または子供ら）と共に牧師の前に立つ時、牧師は次のように言う。

「イエスに手を置いて祈っていただくために、人々が幼な子らをみもとに連れてきた。と

ころが、弟子たちは彼らをたしなめた。それを見てイエスは言われた、「幼な子らをわたしの所に来るままにしておきなさい。止めてはならない。天国はこのような者の国である」

この幼な子をささげる〔この幼な子にバプテスマを受けさせる〕ことにより、あなたがたは、キリスト教を信じる信仰だけでなく、この幼な子が、幼ない時から、神のみむねを知ってそれに従い、キリスト者として生き、また死に、永遠の祝福に至るように、との願いを表わしました。

との聖なる目的達成のため、両親〔後見人〕として、あなたがたはこの子供を、幼ない時から、主を畏れるように教え、この子供が迷うことのないようにその教育に注意し、子供の心を聖書に、その足を聖所に導き、悪い仲間や習慣を避けさせ、あなたがたのなしうる限り、子供を主の薫陶と訓戒のうちに育てることはあなたがたの義務であります。

問 あなたがたは、神のみ助けによって、その義務を果たそうと努めますか？

答 努めます。

わたしたちの愛する天の父、わたしたちは今、ここに、父と子と聖霊とのみ名によって・・・をささげ〔にバプテスマを授け〕ます。アーメン。

次に牧師は以下の祈禱、または、自由祈禱をささげてもよい。

天の父、わたしたちは、あなたが、この幼な子を、愛をもってかえりみたもうよう、へりくだって祈ります。どうか。この幼な子をあなたの豊かな天の恵みをもって富ましめ、幼ない時に出会う多くの危険から守り、青年時代の誘惑から救い、キリストをみずからの救い主として知るよう導き、ますます知恵が加わり、背たけも伸び、そして神と人から愛され、その恵みのうちに終りまで耐え忍ばせてください。どうか、両親をつねに聖なる愛をもて支え、賢明な助言と、きよき模範をもって、この幼な子とあなたへの責任を忠実に果たすことを得させてください。わたしたちの主イエス・キリストのみ名によって祈ります。

800.3 献児式、幼児祝福式

親または、保護者が子ども（子どもたち）を連れてきた時、牧者は次のように言う。

「イエスに手を置いて祈っていただくために、人々が幼な子らをみもとに連れてきた。ところが、弟子たちは彼らをたしなめた。それを見てイエスは言われた、「幼な子らをわたしの所に来るままにしておきなさい。止めてはならない。天国はこのような者の国である」

この幼な子をささげる〔この幼な子にバプテスマを受けさせる〕ことにより、あなたがたは、キリスト教を信じる信仰だけでなく、この幼な子が、幼ない時から、神のみむねを知ってそれに従い、キリスト者として生き、また死に、永遠の祝福に至るように、との願いを表わしました。

その聖なる目的達成のため、両親〔後見人〕として、あなたがたはこの子供を、幼ない時

から、主を畏れるように教え、この子供が迷うことのないようにその教育に注意し、子供の心を聖書に、その足を聖所に導き、悪い仲間や習慣を避けさせ、あなたがたのなしうる限り、子供を主の薫陶と訓戒のうちに育てることはあなたがたの義務であります。

問 あなたがたは、神のみ助けによって、その義務を果たそうと努めますか？

答 努めます。

問 私は信徒の方々に尋ねます。キリストの体として、この両親が子どもに対する責任を果たすことができるように支え励まし、・・・・・・を霊的成熟の為に養うことを誓いますか。

答 私たちは努めます。

問 わたしたちの愛する天の父、わたしたちは今、ここに、父と子と聖霊とのみ名によって・・・・・・をあなたにささげます。アーメン。

次に牧師は以下の祈祷、または、自由祈祷をささげてもよい。

天の父、わたしたちは、あなたが、この幼な子を、愛をもってかえりみたもうよう、へりくだって祈ります。どうか、この幼な子をあなたの豊かな天の恵みをもって富ましめ、幼ない時に出会う多くの危険から守り、青年時代の誘惑から救い、キリストをみずからの救い主として知るよう導き、ますます知恵が加わり、背たけも伸び、そして神と人から愛され、その恵みのうちに終りまで耐え忍ばせてください。どうか、両親をつねに聖なる愛をもって支え、賢明な助言と、きよき模範をもって、この幼な子とあなたへの責任を忠実に果たすことを得させてください。わたしたちの主イエス・キリストのみ名によって祈ります。

800. 4. 献児式、幼児祝福式（シングルパーレント及び保護者の為）

親または、保護者が子ども（子どもたち）を連れてきた時、牧者は次のように言う。

「イエスに手を置いて祈っていただくために、人々が幼な子らをみもとに連れてきた。ところが、弟子たちは彼らをたしなめた。それを見てイエスは言われた、「幼な子らをわたしの所に来るままにしておきなさい。止めてはならない。天国はこのような者の国である」（マタイ19章13-14節）

この幼な子をささげる〔この幼な子にバプテスマを受けさせる〕ことにより、あなたがたは、キリスト教を信じる信仰だけでなく、この幼な子が、幼ない時から、神のみむねを知ってそれに従い、キリスト者として生き、また死に、永遠の祝福に至るように、との願いを表わしました。

その聖なる目的達成のため、両親〔後見人〕として、あなたがたはこの子どもを、幼ない時から、主を畏れるように教え、この子供が迷うことのないようにその教育に注意し、子どもの心を聖書に、その足を聖所に導き、悪い仲間や習慣を避けさせ、あなたがたのなしうる限り、子どもを主の薫陶と訓戒のうちに育てることはあなたがたの義務であります。

問 あなたがたは、神のみ助けによって、その義務を果たそうと努めますか？

答 努めます。

問 私は信徒の方々に尋ねます。キリストの体として、この両親が子どもに対する責任を果たすことができるように支え励まし、・・・・・・を霊的成熟の為に養うことを誓いますか。

答 私たちは努めます。

問 わたしたちの愛する天の父、わたしたちは今、ここに、父と子と聖霊とのみ名によって・・・・・・をあなたにささげます。アーメン。

次に牧師は以下の祈禱、または、自由祈禱をささげてもよい。

天の父、わたしたちは、あなたが、この幼な子を、愛をもってかえりみたもうよう、へりくだって祈ります。どうか、この幼な子をあなたの豊かな天の恵みをもって富ましめ、幼ない時に会う多くの危険から守り、青年時代の誘惑から救い、キリストをみずからの救い主として知るよう導き、ますます知恵が加わり、背たけも伸び、そして神と人から愛され、その恵みのうちに終りまで耐え忍ばせてください。どうか、両親をつねに聖なる愛をもて支え、賢明な助言と、きよき模範をもって、この幼な子とあなたへの責任を忠実に果たすことを得させてください。わたしたちの主イエス・キリストのみ名によって祈ります。

801. 入会式

(アメリカのナザレン教会では、バプテスマを受けた人を自動的にその教会の会員にするのではなく、別に入会式を行なう。以下の式文は、その教会でバプテスマを受けた人の入会式の式文である。一訳注) 志願者が講壇の前に立つ時、牧師は次のように言う。

親愛なる兄弟〔姉妹〕、イエス・キリストの教会に入会することによって、わたしたちの受ける特権と祝福とは、非常に大きく、また貴重なものがあります。そこには、他で見ることのできない聖なる交わりがあります。

そこには聖書の教えによる牧師の導きがあり、共同の礼拝による祝福があります。また、他ではなし得ない奉仕における協力があります。教会がキリスト教経験に必須のものとして信じている教理は簡潔なものです。

牧会者は以下の信仰箇条の1つを引用してもよい。

例1 わたしたちは、父・子・御霊の神を信じております。特に、わたしたちは、イエス・キリストの神性と、聖霊の人格を重視いたします。

わたしたちは、人は罪にあって生れ、キリストによる赦しのみわざと、聖霊による新生が必要であること、また、これに続いて、聖霊の満たしによる心のきよめ、または、全き聖化というより深いみわざがあること、そして、これらの恵みのみわざのいずれにも、聖霊のあかしがあることを信じております。

わたしたちは、わたしたちの主が再び来られ、死んだ者はよみがえらせられること、また、

すべての者は最後の審判を受け、報いと刑罰を受けることを信じております。

問 あなた〔がた〕は、これらの真理を、心から信じますか。

答 信じます。

問 あなた〔がた〕は、イエス・キリストをあなた〔がた〕の個人的な救い主と認めていますか。

答 認めています。

問 ナザレン教会の会員になることを願って、あなた〔がた〕は、ナザレン教会の一般規則と特別規則に表示されているように、教会における交わりと奉仕に努め励むことを約束しますか。謙遜な歩み、敬虔な会話、きよき奉仕、惜しみなくあなた〔がた〕の富をささげ、恵みの手段である集会に出席し、忠実に聖餐にあずかり、すべて悪の類（たぐい）に遠ざかるなどによって、すべての道において神の栄光をあらわすよう努め、主を畏（おそ）れて、心と生活のきよめが全うされるよう熱心に求めますか。

答 求めます。

ここで牧師は次のように言う。

わたしはあなた〔がた〕をこの教会に歓迎いたします。どうか聖なる交わりにあずかり、また、特権にあずかると共に責任をも果たして下さい。どうか、偉大な教会の頭（かしら）であられる主が、あなた〔がた〕を祝福し、また、お守り下さるように。また、あなた〔がた〕の有力な生活と奉仕をとおして、他の人々をキリストに導くことができるために、あなた〔がた〕をすべての良きわざに忠実であらしめたもうように。

次に牧師は志願者ひとりびとりの手を取り、歓迎のことばを述べ、教会に受け入れる。

（他教会の薦書をもって転入する場合の様式）

はこれまで………ナザレン教会の会員でしたが、このたび当教会に加入されます。

ひとりびとりの手を取るか、志願者に向って牧師は次のように言う。

この教会にあなた〔がた〕を会員として迎えることは大きな喜びです。わたしたちは、あなた〔がた〕の励ましと力となると共に、あなた〔がた〕は、わたしたちの祝福と助けとなると信じます。どうか主が、霊魂の救いと神の国の進展のために、あなた〔がた〕を大いに祝し、お用い下さるように。

例2 わたしたちは、父・子・御霊の神を信じております。十全靈感によって与えられた旧新約聖書は、信仰とクリスチャン生活に必要なすべての真理を含んでいます。

人は墮落した本性の中に生まれ、それ故に悪に傾き、継続的に悪にいつづけることとなります。このようにして悔い改めをすることは望めず、悔い改めが見られなくなっています。

イエス・キリストの贖いは、すべての人類の為のものであり、誰でも悔い改めて主イエス・キリストを信じる者は義とせられ、新しく生まれ、罪の支配から救われます。

信仰者は、新しく生まれた後に、主イエス・キリストを信じることによって全く清められます。わたしたちの主は再び戻って来られ、死者はよみがえり、最後の審判が起こります。

（文章 26.1-26.8）

問 あなた〔がた〕は、これらの真理を、心から信じますか。

答 信じます。

問 あなた〔がた〕は、イエス・キリストをあなた〔がた〕の個人的な救い主と認めていますか。

答 認めています。

問 ナザレン教会の会員になることを願って、あなた〔がた〕は、ナザレン教会の一般規則と特別規則に表示されているように、教会における交わりと奉仕に努め励むことを約束しますか。謙遜な歩み、敬虔な会話、きよき奉仕、惜しみなくあなた〔がた〕の富をささげ、恵みの手段である集会に出席し、忠実に聖餐にあずかり、すべて悪の類（たぐい）に遠ざかるなどによって、すべての道において神の栄光をあらわすよう努め、主を畏（おそ）れて、心と生活のきよめが全うされるよう熱心に求めますか。

答 求めます。

ここで牧師は次のように言う。

わたしはあなた〔がた〕をこの教会に歓迎いたします。どうか聖なる交わりにあずかり、また、特権にあずかると共に責任をも果たして下さい。どうか、偉大な教会の頭（かしら）であられる主が、あなた〔がた〕を祝福し、また、お守り下さるように。また、あなた〔がた〕の有力な生活と奉仕をとおして、他の人々をキリストに導くことができるために、あなた〔がた〕をすべての良きわざに忠実であらしめたもうように。

次に牧師は志願者ひとりびとりの手を取り、歓迎のことばを述べ、教会に受け入れる。

（他教会の薦書をもって転入する場合の様式）

はこれまで………ナザレン教会の会員でしたが、このたび当教会に加入されます。

ひとりびとりの手を取るか、志願者たちに向って牧師は次のように言う。

この教会にあなた〔がた〕を会員として迎えることは大きな喜びです。わたしたちは、あなた〔がた〕の励ましと力となると共に、あなた〔がた〕は、わたしたちの祝福と助けとなると信じます。どうか主が、霊魂の救いと神の国の進展のために、あなた〔がた〕を大いに祝し、お用い下さるように。

802. 聖 餐 式

聖餐式の前には、それにふさわしい説教と、I コリ 11：23-29、ルカ 22：14-20、その他適当な聖句の朗読があつてから、牧師は次のような招詞を述べる。

主はおんみずからこの聖餐を定められました。そして、その弟子たちに、主の裂かれたからだと流された血の象徴であるパンとぶどう酒にあずかるよう命じられました。これは主の食卓です。この聖餐は主の弟子たちのためのものです。真に悔い改めて、おのが罪を捨て、キリストを信じて救われた者はすべて主の食卓に近づき、パンとぶどう酒にあずかり、あな

たがたの靈魂のなぐさめと喜びのために、信仰をもって、イエス・キリストのいのちにあずかりましょう。わたしたちは、それが、わたしたちの主の受難と死の記念であると共に、主が再び来られることのしるしであることを憶えましょう。また、主のひとつの食卓において、わたしたちはひとつであることを忘れないようにしましょう。

牧師はざんげと祈願をしてのち、次のような聖別の祈りをしてよい。

全能の神、天にいますわたしたちの父、その深きあわれみによって、おん独り子イエス・キリストをお与え下さり、わたしたちの救いのために十字架に死なしめたまいました。どうか、わたしたちの祈りをお聴き下さるようへり下って切にお願いします。主の受難と死の記念として、神のみ子、わたしたちの救い主イエス・キリストが制定されたパンとぶどう酒をわたしたちが受ける時、わたしたちが主の贖罪の死による祝福にあずかる者として下さい。

主イエスは渡される夜、パンを取り、感謝してこれを裂き、弟子たちに与えて言われた、「取って食べよ、これはあなたがたのために裂かれるわたしのからだである。わたしを記念するため、このように行いなさい。」食事ののち、杯を取り、感謝して彼らに与えて言われた、「みな、この杯から飲め。これは罪のゆるしを得させるようにと、多くの人のために流すわたしの新しい契約の血である。飲むごとにわたしを憶えよ。」

わたしたちがこの聖餐にあずかる時、真の謙遜と信仰をもってあなたのみ前にあらしめて下さい。わたしたちの主イエス・キリストによって祈ります。アーメン。

牧師は、まず自らあずかり、臨席の教職の助けによって、また、必要な場合は執事の助けによって、会衆に分餐する。

パンを分ける間、牧師は次のように言う。

あなたのために裂かれたわたしたちの主イエス・キリストのからだは、あなたを責められない者として守り、永遠のいのちに至らせるように。キリストはあなたのために死なれたことを憶え、取って食べなさい。

杯が配られる間、牧師は次のように言う。

あなたのために流されたわたしたちの主イエス・キリストの血は、あなたを責められない者として守り、永遠のいのちに至らせるように。キリストの血はあなたのために流されたことを憶え、感謝をもってこれを飲みなさい。

すべての者が聖餐にあずかってのち、牧師は、感謝と献身の祈りをする。

803. 結 婚 式

神聖な結婚式のために定められた日時に、法律で認められた両名、男子は右、女子は左に並んで立ち、牧師は会衆に次のように言う。

親愛なる兄弟姉妹、わたしたちは今ここに集まり、神とこれらの証人の前で、このふたりの神聖な結婚式をあげようとしています。もともと結婚は人類が罪なき時代から神によって定められた尊き式典であって、キリストとその教会との間にある奥義を示しているものであります。キリストはガリラヤのカナにおける結婚式にのぞみ、これを祝福し、そこで最初の奇跡を行なわれました。また、聖パウロも、すべての人が結婚を重んじなければならないことを教えております。ですから、だれでも軽率に結婚をしてはなりません。うやうやしく慎しみ、神を畏れかしこみつつなすべきであります。今これらふたりはこの神聖な結婚式をあげようとしております。

牧師は両者に対して以下のように言う。

- ・ と , あなたたがは、神の臨在のもと立っています。結婚の誓いは永遠の誓いであります。あなたがたの結婚は生涯にわたるものであり、死のみが二人を分かつことができます。
- ・ 本日行われる誓いが侵犯されることなく守られ、常に神の意志を求め、行おうとするならば、あなたがたの人生は、神の臨在において祝され、あなたの家庭は平安で満たされるでしょう。

このように言った後に、牧者は男子に言う。

- ・ 、あなたは、神の定めに従い、神聖な結婚を行ない、この女子の病める時も、すこやかなる時も、彼女を愛し、彼女をなぐさめ、彼女を重んじ、彼女を守り、ふたりが生きる限り、堅く節操を守ることを約束しますか。

答 約束します。

次に牧師は女子に言う。

- ・ 、あなたは神の定めに従い、神聖な結婚を行ない、この男子の病める時も、すこやかなる時も、彼を愛し、彼をなぐさめ、彼を重んじ、彼を守り、ふたりが生きる限り、堅く節操を守ることを約束しますか。

答 約束します。

次に牧師は尋ねる。

この女子をこの男子にとつがせる者はだれですか。

答（父、またはそれに代わるもの） わたしです。

男女を向かい合わせ、右の手を握らせ、ふたりに次のような誓約をさせる。

男子は牧師のことばを繰り返す。

わたし……は。あなたを妻とし。今よりのち、神の聖なるために従い、生涯変わることなく、良き時も悪しき時も、富める時も貧しき時も、病める時もすこやかなる時も、あなたを支え、あなたを愛し、あなたを重んじることを誓います。

女子は牧師のことばを繰り返す。

わたし……もあなたを夫とし、今よりのち、神の聖なるために従い、生涯変わることなく、良き時も悪しき時も、富める時も貧しき時も、病める時もすこやかなる時も、あなたを支え、あなたを愛し、あなたを重んじることを誓います。

ここで新郎が指輪を新婦に与えてもよい。その場合、牧師は新郎の付添人から受けた指輪を新郎にわたす。新郎が新婦の指（左手の無名指一訳注）にはめる時、彼は牧師のことばを繰り返す。

この指輪は、わたしの愛と、つねに節操を守る誓いのしるしです。

牧師が次のような祈祷（自由祈祷でもよい）をささげる時、ふたりはひざまずく。

永遠にいます神、よろずの者を造り、これを守り、霊のもろもろの恵みを授け、永遠のいのちを賜う主よ、願わくは、わたしたちが今、主のみ名によって祝福するこのしもべ、しもめに祝福をくだしたまえ。かのイサクとリベカのちぎりにならい、このふたりも、今誓いしその誓約を守り行ない、この世にあつては、愛と平和のうちに偕老（かいろう）の交わりをなさしめたまわんことを、わたしたちの主、イエス・キリストによって祈ります。 アーメン。

次に牧師は言う。

このふたりは神聖な結婚を行ない、神と会衆の面前でこれをあかしし、共に約束を立て、握手の礼をもってそれを表わしました。それゆえ、わたしは、父と子と聖霊の名によって、このふたりが夫婦であることを宣言いたします。神が合わせられたものを、人は離してはならない。アーメン。

次に牧師は祝福の祈りをする。

願わくは、父と子と聖霊なる神が、あなたがたを祝し、守りたまわんことを。願わくは、主そのあわれみを施し、あなたがたふたりをかえりみ、すべての霊の祝福と恵みに満たし、この世にあっては偕老（かいらう）の交わりをし、来たるべき世においては限りなきいのちを得させたまわんことを。

次に牧師は自由祈禱と／または祝禱をもって結ぶ。（427.7）

804.葬 式

親愛なる兄弟姉妹、わたしたちは、本日、わたしたちの愛する友のなきがらに最後の別れを告げようとして集っております。愛する者を失って悲しみのうちにある遺族の方々に、わたしたちは特に、深い、心からの哀悼の意を表します。このような悲しみの時に、わたしたちは、遺族の方々と共に、神のことばによるなぐさめを受けたいと思います。

「心を騒がせるな。神を信じなさい。そして、わたしをも信じなさい。わたしの父の家には住む所がたくさんある。もしなければ、あなたがたのために場所を用意しに行くと言ったであらうか。行ってあなたがたのために場所を用意したら、戻って来て、あなたがたをわたしのもとに迎える。こうして、わたしのいる所に、あなたがたもいることになる。」（ヨハ 14：1-3）。

「イエスは言われた。「わたしは復活であり、命である。わたしを信じる者は、死んでも生きる。生きていてわたしを信じる者はだれも、決して死ぬことはない。」（ヨハ 11：25-26）。

祈願（牧師自身のことばか、次の式文で祈る）。

全能なる神、わたしたちの天の父、わたしたちはこの悲しみの聖所に来たり、みずからがよるべなく、全くあなたに依って生きる者であることを知っております。わたしたちはあなたがわたしたちを愛したまい、死の陰をも朝（あした）の光と変えたもうことを知っております。今、わたしたちを助けたまい、敬虔と従順な心をもってあなたのみ前に待ちのぞませて下さい。

あなたはわたしたちの避け所、また力。ああ神よ、悩める時のいと近き助けであります。どうか、わたしたちに、あなたの豊かなあわれみをお与え下さい。きょう悲しめる人々に、あなたの支え励ます恵みによって、なぐさめといやしとをお与え下さい。

わたしたちはへり下って、これらの祈願をわたしたちの主イエス・キリストのみ名によってささげます。アーメン。

讚美歌

聖書

「わたしたちの主イエス・キリストの父である神が、ほめたたえられますように。神は豊かな憐れみにより、わたしたちを新たに生まれさせ、死者の中からのイエス・キリストの復

活によって、生き生きとした希望を与え、また、あなたがたのために天に蓄えられている、朽ちず、汚れず、しぼまない財産を受け継ぐ者としてくださいました。あなたがたは、終わりの時に現されるように準備されている救いを受けるために、神の力により、信仰によって守られています。それゆえ、あなたがたは、心から喜んでいるのです。今しばらくの間、いろいろな試練に悩まねばならないかもしれませんが、あなたがたの信仰は、その試練によって本物と証明され、火で精錬されながらも朽ちるほかない金よりはるかに尊くて、イエス・キリストが現れるときには、称賛と光栄と誉れとをもたらすのです。あなたがたは、キリストを見たことがないのに愛し、今見なくても信じており、言葉では言い尽くせないすばらしい喜びに満ちあふれています。それは、あなたがたが信仰の実りとして魂の救いを受けているからです。」（I ペテ 1 : 3-9）。

（外にマタ 5 : 3-4,6,8 ; 詩篇 27 : 3-5, 11, 13-14 ; 46 : 1-6,10-11 などの聖句を読んでもよい。）

式 辞 讚美歌

終 禱

埋葬式

墓前に会衆が集まった時、牧師は次の聖句のうちから適当なものを用いるがよい。

「わたしは知っている／わたしを贖う方は生きておられ／ついには塵の上に立たれるであろう。この皮膚が損なわれようとも／この身をもって／わたしは神を仰ぎ見るであろう。このわたしが仰ぎ見る／ほかならぬこの目で見ると。腹の底から焦がれ、はらわたは絶え入る。わたしは知る、わたしをあがなう者は生きておられる、後の日に彼は必ず地の上に立たれる。わたしの皮がこのように滅ぼされたのち、わたしは肉を離れて神を見るであろう。しかもわたしの味方として見るであろう。わたしの見る者はこれ以外のものではない。わたしの心はこれを望んでこがれる。」（ヨブ 19 : 25-27）。

「わたしはあなたがたに神秘を告げます。わたしたちは皆、眠りにつくわけではありません。わたしたちは皆、今とは異なる状態に変えられます。最後のラッパが鳴るとともに、たちまち、一瞬のうちにです。ラッパが鳴ると、死者は復活して朽ちない者とされ、わたしたちは変えられます。この朽ちるべきものが朽ちないものを着、この死ぬべきものが死なないものを着るとき、次のように書かれている言葉が実現するのです。「死は勝利にのみ込まれた。死よ、お前の勝利はどこにあるのか。死よ、お前のとげはどこにあるのか。」死のとげは罪であり、罪の力は律法です。わたしたちの主イエス・キリストによってわたしたちに勝利を賜る神に、感謝しよう。わたしの愛する兄弟たち、こういうわけですから、動かされな

いようにしっかり立ち、主の業に常に励みなさい。主に結ばれているならば自分たちの苦勞が決して無駄にならないことを、あなたがたは知っているはずです。

(I コリ 15 : 51-52,54-58) .

また、わたしは天からこう告げる声を聞いた。「書き記せ。『今から後、主に結ばれて死ぬ人は幸いである』と。」“霊”も言う。「然り。彼らは勞苦を解かれて、安らぎを得る。その行いが報われるからである。」(黙示 14 : 13).

牧師は次の式辞のいずれかを適当に用いる・

信徒のため

この世を去りしわたしたちの愛する者の霊は、これを授けられた神に帰りしゆえ、わたしたちは兄弟〔または姉妹〕のなきがらを死人のよみがえりと永遠のいのち、わたしたちの主イエス・キリストによって、主の栄光のからだに似た新しいからだをお与え下さるとの確かな信仰と希望をもって埋葬いたします。「主にあつて死ぬ死人はさいわいである。」

未信徒のため

わたしたちは今、この世を去りしわたしたちの友のなきがらを埋葬しようとしております。わたしたちは、全地のさばき主はあわれみ深く、義を行ないたもうことを知るゆえに、去りし人の霊を神に葬ねます。世にあるわたしたちは、神を畏れ・神を愛して生きるため、みずからを新しく神にささげましょう。こうして、わたしたちに天国に入る恵みが豊かに与えられるでしょう。

幼な子のため

わたしたちの主イエスによって、永遠のいのちによみがえる、との確かなる希望をもって、わたしたちは、この幼な子のなきがらを埋葬いたします。そして、主イエスが地上におられた時、幼な子らを見腕に抱き、彼らを祝福されたように、この愛する者をご自身に受け入れて下さいます。「天国はこのような者の国である」と言われたからです。

祈 禱

わたしたちの天の父、あわれみ深き神、わたしたちは、愛する者を失ったこの悲しみの時、あなたを仰いでおります。どうか、憂いに沈める愛する遺族の上になぐさめをお与え下さい。今よりのち、彼らと共に、彼らを支え、導いて下さい。ああ主よ、彼らがあなたを愛し、あなたに仕え、来たるべき世において、あなたの約束の成就されるのを見るようにして下さい。

「永遠の契約の血による羊の大牧者、わたしたちの主イエスを、死者の中から引き上げられた平和の神が、御心に適うことをイエス・キリストによってわたしたちにして下さり、

御心を行うために、すべての良いものをあなたがたに備えてくださるように。栄光が世々限りなくキリストにありますように、アーメン。」（ヘブ 13：20-21）。

805. 役員任職式

適当な讃美歌をうたってから、書記は任職される役員たちの氏名と職務を読み上げる、これらの役員は進み出て講壇の前、牧師に画して立つ。ひとりびとりのために誓いのカード（covenant card）（ナザレン出版社で入手できる）を用意すること。牧師は次のように言う。

キリスト教的奉仕の特別な分野のために、働きびとを区別される神の方式に従い、新年度にわたしたちの教会における奉仕のために規定に従って選ばれたこれらの役員〔と／または教師〕たちの任職式を行うことになりました。それでは聖書からこれについての神の教えを学びましょう。

「こういうわけで、兄弟たち、神の憐れみによってあなたがたに勧めます。自分の体を神に喜ばれる聖なる生けるいけにえとして献げなさい。これこそ、あなたがたのなすべき礼拝です。あなたがたはこの世に倣ってはなりません。むしろ、心を新たにして自分を変えていただき、何が神の御心であるか、何が善いことで、神に喜ばれ、また完全なことであるかをわきまえるようになりなさい。」（ローマ 12：1-2）。

「あなたは、適格者と認められて神の前に立つ者、恥じるところのない働き手、真理の言葉を正しく伝える者となるように努めなさい。」（Ⅱテモテ 2：15）。

「キリストの言葉があなたがたの内に豊かに宿るようにしなさい。知恵を尽くして互いに教え、論し合い、詩編と賛歌と霊的な歌により、感謝して心から神をほめたたえなさい。」（コロサイ 3：16）。

「御言葉を教えてもらう人は、教えてくれる人と持ち物をすべて分かち合いなさい。」（ガラテヤ 6：6）。

あなたがたが講壇の前に立って、この教会とそれに付属する各部のご奉仕にあずかろうとするこれは重大な時であります。どうか、あなたがたが今、あずかろうとする任務を、わたしたちの主への奉仕のための特別な機会と見て下さい。そして、あなたがためいめいの職分を果たすことによって、喜びと霊の祝福にあずかって下さい。

あなたがたの仕事は決して安易なものではありません。それは、教会の進展と靈魂の運命はあなたがたの手中にあるからです。キリスト教的品性の成長はあなたがたの責務であり、救われていない人々をイエス・キリストに導くことは、あなたがたの最高の目的であります。どうか、あなたがたが、主の栄光のためにご奉仕される時、神があなたがたに、知恵と力とお与え下さるように。

あなたがたが持たれるカードには誓約のことばが書かれております。それを一緒に読みましょう。読むとき、それをわたしたちめいめいは、みずからの献身のあかしとしましょう。

奉仕者の誓い

わたしが今、就（つ）こうとするこの職務に任ずることにおいて、教会がわたしになされた信頼にこたえて、わたしはここに誓約いたします。

ナザレン教会の理想と標準とに一致した、キリスト者の生活と模範の高い標準を維持し、日ごとに、祈禱と聖書を読むために一定の時を定めることによって、わたしの個人的なキリスト教的経験を育成し、定例の日曜学校、日曜の朝夕の集会、週の半ばの祈禱会に、止むを得ない事情のない限り出席し、現在、または、将来、それに選ばれ、または、選ばれようとする役員会や会議、または、委員会の正当に召集されたすべての集会に忠実に出席し、定められた時に、わたしが出席することができない場合、または、この職務におけるわたしの責務を果たすことができない場合、先輩の役員に通告し、わたしの職務を果たすうえに助けとなる教団発行の出版物やその他の書物を多く読み、機会があれば、信徒奉仕者養成講座（Christian Service Training Courses）を受講することによって、みずから、および、みずからの技能を改善し、他の人々の霊の祝福に対する実際的な関心を表わすことにより、また教会におけるすべての伝道集会に出席し、援助することによって、人々をイエス・キリストに導くため努力いたします。

次に牧師は適当な祈禱をささげ、特別な献身の歌をうたってから、次のように言う。

あなたがたの特殊な職務において、この教会の働きが推進されるため、全力をつくそうとの誓約をされたので、わたしはここに、あなたがたが選ばれ、または、任命されたそれぞれの職務にあなたがたを任じます。あなたがたは今や、この教会の組織体とリーダーシップの重要な役割をもっております。どうか、あなたがたは、行いと、教えと、勤勉な奉仕とによって、主のぶどう園における有力な働きびととなってください。

牧師は会衆に起立を求め、次のように彼らに言う。

あなたがたは、新年度のために選ばれた役員たちによってなされた誓いを聴かれました。わたしは今、会衆のみなさんをお願いします。どうか、これらの役員がたの忠実な支持者であって下さい。きょう、わたしたちが役員方に負わせた荷は重いので、あなたがたの支援と祈禱が必要です。どうか、あなたがたは、つねに、役員の問題を理解し、過ちと思える点には寛容であって下さい。どうか、必要な場合、喜んで支援することによって、わたしたちが協力して働く時、わたしたちの教会が、失われた魂をキリストに導くうえに有力な働きができるように。

次に牧師は終わりの祈祷をするか、会衆に主の祈りを唱和させる。

806. 献 堂 式

牧師 主のみ手によって祝福をこうむり、主の恵みと力により、み名の栄光のために、この建物〔礼拝堂、教育館、社交室、その他〕の建築を終わらせて下さいましたので、わたしたちは今、主のみ国の奉仕のため、この建物をささげようとして、神のみ前に立っています。

すべての良きものと、全き賜物の源であるわたしたちの父なる神の栄光のために、わたしたちの主、また、救い主なるイエス・キリストがあがめられるために、また、光と命と力の源、わたしたちのきよめ主なる聖霊がほめたたえられるために。

会衆 わたしたちは今、喜びと感謝をもって、へりくだり、この建物をささげます。

牧師 この教会を愛し、また奉仕し、わたしたちが今、受けている遺産を残してくれ、また、今や、凱旋の教会の一部であるすべての人々を記念して。

会衆 わたしたちは感謝をもってこの建物をささげます。

牧師 祈祷とさんびをささげる礼拝のために、みことばの宣教のために、聖書を教えるために、そして、聖徒の交わりのために。

牧師 わたしたちは、おごそかに、この神の家をささげます。

会衆 悲しめる者の慰めのために、弱き者が強くされるために、誘われる者が助けられるために、そして、ここに来たるすべての者に希望と勇気とが与えられるために。

会衆 わたしたちは、この交わりと祈りの場所をささげます。

牧師 罪からの救いの善き音ずれを伝えるために、聖書的ホーリネスの宣布のために、義について教えるために、そして、わたしたちの隣人への奉仕のために。

会衆 わたしたちは、謹んで、この建物をささげます。

一同 わたしたちは、神と共に働く者として、今、心を合わせ、力を共にし、この建物がそのために聖別された、高く、聖なる目的を達成するために、新しく、みずからをささげます。この場所において、主のみ名があがめられ、主のみ国が拡張されるために、わたしたちは、敬虔な生活を送り、神から委ねられたものを忠実に用い、勤め励むことを誓います。わたしたちの主、イエス・キリストによって。アーメン。

第 VIII 部

各部会則

国際ナザレン青年会

ナザレン世界宣教会

日曜学校附則

第 I 章

810. 国際ナザレン青年会 (Nazarene Youth International) 会則

あなたは、年が若いということで、だれからも軽んじられてはなりません。むしろ、言葉、行動、愛、信仰、純潔の点で、信じる人々の模範となりなさい。(1テモテ4章12節)

I. **使命** 国際青年会の使命は、キリストにあるダイナミックな生活をする為に青年たちを送り出すことにある。

II. **会員** 国際ナザレン青年会の会員は、我々のビジョンと価値を標榜するナザレンの青年の為の働きに参加する全ての者を言う。

III. **我々のビジョン** ナザレン教会は青年が教会全体の大切な一部であることを信じる。ナザレン国際青年会は、青年を生涯のイエス・キリストとの関係に導き、キリスト教奉仕の為に、弟子としての成長を促進するものである。

IV. 我々の価値

我々は**青年**が神の国にとって大切な存在であると信じる。

我々は**聖書**に人生にとって不変の真理を保持するものとして価値を置く。

我々は**祈禱**を天におられる父との重要な相互伝達手段として信じる。

我々は**教会**を文化的には多様であるが、キリストにおいて1つである、国際的なホーリネス信仰共同体であると信じる。

我々は**礼拝**において、親愛なる神の人生を変容する出会いが生じると信じる。

我々は**弟子化**がキリストに似た者となる生活様式であることを信じる。

我々は**共同体**が、我々の絆を深め、神との絆を深める関係を打ち立てるものであることを信じる。

我々は**牧会**が、神の恵みを私たちの住む世界へと拡張する働きであることを信じる。

我々は**証し**が、言葉と行いによって神の愛を分かち合うことであることを信じる。

我々は**ホーリネス**が、神が聖霊によって、私たちの存在や行いのすべてによって神の恵みを分かち合うことであることを信じる。

これらの価値は、聖なる生活において重要な側面であり、NYIの生活と牧会や教会に反

映されなければならない。(これらの価値に関してはナザレン教会マニュアルの信仰箇条を参考にされたい) これらの価値を反映する為に、我々は以下の指導的な原則を推奨する。

V. 主な原則

青年会は若者の為に存在する。

ナザレン国際青年会は、神の国の奉仕の為に青年を魅了し、備え、力づけ、ナザレン教会の一員として活動に参加させる為に存在する。

青年会はキリストに焦点を合わせる。

キリストが私たちの存在理由の問いに対する中心的な答えであり、我々の行うすべての事についての権威ある源が聖書、我々の生活様式がホーリネスである。

青年会は各個教会の青年達との関係において牧会を形成する。

効果的な青年への働きは、NY I の健全さと活気を保つ為に重要である。お互いの関係および、具体的な血となり骨となる牧会が、ナザレンの青年の為に基礎となり、キリストにおける霊的成熟へと青年たちを導く。

青年会は、青年指導者を成長させ、助言を与える。

NY I は、青年に対する養育とサポートを実現し、青年指導者たちが成長し、賜物を活かす機会を供給し、ナザレン教会の為に強力な指導者となるように務める。指導者訓練、責任感、評価メカニズム、働きを修正できるようにする事はNY I の重要な機能である。

青年会は指導者に力を与える。

適切な青年の為に働きは、牧会に対する責任と組織的な決定がNY I の指導者と各階層への適切な指導を行う組織の中では不可欠であることを示している。NYI に対する所属感と所有感、奉仕への情熱、意志決定への参画により青年に力を与えることになる。

青年会は、多様性の中の一致を保持する

NY I は言語、肌の色、人種、文化、所属階級、性の違いによる多様性を歓迎し、認める。我々の相違は一致を削減することにはならず、むしろ潜在能力と効率性を促進するものである。イエス・キリストの福音を文化的に関連づけながら分かち合うことは、常に高い優先順位となる。

青年会はネットワークとパートナーシップを創成する。

NY I のどのレベルにおいても協力が1つの特徴である。教会の中のネットワークは、奉仕の為に若者を成長させ、適材適所を促進するものである。NY I はそのような協力的な努力に参画する。

VI. 牧会の枠組み

ナザレン青年会の憲章はナザレン教会の様々なレベルにおいて青年の為に牧会を組織づけ、計画し、展開する基礎を供給する。標準的な牧会の計画は、NY I の各個教会、部会、地域の計画が供給される。それによってそれ自体の牧会状況において、青年の為に牧会の必

要の為に用いることができるものに関しては、NY I 憲章およびナザレン教会のマニュアルと一致したものでなければならない。

VII. 改訂

青年会憲章は、全世界的なNY I 大会によって、承認され、世界的な牧会計画に従い修正されることができる。

各個教会の牧会計画

1. 会員と牧会の焦点

セクション1-構成と責任

1. 各個教会のNY I は、NY I の地域的な活動に参画する者たちによって構成される。
2. 各個教会のNY I は、明確な活会員名簿を維持しなければならない。
3. 各個教会のNY I は、会員、役員会、牧師の責任下にある。
4. 各個教会のNY I は、月ごとに役員会および年次総会に報告しなければならない。

セクション2-牧会の焦点

1. NY I の伝統的な牧会の焦点は、12 歳以上、大学生、青年である。各個教会の事情により牧会範囲を、牧師と役員会の承認によって、ある程度緩和することが出来る。
2. 自己の存在を示し、計画を立案する目的の為に、各個教会のNY I 役員会は、青年の働きの必要に対応する為に年齢区分を設けることができる。

II. 指導性

セクション1-役員

1. 各個教会のNY I 役員は、会長および3人までの、各個教会の牧会の必要に応じて行われる牧会の責任に合致するNY I 委員会から成る。
2. 各個教会のNY I 役員は、青年会に属する各個教会の会員であり、青年の働きに積極的な者であり、個人の奉仕においても模範的なものでなければならない。
3. 組織されたNY I のない教会においては、牧師は、教会の役員の承認によってNY I 会長を指名することができる。そのようにして、教会がキリストを青年にもたらし、霊的な成長を成し遂げることができるように応答するものである。

セクション2-選挙

1. 役員は、各個教会NY I の会員によって、年次総会において選ばれ、後継者が選ばれ、職務者の役割につくまで続けられる。
2. 選挙管理委員会がNY I 役員の為に役員の候補をあげる。指名委員会は、牧師によって選定され、NY I 会員、牧師、NY I の会長によって構成される。すべての候補者

は牧師及び役員会によって承認されなければならない。各個教会のNY I 会長の候補となっている者は、選挙時に15歳になっていなければならない。

3. 役員はNY I 総会において出席しているNY I 総会において出席会員の多数決によって選出される。1つの立場に対して一人の候補者しかいない場合は、諾、非諾の投票形式が使用される。ナザレン教会の各個教会の会員もまた会長選挙を行うことができる。
4. 在任中の役員はNY I 委員会によって指名委員会に諾、非諾の選挙方法が推薦され、牧師、役員会によって承認され、NY I 年次総会において3分の2以上の投票によって承認された場合には、諾、非諾の選挙方法によって再選されることが出来る。
5. 役員が、教会より転会した場合、辞任、または、職務怠慢、または不適切な行為の為に、多数決によって役員から除外されることにより空席が起こることがある。その場合には、NY I 委員会は一人の候補者の場合は3分の2の多数決により、二人以上の場合には多数決によって選出される。NY I 会長職において空席が起こる場合、牧師、青年牧師、彼または彼女の指定した者が選挙議長となる。

セクション3 責任

1. NY I 会長の責任は以下の通りである。
 - a. NY I 青年会が教会における働きにビジョンを持つことが出来るように励ましを与える。
 - b. 青年の働きを促進し、青年の要求に応じて牧会の働きの焦点を定義する。
 - c. 教会役員会の一員として仕え、役員会に月ごとの報告を行う。各個教会の役員会は、年次選挙の前に、役員会の為のNY I 会長の最小年齢を決定しなければならない。青年は若者であるべきで、役員会のNY I 代表は、NY I 実行評議会によって選出され、役員会の承認を受けなければならない。
 - d. 教会年次総会に職務と財政年次報告を提出する。
 - e. 各個教会のNY I 会長の候補の予算を青年会の承認によって行い、各個教会の役員会に推薦する。
 - f. 青年の為の日曜学校と協力して、職務上の日曜学校の会員として仕える。
 - g. 年会の為の地区のNY I 実行評議会への代表者として仕える。もし会長が出席不可能な場合には、NY I 実行評議会及び役員会によって選出された代表は代理の代表を送ることができる。
2. NY I 役員会の責任は以下のものを含む
 - a. 様々な各個教会のNY I の働きのために指導者を成長させ、指名する。
 - b. 教会の内外において青年の為に役割の模範、霊的な指針となる。
 - c. 各個教会の必要に応じて、青年の働きの責任を定義し、役目を割り当てる。
 - d. 責任と効率性を保証する為に以下の責任を供給する。
 - 1) NY I 実行評議会のすべての会議の正確な記録を保持し、各個教会のNY I とのすべ

ての交信を行う。

- 2) 教会役員会の政策に則ってNY I 基金の記録を、配布、受領、保持する。
- 3) 年次総会にかかわる、献金のすべて、支出された金銭の使用履歴をつける。
- 4) NY I 会長と協力し、実行評議会及び教会役員会に対して提出する年次予算を創出する。
- e. 各教会のNY I の働きを活発にする為に会長とあらゆる点において協力する。
- f. NY I 委員会によって指定された他の働きを実行する。

セクション4 有給スタッフ

1. 青年牧師が教会に雇用された場合、牧師はNY I 委員会と相談して、NY I の責任を青年牧師に分ち与える。その場合に青年牧師は各教会のNY I 会長に割り当てられた幾つかの働きを履行しなければならない。しかしながら、NY I 会長の重要性は、活発な信徒の指導者、サポート、各教会の青年の働きを提示することにおいて発揮される。牧師、青年牧師、青年会は、2つの立場の役割と責任を定義し、教会の青年の働きにどのような効果を及ぼせるかを協力して考える。
2. 青年牧師は、NY I 会長として奉仕すべきではない。
3. 青年牧師は、NY I 実行評議会の職務上の職員、実行委員会、NY I 指名委員会の一員として奉仕する。
4. 青年牧師は、NY I に関連する責任の為に牧師の協力者として奉仕する。
5. もし教会がNY I の特別な部署の為に働く幾人かの有給スタッフを抱えている場合、スタッフの指導のもと、年齢毎の職務者を成長させ、その中から、役員会の為にNY I を代表するような役職者を決定しなければならない。

III. 青年会評議会(Council)

セクション1 構成

1. 各教会の青年会は、青年会役員、選出され選定された青年の会員及び、必要とされる働きの指導者たち、各教会の青年の活動の為にビジョンを投げかける牧師・青年牧師からなる。
2. 各教会の評議会会員は、部会のNY I 会員でなければならない。各教会の会員であることが強く奨励されており、NY I 実行評議会会員は教会の会員となるように規定されている。

セクション2 選挙

1. NY I の指名委員会は、各教会のNY I の会員からNY I 実行評議会に入る人物を指名する。
2. NY I 会員は、NY I 実行評議会の会員を、NY I 年次総会において多数決により指名する。

3. 各教会のNYIの会員が、教会籍を転会したり、義務を怠ったり、不適切な行為によって3分の2の投票によって除去されたりした時には、空席が生じる。実行評議会の会員に空席が生じる場合、NYI実行評議委員会は、もし一人の候補者がいるか、二人以上の候補者の場合には多数決によって満たさなければならない。
4. もし教会に7名以下のNYI会員しかいない場合、牧師が、青年の働きが発展し、若い人々がキリストにつながるようにNYI実行評議会をする。

セクション3 責任

1. NYI実行評議会は、各教会内における青年の為の全体的な計画と組織への責任を持たなければならない、しばしば「働きを進展させ、指示を与え、青年をキリストに結びつけ、各教会の教会指導者と一致して必要な霊的な必要に応じる。
2. NYI実行評議会は各教会のNYIの会員の働きを、地域の青年の働きに即して定義し、牧会主事に業務記述のタイトルを示す。
3. NYI実行評議会は、日曜学校の青年の分野を指導し、出席者数を促進し、日曜学校の青年教師と青年指導者を訓練し、日曜学校教師会と協力しながら、カリキュラムと教材を奨励する。
4. NYI実行評議会は、部会のNYI実行評議会と協力して、部会、地域、世界的なNYIの青年の為の働きを促進する。
5. NYI実行評議会は地域の働きの計画に即して、修正を提出するやり方を作成し、連絡を密にする。

セクション4 委員会

1. NYI執行委員会は、選出されたNYI役員、牧師、青年牧師から構成される。執行委員会は、必要ならば、NYI実行評議会の議事を指導する。執行委員会のすべての決議は、委員会の残りの会員に通達され、次回の委員会時に全体委員会の承認を必要とする。
2. NYI執行委員会は、必要とされる青年の働きに即して特定の年齢グループを設立する。

セクション5 有給スタッフ

1. 牧師は、青年牧師の責任を教会役員会およびNYI実行評議会と相談して示唆する。
2. NYI評議委員会と青年牧師は、互いに協力して働く。
3. もし教会が、NYI内の特定の年齢層に対する複数の有給スタッフを有している場合、NYI評議委員会または、スタッフの指導のもと、それらの各年齢層を発展させることができる。教会は、様々なグループに対応する実行評議会が用いられるべきかを決定する。

IV. 会議

セクション1 地域のNYI会議

1. 各教会の様々なNYI集会は青年の為に効果的な働きをもたらす。
2. 各教会の青年会は、地区、地域、世界のNYI実行評議会の集会に参加し、教会にお

ける青年の働きを促進させる。

セクション2 NYI 実行評議会の会議

1. NYI 実行評議会はNYI の使命とビジョンを成就する為に定期的に会合を持たなければならない。
2. 委員会の集会は、会長および牧師によって招集される。

セクション3 年次会議

1. 各教会の年次総会は、地区 NYI 大会より 60 日以内にマニュアルと合致するように行わなければならない。
2. NYI 役員および実行評議会および部会の NYI 実行評議会と協力大会への代表者は NYI 年次総会において選出される。
3. NYI 各教会の牧会計画は NYI 年次総会において 3 分の 2 の賛成において修正される。

V. 働き

セクション1 伝道

NYI は若者をキリストに近づける為に様々な継続的な働きと特別な集会を促進し計画する。

セクション2 弟子訓練

NYI は青年がキリストの弟子として育て、個人的なデボーション、礼拝、交わり、牧会、他者をキリストに導く事に成長するように、様々な継続的な働きと特別な集会を促進し計画する。

セクション3 指導者の成長

NYI はキリストと教会の指導者として青年を備えさせるために様々な継続的な働きと特別な集会を促進し計画する。

VI. 修正

セクション1 対策

1. 各教会の青年会の計画は、各教会のレベルで NYI の組織、機能、指導性の為の基準となる形式をもたらす。NYI のグループは各教会の青年の働きの必要に応じて、ナザレン青年会憲章とナザレン教会のマニュアルに一致して計画を採用しなければならない。
2. この牧会計画に含まれていないすべての領域は、地域の NYI 実行評議委員会の権威のもとにある。

セクション2 過程

1. NYI 実行評議委員会は、各教会の牧会計画を採用したり、変更したりする過程を設立し、それを公表し、年次 NYI 総会に提出する以前に提案された変更を承認しなければならない。
2. 各教会の牧会計画の提案された変更は、NYI 年次総会以前に NYI 会員に配布されな

なければならない。

3. 変更は、NYI 総会時に出席し、投票するすべての NYI 会員の 3 分の 2 以上の投票によって承認されなければならない、役員会の承認を得なければならない。
4. 各個教会の牧会計画の変更は、NYI 年次総会後の 30 日以内になされなければならない。改変計画は文書の形式で効力を発する前に掲示されなければならない。

部会牧会計画

I. 会員と牧会の焦点

セクション 1 構成と責任

1. すべての各個教会の部会に属する NYI グループと NYI 会員は部会ナザレン青年会を形成する。
2. 部会の NYI は会員、理事長、部会諮詢委員会の責任を負う。
3. 部会 NYI は地区 NYI の年次大会、年会に会長によって報告する。

セクション 2 牧会の焦点

1. 部会 NYI の伝統的な牧会は、12 歳以上の青年、大学生、成人青年を対象とする。部会の NYI 中央委員会は部会理事長および部会諮詢委員会の承認を得て、働きの焦点をよりふさわしい焦点に変更することができる。
2. プログラムの立案および再提示の目的によって、部会 NYI 中央委員会は部会に必要な青年の働きに応じて年齢層を設立することができる。

II 指導性

セクション 1 役員

1. 部会 NYI の役員は、会長、副会長、書記、会計である。
2. 部会 NYI の役員は、選出時において部会内のナザレン教会の会員でなければならない、各個教会、部会の青年の働きのために活発に活動し、個人的模範、働きにおいて指導者としてみなされなければならない。
3. 部会 NYI の役員は、無給で奉仕しなければならない。部会の NYI 役員は管理上の働きのための財政を考慮に入れる時には、部会の NYI 予算の一部として割り当てられなければならない。
4. 未だに組織されていない NYI の地区（NYI の大会のない地区）においては、理事長は、NYI の会長を指名することができる。それによって各個教会は青年をキリストに導き、霊的な必要に応答することができる。

セクション 2 選出

1. 部会 NYI 役員は、部会 NYI 大会によって選出され、大会の終わってから後継者が選出され、役割を分担するまで一年間奉仕する。NYI 指名委員会の推薦および理事長の承認のもと、役員は 2 年の期間の間選出される。

2. 部会 NYI 指名委員会は、部会 NYI の役員候補者を選定する。指名委員会は部会 NYI 中央委員会によって指名され、少なくとも 4 人の NYI 役員会員によって構成され、理事長および NYI 中央委員会によって承認されなければならない。
3. 役員は、投票において、NYI 年次総会において多数決で選出される。1 つの立場において一名のみの候補しかいない場合は、3 分の 2 の多数決により、諾、非諾の投票様式が用いられる。もし指名委員会によって候補とされた場合、大会は、NYI 中央委員会が部会の NYI 書記と会計を指名するように投票する。
4. 現職の役員は、NYI 実行評議会によって推奨されるならば、諾、非諾の投票によって再選できる。その場合に、部会理事長および部会 NYI 総会において 3 分の 2 の投票によって承認されなければならない。
5. 会員がある部会へと転籍したり、辞職したり、不適切な行為により義務を怠ることによって 3 分の 2 の投票によって取り除かれた場合には空席が生じることになる。NYI 会長職の空席が起こる場合、次回の NYI 委員会に至るまで副会長が会長を代行する。部会 NYI 中央委員会は、もし一人の候補者の場合は 3 分の 2 の多数決により、二人以上の場合には多数決によって空席を埋める。

セクション 3 責任

1. 部会 NYI 会長の責任は以下のものを含む。
 - a NYI および部会の指導者達と共に部会 NYI に対して指導性と指示を与える。
 - b 部会 NYI 中央委員会が部会の青年の働きにビジョンを投げかけるように励ます。
 - c 部会の青年の働きを発展を促進し、NYI 中央委員会と共に必要に応じて部会の青年の働きの焦点を定義する。
 - d NYI 総会の議長となる。
 - e 部会内の各個教会における NYI の働きを励ます。
 - f NYI の関心を適切な部会の役員会、理事会に呈示する。
 - g 部会 NYI 総会および年會に年次報告を提出する。
 - h 部会財政委員会（または適切な部会の団体）および NYI 総会に、承認の為の年間予算を呈示する。
 - i 世界 NYI 会長職の空席大会への代表として奉仕する。もし会長が出席不可能な場合、NYI 委員会より代表者が選出され、理事長および部会諮詢委員会によって承認され、代理の代表者となることができる。
 - j 地域の働きの為に、地域 NYI 実行評議会の一員として奉仕する。
2. 副会長の責任は以下のものを含む。
 - a 会長と可能な限り協力し、部会において効果的な青年の働きを実行する。
 - b 部会 NYI と連絡を密にする。
 - c 様々な世界の NYI 事務局および地域の NYI およびディレクターと選挙後に可能

な限り連絡を持つ。

d 部会NY I 中央委員会および大会によって設定されている他の義務を実行する。

4. 会計の責任は以下のものを含む。

a 部会のNY I 基金の授受の記録を保持する。

b 年次部会NY I 大会の為にささげられ、支払われたすべての金銭の会計報告を編纂する。

c 会長と共に適切な団体に与えられる年次予算を創出する。

3. その他の責任は、部会の青年の働きの必要に応じて役員が担当する。

セクション4 有給スタッフ

1. 部会が青年牧師を雇用する時には、部会理事長は、部会諮詢委員会および部会NY I 中央委員会と相談し、青年牧師に対して、部会の為に責任をあてがう。その場合、部会青年牧師は、部会NY I 会長に選定されている義務のいくつかを実行する。しかしながら、部会NY I 会長の重要性は、指導を与え、サポートし、部会青年の働きを代表するという事において、そのまま残る。部会NY I 中央委員会および部会理事長は、二つの立場の役割と責任を定義し、部会の青年の働きの恩恵のために、両者がいかに働けるかを検討する。

2. 部会青年牧師は部会NY I 会長として奉仕することはできない。

3. 部会青年牧師は職務上、部会NY I 中央委員会、実行委員会、部会NY I 指名委員会の一員として奉仕する。

4. 部会青年牧師は、NY I の会員に関連した責任のための部会理事長の被指名人として奉仕することもできる。

III. 中央委員会

セクション1 構成

1. 中央委員会は部会青年会役員、他の選出され、指名された青年会員、中央委員会によって必要と考えられている働きの指導者、理事長、専任の部会青年牧師から構成される。

2. 部会のナザレン教会のNY I 会員が、NY I 中央委員会の会員として奉仕する。

セクション2 選挙

1. 部会NY I 指名委員会はNY I 会員が中央委員会の一員として選出されるように指名する。

2. 部会NY I 大会は、多数決によって提出された指名者から部会NY I 中央委員会の会員を選定する。

3. 評議会の会員がある部会へと転籍したり、辞職したり、不適切な行為により義務を怠ることによって3分の2の投票によって取り除かれたことにより空席が生じることがある。その場合、次回のNYI 委員会に至るまで部会NY I 中央委員会の会員が職務を代行する。部会NYI 中央委員会は、一人の候補者の場合は3分の2の多数決により、二人以上の場合に

は多数決によって空席を埋める。

4. 指名委員会は、NYI 中央委員会が部会牧会主事を指名するように権限を授ける。

セクション3 責任

1. 部会NYI 中央委員会は、部会内の青年の全体的働きを計画し、組織する。また役員、主事と共に青年をキリストにむすびつける働きや活動を開始し、指導する。また、霊的な必要に応答して、部会の指導者と一致してこのことを行う。
2. 部会NYI 中央委員会は、部会NYI の牧会の焦点を青年の働きの必要に応じて定義し、部会NYI の牧会主事のために名称と責任をあてがう。
3. 部会NYI 中央委員会は、各個教会を効果的な青年の働きを通して励まし、備えさせる。
4. 部会NYI 中央委員会は、登録人数や出席の増加を促進し、日曜学校の青年教師の為の訓練を提供することによって、部会日曜学校委員会と協力して、指導する。
5. 部会 NYI 中央委員会は、世界の NYI の働きとプログラムを各個教会の NYI 団体へと促進する。
6. 部会 NYI 中央委員会は、NYI の働きに関して部会 NYI 大会に対して推薦することができる。大会前にこれらの推薦を修正することができる。
7. 部会 NYI 中央委員会は部会の牧会計画を修正する手順を確立し、それを通達する。

セクション4 委員会

- 1 NYI 実行委員会は、選出された部会 NYI の役員、部会理事長、部会青年牧師から構成される。書記、会計も評議会の一員として任命されなければならない。NYI 中央委員会は多数決によって2つの他の部会 NYI の役員から実行委員会の会員として奉仕する者を選ぶ。実行委員会のすべての決議は中央委員会の残りの会員に伝えられ、次回の会合において中央委員会全体の承認を受けなければならない。
2. 部会 NYI 中央委員会は、部会の青年の働きに応じて年齢別の委員会を設立することができる。

セクション5 NYI ゾーン

- 1 部会の指導者との協力によって、部会 NYI 中央委員会は様々なゾーンを部会の既存の構造の中で正当化し、部会全体において NYI の働きを相互に関連づけ最大限にするために NYI の指導を行う。
- 2 1つのゾーンの NYI 実行評議会はゾーンの特別な働きと活動に責任を持つために創設される。
- 3 各ゾーンの会長および代表は、部会 NYI 大会において特定された場合、部会 NYI 中央委員会の一員として仕える。

セクション6 有給奉仕者

- 1 部会理事長は、部会の青年牧師の責任を部会諮詢委員会と NYI 評議委員会と協力して認定する。
2. 部会 NYI 実行評議会と部会青年牧師は相互に協力して働く。

IV. 会議

セクション1. 部会 NYI の集会

- 1 多様な部会 NYI の集会は青年に対する効果的な牧会を有効にする。
- 2 部会 NYI は部会内の NYI 団体と会合することによって各個教会の NYI の働きを、効果的な働きの為に用いるように励まし、促進する。
- 3 部会 NYI は地域、世界の NYI 集会に参加することにより、部会内において効果的な青年の働きを促進するようにする。

セクション2 部会 NYI 実行評議会の集会

- 1 部会 NYI 中央委員会は部会 NYI の使命とビジョンを成就する為に定期的に会合する。
- 2 実行評議会の集会は、部会 NYI の会長と部会理事長によって計画され招集される。

セクション3 部会 NYI の大会

- 1 年次部会 NYI 大会は霊的なセッションをもたらし、部会内の青年の働きを促進するように行われる。そこにおいては、報告が受領され、指導者が選出され、NYI にかかわる合法的な業務が大会において処理される。世界 NYI 大会への代表もまた NYI 世界牧会計画に一致する形でなされる。
2. 部会 NYI 中央委員会は部会 NYI 大会を部会理事長と協力し、調整し、監督する。大会は、部会 NYI の大会において指定された時と場において理事長の承認により部会年会の90日以内に行われる。
- 3 部会 NYI 大会は NYI 中央委員会、部会理事長、各個教会の牧師、NYI の働きに参画している長老牧師および各個教会の NYI 代議員の会員によって構成される。
- 4 すべての各個教会の NYI 大会への代議員は、彼らの出席するナザレン教会の会員でなければならない。
- 5 各教会の代議員の数は、年次総会前の牧師による最新の報告によって決定される。部会 NYI 指導者は各個教会が部会 NYI 大会に出席する代議員の費用に関して適切な処理をすることが望まれる。
- 6 各個教会の部会 NYI 大会への代議員は、30人または以下の会員によって構成される。
 - a 牧師および青年牧師および NYI の働きに参加するフルタイムの有給牧師スタッフ。
 - b 新しく選出された各個教会の NYI 会長
 - c 部会が設立した NYI の牧会に焦点を合わせた4人の選出された代議員。
 - d 各個教会は、さらに30の各個教会の NYI 委員ごとに、または、最終の30人の会員の大部分（たとえば16-29名）ごとに追加の代議員を付加することができる。付加的な代議員の半数は、部会によって設立された NYI の牧会の焦点の中において行われなければならない。
- 7 各個教会の牧師または組織された NYI を持たないナザレンコンパッションエイトミニストリーセンターの承認された主事も一人の代議員を選定することができる。

会員数	代議員の数	会員数	代議員の数 ²
5-45	4	136-165	8
46-75	5	166-195	9
76-105	6	196-225	10
106-135	7	226-255	11

V. 職務

セクション1 伝道

部会NY Iは青年をキリストにつなげる為に継続的な働き、特別行事を発展させ、促進する。

セクション2 弟子化

部会NY Iは、青年が個人的な献身、礼拝、交わり、職務、他者をキリストに導くことできるように、継続的な働き、特別行事を発展させ、促進する。

セクション3 指導者養成

部会NY Iは青年がキリストと教会の為に指導者として助言し、備える為に継続的な働き、特別行事を発展させ、促進する。

VI. 修正

セクション1 準備

1. 部会の牧会計画は、部会レベルにおいてNY Iの組織、機能、指導者の為の基準となる形式を供給するものである。部会NY Iはナザレン青年会憲章、ナザレンマニュアルと一致する形で青年の働きの必要に応じて、計画を採用し、修正することができる。
2. この働きの計画によって扱われない範囲は、部会NY I中央委員会が権威をもって決定する。

セクション2 過程

1. 部会NY I中央委員会は部会の働きの計画を採用し、修正する過程を設立し、それを公にし、部会NY I大会の前までに提案された修正案を承認しなければならない。
2. 提案された部会の牧会計画は文書の形で部会NY I大会以前に、各個教会のNY Iグループに配布されなければならない。
3. 修正は、すべての代議員と出席している会員、部会NY I大会で投票する者の3分の2によって承認され、部会理事長および部会諮詢委員会において承認されなければならない。
4. 部会牧会計画は大会後、60日以内に有効にならなければならない。修正された文書は効力を発揮する前に文書の形で配布されなければならない。

² 各個教会のNY Iからの選出された代議員は、職務上の代議員（NY I会長、牧師、青年牧師、各個教会からの部会NY I実行評議会の会員）を含まない。

地域の牧会計画

I. 会員と牧会の焦点

セクション1 構成と責任

1. すべての地域内のNY I グループ、部会のNY I の働き、NY I 会員は地域内の国際ナザレン青年会を形成する。
2. 地域のNY I は、会員および世界NY I 実行評議会に責任を持つ。地域のNY I は、適用可能な地域においては、部会主事および部会諮詢委員会にも責任を持つ。
3. 部会NY I は世界NY I 実行評議会に年次報告を行う。適用可能な場合、基本的に地域主事および地域諮詢委員会にも責任を持つ。

セクション2 牧会の焦点

1. 地域NY I の伝統的な牧会の焦点は、12歳以上、大学生及び青年にある。地域のNY I 実行評議会は地域の部会、可能ならば部会主事の承認をもらい、適合すると思われる牧会の焦点を修正することができる。
2. 実行と計画の目的の為に、地域のNY I 実行評議会は、地域の青年の働きの必要に応じて年齢層を設立することができる。

II 指導性

セクション1 役員

1. 地域NY I の役員は、会長、世界NY I 大会の地域会議において選出された3人の人物からなる。役職名と働きの責任は、地域の必要によって選定される。これらの役員は実行委員会として仕える。
2. 地域NY I の役員は、選出時に地域内のナザレン教会の会員でなければならず、青年の働きに積極的に取り組み、個人的な模範と働きにおいても指導者と見なされる者でなければならない。
3. 地域NY I 役員は無給で奉仕しなければならない。地域NY I 役員は地域の基金から割り当てられる。
4. 地域NY I の会長は2つの満期以上は働けない。

セクション2 選挙

1. 地域NY I の役員は、世界NY I 大会の地域集会において選出され、大会によって承認される。役員は、4年の間、世界総会の終了時から次の世界総会の終了時まで奉仕する。
2. 地域NY I 指名委員会は、地域NY I の役員を指名する。指名委員会は、地域NY I 実行評議会によって指名され、地域NY I 実行評議会によって（可能な場合）、地域のNY I 会長および地域主事を含む少なくとも4人のNY I 会員によって構成される。少なくとも二名の名称が大会時には提出されなければならない。地域NY I 実行評議会および地域主事は（可能な場合）すべての候補者を承認しなければならない。

3. 地域NY I 会長は、世界NY I 大会の地域会議において多数決によって選出され、大会時にNY I 世界牧会計画に則って、多数決によって承認される。他の役員は地域会議の投票により多数決によって選出される。
4. 職務にある地域NY I 会長は、地域NY I 実行評議会によって推薦され、地域主事によって承認され（適用できる場合）、世界NY I 大会時に地域会議の投票により3分の2の多数決によって承認された場合、賛否投票によって第2期を再選することができる。
5. 委員が、地域の会員から移動するか、義務の怠慢や不適切な行為によって地域NY I 実行評議会の3分の2による多数決によって削除された場合、空席が生じることがある。役員に空席が生じる場合には、地域NY I 実行評議会は、一人の候補者のみがいる場合には3分の2に多数決によって、2人以上の候補者がいる場合には多数決によって空席を埋めることができる。

セクション3 責任

1. 地域NY I 会長の責任は以下のようなものである。
 - a 地域NY I の実行評議会に対して指導と指示を行い、NY I および地域指導者と協力する。
 - b NY I 実行評議会の議長となり地域の青年の働きにビジョンを投げかける。
 - c 必要に応じて地域のNY I の働きの焦点を定義する為に地域NY I 実行評議会と協力して働き、地域の青年の働きの発展を促進する。
 - d 世界NY I 大会時の地域会議において議長となる。
 - e 地域の各地区や分野のNY I の働きの発展を励ます。
 - f 地域の適切な理事会および委員会に対して、地域NY I の関心事を、可能な限り、複数の地域委員会に提示する。
 - g 地域NY I 実行評議会、地域主事、地域諮詢委員会（可能な場合）、世界NY I 大会時の地域会議、世界実行評議会に年次総会を報告する。
 - h 年次予算を地域NY I 実行評議会と地域の事務所（可能な場合）に推薦する。
 - i 世界NY I 大会および世界NY I 実行評議会の一員として、二人の選出された代表が世界NY I 実行評議会の会員として奉仕するアメリカ以外において、代議員として奉仕する。議長が出席不可能な場合、地域NY I 実行評議会によって選ばれた代議員と地域主事によって選ばれた代議員は可能な場合、代理の代議員を供給しなければならない。
 - j 地域NY I とナザレン高等教育機関の連絡係として奉仕する者は、コミュニケーション、協力、働きの連繋を促進する。
2. 地域NY I の役員の仕事は以下の通りである。
 - a 様々な地域NY I の働きの為に指導者を成長させ、指示する。
 - b 地域の必要に応じて青年の働きの責任の役職名を定義し、割り当てる。
 - c 責任と有効性を保証する為に以下の責任を周知する。

- 1) 地域NY I 実行評議会のすべての会合の正確な記録をとり、地域NY I と連絡をとる。
 - 2) 地域NY I 基金の支払い、受け取り記録を世界NY I 実行評議会、監督局、地域役職政策に基づいてとる。
 - 3) 世界NY I 実行評議会および他の適切な団体にささげられ、支払われた金銭の年次財政報告を編纂することによって会長を支える。
 - 4) 地域NY I 実行評議会と（可能な場合は）地域主事に、承認の為に年次予算を会長と協力して作成する。
 - 5) NY I 事務局および（可能な場合には）地域事務所に、選挙および指名の後、可能な限り早くNY I の役員の名前と住所を知らせる。
- d 会長と可能な限り協力し、地域の青年の働きを促進する。
- e 地域NY I 実行評議会および地域会議によって割り当てられた他の働きを実行する。

セクション4 有給スタッフ

1. 各地域は、地域NY I コーディネーターを雇う場合、地域ディレクターは、地域諮詢委員会および地域NY I 実行評議会と相談し、地域のNY I の責任を地域NY I コーディネーターに割り当てる。その場合、地域NY I コーディネーターは地域NY I 会長が行う職務の幾つかを実行する。しかしながら、地域NY I 会長の重要性は、付加的な指導、サポート、地域の働きを代表することにおいて存在する。地域NY I 実行評議会と地域ディレクターは共に助け合い、2つの地位の役割と責任を定義し、いかにして地域のNY I の働きに恩恵を与えることができるかを定義する。
2. 地域NY I コーディネーターはNY I の会長として奉仕することはできない。
3. 地域NY I コーディネーターは地域NY I 実行評議会、実行委員会、地域NY I 指名委員会の職務上の一員として奉仕する。
4. 地域NY I コーディネーターはNY I に関連する責任のために地域ディレクターに指名された者として奉仕する。

III. 実行評議会

セクション1 構成

1. 地域NY I 実行評議会は、地域NY I の役員および、他に選出され指名されたNY I 会長の会員と実行評議会によって必要とされたリーダーたち、また可能な場合、地域主事、地域NY I コーディネーターによって構成される。
2. 地域のナザレン教会の会員のNY I 会員のみが地域NY I 実行評議会の一員として奉仕できる。
3. 地域NY I と適切なナザレンの大学の代表が働きを協働して、地域NY I 実行評議会の一員として奉仕できる。

セクション2 選挙

1. 地域NY I 指名委員会は、地域のNY I 会員を地域NY I 実行評議会の一員として選出する。
2. 世界NY I 総会時の地域会議は、提出された候補者を多数決で選出する。地域会議は地域NY I 実行評議会において、地域NY I 主事を指名する権利を持つ。
3. 委員が、地域の会員から移動するか、義務の怠慢や不適切な行為によって地域NY I 実行評議会の3分の2による多数決によって解任された場合、空席が生じる。役員に空席が生じる場合には、地域NY I 実行評議会は、一人の候補者のみがいる場合には3分の2の多数決によって、2人以上の候補者がいる場合には多数決によって空席を埋めることができる。

セクション3 責任

1. 地域NY I 実行評議会は、地域内の青年の全体的働きを計画し、組織する責任を負い、役員を通して、青年をキリストに導き、地域の指導者と協力して霊的成長に応答する為に職務や活動を開始し、指示する。
2. 地域NY I 実行評議会は、地域NY I の働きの焦点を地域の青年の働きに応じて定義し、地域NY I 職務の主事の職名と責任を割り当てる。
3. 地域NY I 実行評議会は、効果的な青年の働きの為に地域内の部会を励まし、備えさせる。
4. 地域NY I 実行評議会は、日曜学校の分野において、青年の登録と出席を増加させ、日曜学校の働きと協力して日曜学校の青年教師と青年指導者を訓練する。
5. 地域NY I 実行評議会は、世界NY I の働きとプログラムを地域会員に促進する。
6. 地域NY I 実行評議会は、地域に割り当てられている基金の支出をNY I の行事やパートナーシップを通して指示する。
7. 地域NY I 実行評議会は世界NY I 大会の地域会議の際に、NY I の働きに関して推薦する。実行評議会は、世界NY I 総会において、世界牧会計画に準じて、二名まで、地域において議決委員会の一員として奉仕する。
8. 地域NY I 実行評議会は、地域牧会計画の修正の過程を設立し通達する。

セクション4 委員会

1. NY I 実行委員会は、選出された地域NY I 役員および地域主事、または(可能な場合)地域NY I コーディネーターにより構成される。実行委員会は、実行評議会全体を招集することが、非実践的、不可能な場合、地域NY I 実行評議会の業務を担当する。実行委員会のすべての議決は実行評議会の残りの会員に伝達され、次回の会合において全体の承認の対象となる。
2. 地域NY I 実行評議会は、地域青年の働きの必要に応じて特別な牧会委員会を設立しなければならない。
3. 複数の部会がある国においては、地域はNY I の指導者をその国の青年の働きを調整し

促進する為に組織する。

セクション5 分野（フィールド）NYI

1. 可能な場合には、地域教会の指導者と協力して、地域NYI 実行評議会は、地域内の既存の構造の中の幾つかの分野を、NYI の指導者を地域においてNYI の働きを調整し、最大限に用いる為に組織する。
2. 地域NYI の実行評議会は、その分野の特別な働きや活動を創出する責任を負う。
3. 各領域にからの選出された会長、代表は、地域NYI 実行評議会に地域会議において指定された場合奉仕する。

セクション6 有給スタッフ

1. 地域主事は、地域NYI コーディネーターの責任を地域諮詢委員会および地域NYI 実行評議会と共に選定する。
2. 地域NYI 実行評議会および地域NYI コーディネーターは、相互に協力し、一致して働かなければならない。

IV. 会合

セクション1 地域NYI の会合

1. 様々な地域NYI の会合は、地域の青年に効果的な働きを供給するのに役立つ。
2. 地域NYI は地域内のNYI グループとの会合によってより効果的な働きの為に用いるように地域NYI の働きを励まし、促進する。
3. 地域NYI は世界NYI 集会に参加し、地域の効果的な青年の働きを増進させる。

セクション2 地域NYI 実行評議会の会合

1. 地域NYI 実行評議会は地域NYI の使命とビジョンを成就する為に定期的に会合を持つ。
2. 実行評議会の会合は、地域NYI の会長、地域主事（可能な場合）、世界NYI の役員、NYI 主事によって計画され招集される。

セクション3 地域会議

1. 地域会議は、世界NYI 総会の開催中に招集される。会議は、地域内の青年の働きを促進する霊的なセッションやプログラムを供給する。報告はそこで受け取られ、指導者が選出され、地域のNYI の働きに関する行政上の業務は、会議において処理される。会議は、世界NYI 実行評議会において世界牧会計画に一致して青年会員の中から2名までを候補とする。
2. 地域NYI 実行評議会は、世界NYI 実行評議会と相談の上、地域会議を調整し、監督する。
3. 地域会議は、地域NYI 実行評議会、地域主事、地域NYI コーディネーター（可能な場合）、選出された世界NYI 総会への地域からの代議員より、世界牧会計画に一致して構成される。
4. 地域会議は、世界NYI 実行評議会によって選定された時と場において世界NYI 総会

時に招集される。地域NY I 実行評議会、世界NY I 実行評議会によって承認された場合、会議は、選出された世界NY I 大会に出席する代議員の大半が状況によって出席できない場合には、地域のNY I の業務を履行する為に郵便または電子手段によって招集される。

V. 職務

セクション1 伝道

地域NY I は青年をキリストに導く為に様々な継続的な働きを発展させ、試行する。

セクション2 弟子化

地域NY I は、青年がキリストの弟子として個人的なデボーション、礼拝、交わり、牧会、他者をキリストに導くことにおいて成長する為に養育し、挑戦するために継続的な働きと特別な行事を発展させ、施行する。

セクション3 指導者養成

地域NY I は、青年をキリストと教会の為に指導者として教え、備える為に様々な継続的な働きと特別な行事を発展させ、施行する。

VI. 修正

セクション1 展望

1. 地域牧会計画は、地域レベルにおいて、NY I の組織、機能、指導の標準的な形式を供給するものである。地域NY I は、地域の必要に合わせて、ナザレン青年会憲章とナザレン教会のマニュアルに一致する形で計画を適用し、修正することができる。
2. 牧会の計画によって取り扱われない分野は、地域NY I 実行評議会の権威のもとにある。

セクション2 過程

1. 地域NY I 実行評議会は、地域主事と協力して（可能な場合）、地域牧会計画を適用し、修正する過程を設立し出版し、地域会議にもたらされる以前に、提案された修正を承認しなければならない。
2. 地域牧会計画の提案された修正は、文書の形で部会NY I 実行評議会に対して世界NY I 大会の地域会議の前に配布されなければならない。
3. 修正は、地域会議時の投票時に、すべての代議員および出席者の3分の2の投票によって承認され、地域諮詢委員会の地域主事の承認を得なければならない。（可能な場合）
4. 地域牧会計画のすべての変更は世界NY I 大会後の90日以内に効力を発揮する。修正された文書は、効力を発揮する前に文書の形で配布されなければならない。

世界における青年の働きの計画

1. 会員と牧会の焦点

セクション1 構成と責任

1. すべての各個教会のNY I 団体、部会、地域のNY I の職務者と会員は世界レベルでのナザレン青年会を構成する。

2. 世界NY IはNY Iの会員、NY Iに責任を持つ監督、日曜学校の働き、監督局のNY I委員会に責任を負う。
3. 世界NY Iは年次報告を日曜学校の働きとNY I委員会およびナザレン教会の総会に対して行う。
4. NY I会長、ディレクターはナザレン青年会を通してナザレン教会の青年の働きの発展を調整しながら、それを監督する責任を負う。
5. 世界中のNY I中央委員は、世界NY I実行評議会と協力して、ナザレン教会の世界の青年の働きの効果的な発展を行う。

セクション2 牧会の焦点

1. 国際ナザレン青年会の牧会の焦点は12歳以上、大学生、若い青年である。地域、部会、各個教会の青年に適合できるように、そのレベルの働きの計画と一致するように青年の働きの焦点を修正する。
2. 国際ナザレン青年会を世界的なレベルで代表し、計画する為に3つの区分をもうける。初期青年、後期青年、大学生/若い青年である。これは、世界中の青年の働きを、効果的に供給するためである。

II. 指導性

セクション1 役員

1. 世界NY Iの選出された役員は、会長、副会長である。
2. 世界NY I役員は、NY I及びナザレン教会の会員でなければならず、青年の働きに活発であり、個人的な模範と働きにおいて指導者でなければならない。
3. 世界NY I役員は、無給で奉仕する。世界NY I役員の職務遂行の為の出費は、NY I基金の一部として割り当てられる。
4. 世界NY Iの役員は一期以上を奉仕できない。

セクション2 選挙

1. 世界NY I役員は、世界NY I総会において選出される。選出された役員は、4年間、総会の終了時から次の総会の終了時まで奉仕する。
2. 世界NY I大会時の地域会議は、世界NY Iの役員の候補を選ぶ。会議は、各身分に関して二人までの候補者を選び、会議時に多数決で選出される。役員はそれから各地域会議で選出された候補者の中から大会時に投票によって選出される。
3. NY I会長、副会長が役員を辞職するか、地域の会員から移動するか、義務の怠慢や不適切な行為によって地域NY I実行評議会の3分の2による多数決によって解任された場合には空席が生じる。4年の期間中に、世界NY I実行評議会に空席が生じる場合には、以下のような方法によって、空席は埋められなければならない。
 - a 世界NY I実行評議会の実行委員会は指名委員会として奉仕し、NY I担当の監督に二名ないし二名以上の名前を伝える。
 - b 管轄する監督は、監督局との相談の後、世界NY I実行評議会に承認された候補者を

選出する。

- c 選挙は世界NY I 実行評議会の会員の3分の2の多数決による。

セクション3 責任

1. 世界NY I 会長の責任は以下の通りである。
 - a NY I 主事と、各レベルのNY I・教会の指導者と協力してビジョンを与え指導を行う。
 - b 世界NY I 総会と世界NY I 総会時の会合の司会をする。
 - c 世界中のNY I およびNY I の働きを促進する。
 - d 世界総会の選挙の承認に基づき、ナザレン教会の監督局の一員としてNY I を代表する。
 - e その人の任期の最後に世界総会の一員としてNY I を代表する。
 - f 世界NY I 実行評議会および大会によって割り当てられる義務を実行する。
2. 世界NY I の副会長の責任は以下のものを含む。
 - a 可能な限り、会長と協力し、世界の効果的な青年の働きを実行する。
 - b 世界NY I 大会、世界NY I 実行評議会のすべての会合の正確な記録を保持し、日曜学校部およびNY I 委員会を通じて世界総会へと承認の為に送付する。
 - c 世界NY I 実行評議会の議長としての職務をこなし、いくつかの部と評議会において代理出席者が必要な時には、これを供給し、世界NY I の会長の欠席の場合には、定められた義務を成就する。
 - d 世界NY I 会長の席が空席の時に、会長職の選挙をきりもりし、地域の会長の選挙を援助する。世界NY I 副会長の役員が空席の場合、世界NY I 会長がこの機能を果たす。
 - e 世界NY I 実行評議会および大会によって決められた義務を実行する。
 - f 世界NY I 総会時に、アメリカ地域の新しく選出されたNY I 会長の会合の議長を果たし、NY I 実行評議会に二人のアメリカ人の代表を選出する。

セクション4 有給スタッフ

1. NY I に管轄権のある監督および監督局は、NY I の主事に対して世界NY I 大会時にアメリカ地域の責任を負う。世界NY I 会長の重要性は、付加的な指導性、サポート、NY I の為の代表をつとめることにある。NY I の主事及び世界NY I 会長は、NY I 大会時に管轄権のあるアメリカ地域の監督局およびNY I 実行評議会との相談の上、青年への有効な働きの為にいかに協働できるかを考える。
2. 監督局は、NY I 主事を選出する。その地位に空席がおこる場合、以下の過程をへて選出する。
 - a 管轄権のある監督はNY I 主事の候補者を世界NY I 実行評議会及び監督局と相談して選定する。
 - b 投票は、多数決による承認の為に世界NY I 実行評議会に上申される。投票は、日曜学校部および世界総会の為のNY I 委員会に答申され、多数決によって承認され、最

終的には選出の為に監督局に答申される。

3. 世界NY I 実行評議会は、世界総会後の最初に計画された会合において、管轄権のある監督の候補者の為のNY I 実行評議会の職務上の主事を多数決によって承認する。その人物は、その後、日曜学校部および世界総会の為のNY I 委員会の多数決によって承認され、監督局によって選出される。
4. NY I 主事は、選出された世界NY I の役員として奉仕すべきではない。
5. NY I 主事は、世界NY I 実行評議会、実行委員会、アメリカ/カナダ委員会、他の指定された世界NY I 委員会の職務上の職員として奉仕する。

I I I . 実行評議会

セクション1 構成

1. 世界NY I 実行評議会は、世界NY I 役員、NY I 実行評議会主事、アメリカ以外の地域NY I 会長及びアメリカを代表するアメリカ国内の二人の地域NY I 会長会長からなる。
2. 最大3名の青年会の会員も、また、世界NY I 実行評議会の一員として奉仕することができる。一名は選挙時に12歳から14歳の者を、一名は15-18歳までの者を、1名は19-23歳までの者を含まなければならない。
3. 地域NY I コーディネーターおよびNY I アメリカコーディネーターは世界NY I 実行評議会として職務上奉仕する。他の必要とされた選定された人物は、実行評議会の被選挙人として奉仕する。
4. すべての世界NY I 実行評議会の会員は、NY I およびナザレン教会の会員でなければならない。

セクション2 選挙

1. 地域NY I 会長は、世界NY I 総会時の地域会議において多数決により選出され、総会時に多数決によって承認される。少なくとも二名の名前が各地域の候補とならなければならない。世界NY I 大会に出席している選出された多数決が困難な状況がある場合、世界NY I 総会の前、6ヶ月以内に、地域NY I 実行評議会、地域主事（可能ならば）世界NY I 実行評議によって承認された場合、郵便/電子投票によって投票が行われなければならない。
2. 一年奉仕した職務上の地域NY I 会長会長は、投票による地域NY I 実行評議会によって推薦され、地域会議、大会の3分の2の多数決によって承認された場合、諾、非諾の投票によって選出することができる。
3. アメリカの2名の地域NY I 会長が、世界NY I 実行評議会に奉仕する為に世界NY I 総会時に多数決によって決定されなければならない。少なくとも、三名の候補者が、退職する世界NY I 副会長の議長によって司会が行われるアメリカ地域NY I 会長の臨時会議の時に選挙で指名しなければならない。

4. 世界NY I 大会時の様々な地域会議は世界NY I 実行評議会の為に、青年の会員の候補者を指名する。会議は、各役職に付き、二名までの候補者を会議の多数決によって指名する。実行評議会の会員は、提出された候補者の中から大会時に投票によって選出される。誰も一期を超えて、青年会員として奉仕できない。
5. 世界NY I 実行評議会の会員は、次回の世界総会の終了時まで奉仕する。
6. 世界NY I 実行評議会の会員が、その地位から辞任するか、義務の怠慢や不適切な行為によって世界NY I 実行評議会の3分の2による多数決によって削除された場合、または、NY I 会長が住居や教会籍をその地域から移すか、地域NY I 実行評議会から別の地区へ移った場合、空席が生じる。全体の青年会員に空席が生じる場合には、世界NY I 実行評議会は、指名委員会の議決する立場にある実行委員会によって候補となる2名以上の中から多数決によって選出しなければならない。4年の間に地域NY I 会長の役員に空席が生じる場合、地域は新しい会長を以下の要領で選出する。
 - a 地域NY I 実行評議会の特別会議が可能な場合、投票の目的で会合が招集される。世界NY I 副会長によって指名される地域NY I 指名委員会は少なくとも、二名の候補者を3分の2の多数決によって選挙によって選出しなければならない。世界NY I 副会長または彼および彼女が指名する指定者、地域主事（可能な場合）はこの特別会議の議長となる。
 - b 特別会議が実際的でない場合、世界NY I 副会長は郵便、電話、電子の手段によって投票を行う。
 - c 世界NY I 実行評議会のアメリカの二人の地域NY I 会長、アメリカNY I 副会長は郵便の多数決の投票によって補充される。

セクション3 責任

1. 世界NY I 実行評議会は、NY I 主事およびNY I スタッフと協力し、世界NY I の計画と行事の成立過程を設立し、NY I のより有効な青年の働きに示唆と支援を与える。これはNY I に管轄権のある監督および監督局の承認のもと行われる。このNY I の働きの計画、行事、青年をキリストに導くための働き人は、NY I 主事および世界中のNY I 指導者達によって促進されなければならない。
2. 世界NY I 実行評議会は効果的な青年の働き、計画、行事の支持の為に、NY I の使命とビジョンに一致する形式でフォーラムを計画しなければならない。
3. 世界NY I 実行評議会は、NY I のスタッフの効果的の地域、部会、各個教会レベルの代表の為に伝達経路を明確にしなければならない。実行評議会の会員は、世界NY I 実行評議会および国際ナザレン青年会事務局の代わりに地域、部会、各個教会と連絡をとらなければならない。
4. 世界NY I 実行評議会は、4年に一度の世界NY I 大会の計画と管理を援助しなければならない。
5. 世界NY I 実行評議会は、日曜学校部と協力して、日曜学校の青年の部分について、知

恵を与える手助けをし、青年の日曜学校教師、指導者に対して世界的に訓練を受けることができるようにし、登録数や出席者数の発展を促す。

6. 世界NY I 実行評議会は、監督局を通して供給されたNY I 事務室の年間予算および支出に評価を与える。
7. 世界NY I 実行評議会は、NY I の行事やパートナーシップを通して供給された基金の支出を指示し、これに評価を与える。これは、管轄権のある監督の承認による。

セクション4 委員会

1. 実行委員会は、選出された、世界NY I 役員、NY I 主事、実行評議会の多数決によって選出された3人の会員からなる。実行委員会は、全体会議を招集することが現実的でなく不可能な場合、世界NY I 役員実行評議会の議事を行う。実行委員会のすべての議決は、残りの委員に伝えられ、次回の会合において全体会議の承認事項になる。
2. 世界NY I 実行評議会は、その働きを前進させる特別の働きを設立することもできる。
3. NY I アメリカ/カナダ委員会は、一年に一度協力的な働きと特別行事を計画し、アメリカおよびカナダの委員として働くNY I スタッフと協力しながら促進され、アメリカおよびカナダの青年の働きを進展させるために労する。アメリカ/カナダ委員会は、すべてのアメリカおよびカナダの地域NY I 役員実行評議会の地域NY I 会長、ナザレン学生リーダーシップ連盟の学生が協力して議長となり、NY I アメリカ/カナダのコーディネーター、世界NY I 役員実行評議会青年委員、アメリカおよびカナダに居住する世界中の役員、他の青年会員、NY I アメリカ/カナダ委員会によって必要とされる指導者により構成される。アメリカ/カナダNY I 役員実行評議会の議事委員会の役員は、地域NY I 会長（アメリカ、カナダ）の多数決によって選出される議長、副議長、書記を含む。この委員会で働く職務上の世界NY I 会長およびNY I 主事は世界中のNY I とこの働きを調整する。アメリカ/カナダ委員会は年ごとに世界NY I 実行評議会に報告書を作成する。

セクション5 有給スタッフ

1. NY I 主事は、監督局の監督の下にあり、日曜学校とNY I 委員会に報告する。世界NY I 実行評議会はNY I のための管轄権のある監督にこれらの義務を修正することを推薦することもできる。
2. NY I 主事は、世界NY I 実行評議会との相談の上、アメリカとカナダに割り当てられた者も含みNY I の有給スタッフの責任を指定する。世界NY I 実行評議会とNY I 役員スタッフは、互いに協力して働く。
3. NY I 主事は、管轄権のある監督及びアメリカ/カナダNY I 委員会と相談の上、NY I アメリカ/カナダ委員会のコーディネーターを指定する。アメリカ/カナダのコーディネーターはNY I アメリカ/カナダ委員会と協力、一致して共に働く。
4. アメリカとカナダ以外の地域NY I コーディネーターはNY I 実行評議会、NY I 主事、地域NY I 主事と協力、一致して働く。

5. NY I 主事は世界NY I 会長として奉仕してはならない。

IV. 会議

セクション1 世界NY I の会合

1. 青年に効果的な働きを供給する為、世界NY I の働きは、礼拝、教育、訓練、交わり、伝道の様々な働きを包含する。世界NY I の指導者達は、地域、部会、各個教会のNY I の指導者と協力し、世界的に働きを計画し、特別なグループと関わりを持ち、地域の会員が増すようにする。そのようにしてナザレン教会の青年の働きは、効果的になる。
2. 世界NY I の指導者とスタッフは、NY I に効果的な働きの為の人材として各レベルにおいて包含される。

セクション2 世界NY I 評議委員会の会合

1. 世界NY I 実行評議会は、NY I の使命とビジョンを前進させるために毎年会合を持つ。会合は総監督局の年次会合と関連して計画される。
2. 世界NY I の役員およびNY I の主事は、NY I に管轄権のある監督と相談して必要に応じて特別な会議を招集する。

セクション3 世界NY I 総会時の大会

1. 4年に一度の世界NY I 大会は世界中において青年の働きを前進する為に霊的なセッションを供給する。世界NY I 大会において報告が受領され、指導者が選出され、NY I の働きに関連する法的な業務が処理される。
2. 監督局は会議の期間の長さや日時を世界NY I 実行評議会から総会プログラム委員会に対して推薦を受け取り決める。世界NY I の役員、NY I 主事、NY I のスタッフ、コーディネーターが、世界NY I 実行評議会の援助のもと、大会を監督する。
3. 世界NY I 大会のすべての代表者は、ナザレン教会の会員またはナザレン青年会の会員であり、世界NY I 大会の開催時に12歳以上でなければならない。付け加えて、各部会NY I の代表は、大会時に彼および彼女が居住する部会の会員でなければならない。
4. 世界NY I 大会は、世界NY I 役員および大多数の会員、NY I 主事、実行地域役員（3人以内）、地域、アメリカ/カナダNY I コーディネーター、分野、国家、部会のNY I コーディネーター、以下の部会NY I の代表からなる。
 - a NY I の会員が1,000人以下の会員は、以下の代議員を送ることができる。
 - 1) 世界NY I 大会時に奉仕している部会NY I の会長
 - 2) 長老、執事、部会の免許をもった一名の牧師
 - 3) NY I 指導において活動している世界NY I 大会時に23歳以上の信徒代議員および
 - 4) NY I で活動している世界NY I 大会時に12から23歳までの青年代議員
 - b さらに、部会は牧師の代議員、信徒代議員、12—23歳までの青年代議員を1,500人に付き一名、またはあるいは最終の1,500人会員（751-1,499人）から一人を派遣することができる。

- c 部会代表のサイズは、世界NY I大会の直前の暦年のNY I 会員報告に基づいて決定する。
- d すべての部会代議員は、世界NY I大会の18ヶ月以内または旅行ビザや付加的な準備が必要な場合は24ヶ月以内に、部会NY I大会において多数決投票のよって決定する。代理の代議員は、他の投票によって選出された複数票の中から、第1代理、第2代理、第3代理等々、受領された投票の数によって決定される。代議員と代理は世界NY I大会以前の12月31日に選出されなければならない。
- e ナザレンの大学、神学校の学生会長も、自分の属する機関の代議員として奉仕することができる。彼、および彼女が出席不可能な場合、学生自治体によって選出された代表が代理の代議員となることができる。
5. 組織されたNY Iがない場合（部会NY Iの大会）、世界NY I大会の代議員は、部会の集会によって選出されたNY I 会員の中の一名の代議員によって構成される。代議員が、大会の前に辞退する場合には、部会諮詢委員会は資格のある代議員を指定することができる。
6. 世界NY I大会時にはしきり棒を、NY I大会の投票時に参加する選出された代議員を確定する為に設置することができる。投票は、この手段が必要な場合にはいつでも行うことが可能である。
7. 各地域の会議は、世界NY I大会開催中に行われ、地域NY I 実行評議会、地域主事、地域NY I コーディネーター（可能な場合）、地域から選出された部会NY I の代議員から構成される。

会員数	代議員数	会員数	代議員数
4-1,750	3	4,751-6,250	12
1,751-3,250	6	6,251-7,750	15
3,251-4,750	9	7,751-9,250	18

V. 職務

セクション1 伝道

ナザレン青年会(NYI)は、世界レベルにおいて青年をキリストに導くための様々な、継続する行事を発展させ、促進する。;

セクション2 弟子化

ナザレン青年会は、世界レベルにおいて、青年が個人的なデボーション、礼拝、交わり、職務、キリストに他者を導くことにおいてキリストの弟子として成長するように養育し挑戦する。

セクション3 指導者の成長

ナザレン青年会は、世界レベルで青年をキリストと主の教会の為の指導者として整え、備えるために、継続的な働きと特別行事を発展させ、促進する。

VI. 修正

セクション1 条項

1. ナザレン青年会憲章及び世界牧会計画は世界レベルにおけるNY Iの組織、機能、指導性を規定する。世界NY I総会は、NY I憲章および世界的な牧会計画を、提出された議題に即して世界中の青年の働きの必要に応じる形で修正することができる。世界的な牧会計画の修正は、NY I憲章とナザレン教会のマニュアルに一致してなされなければならない。
2. NY I憲章および世界牧会計画によって包含されていない範囲は、世界NY I実行評議会およびNY I主事の権威のもとで行われる。

セクション2 問題解決の議案の提出過程

1. 世界NY I実行評議会は、NY Iの主事と協力して世界牧会計画およびナザレン青年国際憲章を提出された議案を通して立案し、布告する。
2. 部会NY I大会実行評議会、地域NY I実行評議会、世界NY I実行評議会または少なくとも、6名の世界NY I大会への支給を受けた代議員は、これらの議案を提出することができる。議案は、解決策を示す形式でなければならず、既述の締め切りまでに受領されなければならない。
3. NY I役員は世界NY I総会の年の世界NY I実行評議会の30日以前までにすべての議案を受領しなければならない。
4. 議案は、世界NY I大会以前にNY I大会に文書の形式で配布されなければならない。
5. 議案は、第1に、地域NY I実行評議会、及び地域NY I実行評議会によって各地域から指名された二名以内のNY I代議員によって、考慮されなければならない。この議案は、各団体の多数決によって受領され、承認を推薦し、大会時に考慮される。
6. 議案は、出席している3分の2の多数決によって承認され、世界NY I総会時に投票される。
7. 国際ナザレン青年会憲章、世界牧会計画のすべての承認された変更は、世界NY I総会の90日以降効力を発揮する。修正された文書は、効力を発するまで文書の形で配布されなければならない。

第2章

811. 国際ナザレン宣教会

第I条 名 称

本会の名称は国際ナザレン宣教会（NMI）と称する。

第II条 目 的

本会の目的は、以下の通りである。

- 教会全体を積極的に宣教事業に参加させ、心を合せた祈りと全世界が救いを必要としているという認識に導き、ナザレン教会の宣教地についての広範な知識を得させる。
- ナザレン教会の宣教地に関する情報を促進する。
- 神より委託された宣教事業に対して子どもや青年が心を開き、子ども、青年、成人が進んで献身してゆくように激励し奮起させる。
- 共に、全世界にイエス・キリストの御国を拡張するため、本会憲章にうたわれている条項に従って基金を集める。

第III条 構 成

セクション1 各個教会

各個教会の国際ナザレン宣教会（NMI）は、各個教会の組織であり、各個教会のナザレン宣教会実行評議会により牧師および役員会と協力して働かなければならない。

各個教会の(NMI)は、NMI(例えば日曜学校のクラス、子ども会、青年会、各部会、特別な宣教強調の焦点等)の目的をさらに深めるためにグループを形成し活動する。そのようなグループおよび役員会の指定/選挙は、牧師および、関連ある尊敬する指導者の承認のもと、NMI 実行評議会によって権限を与えられる。

セクション2

部会のナザレン宣教会(NMI)は、（ ）部会の組織であり、理事長、部会諮詢委員会、他の関連する指導者と協力して、NMI 実行評議会により運営される。

（ ）部会の領域の中にあるすべてのNMI の組織は、部会NMI を構成する。

セクション3 全般

全体のナザレン宣教会(NMI)は、ナザレン教会の組織でなければならず、全体NMI 実行評議会、世界宣教局、監督局の世界宣教委員会、管轄権のある理事長と協力して運営していかなければならない。

全ての部会および各個教会のNMIの組織が全体NMIを構成する。それはナザレン教会にとって補助的なものである。

第4条 会員

国際ナザレン宣教会（NMI）を支持するナザレン教会のすべての会員は、各個教会のNMIを構成する会員である。

1. 子どもや青年会を除き、議決権および役職への被選挙権は15歳以上の者に限られる。
 2. この憲法に述べられない限り、「会員」とは教会の会員であるNMIの会員を意味する。
- B. ナザレン教会の会員でなくても、NMIを構成の目的を支持する者は、NMIを構成する準会員となることができる。

第5条 実行評議会および役員

セクション1 各個教会の実行評議会

A. 目的：各個教会の実行評議会は、各個教会の国際ナザレン宣教会（NMI）の目的を促進させなければならない。

B. 構成

1. 実行評議会は、4人の役員から成る。会長、副会長、書記、会計。
2. 実行評議会の会員は、宣教教育、リンクス（LINKS=Loving Interested Nazarene Knowing and Sharing、祈祷と断食、宣教の召命、アラバスター、宣教師の健康援助、ワーク&ウィットネス、世界宣教放送、広報、ナザレンコンパッションナイトミニストリー、子どもたちのための宣教、青年宣教または/および各個教会によって必要とされる他に強調する働きに責任を持つ。支部の議長は、各個教会の実行評議会の会員でなければならない。実行評議会の会員は一つの立場以上を兼務できるが、一票のみを投じることができる。
3. 実行委員会は牧師（職務上）、NMIの役員、他の二名の実行評議会の会員から構成される。
4. 他の部会NMI 実行評議会の会員は、各個教会のNMI 実行評議会の承認により、実行委員会の会員となる。

C. 任命、選挙、指名、空席

1. 任命方法：実行評議会は、NMIの3名以上7名以内により構成される指名委員会によって推薦されるものとする。牧師は指名委員会を指名し、指名委員会の議長として奉仕する。すべての候補者はナザレン教会の各個教会のNMI会員でなければならない。
2. 選挙：役員および、少なくとも二人の付加的な実行評議会の会員は年次総会において選出され、選挙後の教会歴の最初の日に奉仕を開始する。もし各個教会が、教会の基金をNMIの金銭も含めて処理する一人の会計のみを持ち、教会役員会によって選出されるならば、その人物は各個教会のNMI 実行評議会の会員実行評議会会員実行評議会のす

べての権利と義務において、各個教会によって、別の人物が特定されない限り、職務上の会計となる。

a 会長

- (1) 指名委員会は、会長候補として、1名もしくはそれ以上の者を指名しなければならないが、それは、教会役員会の承認事項である。
- (2) 現職の会長は、指名委員会によりその投票方法が提案され、牧師により承認されるならば、「諾」「否諾」の投票により再選することができる。
- (3) 会長は出席した正会員による投票の過半数をもって選出され、一年ないし二年の教会年度で奉仕するかを投票する。NMI 実行評議会および牧師は奉仕期間を推薦することができる。

b 残りの役員は一年ないし二年の間の奉仕期間、投票によって選出される。期間の長さはNMI 実行評議会および牧師、以下の方法によって推薦される。

- (1) 複数投票または
- (2) 指名委員会によってそのような投票が推薦され、牧師によって承認された場合には諾/否諾投票によって。

c 付加的な実行評議会会員は、一年間の奉仕であるが、

- (1) 特別な責任に対して、または
- (2) 責任は後に決定されるものとして実行評議会全体において選出される
- (3) 実行委員会によって選出される。

d 部会の代表に対する代議員および代理は超過得票数 ((最高得票者と次点者との得票差))によって年次総会において決定される。代理者は別の投票によって選定されるか、各個教会の実行評議会の推薦によって代議員と同じ投票によって選出される。(代議員の人数に関しては憲章 VI セクション 2, A3 を見よ)

3. 指名：牧師との相談によって、付加的な実行評議会の会員は、教会年の一年間奉仕するように実行委員会によって選出され、指名が行われた新しい教会年度の最初の日から奉仕する。

4. 空席

- a 会長：会長に欠員が生じた場合には、実行委員会は会長候補として1名もしくはそれ以上の者を教会役員会の承認によって指名しなければならない。本会の月例会において、出席している NMI 正会員の投票により、過半数をもって補充しなければならない。
- b 他の実行委員会の会員：実行委員会は、一人または数人を指名する。選挙は各個教会のNMI 会員の通常の会合、または招集された会合による複数票による投票によって行われる。もし各個教会に統一された会計が存在するならば、空席は役員によって埋められなければならない。
- c 他の実行評議会の会員：実行委員会は、指名により空席を補充する。

D. 実行評議会会員の義務

1. 会長

- a 各教会のNMIの働きに指示を与える。
- b NMIの特別な会議、通常の会議の司会をつとめる。
- c 選挙や実行評議会の議決によって、割り振りされていない強調点を促進し、代議員の責任をつとめる。
- d 実行評議会と教会役員会の承認によって各教会のNMIの働きの年次予算を準備する。
- e 年ごとに各教会のNMIの働き実行評議会、教会年次会議、各教会の牧師、部会のNMI書記に対して文書による報告を提出する。
- f 教会役員会、日曜学校教師会、部会NMI大会、部会年会の職務上の会員として奉仕する。牧師の配偶者が各教会の会長として奉仕する場合、副会長が会長職として教会役員会に出席する。

2. 副会長

- a 会長が不在の場合、会長のすべての義務を遂行する。
- b 各教会のNMI実行評議会によって割り当てられた他の分野で奉仕する。

3. 書記

- a NMIの応答を指示し、統計を保ち、議事録を作成する。
- b NMI会員の完全な名簿を保持する。

4. 会計

- a 集められ、支出されたすべての基金の正確な帳簿を作成する。
- b すべての献金が、適宜に、指定された会計に支出されることを確認する。
- c 実行評議会を準備し、可能な場合は、各教会の会計の為にすべての報告を備える。

5. 実行委員会

- a 付加的な実行評議会の会員を指名するか実行評議会の空席を満たす。
- b 実行評議会の会合間の職務を処理する。
- c 年次会議の間に空席が生じた場合に、一名なし複数名の候補をあげる。

6. 他の実行評議会会員

- a 強調点を促進し、それらが割り当てられている責任を促進する。(NMIハンドブック)

セクション2 部会実行評議会

A目的：部会実行評議会は、部会の中のナザレン国際宣教会の目的を促進する。

B構成：

1. 実行評議会は4人の役員からなる。会長、副会長、書記、会計。

2. 実行評議会の会員は、宣教教育、LINKS、祈祷と断食、宣教への召命、アラバスター、宣教師の健康ケア、ワーク&ウィットネス、世界宣教放送、広報、ナザレンコンパッションナイトミニストリー、子どもの宣教、青年宣教、代理任命、NMIゾーンとエリアのコーディネーター、また部会実行評議会によって必要とされる強調点に責任を持つ。
3. 実行委員会は部会理事長、NMIの実行評議会役員、他の二人の実行評議会の会員からなる。

C 指名、宣教、約束、空席

1. 指名 実行評議会は、NMIの5名以内の会員によって指名される。部会実行委員会は、指名委員会を指名する。部会理事長は、部会会長の指名の委員会の議長として奉仕する。部会理事長の承認によって、部会NMI会長は、他の候補者の姉妹委員会の議長として奉仕する。すべての候補者は彼らが仕える部会の各個教会のナザレン教会のNMI会員でなければならない。
2. 選挙：会長および少なくとも4名の会員は、その内の一名は副会長として指名されるが、部会年次総会において投票によって選出される。（これら4名の実行評議会の立場には、秘書、会計は含まない。（第V条セクション2, C.2.c）を見よ。奉仕期間は、大会の1年ないし2年である。大会年度は、部会大会の終了時から次の部会年会の終了時までとする。

a 会長

- (1) 指名委員会は、現在在職中の会長をもう一年候補とする場合を除いて少なくとも2名以上の名前を会長職として提出しなければならない。
- (2) 在職中の候補者は、部会実行評議会によってそのような投票が推薦され、理事長によって承認された場合、諾、非諾の投票によって再選できる。
- (3) 会長は、後継者が選ばれるまで1年ないし2年の大会期間、出席者の3分の2の投票によって選出される。部会NMI実行評議会および部会理事長は、奉仕期間を推薦しなければならない。

b 副会長は以下の中の一つの方法によって選出される。

- (1) 特別な責務の為に役員として提出される二名から
- (2) 実行評議会によって決定される特別な実行評議会の地位について実行評議会全体を対象に選出する
- (3) 指名委員会および理事長の承認によって、承認、非承認の方法によって

c 書記、会計は投票によって以下の方法で選ばれる。

- (1) 部会年会において、指名委員会の推薦および理事長の承認によって、選挙は一年ないし二年間の年会期間に諾/非諾の投票によって行われる。
- (2) 指名委員会の推薦と理事長の承認によって新しく選出された部会の実行評議会によって。指名委員会の推薦と理事長の承認によって選挙は諾/非諾の方法

によって一年ないし二年間の期間に対して行われる。

- (3) もし部会に、NMIの金銭も含めて財政を取り扱う統一された会計が存在するならば、その人物は、部会実行評議会によって別の人物が指名されない限り、部会NMI実行評議会のすべての権利と義務において、職務上のNMI会計となる。

d 3人の実行評議会の会員は、役員に加える形で、実行評議会によって決定され、1年から2年の年会期間において責任を負う。指名委員会および理事長は奉仕期間の長さを推薦することができる。

e 実行評議会の付加的な会員は、NMIのゾーンやエリアのコーディネーターも含めて以下のように選出される。

- (1) 特別な責任の為に選出される。もしくは
- (2) 実行評議会によって後に決定されるという形で、その責任遂行の為に実行評議会全体から選出される。
- (3) 実行委員会によって選出されるか、実行委員会によって決定される様に部会実行評議会によって選出される。

奉仕期間は1年ないし2年間でなければならない。指名委員会および部会理事長は奉仕期間の長さについて推薦することが出来る。

f 青年の代表

- (1) 部会の大会において部会評議委員会の為に、1名ないし2名の青年会員を投票によって選出する。
- (2) 新しく選出された部会実行評議委員会は部会実行評議会に対して、1名以上2名以下の青年委員を選出する。
- (3) 指名は部会ナザレン青年会中央委員会の推薦による。
- (4) 奉仕期間は1年の大会期間でなければならない。

g 役員以外の2名の実行委員会の会員は、投票によって、部会実行評議会によって一年の大会期間または後継者が選出されるまで奉仕しなければならない。

h 全体会議への代議員および代理者は、投票によって、部会大会時に選出されなければならない。代理者は別の投票に選出されるか、同じ投票によって代議員として部会実行評議会の推薦によって選出されなければならない。(第V I章、セクション 3.A.3.bを代議員の数及び選出時に関しては参照せよ)

3. 任命：部会理事長との相談によって、実行評議会の付加的な会員は、実行委員会または実行委員会によって選出された部会実行評議会によって指名されなければならない。

4. 空席：

a 会長：実行委員会は、2名を候補とすることができる。選挙は、出席し投票する部会実行評議会の過半数投票によってなされなければならない。選出された人

物は、次回の部会年会の終了時まで奉仕する。

- b 他の実行評議会の会員：実行委員会または部会実行評議會は、指名によって空席を埋めることができる。新しく指名された実行評議会の会員は、次回の部会大会の終了時まで奉仕する。
- c 統一の会計：もし部会が統一された会計を持っている場合、空席は部会諮詢委員会によって埋められなければならない。

D 実行評議会員員の義務

1. 会長

- a NMI の働き、実行評議会の働きを部会において指示する。
- b 部会実行評議會、実行委員会、部会大会のすべての会合において司会を行う。
- c 選挙や実行評議会の議決によっては、割り当てられていない、すべての強調点の責任を促進し、遂行する。
- d 部会財政委員会によって承認する年次予算を準備する。
- e 毎年の部会NMI大会、全体NMI実行評議会に、地域代表として文書による報告を行う。
- f 部会諮詢委員会、日曜学校委員会、部会NMI大会、部会年会の職務上の会員として奉仕する。

2 副会長

- a 会長が欠席の場合、会長の義務を遂行する。
- b 部会NMI実行評議会によって割り当てられた他の分野で奉仕する。

3 書記

- a NMI との連絡を指揮し、すべての議事会の議事録を記録する。
- b 各個教会のNMI会長に対して報告書を年ごとに送付する。
- c 部会会長、全体NMIディレクター、部会実行評議會代表、世界宣教地域の為に、可能な場合はNMIプログラムコーディネーターの為に統計を作成し、年次報告を行う。

4 会計

- a 集められ、支出されたすべての基金の正確な帳簿をつける。
- b 時宜にかなった方法で、指定された会計に基金を送付する。
- c 部会の実行評議会に規則的な項目の報告を作成し、部会大会に向けて年次報告を準備する。
- d 部会NMI会計帳簿の年次監査として、適切な部会の人材を用意する。

5 実行委員会

- a 付加的な部会の会員を指名し、実行評議会の空席を埋める。
- b 実行評議会の会合間の事務を処理する。
- c 年次会合の間に空席が生じる場合、会長職の為に二名の候補をあげる。

6 他の実行評議会の会員

- a わりあてられた責任と強調を促進する。(NMIハンドブック)

セクション3

A目的：全体NMI 実行評議会は国際ナザレン宣教会の目的を促進する。

B構成：

- 1 全体主事、全体会長、各地域からの代表からなる。
- 2 実行委員会は、全体主事、全体会長、副会長、二人の他の会員からなる。
- 3 世界宣教局の主事は、全体実行評議会及び実行委員会の会員でなければならない。

C 指名、選挙および空席

1 全体主事の指名と選挙

- a 全体主事は、管轄権のある監督との相談の上、世界宣教局の為に、世界宣教局主事によって指名される。
- b 全体実行評議会は、投票によって過半数の得票により候補となった総主事を承認する。
- c 監督局の世界宣教委員会は投票による過半数の得票によって承認され、監督局に候補者を推薦する。
- d 監督局の理事会は、全体主事を選出する。

2 全体会長の指名と選挙

- a 指名委員会は、全体主事、全体評議会から選ばれる3名の地域代議員、5名の非全体評議会会員からなり、彼らは、実行委員会によって指名される。同地域からの二名の指名委員会の選出は認められない。
- b 総主事は、指名委員会の会長として奉仕する。
- c 委員会は、二名の候補者を提出する。候補者は、監督局によって承認される。
- d これらの候補者から全体大会は投票による3分の2の得票により、全体会長を選出する。
- e 全体会長は、全体会議の終了時から次回の全体会議の終了まで、もしくは彼および彼女の後継者が選出され、資格あると認められるまで奉仕する。
- f 全体会長は、二期以内に奉仕するように制限されている。奉仕期間は、4年間である。もし人物が、会長職の空席を埋めるために選ばれた場合、その人物は、それに続く二期奉仕できる。

3 全体実行評議会の指名と選挙

- a 各部会のNMI 実行評議会は、各地域から、地域委代表として、指名票を、地域代表全体NMI 事務所に1名ないし2名を提出する。
 - (1) これらの人物は、彼らが代表する地域の会員および住人でなければならない。(評議会の会員が、その地域から次回の全体会議の6ヶ

月以前に至るまでその地域から転出する場合、その評議会の会員は、その期間を全うする。)

(2) この案は、その会員の住居が教会員籍のある地域の境界の斜め前に居住している場合はあてはまらない。

- b 各地域会議は、候補者の投票上の名簿から、NMI 全体総会において、投票により二名を選出する。投票の最も多かった者二名が選出されたことを宣言される。しかしながら、二名の代議員は同じ部会からはだすことはできない。もしこのような事が起こった場合には、次点の得票数で選出された者が別の部会によって最高得票となった者と交代しなければならない。
- c 地区会議の地域は、全体評議会に対して代表する一名を、多数決によって選択する。
- d 評議会の会員は、総会大会の終了時から次回の総会の終了時、もしくは、彼らの後継者が選出され、資格を与えられる時まで奉仕する。
- e 奉仕期間は、二期までに限られている。奉仕期間は4年間とする。もし人物が全体総会の会員の空席を埋めるべく選出されるとすれば、その人物は、二期奉仕する権利を持つ。

4. 実行委員会の指名と選出

- a 全体総会は、第1回目の会合で副会長および実行委員会の為に二名の付加的会員を選出する。
- b 選挙は、出席し、投票する者の過半数の投票による。

5. 総監督局へのNMI代表の指名と選挙

- a 全体会議は、ナザレン教会の監督局に対してNMIの代表を二名指名する。
- b 世界総会は、投票によってNMI代表を選出する。

6. 空席

- a もし総会間に全体会長職に空席が生じる場合、新しい総会会長は、管轄権のある監督と相談しつつ、実行委員会により選出された候補者から、全体評議会の3分の2の投票によって選出されなければならない。選出された者は、会長職を次回総会の終了時までつとめる。空席を埋めるための選挙に対する召命に対する疑問は、管轄権のある監督との相談によって、全体総会によって決定しなければならない。
- b もし空席が、総会間において評議会におこる場合、地域に関わる各部会の実行委員会は、地域から一名の者を全体実行委員会に提出するように要求される。全体実行委員会は、これらの候補者名から、二名を候補者として提出する。空席は地域の部会NMI会長によって過半数の投票によって満たされる。空席を埋めるための、召命への疑問は、管轄権のある監督との相談によって、全体実行評議会実行委員会によって決定される。

- c もし、全体主事の空席が生じるならば、同様な過程が、指名と選出において行われる。（第V条セクション3. C. 1）
- d もし、空席が、総会間において、実行委員会に起こるならば、全体評議会は二名のを候補としなければならない。空席は全体MNI評議会の過半数の投票によって満たされる。
- e もし、空席が監督局に対して、NMIの代表に起こる場合、全体実行委員会は管轄権のある監督との相談によって二名の候補を提出しなければならない。全体MNI評議会は、過半数の投票によって全体評議会を選出する。

D. 義務

1. 総評議会の会員

- a NMIの政策とプログラムを発展させる為に総NYI主事と協力する。
- b 彼らが代表する地理的地域の全体プログラムを促進する。
- c 各総評議会の会合においてNMIの働きの報告を提出する。
- d 監督局のNMI代表として総会によって選出される二名の評議会会員を指名する。
- e 地域代表と共に関連する総会によって通過する法令を実行する。
- f 実行委員会に対して副会長一名と他の二名の会員を選出する。

2. 総主事

- a NMIの執行役員として奉仕する。
- b 総評議会と協力し、世界中の部会を通してNMIの宣教の興味を推進する。
- c NMIハンドブックと憲法を解釈する。
- d 全体の局の人材と業務を指導する。
- e NMI出版のすべての主幹編集者として奉仕する。
- f 記録と報告の編集と維持を行う。
- g 年次財政、統計報告を全体評議会、世界宣教委員会、監督局に行う。
- h 監督局の世界宣教委員会の中で承認を得る為に、評議会の各会員に業務の取り扱いの綿密な報告を準備する。
- i 全体評議会との協力によって総会の組織とプログラムを指示する。
- j 世界宣教局により、綿密な財政、統計報告を世界総会のために準備する。
- k 総会の職務上の委員として奉仕する。

3. 総会長

- a 総会評議会、実行委員会、総大会のすべての会合の司会をつとめる。
- b MNIの目的と計画を促進する。

4. 副会長

- a 会長が欠席の場合、会長の職務を行う。

5. 実行委員会

- a 評議会会合間の業務を処理する。
- b 総会間に空席が生じた場合に全体会長の指名を行う。
- c 実行委員会の空席の2名の名前を指名する。
- d 全体会長選挙の為に候補者委員会を指名する。

第6条 会合

セクション1 地域会議

A 月例

月ごとの宣教情報、啓発、祈祷のための1回またはそれ以上の会合がなければならない。

- 1. 会合は、宣教礼拝、宣教的な講話、宣教のレッスン、宣教活動、行事、宣教の現状、NMIを強調するような形式をとる。
- 2. NMI会長と評議委員会は、牧師と協力して各個教会の為に宣教教育と宣教に参画する働きをする。

B 年次

- 1. 年次会合は実行委員会/次年度の教会歴のための評議委員会および部会大会への代議員を選出する部会大会の30日前までに行わなければならない。
- 2. 各個教会の評議会の投票と選出は15歳以上のNMIの会員に限られる。

C 評議会の会合

各個教会の評議会は、少なくとも4ヶ月に一度、各個教会の組織の働きを、計画、報告、評価、情報を与え、啓発し、実行する為に会合を開かなければならない。評議会会員の過半数が定足数となる。

セクション2 部会の会合

A 大会

- 1. 組織に関連する業務を報告し、祈り、情報を与え、啓発し、計画を表明し、実行する為に年次会合を行わなければならない。
- 2. 大会の日時と場所は監督との相談によって部会評議会によって決定され、部会年会の30日以内に行われる。
- 3. 会員
 - a 各部会の会員は職務上の会員または選出された代議員として奉仕することができる。
 - b 大会の職務上の会員は、部会のNMI評議会、部会理事長、各個教会の牧師、フルタイムの有給副牧師、部会諮詢委員会の信徒会員、会期の終了する各個教会のNMI会長および、新しく選出された会長、もし、新しく選出された会長が出席不可能な場合は副会長、NMI評議会の会員、隠退した牧師、隠退した宣教師、自国にいる宣教師、宣教師として指名されたも

の、彼らが奉仕する部会に住む部会の会長でなければならない。

c 各教会から選出された代議員はNMIの会員（15歳以上）でなければならない。選出された代議員は、以下の形式に基づいている。25名以下の各教会のNMIの場合は、2名の代議員（補助会員は除く）。各25名の増加毎に1名の付加的な会員。

4. 出席代議員は定足数を満たすべきである。

B 評議会

部会評議会は、少なくとも2年に一度の会合を年次部会大会間に業務を処理する為に行かなければならない。評議会の過半数が定足数を満たすことになる。

セクション3 総会の会合

A 大会

1. 総会直前に行われる国際ナザレン宣教大会は、組織に関する業務を報告し、祈祷し、情報を与え、啓発し、計画を示す為に行わなければならない。登録された代議委員は定足数として数えられる。

2. 大会の日時と場所は、管轄権のある監督と相談の上決定される。

3. 会員

a 総会の職務上の会員は、総会評議会、世界宣教地域のNMIプログラムコーディネーター、部会NMI会長または部会の会長が行事に参加できない場合、部会副会長がその部会を代表する。さらにフェーズ1のNMIの会長が参加できない場合、部会理事長の承認によって代理を指名することができる。

b 総会への選出された代議員は、以下の形式に則す。1,000人以下のフェーズ3、フェーズ2の部会からは準会員を除いて2名の代表。そして各700名の増加ごとに一名の追加となる。

c 50人以下の各世界宣教地域の為の一人の世界宣教師の代表、または、51人以上の各地域の代表は、各地域の諮詢委員会によって選出されなければならない。

d 代議員は、投票によって総会の16ヶ月前か、旅行ビザや他の通常でない準備が必要な地域においては、24ヶ月前に選ばなければならない。

e 選出された代議員は、投票時に彼および彼女が会員である地域に総会時に居住していなければならない。もし選出された代議員が部会から移動した場合、以前居住していた部会において享受していた特権は無効になる。この条項は、その人物の故郷の住居が会員権のある場所より、道路を隔ててありような場合には適用されない。

B. 評議会の会合

総会は、組織に関する業務を処理するために4年間で少なくとも3回会合をしなければならない。大多数の評議会の会員は投票権を得る。

第VII条 基金

セクション1 各個教会よりささげられた基金

A. 世界宣教基金

1. 世界宣教基金の為にささげられた基金は、全体の会計へと送られなければならない。
2. 世界伝道基金（WEF）は以下の要領で集められなければならない。
 - a 定期的なWEF 献金
 - b イースターおよび収穫感謝祭献金
 - c 予約献金のWEF 扱い分
 - d 祈禱会、断食献金

B. 承認された特別宣教献金

1. 宣教特別献金の為にささげられた機会（アラバスター、世界宣教放送、ナザレン国際援助委員会、代理、宣教健康保険、LINKS、ワーク&ウィットネス、NMI 国際学生奨学金等）がWEF 献金にささげられる。
2. 付加的に承認された特別な宣教は、ナザレン国際本部の適格な人物によって承認され、割り当てられる。
3. 全体のNMI 評議会は全体のレベルからNMI を通してささげられた承認済みの宣教特別献金を承認する。

C. 例外的基金

1. 世界宣教金と承認された宣教特別献金のどの部分も各個教会、部会の為、慈善事業の為に用いられてはいけない。

D. 各個教会の支出

1. 各個教会の献金は各個教会のNMI 評議会によって決定され、教会役員会によって承認されることによってNMI の働きや実行評議会の為に供給されなければならない。
2. 各個教会の支出の一部は部会大会代議員の資質として指定されなければならない。

セクション2 部会によってささげられた基金

A. 部会支出

1. 部会の支出は部会NMI 実行評議会によって決定され、部会財務委員会によって承認されNMI の為に用いられる。
2. 部会支出の一部は世界大会への代議員の支出の為に用いられなければならない。
3. 世界伝道基金および承認された宣教特別献金は、部会支出の為に用いてはならない。

セクション3 報酬

- A. NMI の働きは教会に対しての愛の奉仕でなければならない。各個教会、部会、全体のどのようなレベルにおいても給与は支払われてはならない。ただし、総監督局によって雇われている全体主事は例外である。
- B. 各個教会、部会、全体のレベルにおいても適切な報酬が、評議会の会員の出費に対しては支払われなければならない。

第8条 政策と過程

全体NMI評議会は、NMI の為に付加的な政策、過程、業務記述をNMI 条項と共にハンドブックの中に含まなければならない。

第9条 議会の権威

現在出版されている『ロバートの規則と秩序新版』により、現行の法律、ナザレン教会の憲法、NMI 条項、NMI が適用するであろう秩序と規則と矛盾しない限り、組織は管理される。

第10条 修正

NMI の憲法は、ナザレン国際宣教部の全体会議によって、出席者の3分の2の投票および、監督局の世界宣教委員会の承認によって修正することができる。

第3章

812. 教会学校 (Sunday School) 細則

基本方針

日曜学校部(SSM)の使命は、子どもたち、青年、成人に対して、クリスチャンホーリネスの生涯を送る大宣教命令を実行することにある。

目 的

教会学校 (訳注) の目的は、基本的に3部分から成り立っている。

(A) 神のことばを効果的に教えることにより、生徒達が救われ、全く潔められ、信仰経験に成長するようにすること。

(2) 信者をして、伝道活動、教育活動、救霊活動に参加させることにより、その霊的成長を促進すること。

(3) 教会に属していない人々を調査し、訪問し、会員にし、定例集会に出席するようにさせること。

(訳注) 原文では、すべて「日曜学校」となっている。日曜学校の組織は大幅に変更され、「クリスチャン生活委員会」の下に、「児童部」、「青年部」、「成人部」の3部門に分けられ、それぞれに「校長」がおかれている。従って以下「校長」とあるのは、この3部門のそれぞれの長の意味である。組織全体が含まれる場合は、「教会学校」と訳したが、教会学校全体の長としての校長は存在せず、それに相当するものは「クリスチャン生活委員会」の議長である。この議長の下に各部ごとに指導主事がおかれ、それぞれ各部の校長を指導することになっている。

第I条 会 員

責任事項

各教会は、教会活動に積極的に参加していない共同体のすべての人々に福音をもたらす責任を負う。この使命を支援する為に、以下の3つの項目を維持することが必要である。

A. 活動的な責任あるリスト (登録) (牧師の年次報告、PAR 25行)。これは伝統的な登録者のリストであり、定期的な日曜学校の活動に参加する希望を表明する人々を含む。(第2条、セクション1) 各教師は、自分のクラスに登録しているリストの霊的な状態に責任を負う。

B. 可能性のあるリスト 各教会の日曜学校に定期的に出席する可能性のあるすべての人々を含む。各日曜学校は、定期的な出席ができるように努力する。このリストには日曜日の朝礼拝に出席する人も含む。

C. 拡張リスト (PAR 27行) このリストは、外部の日曜学校の牧会に含まれるすべての人を含む。日曜学校の働き (第2条、セクション2) を見よ。ただし、定期的の日曜学校に出席しない人も含む。

セクション1 以下の働きの参加者は、日曜学校の活動的なリスト (登録者) あるいは可能性リスト、拡張リストを以下のガイドラインに則って含む。

a 乳児科 (PAR 16行) の会員は、両親と一緒に日曜学校には出席していないが、乳児名簿に登録されている4歳未満の幼児とする。乳児名簿の会員は可能性リストに乳児として登録される。

1. 子どもたちは日曜学校の初等科に成長する可能性のある者として登録される。両親はそれに関係する成人科に登録される。
2. 日曜学校校長および、子どもの働きの主事は、牧師と相談の上、各教会年度に乳児科の担当者を指名する。その人物はこれらの家族を訪問し、プログラムの教材を配給するように心がける。
3. 幼児がある程度、定期的の日曜学校に出席するようになれば、彼らは、日曜学校定期出席者相応のクラスのリストへと登録される。
4. もし彼らが4歳になるまでに出席することがない場合には、彼らは乳児リストからは削除され、幼稚科もしくは成人科の可能性リストに登録される。
5. 彼らが定期的に出席しない限りは、可能性リストにとどまる。

b 家庭部: 肉体的にも、適性上、定期的の日曜学校に出席できない者は、活発な責任リストまたは、拡張リストに以下のガイドラインによって登録されなければならない。

1. 日曜学校校長および成人科主事は、牧師と相談の上、毎年の教会年度に家庭部の責任者を指名し、責任者の務めは、家庭を訪問し、日曜学校の授業を毎週行うことにある。
2. 毎週、訪問され、教えられる日曜学校のクラスの人物は、活動的なリストに登録されなければならない、日曜学校の出席に含まれる。(PAR 26行)
3. もし規則的な週ごとの訪問がなく、承認された日曜学校のカリキュラムが教えられていないならば、これらの人物は、拡張 (伝道) リストに登録され、(PAR 27行) 伝道牧会の平均出席リストに数えられなければならない。

C. 養護院/回復期の健康保険機関: 各個教会によって後援された毎週のセッションに出席するこれらのセンターに拘束される住人は、活動的な責任リストか拡張 (伝道) リストに以下のガイドラインによって登録される。

1. その者が、承認された日曜学校のカリキュラムの週ごとの学習に積極的に出席しているならば、彼および彼女は活動的なリストに登録され、(PAR 25行) 平均出席に数えられる。
2. もし住人が週ごとの礼拝に出席しているが、積極的には参加していない場合、も

しくは承認された日曜学校のカリキュラムが教えられない場合、彼、および彼女は拡張（伝道）リストに登録され（PAR 27行）、拡張（伝道）の働きの週ごとの平均出席に数えられなければならない。（PAR 28行）

d 教会型の宣教：各個教会または部会によって後援され、週ごとに、別の場所で、ナザレン教会を組織する為に、少なくとも30分会合を持っているグループは、活発な責任リストに登録すべきである。（PAR 25行）また、後援する教会の平均的通常の日曜学校出席は（PAR 26行）は新しい働きの名前/場所を指定する。

1. 教会型の宣教の出席数は、毎月報告する時は、後援する教会の通常の日曜学校からは分離していなければならない、部会の日曜学校の出席に含まれる。
2. もし各個教会が、教会型の宣教を教会の隣接地に持つとするならば、出席は、名称及び場所を元来の教会地から分離する形で、後援する教会の出席の下にリストを作成し報告しなければならない。もし各個教会が一つ以上の新しい働きを後援とするならば、それぞれの新しい働きの名称と地名を報告しなければならない。
3. 週、月、年毎の総計の出席数は、以下のような例によって羅列される。

定期的な日曜学校出席	125
教会型の宣教（コーポレトヒルズ）	30
教会方の宣教（ブルーバレー）	15
拡張（伝道）の働き	25

4. もし部会や、各個教会が、大規模な教会開拓の状況にあるならば、これらの教会型の宣教は、部会がそのように望むならば、各名称と地名で登録されなければならない。

e 保育/学校 各個教会が後援するナザレン保育/学校（出生から2年次まで）は、活発な責任リスト（登録）または、拡張（伝道）の働きのリストのどちらかに以下のガイドラインによって入れなければならない。

1. もし生徒が、現在のナザレン教会の日曜学校に承認された日曜学校のカリキュラムによって承認されている週ごとの学びに属しているとするれば、彼らは、活発な責任リスト（登録）（PAR 25行）に含まれ、週ごとの平均出席に数えられなければならない。（PAR 26行）
2. もし生徒は週ごとのクラスには出席しているが、承認された日曜学校のカリキュラムが教えられていない場合、彼らは拡張（伝道）リスト（PAR 27行）に登録され、拡張（伝道）リストの週ごとの出席者に数えられなければならない。（PAR 28行）

f 聖書研究/スモールグループ 各個教会の後援のもと、聖書原則を学ぶ目的の為に集会をしているグループは、活発な責任リスト（登録）または拡張（伝道）リストに以下のガイドラインによって数えられなければならない。

1. もしグループが週ごとに、少なくとも30分聖書原則を学び、カリキュラムの承認がある場合、会員は、活発な責任リスト（PAR 25行）に登録され、週ごとの平均日曜学校出席者（PAR 26行）に数えられなければならない。
2. もしグループが承認されたカリキュラムを学ぶために、少なくとも30分の会合をしていなければ、拡張（伝道）牧会リスト（PAR 27行）にいれられ、拡張（伝道）牧会、平均出席（PAR 28行）に数えられる。

セクション2 名前の削除

ひとたび、ある人物が、責任リストに加えられるならば、各個教会は、その人物が教会の交わりに入ってくるまで、積極的にその人物の為に労さなければならない。名前の削除は牧師の承認によってのみ、なされなければならない。

- a 登録者が引越する場合
- b 登録者が別の日曜学校に加わる場合
- c 登録者が特に名前の削除を依頼する場合
- d 登録者が亡くなる場合

第II条 出席者

日曜学校出席者の算出

各個教会における日曜学校出席者数算出の目的は、聖書的メッセージを携えて出て行くその教会の効率性を測るためである。日曜学校のすべての働きは、人々に新生を経験させ、各個教会へと結びつかせることを通して、キリストとの交わりの中に導くことにある。

ある人々は、一つ以上の日曜学校にかかわっていることもあるが、正規の日曜学校出席および拡張（伝道）の働きの出席者においては一名として数えられることが重要である。週日に行われる日曜学校の出席者は、以下の日曜学校の出席として数えられなければならない。

総日曜学校局は、教派における正確な日曜学校の成長を知り、編集する為に、各部会からの責任リストおよび出席表の正確な報告が必要である。

日曜学校の出席は、2つの範疇に分けられる。通常の日曜学校のセッション（PAR 26行）および拡張（伝道）の働き（PAR 28行）の2つである。これらの範疇は、週ごとに各個教会において計算されなければならない。その際、以下のガイドラインおよび1条セクション1によって計算される。

セクション1 通常の日曜学校のセッション。通常の日曜学校のセッションは、毎週、特定の時間と場所で集会を持つ組織されたグループとして定義できる。この会の目的は、聖書の学びの原則を行わなければならない。そのカリキュラムは、各個教会の日曜学校部によって承認された日曜学校のカリキュラムを使用するものでなければならず、計算される人数は、少なくとも30分は聖書の勉強をしている出席者の人数を意味する。通常、日曜学校の週ごとの出席を含む。（PAR 26行）

- a 算出される出席数は、通常の日曜学校の授業時間の半分を過ぎてから行われなければならない。この算出方法は、合同集会、または特別集会の場合も同様とする。
- b 各個教会の日曜学校の登録者は、日曜学校に、各個、範囲、部会、地域、全体等の教会によって後援されたプログラム、たとえば、修養会、集会、キャンプ集会等に出席する場合には、その人が元来、出席している各個教会の教会の出席として計算されない限り、出席者として計算される。少なくとも30分の聖書原則の学びも、この働きに含まれる。
- c すべての通常の日曜学校の授業は、日曜学校の平均出席数の算定に用いられ、その出席は、月ごとに、部会に報告されなければならない。ほとんどの教会にとって、日曜学校の授業数は52である。ある地域においては、天候により、通常の授業が出来ない場所もある可能性も存在する。日曜学校部は、理事長と相談して、例外を有効とするかどうかを決定しなければならない。
- d 国内伝道部、養護ホーム/健康回復センター、健康ケア機関、教会型宣教、ナザレン子ども養育/学校（誕生から2年次まで）、聖書学校/小グループ等も週の平均出席者数および拡張（伝道）の働きに含むことができる。

セクション2 拡張（伝道）の働き。各個教会の拡張、伝道の働きは、拡張（伝道）の働きに数えられる。（PAR 28行）拡張（伝道）の働きの出席は、少なくとも30分聖書研究の学びに参加する者として定義されるが、通常の日曜学校の授業に適合しないものにも含まれる。（第2条、セクション1を見よ）

- a 各個教会で、複数の拡張（伝道）の働きをする教会は、責任リストの統計を合体させることができ、各月に単一の数字を報告する。同様に拡張（伝道）の働きにもあてはめることができる。
- b 拡張（伝道）の働きおよび新規事業は教会年のどの時点でも開始することができるので、年の平均は、働きが行われる区分され、集積された数によって決定される。

第Ⅲ条 クラスおよび科

セクション1 日曜学校は、子ども、青年を年齢や学年に基づいて、クラス分けしなければならない。大人の各クラスは、共通の興味によって分けられる。

セクション2 子ども、青年、大人の年齢層のグループが増加した場合、日曜学校教師会によって指名された責任者によってさらにクラス分けが行われる。

セクション3 各部の長の責任は以下ようになる。

- a .部の中の教師の働きを調整する。
- b .必要な場合に部の会合を行う。
- c .各部の中の教師が必要なカリキュラム、付加的な教材、必要な場合に教材が備わっているかどうかを確保する。
- d .部に必要なカリキュラムおよび教材を注文する
- e .日曜学校教師会の年齢別主事と協力しながら、日曜学校の登録と出席を促進し、特別

な行事を実施する。

- f.部の教師の訓練に必要なものを、教会学校教師会で発表する為に、年齢別主事と協力して示す。
- g.担当する部の正確な登録者および出席者数の記録をとり、すべての欠席者と来会者に対して定期的に連絡をとる。
- h.クラス内の教師と協力し、全体的にクラスが学習するのに魅力的、必要事項が適格に伝わっているかどうかを観察する。
- i.クラス内の代替教師を確保する。

第4条 教師

セクション1 クラスの長と教師は、マニュアル 145.8 に則って年ごとに選ばなければならない。

セクション2 理想は、各教師が一年奉仕することであるが、ある状況の場合、短期間、教師を指名することが望ましい。

セクション3 不健全な教理、軽率な行動、義務の不履行があった場合には日曜学校教師会は教師の職、教師を空席とすることをマニュアル 145.8 に則って宣言できる。

セクション4 すべての日曜学校の教師と代替者は以下のような者でなければならない。

- a.教師会に定期的に出席する。
- b.各生徒、欠席者、来会者に定期的に連絡をとる。
- c.教師としての訓練を受けることに積極的に取り組む
- d.各クラスの交わりの機会を機会あるごとにもつ
- e.教師が、魅力的であり、学びにおいて子どもに適切に伝えることが出来ている
- f.各週に効果的な授業を準備する。
- g.各生徒に救いのチャンスを与えるべく注意を促す

第5条 責任者とその義務

セクション1 日曜学校校長は毎年マニュアル 113.9-13.10,17 に従って選ばなければならない。日曜学校校長の職務は以下の通りである。

- a.牧師の指示に従い、日曜学校の校長となる。
- b.毎月の役員会で日曜学校の働きを代表して出席する。
- c.定期的な教師と奉仕者の会合を計画する。
- d.教師、代理教師、将来の教師の為に訓練の機会を準備する。
- e.日曜学校の責任リストおよび成長キャンペーンの計画をすべての奉仕者に伝達する。
- f.月ごとにゾーンの議長に日曜学校の統計を報告する。
- g.部会と全体日曜学校の働き、機能を啓発する。

セクション2 年齢別の主事はマニュアル 147.1-147.9 に記載されている。

セクション3 日曜学校教師会は、日曜学校の記録を管理する人物を選出しなければならない。彼および彼女は、日曜学校全体の責任リスト（登録）、予期リスト、拡張（伝道）の働きリスト、出席、訪問者、他の統計の正確な記録をとらなければならない。

セクション4 日曜学校教師会は、会計は週ごとの日曜学校の財政の正確な記録をとる為に会計を選出しなければならない。また教師会の指示に従い支出を権威づける。月例報告が校長に対してなされなければならない。

セクション5 日曜学校教師会は、日曜学校のカリキュラムや年齢別の担当者、クラス担当によって要求された教材を注文する。指名される者は、年齢別のクラスにナザレン出版局から受け取るすべての情報を配布しなければならず、校長と牧師の承認後、それらを注文しなければならない。

第6条 管理と監督

セクション1 日曜学校は、牧師の牧会のもとにあり、各個教会の役員会、教師会および、校長、クラス担任の指導性に従うべきである。

セクション2 もしキリスト教教育の常勤者の主事がいる教会が、その人物を日曜学校校長として選出したいと望むならば、その過程は以下の要領で行われる。

a. 各個教会の指名委員会は、教会の年次総会に、次年度は、校長が選ばれないことを報告し、常勤の教師が校長として奉仕することを推薦する。

b. 会衆は、その決定を多数決によって確認する。

c. 常勤の教師が校長になり、キリスト教教育に関して議論する為に教師会に出席するが、投票権はない。マニュアル 160.4

同様な過程が、子ども、成人の牧会主事として奉仕する常勤の有給の援助者に対しても行われる。

これらは、一時的な調整であり、可能な限り早く、信徒の指導者をこれらの立場に訓練し、配置する為に為されなければならない。

セクション3 子ども、青年、成人の為に牧師が雇用された場合、牧師は、役員会、日曜学校教師会、青年評議会と相談の上、子ども、青年、成人の責任を年齢別の牧師に対して割り当てる。その場合、子ども達、青年、成人に対する牧師は、本来、各個教会の主事、NY I 会長、成人科主事の担当である責任を実行する。しかしながら、各個教会の子ども達、青年を代表する者として残る。牧師、子どもたち・青年・成人の為に牧師、日曜学校教師会、NY I 評議会が3つの立場の役割と責任を定義するように協力し、いかにそれらが教会の年齢別の働きに恩恵を与えるかを話し合う。

第7条 大会

セクション1 部会の日曜学校大会 各部会が、年ごとに、靈感、動機、訓練を教会学校

奉仕者に与える為に、日曜学校大会を開催することは重要である。日曜学校の促進は、その大会のハイライトである。

a. 部会 S S M大会の職務上の会員は、部会理事長、すべての牧師、教会を牧会する長老の牧師、承認された部会の伝道師、部会大会委員長、S S M大会の直前までに新しく選出された各個教会の日曜学校校長、成人科主事、部会、N Y I 大会大会会長、すべての各個教会の N Y I 会長、部会 S S M委員会の選出された会員、部会諮詢委員会の信徒会員、部会に籍を持つナザレン常勤キリスト教教育の教師たちを含む。

b. 年次教会の会合において、各個教会の日曜学校は、大会に、付加的な代議員を選出しなければならない。それは、日曜学校の職務者、教師の 25 パーセントに相当する。(PAR 24 行)

c. 部会の S S M理事会は、複数の投票によって 2 倍の候補者が選出されるように、指名委員会として仕える。これらの候補者はナザレン教会の会員でなければならず、日曜学校の働きに積極的に関わっているもので、様々な年齢層（子ども、青年、成人の奉仕者）から選出されなければならない。選出された代議員が出席できない場合、代理の代議員が受理された投票数の順番によって選出されなければならない。

d. 部会 S S M大会の代議員は、部会 S S Mの議長および部会 S S M理事会の選出された会員をマニュアル 239 に従って選出し、4 年に 1 度、世界 S S M理事会総会に代表を送らなければならない。

セクション 2 世界日曜学校大会 総会との関連において、日曜学校部門は世界大会を開催しなければならない。選出された代議員（およびゲスト）は、世界の日曜学校の働きの使命と目的を果たすために啓発、動機づけ、訓練を行わなければならない。

a. 世界 S S M大会への職務上の代表者：部会理事長、部会 S S M議長、子どもおよび成人の働きの部会主事、ナザレン大学、セミナー、主事、日曜学校部のスタッフが含まれる。

b. 各部会は、部会の職務上の会員または部会の日曜学校の職務者と同等の 4 名の付加的な代表を人数の多い方から選出する。

c. 以下のガイドラインが世界 S S M大会代表者の選出において、堅く守られなければならない。

1. 指名委員会は、部会理事長、部会 S S M議長、少なくとも 3 名の部会 S S M議長によって指名された者からなる。彼らは、選出された候補者の 3 倍を選出しなければならない。
2. 部会 S S M大会は、日曜学校の働き（青年日曜学校教師/奉仕者）を含む代議員、代理者を選出しなければならない。これらの選出された者は彼らが選出された領域の活動に関わることになる。選出された代議員の数は職務上の会員の代理者を含む。世界ナザレン国際宣教会への代議員、世界 N Y I 集会への代議員は、3 つの会合が同時に行われるので選出してはならない。
3. 代表者は、投票により、総会の 16 ヶ月以内または、旅行ビザや他の通常でない準備が必要な時は 24 ヶ月以内に選出されなければならない。

4. 可能な限り、半数が信徒、半数が教職、活動している教職、長老、伝道師という同等な人数を選出しなければならない。もし合計された人数が等しくない場合、特別の代表者は信徒でなければならない。
5. 大会時に職務を受け持つ在職中の部会の日曜学校の働きの指導者は、大会の職務上の会員となる。
6. 部会 S S M 大会に出席するすべての選出された職務上の代表者は、全体 S S M 議長大会の代表として投票可能の資格を持つ。
7. 複数投票も選挙には可能である。
8. 選出された代表が参加不可能な場合、代理の代表は投票によって選定される。
9. 世界 S S M 大会の終了時に、各代表は、議長を行うが、彼らは、自分が選出され出席しているナザレン教会の会員でなければならない。(これは、通常の出席教会が部会の線引きラインより通りをはさんだような部会の境界線に住んでいる者には適用されない。)
10. もし部会が、全体 S S M に送る推奨される人数を金銭的にサポートできない場合、できる限り多くの人々を送り出す。
11. 大会に出席する代表は、ナザレン青年会、ナザレン国際宣教部と同等の財政的なサポートを得る。
12. もし、全体 S S M への代議員の選出が、部会 S S M 大会で不可能な場合、代表は、部会の集会において選出されなければならない。

第8条 修 正

本細則は、総本部総会において出席している代議員の投票により、過半数の賛成を得て修正することができる

X I 書式

各個教会

部会

訴状

第 I 章

813. 各 個 教 会

813. 1. 部会年会への薦書（伝道師は毎年行わなければならない）³

- 教会
- 日本部会諮詢委員会は（マニュアル 222.10 に則り） を年会に以下の条項に関して推薦します。
 - 伝道師資格
 - 伝道師資格の更新
 - 助祭の資格の更新
 - キリスト教教育主事資格の更新

職務者資格証明書（マニュアル 402-423）

- C E D キリスト教教育牧師
- E D U 教育（ナザレン教会の教育機関の一つで管理スタッフまたは、教授として奉仕する場合）
- E V R 登録伝道師（旅行をしながら福音を伝える者、リヴァイヴアルを促進し、海外、国内に福音を伝える。）
- M I S 宣教師（監督局によって世界宣教委員会およびアメリカ/カナダ宣教/伝道委員会を通して任命された者）
- P S V - F T または P S V - P T 定住および臨時牧師（副牧師、教会と協力して牧会の役割を担う者、適切な統治、認可、許可機関を通して認められ、承認された者）
- S E R 賛美伝道師、登録された者（彼および彼女の時間を音楽を第 1 の手段として伝道の職務に奉仕する者）
- S P C 超教派伝道（部会諮詢委員会、資格審査委員会により年会の承認を受けて、他に類をみない奉仕を行う）
- S T U 学生
- U 未契約

マニュアル 428. 9, 429. 3 にある按手札の最小限の条件、有給、無給の関係の形成 (160-60. 3) 期における過程を見よ。候補者の職務の歴史を設立し維持することは重要である。

³ この形式は別の推薦にも使用できる。職務者の役割の召命として適切な役割に印をつけて用いよ。

もし、STUまたはU以外のものが示唆された場合、候補者における以前の関係を考えよ。

.....
.....
.....

わたしたちは、.....が、この要請に必要ないっさいの要件を果たしたことを証します。理事会の投票によって、.....月、.....日に、また理事長によって本日.....月.....日

議長.....

書記.....

上申..... 報告..... 配置.....

813. 2. 薦 書

.....は.....ナザレン教会の会員ですが、この薦書を受理せられる方々は、本人を信徒として待遇して下さるようお願い致します。

.....年.....月.....日

牧 師.....

注一この薦書を受けると同時に、本人はそれを発行した教会の会員であることを停止する。

[111. 1]

813. 3. 退 会 状

.....は本日まで.....ナザレン教会の会員でしたが、本人の要求により、この退会状を発行いたします。

.....年.....月.....日

牧 師.....

注一この退会状発行と同時に会員であることは停止する。 [112. 2]

813. 4. 転会状

.....は.....ナザレン教会の良き会員でしたが、貴教会に転会を希望しておりますので、転会状を送付致します。本状を受理せられましたら、その旨お知らせ下さい。

.....年.....月.....日

牧 師.....

注一この転会状の有効期間は3か月である。 [111]

813. 5. 転会受理書

.....は.....年.....月.....日.....

.ナザレン教会の会員として受理されたことをお知らせいたします.

.....年.....月.....日

牧 師.....

住 所.....

813. 6. 伝道師認可状

.....は、その精神と行動がキリストの福音にふさわしく、ナザレン教会が主張している聖書の教理を教えるという条件で、1年間・ナザレン教会の伝道師であることを.....ナザレン教会役員会決議により、認可いたします.

.....年.....月.....日

議 長.....

書 記.....

第 II 章

814. 部会年会

公式の部会書式は、6401 The Paseo, Kansas City, MO 64131-1213 の総会書記より受け取ることができる。

第 III 章

815. 訴状

1 部 教会員の懲戒

2 部 長老の懲戒

3 部 伝道師の懲戒

訴状（の書式）は 6401 The Paseo, Kansas City, MO 64131-1213 の総会書記から入手できる。

第X部 付録

事務所

管理委員会、機関

管理政策

現代の道德、社会問題

第1章 900 監督事務局

901. 監督

ジェームズ・H・ディール ジェシー・ミッテンドルフ
ポール・G. カニングハム ナイナ・G. ガンター
ジェリー・D・ポーター J・K. ウォーリック

名誉総監督、隠退総監督

オーヴェリー・W・ジェンキンス

ウィリアム・M・グレイトハウス

レイモンド・W・ハーン

ジェラルド・D・ジョンソン

ドナルド・D・オーエンス

ジョン・A・ナイト

ジム・L・ボンド

W. タルメイジ・ジョンソン

900.2 総書記

ジャック・ストーン

900.3 マリリン・マクール

国際総本部

6401 The Paseo

Kansas City, MO 64131-1213

U.S.A

第2章

901. 実務理事会、委員会、教育機関

901.1 総監督局

牧師

信徒

アフリカ地域

エマニュエルダヴィデ

スタンレー・ベーブヒ

コーレン・スミス・マガグラ

ジャフェテ・アルバート・マボテ

テモテ・モゴロシ

メシデス・トラヴァレス

アジアパシフィック地域

アンドレ・モイメ

グラアム・シェファード

カナダ地域

D. イアン・フィッツパトリック

ハフ・ハートホーン

カリブ地域

ヴィクター・ジョージ

カルメン・ルイサ・チェコ・アコスタ

ポール・ピュイグ

ウィリアム・H. ウールフォード

中央アメリカ地域

テッド・R・リー

ジョン・Q・ディケイ・Sr.

東中央アメリカ地域

エディー・エステップ

ジェームズ・コウシュナー

東アメリカ地域

ジェシー・E・オーエンス

ジャン・ランナム

ユーラシア地域

ハンス・ガンター・モーン

ポール・D. タラント

メキシコ 中央アメリカ地域

マルコス・ヨエル・ガリシア・ロドリゲス ユアン・アルフォンソ・シエネガ・R

ダニーロ・ソリス

アンナ・マリア・クロッカー・ドウ・ディアズ

北部中央アメリカ地域

エドモンド・ナッシュ

ラリー・マッキンタイヤー

北西部アメリカ地域

ランディ・R・クラッカー

ボブ・ヘルストローム

南アメリカ地域

アマデウ・アパルレシド・テイクセイラ

ハロルド・ミレ・ネヴェス

フラヴィノ・バルバソウラ

オズワルド・クィプス T.

南中央アメリカ地域

デュアン・E・スレーダー ロン・マーサー

南東部アメリカ地域

ラリー・D. デニス チャールズ・デービス
ゲイリー・A・ヘネケー デニス・ムーア

南西部アメリカ地域

ジョン・H・コルボーン ダン・W・スパイト

教育

ジョン・ボーリング ローレン・グレシャム

国際ナザレン宣教会

イウニス・ブルーベーカー

ナザレン青年会

マーク・E. ホルコム

901.2 法廷委員会

デヴィッド・ウィルソン、議長 ダン・ブーン、書記
ジェシー・オーエンス デュアン・スレーダー
ティム・ステアマン

901.3 国際青年会評議委員会

世界NY I 評議委員会

ゲーリー・ハトケ ナザレン青年国際委員会主事
モンテ・シル 議長 (アフリカ、地域コーディネーター)
マーク・ホルコム、副会長 (アメリカ/カナダ、地域議長)
デーブ・ハリス (アジアパシフィック地域会長)
ルドルフ・プレスコット (地域議長)
ティム・エヴァンズ (ユーラシア地域会長)
ジョシュ・ジメネツ・メキシコおよび中央アメリカ (地域会長)
アレクサンドル・セザール・ダ・シルヴァ南アメリカ (地域会長)
エド・ベルツァー、アメリカ/カナダ (地域会長)
ダニー・ダイヤー、アメリカ/カナダ (地域会長)
ポール・コイ、アジアパシフィック (地域コーディネーター)
エドアルド・ドナス、カリブ (地域コーディネーター)
サビリネ・ウィールケ、ユーラシア (地域コーディネーター)
デヴィッド・ゴンザレス、ペレツ メキシコ、中央アメリカ (地域コーディネーター)
テモテ・マケイセン・南アメリカ (地域コーディネーター)

デーブ・カーティス、アメリカ/カナダ地域コーディネーター
ジェニファー・ウィルソン、初期青年会員
ヨハナ・ラジスゼウスキ、後期青年会員
シモン・フィニー、青年、大人青年会員

アメリカ/カナダ評議委員会

ゲーリー・ハートケ 国際ナザレン青年会主事
デーブ・カーティス アメリカ/カナダ地域コーディネーター
マーク・ホルコム 議長 (中央アメリカ)
ダニー・ダイヤー、副議長 (南中央アメリカ)
エド・ベルツァー、初期 (北部アメリカ)
パット・ウィーンズ、カナダ
ロジャー・ボンズ、東中央アメリカ
ジェイムズ・ヘイワード、東アメリカ
ブライアン・スミス、北中央アメリカ
マイケル・ジョンソン、南東アメリカ
チャールズ・ブロードヘッド、南西アメリカ
ジェニファー・ウィルソン、初期青年代表
カリッサ・ウルメット、 後期青年代表
シモン・フィニー、 青年成人代表
管轄権のある監督 (アドヴァイザー)

901.4 ナザレン国際宣教会の全体評議員

ダニエル・D・ケッチュム博士：総主事
ユーニス・ブルーベーカー師：会長
エスター・リビシ：アフリカ地域
ラクエル・ファウスト：アジアパシフィック地域
エリザベス・ウォル：カナダ地域
ジェニファー・ブラウン：カリブ地域
キャロル・テチャウ：中央アメリカ地域
スー・コール・イースト：中央アメリカ地域
ジェラルディン・ペリー：東部アメリカ地域
フィリップ・ウェザーリル：東部アメリカ地域
スラ・アナ・クロッカー・ドウ・ディアズ：メキシコ、中央アメリカ地域
スーザン・ディロー：北アメリカ地域
ボブシェー・ウェザーリル：北部アメリカ地域

マルコス・ヴィンシオ・ペドロサ・メンテリオ：南アメリカ地域

ウェス・ハプナー：南中央アメリカ地域

キャロル・アン・エビー：南西アメリカ地域

セロン・フライバーグ：南西アメリカ地域

ルイ・バッスル博士：世界宣教局長

管轄権のある監督（アドバイザー）

901.5 ナザレン高等教育機関 国際高等教育評議会

アフリカ地域

アフリカナザレン拡張学校：ケニア、ナイロビ

アフリカナザレン大学：ケニア、ナイロビ

ナザレン聖書学校：西アフリカ、コートジボアール

ナザレン教育大学：スワジールランド、マンジニ

ナザレン看護大学：スワジールランド、マンジニ

ナザレン神学大学：スワジールランド、シテキ

ナザレン神学大学：南アフリカ共和国、ハニーデュー

ナザレン中央アフリカ神学大学、中央アフリカ、リロングウェ、マワウイ

ナイジェリアナザレン神学大学、西アフリカ、ナイジェリア、アクワイボム州、アバク

モザンビーク神学セミナー：モザンビーク、マピェト

アジア、太平洋地域

アジアパシフィックナザレン神学大学：フィリピン、マニラ

インドネシアナザレン大学：インドネシア、ジョグジャカルタ

日本基督教短期大学：日本、千葉市

日本ナザレン神学院：日本、東京都

韓国ナザレン大学：韓国、清州、長南市

ルソンナザレン神学大学：フィリピン、バギオ市

メラネシアナザレン聖書大学：パプアニューギニア、ハゲン山

ナザレン看護大学：パプアニューギニア、ハゲン山

ナザレン神学大学：オーストラリア、クィーンズランド、ソーンダイク

南太平洋ナザレン神学大学：フィジー、スバ

南東アジアナザレン聖書大学：タイ、チェンマイ、メーター

台湾ナザレン神学大学：台湾、ペイトー

ヴィサヤナザレン聖書大学：フィリピン、セブ市

カリブナザレン大学：トリニダード、サンタクルズ

ハイチナザレンセミナー：ハイチ、ペチオンヴィレ

ドミニカナザレンセミナー：ドミニカ共和国、サントドミンゴ
キューバナザレン神学セミナー：キューバ、シウダッド、ハバナ

ユーラシア地域

C I S 教育センター：ロシア、モスクワ
東地中海ナザレン聖書大学：レバノン、ベイルート
ヨーロッパナザレン大学：スイス、ブシゲン
ナザレン看護訓練大学：インド、マハラストラ、ワシム
ナザレン神学大学：英国、マンチェスター
南アジアナザレンインド、カルナタカ、バンガローレ

メキシコ、中央アメリカ地域

ナザレン聖書学校：ガテマラ、コバン
アメリカナザレンセミナー：コスタリカ、サンホゼ
A・C・メキシコナザレンセミナー：メキシコ、メキシコ市。D. F
ガテマラナザレン神学セミナー：ガテマラ、ガレマラ市

南アメリカ地域

ブラジルナザレン大学：ブラジル、カピナス
ナザレン神学機関：ブラジル、カピナス
ナザレン聖書機関：ペルー、アマゾナス、バグアヒナ
ナザレン神学セミナー：ペルー、チラヨ
ボリビアナザレン神学セミナー：ボリビア、ラパス
デルコノナザレン神学セミナー：アルゼンチン、ブエノスアイレス
スダメリカノナザレン神学セミナー：エクワドル、キト

アメリカ/カナダ教育機関

カナダナザレン大学カレッジ：カナダ、アルバータ、カルガリー
イースタンナザレンカレッジ：アメリカ、マサチューセッツ、クインシー
ミッドアメリカナザレンユニバーシティ：アメリカ、カンサス州、オレイサ
マウントバーノンナザレンユニバーシティ：アメリカ、オハイオ州、マウントバーノン
ナザレンバイブルカレッジ：アメリカ、コロラド州、コロラドスプリングス
ナザレンセオロジカルセミナー：アメリカ、ミズーリー州、カンサスシティ
ノースウェストナザレンユニバーシティ、アメリカ、アイダホ州、ナンパ
オリベットナザレンユニバーシティ：アメリカ、イリノイ州、ブルボナイス
ポイントロマナザレンユニバーシティ：アメリカ、カリフォルニア州、サンディエゴ

サザンナザレンユニバーシティ：アメリカ、オクラホマ州、ベッサニー
トレベッカナザレンユニヴァーシティ：アメリカ、テネシー州、ナッシュビル

第3章

902. 管理政策

902.1 年金

総監督局および教会の機関は、年金受給者の死によって、年金として贈与されたものが、適切で有効な財産とされるまでは、年金の贈与物を使用することは禁じられている。そのような贈与物は、土地の司法によって、信託基金として受け取られた基金において注意深く投資されるべきである。(2005)

902.2. 借金

どのような機関も、抵当に依拠して借財をしてはならない。抵抗は、資産とは認められない。(2005)

902.3 聖書協会

(1) 承認された聖書協会

ナザレン教会は、聖書は神の書かれた啓示であるとする立場であり、聖書は、イエス・キリストに新しい人々を勝ち取る唯一の効果的な要素であると信じる。聖書がさらに必要であるとの観点から、以下のような解決案が考えられる。

第1に、総会は世界中の聖書協会の働きに協力的でなければならない。

第2に、世界にある聖書協会を注目しつつ、特に今日、クリスチャンの生活において、聖書が本質的なものであることを喚起する。

第3に、総会は、選任された、総会書記、日曜学校主事および他の代理人が、ニューヨーク市の聖書ハウスで12月が行われる聖書協会の年次諮詢委員会に4年間連続して出席する権利を認める。

(2) 聖書協会への献金

承認事項、ナザレン教会は、12月第2日曜日はこの重要な出来事を知らせ、各国の聖書協会への献金をするように奨励する。選ばれた聖書協会は、世界の聖書連盟の(正、協力)会員または、会員協会の不在会員でなければならない。部会によって指名された他の聖書協会の場合は、献金に対して協力するように努力が払われなければならない。(2005)

記：スコットランドのナザレン教会は、スコットランドの国歌聖書協会に寄付している。英国の教会は英国および外国聖書協会に、カナダの教会はカナダ聖書協会に送付している。アメリカの教会は、アメリカ聖書協会を援助する為に、教派の本部 6401 The Paseo, Kansas City, MO 64131-1213 に送付している。

902.4 劇

我々の学校、大学で劇の過剰な使用の危険性があった場合には以下のように解決する。実演は注意深く制限され、健全なクリスチャン経験に導く霊的な実践を行うようにする。

(1997)

902.5 マニュアル編集の為の解決法

以下のように解決すべきである。マニュアル編集委員会の会員は、監督局によって指名され、マニュアル編集委員会を構成する。そして以下のように解決する。

マニュアル編纂委員会は、マニュアルの変更について26回世界総会の決議の記録に示されている葛藤する供述を調和させる権利を保有する。現代のマニュアルの編集上の変更は、意味を変更することなく、言語の修正をし、新しく採択された事柄に対する変更を行う。

マニュアル編纂委員会は、明解に理解された言葉や表現を、混乱する言語や表現を修正し、章だて、節、部、マニュアルの他の編集を、第26回総会で決議された議決に基づいて編集する権利を有する。

さらに、マニュアルのすべての翻訳の監督は、マニュアル編纂委員会の責任である。(2005)

902.6 マニュアル編纂の評価

再考慮されない付録部分の第3章および第4章において残っている3期分の事項については、総会の考察の結末に基づいて総会の適切な委託委員会に差し戻ししなければならない。

(2001)

902.7 委員会の地位

特に限定されていない目的の為に創設された特別委員会は、次の総会時に閉鎖される。

(2005)

902.8 総会の業務 (2005年代議員ハンドブックより)

解決と嘆願

規則26：部会年会、部会年会によって権利づけられた委員会、地域評議会、監督局、認識された局、公式の理事会、委託、全体のナザレン宣教国際大会、世界ナザレン青年大会、総会の5人または6人の会員は以下の規則に則り、総会の考慮に解決や嘆願を提示する。

- a 解決と嘆願は総会書記によって指定されるタイプで作製された複製を用意しなければならない。
- b 提示される各決議案と嘆願は、提示しようとしている代議員の名前と団体を含めなければならない。
- c 教会マニュアルの変更に関する提案は文書の形で提出され、マニュアルの項と章が示され、承認されたテキストの変更がなされなければならない。
- d それらの文書は、総会前の12月1日以前に書記にマニュアル37と305に一致して、マニュアルハンドブックに掲載される為に、差し戻される委員会に提出されなければならない。

規則27：後の差し戻しへの解決案と嘆願 総会の承認、総会によって考慮される他の事項の決議案、嘆願、考慮は、差し戻しの為の立法権の委員会の為に、6月1日以前に書記に提出されなければならない。直前に会議を行う全体/世界大会を除いて、これは適用される。

規則 28 : マニュアル変更 総会によって採択された決議案はマニュアルの規定と一致してマニュアル編纂委員会に提出されなければならない。

902.9 会員の制限 世界教会理事会

以下の委員会は兼任してはならない。全体評議会、ナザレンセオロジカルセミナリー（アメリカ）理事会、ナザレンバイブルカレッジ理事会（アメリカ）（2001）

902.10 歴史的場所、建造物

部会および地域総会は、歴史的な重要なものを、地域と歴史的な場所内において選定することができる。歴史的建造物と認められる為には、その場が歴史的な重要なものとして、建設されて、少なくとも50年は経過していなければならない。選定される為には、歴史的建造物はが原初の建物や構造を満たしていなくてもよい。総会書記は、新しく指定された歴史的建造物を書記に報告し、動議が提出され、情報や歴史的場所の重要性が伝えられなければならない。

部会、地域集会は、総会に対して、歴史的建造物として教派にわたって指定するように場所を指摘するように依頼することができる。指名は、前もって指摘された歴史的場所に限定される。候補を調査する為には、選任された監督や委員会は、総会において考慮される前に共に協力すべきである。

総会書記は歴史的場所、建造物の登録を保ち、適切に広告すべきである。(326.2)(1997)

第4章

903. 今日の道徳、社会問題

903.1 器官贈与

ナザレン教会は、リビングウィルや信頼関係に基づいた、ドナー/受領者間における解剖学的観点からも正しい器官の贈与を支持する事に、個人的に反対しないように推奨する。

さらに、私たちは、道徳的にも倫理的にも、受領する資格のある者が、公平に器官を受け取ることができるように訴えたい。

903.2 差別

ナザレン教会は、すべての人に対してあわれみをもって接する歴史的立場を長年保持していった。神はすべての人々の創造主であり、すべての人は、一つの血をもつ者として創造されていることを信じる。

私たちは、各個人は、人種、色、性、信条にかかわらず、投票権、教育やすべての公共機関に対する平等なチャンス、法律の前に平等を持ち、平等な機会を個人の能力に応じて、仕事上の差別、経済的差別から自由にされることを信じる。

私たちは教会において、人種的理解と調和を促進する教育プログラムを継続し、強調するように要請する。私たちは、ヘブライ12章14節の聖書の御言葉が、ナザレンの群れの指標となることを望む。私たちは、ナザレン教会の各個人が、すべての人が、教会及びすべての共同体の中にある生き方に参与するという、キリスト者としての目標を獲得する為に、謙遜に、他者に対する個人的な態度や行動を精査することを奨励する。

私たちは、私たちの教理である心と生活のホーリネスを強調する。私たちは、人種間、異なった性を持つ者同士において、心が完全なイエス・キリストへの服従において満たされることを願い、キリスト教の本質が、神を心を尽くし、魂を尽くし、精神を尽くして愛し、自分と同じように隣人をも愛することであると信じる。(2005)

903.3 力のない者に対する虐待

ナザレン教会は、その出版物や教育的情報を通して、どのような年齢、性においても虐待を止めるように奨励している。

ナザレン教会は、教会の権威のもとにある者は、力のない者に対する性的な不適切な行為や虐待のあらゆる形式に対して禁じるという歴史的立場を再確認する。ある者を信頼と権威の立場につかせる時に、その人物の過去の行動は、その人物の未来の行為を判断する信頼すべき示唆となるものであることを信じる。信頼と権威の立場にある者が、過去に、力のない者に対する性的不適切な行為や虐待をおこなった場合には、将来において様々な行為を妨げる対抗策がとられない限り、その立場を保留しなければならない。罪責ある人によって悔い

改めがなされても、その言葉が、一定の期間、態度の変化があり、そのような行為が二度と起こらないと観察されるまでは、それが将来の間違った行為を引き起こすことを克服すると考えることはできない。

903.4. 貧しい人への責任

ナザレン教会はイエスの弟子たちが、この世界の貧しい人々に対して特別な関係を持つように命じられたことを信じる。キリストの教会は、第1に質素であるべきであり、富と浪費からは自由であり、第2に、貧しい人々を配慮し、彼らに、食事、衣類、住居を与えることを命じられている。神は、貧しい人、抑圧された人、自分の力では語れない人々と一体となり、彼らを助けられる。同様に、私たちも、また貧しい人々の立場となり、彼らと連帯し、神の慰めを受けた者として、慈善を施さなければならない。貧しい人々への憐れみの行為は慈善行為を為し、チャンスを与え、平等、正義をもたらす事を含む。私たちは、さらに、キリスト者の貧しい人への責任は、愛によって働く信仰を求める各信仰者にとっては本質的なものであることを信じる。

最後に、キリスト教の聖性は、貧しい人への働きを分離できず、キリスト者を個人の完全を超えて召し出し、より正義があり平等な社会および世界へと実現するものであることを信じる。聖性は、信仰者を世界の人々の絶望的な必要から隔離するのではなく、私たちの持つ手段を通して、そのような必要を緩和し、他者の必要と我々の欲望が均衡を持つように奉仕することを意味する。

(出エジプト23章11節、申命記15章7節、詩編41篇1節、82章3節、箴言19章17節、21章13節、22章9節、エレミヤ22章16節、マタイ19章21節、ルカ12章33節、使徒言行録20章35節、第2コリント9章6節、ガラテヤ2章10節)

903.5 女性の働き

ナザレン教会は、女性が神の与えた霊的賜物を神の為に使用する権利を支持し、女性が、長老職や執事の職務も含めてナザレン教会の職務に選ばれ任命される歴史的な権利を持っていることを支持する。

キリストの贖いの業の目的は、神の創造を墮落から解放することの意味する。「キリストにある」者は、新しく造られた者である。(第2コリント5章17節) この贖いの共同体において、どのような人間も社会的立場、人種、性において劣っているとみなされてはならない。(ガラテヤ3章26-28節)

テモテに対するパウロの示唆(1テモテ2章11-12節)やコリントの教会(第1コリント14章33-34節)には明確な逆説があるのを認めつつ、私たちはこれらの章句が女性の霊的指導性への参加を促す箇所(ヨエル2章28-29節、使徒2章17-18節、21章8-9節、ローマ16章1, 3, 7節、フィリピ4章2-3節)と矛盾し、ウェスレアンホーリネスの伝統の霊性と実践を侵犯するものであると信じる。聖書に示される神の性質

は、イエス・キリストの人格の中に啓示されている。(2001)

903.6 教会と人間の自由

私たちの偉大なクリスチャン遺産が、理解され、保護されていることを認識しつつ、私たちの民の政治的、宗教的自由は、神の創造および個人の良心の神聖さとしての人間の尊厳の聖書的概念に基礎を置くものであることを信じる。我々は、教会の民がこれらの聖書的概念を支持する適切な活動に参画し、この価値ある自由に対する脅威に対して警戒するように奨励する。

これらの自由は、常に危険にさらされており、それ故に、政府のあらゆるレベルにおける公式の職務に人々を選ぶ時には、これらの原則を信じる人々を選任すべきできあり、神に対して忠実であり、公衆の信頼を実践する人物を選出すべきである。さらに、我々は、特別な配慮が必要な宗教的グループにより、これらの原則の侵犯されることに対して抵抗する。

教会の役割は、預言者的であること、常に人々に「正義が国を高揚させる」(箴言14章34節)ことを思い出させることである。(2005)

903.7 戦争と軍隊

ナザレン教会は、理想的な世界の状態が平和であり、キリスト教会は、その影響力を発揮して、あらゆる手段を通して、世界中の国家が平和であるように模索し、その機関を通して平和のメッセージを伝えることが義務であることを信じる。しかしながら、我々は邪悪な力や哲学がキリスト教の理想と矛盾するような世界に住んでおり、国家の緊急事態が起こり、理想、自由、存在を守るために戦争が起こる可能性があることも事実である。

このことが平和に寄与する一方で、ナザレン教会は、クリスチャンの最高の忠誠は神に向かってなされるものであり、会員の良心を戦争時に軍隊に加わるような良心に限定しようとは考えない。しかし、個々のクリスチャンが、市民として、キリスト教信仰とキリスト教生活様式を一致させるように奉仕することが重要であることは言うまでもない。

我々はまた、キリスト教の教えや地球の平和を希求するキリスト者の希望が増大するにつれて、どのような軍隊形式に対しても、良心的反対を唱える人が存在することを容認する。それ故に、ナザレン教会は、会員が、軍隊への従軍を、認識された非闘争的な宗教組織と一致して免除を受けたり、考慮をしつつ、良心的な戦争反対を唱えることも可能であると主張する。

ナザレン教会は、総会書記を通して、ナザレン教会の会員が、良心的拒否を記録する為の登記簿官を設置しなければならない(2005)

903.8 創造

ナザレン教会は創造の聖書的な説明(初めに神は天と地を創造された 創世記1章1節)を信じる。我々は、世界や人間への神不在のいかなる説明にも反対する。しかしながら、教

会は、生物学の有効なすべての科学的証明や自然現況を受け容れる。なぜならば、神が創造者であると信じるからである。(第1章1, 第5章1, 第7章) (2005)

903.9 聖霊によるバプテスマの証拠

ナザレン教会は聖霊が新生および続けて起こる、信仰による心のきよめ、全き聖化の証人であり、聖霊によって満たされることによって、それが起こることを信じる。

我々は全き聖化の一つの聖書的証拠、聖霊に満たされることは、使徒15章8-9節にある原罪からの解放を、信仰によってきよめられる箇所に発見できるを確信する。「人の心をお見通しになる神は、わたしたちに与えてくださったように異邦人にも聖霊を与えて、彼らをも受け入れられたことを証明なさったのです。また、彼らの心を信仰によって清め、わたしたちと彼らとの間に何の差別をもなさいませんでした。」そして、この清めは聖なる生活における聖霊の実が現れることによって起こることを信じる。「これに対して、霊の結ぶ実は愛であり、喜び、平和、寛容、親切、善意、誠実、柔和、節制です。これらを禁じる掟はありません。キリスト・イエスのものとなった人たちは、肉を欲情や欲望もろとも十字架につけてしまったのです。」(ガラテヤ5章22-24節)

特別な、証拠なしの肉体的な証拠や「祈りの言葉」を聖霊によるバプテスマの証拠として確証することは、教会の聖書的、歴史的な立場とは反するものである。(1997)

903.10 ポルノ

ポルノは社会の道徳を傷つける悪である。人間の尊厳を引き下げる印刷物、視覚的なものは、結婚の神聖さの聖書的見解および性の全体性に反するものであり、憎悪すべきものである。

我々は、神の像に創造され、ポルノは男女や子どもの尊厳を引き下げ、利用し、虐待するものである。ポルノ産業は欲望によって動機づけられるものであり、家庭生活の敵であり、暴力による犯罪、心を汚し、肉体を汚辱するものである。

神を創造主、贖い主としてほめたたえることにより、合法的な手段を使ってポルノに反対し、悪の中に陥っている者に対してキリストを宣べ伝えるように積極的に努力すべきである。(1997)

903.11 キリスト者の衣服の健全さ

公衆の場所において不適切な衣類が増加していることを鑑み、我々の民にホーリネスの表現として健全な衣類をまとうことを奨励し、公衆の場所におけるあらゆる時間において、クリスチャンの健全な洋服を奨励する。

903.12 麻薬濫用

ナザレン教会は、社会的な悪として麻薬濫用に強く反対する。教会員は積極的でよく目立

つ役割をもち、アルコール濫用に関する教育に参加し、アルコール飲料が、キリスト者の経験と聖なる生活とは一致しないことを奨励する。

903.13 アルコールの反公共化

ナザレン教会は、アルコール消費の公共販売へ反対することを支持する。我々は、市民、労働者、業務、専門、社会、自発的な機関や組織が「アルコール文化」を公共の場としないように努力することを要請する。

903.14 たばこおよび広告について

ナザレン教会は、教会員が煙草吸引に対して、健康の危険性および社会悪の視点で反対することを求める。私たちの歴史的な立場は神の言葉に基づいており、私たちの体は生ける聖なる宮と言われている。(I コリント 3 章 16 – 17 節、6 章 19 – 20 節)

たばこ喫煙に反対する我々の立場は、すべての形式において、医学的な証拠によって支持されており、それは社会的、政治的、健康機関からの多くの機関誌が述べるところでもある。それらは、健康の大きな危険をもたらし、結論的に、重大に、永遠に平常な肉体の生理学に反するものである。

我々は、青年が煙草およびその邪悪な類似物であるアルコール飲料の広告に使用されている多額の金額によって影響を受けていることを認める。我々は、煙草、アルコール広告を持つ雑誌、掲示板、ラジオ、テレビの広告に対して禁止を要求する。(2001)

903.15 HIV/AIDS (Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome)

1981年より、我々の世界は、最悪の病気であるHIV/AIDSに直面している。HIV/AIDSの病にかかった人々の必要を鑑み、クリスチャンのあわれみにおいてHIV/AIDSの人々に対する正確な情報を必要とし、キリストの愛と関心をもって世界中のどの国においても被害者に福音をもたらす方法を発見するように、動機づける。(2001)